

平成20年 第2回菊池市議会定例会会期日程表（会期15日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
6月 3日	火	本 会 議	開会宣告・開議・会議録署名議員の指名・会期の決定・議案上程・提案理由説明
6月 4日	水	休 会	議案調査（質疑・一般質問通告締切、正午）
6月 5日	木		議案調査
6月 6日	金		議案調査
6月 7日	土		（市の休日）
6月 8日	日		（市の休日）
6月 9日	月	委 員 会	議会運営委員会
		本 会 議	質疑・委員会付託・一般質問
6月10日	火		一般質問
6月11日	水		一般質問
6月12日	木	委 員 会	（総 務 第1委員会室） 常任委員会（文教厚生 第2委員会室） （建 設 第4委員会室）
6月13日	金		（総 務 第1委員会室） 常任委員会（文教厚生 第2委員会室） （経 済 第3委員会室） （建 設 第4委員会室）
6月14日	土	休 会	（市の休日）
6月15日	日		（市の休日）
6月16日	月		議事整理
6月17日	火	委 員 会	議会運営委員会
		本 会 議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会宣告

平成20年 第2回菊池市議会定例会会議録（目次）

	頁
6月3日（火曜日） 本会議	
1．議事日程第1号.....	19
2．本日の会議に付した事件.....	20
3．出席議員氏名.....	22
4．欠席議員氏名.....	23
5．説明のため出席した者の職氏名.....	23
6．事務局職員出席者.....	24
7．開 会.....	26
8．諸般の報告.....	26
9．開 議.....	26
10．日程第1 会議録署名議員の指名.....	26
11．日程第2 会期の決定.....	26
12．日程第3 議事第2号常任委員の選任について.....	27
13．日程第4 議事第3号議会運営委員の選任について.....	28
14．日程第5 議事第4号議会広報特別委員の選任について.....	28
15．日程第6 議事第5号企業誘致促進特別委員の選任について.....	29
16．日程第7 議案第53号から議案第58号まで上程・説明・質疑・討論・採決...29	
17．日程第8 議案第59号から議案第75号まで上程・説明.....	37
18．日程第9 議案第76号から議案第77号まで上程・説明・質疑・討論・採決...44	
19．日程第10 報告第1号から報告第2号まで上程・報告.....	45
20．日程第11 請願第3号から請願第4号まで上程.....	46
21．日程第12 休会の議決.....	47
22．日程通告 散会.....	47
6月 4日（水曜日） 休 会	
6月 5日（木曜日） 休 会	
6月 6日（金曜日） 休 会	
6月 7日（土曜日） 休 会	
6月 8日（日曜日） 休 会	
6月9日（月曜日） 本会議	
1．議事日程第2号.....	51

2 . 本日の会議に付した事件.....	51
3 . 出席議員氏名.....	51
4 . 欠席議員氏名.....	52
5 . 説明のため出席した者の職氏名.....	52
6 . 事務局職員出席者.....	53
7 . 開 議.....	54
8 . 日程第 1 議長辞任要求の件.....	54
9 . 日程第 2 副議長辞任要求の件.....	54
10. 追加日程第 1 正副議長辞任要求撤回の件.....	55
11. 日程第 3 質疑.....	56
(1) 葛原勇次郎君質疑.....	56
(2) 東 裕人君質疑.....	57
(3) 境 和則君質疑.....	59
12. 日程第 4 委員会付託.....	64
13. 日程第 5 一般質問.....	67
(1) 怒留湯健蓉さん質問.....	67
「新型インフルエンザ対策について」.....	67
市民部長 村山 隆君答弁.....	68
怒留湯健蓉さん再質問.....	69
市民部長 村山 隆君答弁.....	71
怒留湯健蓉さん再々質問.....	71
市民部長 村山 隆君答弁.....	73
(2) 怒留湯健蓉さん質問.....	74
「予防医学の里・きくち」.....	74
企画部長 石原公久君答弁.....	75
怒留湯健蓉さん再質問.....	76
市民部長 村山 隆君答弁.....	77
企画部長 石原公久君答弁.....	78
怒留湯健蓉さん再々質問.....	79
市民部長 村山 隆君答弁.....	81
企画部長 石原公久君答弁.....	81
市長 福村三男君答弁.....	82
昼食休憩.....	83
開 議.....	83

(1) 樋口正博君質問.....	83
「一般質問の答弁について」.....	83
市長 福村三男君答弁.....	84
(2) 樋口正博君質問.....	85
「観光客誘致対策について」.....	86
経済部長 後藤 定君答弁.....	86
企画部長 石原公久君答弁.....	88
樋口正博君再質問.....	88
経済部長 後藤 定君答弁.....	92
企画部長 石原公久君答弁.....	94
樋口正博君再々質問.....	94
建設部長 岡崎俊裕君答弁.....	96
経済部長 後藤 定君答弁.....	97
企画部長 石原公久君答弁.....	97
(1) 松本 登君質問.....	97
「後期高齢者医療制度について」.....	97
市民部長 村山 隆君答弁.....	99
松本 登君再質問.....	100
市民部長 村山 隆君答弁.....	102
松本 登君再々質問.....	103
市長 福村三男君答弁.....	103
(2) 松本 登君質問.....	104
「市組織の統廃合について」.....	104
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	106
松本 登君再質問.....	107
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	108
松本 登君再々質問.....	109
休憩.....	109
開議.....	109
(1) 森 隆博君質問.....	109
「後期高齢者医療制度（長寿医療制度）について」.....	109
市民部長 村山 隆君答弁.....	110
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	110
森 隆博君再質問.....	111

市民部長 村山 隆君答弁.....	112
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	113
市長 福村三男君答弁.....	113
(2) 森 隆博君質問.....	114
「事務機構及び組織の取扱いについて」.....	114
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	115
企画部長 石原公久君答弁.....	116
森 隆博君再質問.....	117
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	118
森 隆博君再々質問.....	118
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	120
市長 福村三男君答弁.....	120
(3) 森 隆博君質問.....	121
「災害対策について」.....	121
建設部長 岡崎俊裕君答弁.....	121
教育長 田中忠彦君答弁.....	122
森 隆博君再質問.....	122
建設部長 岡崎俊裕君答弁.....	123
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	123
教育長 田中忠彦君答弁.....	124
休 憩.....	124
開 議.....	124
(1) 東 裕人君質問.....	125
「収納対策について」.....	125
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	125
東 裕人君再質問.....	126
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	127
東 裕人君再々質問.....	128
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	129
(2) 東 裕人君質問.....	129
「高齢者施策について」.....	129
市民部長 村山 隆君答弁.....	130
東 裕人君再質問.....	131
市民部長 村山 隆君答弁.....	132

(3) 東 裕人君質問.....	133
「後期高齢者医療制度について」.....	133
市民部長 村山 隆君答弁.....	133
東 裕人君再質問.....	133
市民部長 村山 隆君答弁.....	134
東 裕人君再々質問.....	134
市民部長 村山 隆君答弁.....	135
14 . 日程通告 散会.....	136
6月10日(火曜日) 本会議	
1 . 議事日程第3号.....	139
2 . 本日の会議に付した事件.....	139
3 . 出席議員氏名.....	139
4 . 欠席議員氏名.....	140
5 . 説明のため出席した者の職氏名.....	140
6 . 事務局職員出席者.....	140
7 . 開 議.....	142
8 . 日程第1 一般質問.....	142
(1) 泉田栄一郎君質問.....	142
「自主財源確保について」.....	142
企画部長 石原公久君答弁.....	142
泉田栄一郎君再質問.....	143
企画部長 石原公久君答弁.....	144
(2) 泉田栄一郎君質問.....	145
「レジ袋削減運動の啓発拡大について」.....	145
市民部長 村山 隆君答弁.....	145
泉田栄一郎君再質問.....	146
市民部長 村山 隆君答弁.....	147
泉田栄一郎君再々質問.....	147
市民部長 村山 隆君答弁.....	148
(1) 葛原勇次郎君質問.....	148
「菊池市国民健康保険税について」.....	148
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	149
葛原勇次郎君再質問.....	149

総務部長 緒方希八郎君答弁.....	150
葛原勇次郎君再々質問.....	150
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	152
市長 福村三男君答弁.....	152
(2) 葛原勇次郎君質問.....	153
「放送について」.....	153
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	153
葛原勇次郎君再質問.....	153
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	154
休 憩.....	154
開 議.....	154
(1) 坂本昭信君質問.....	154
「企業誘致について」.....	154
企画部長 石原公久君答弁.....	155
坂本昭信君再質問.....	155
企画部長 石原公久君答弁.....	156
市長 福村三男君答弁.....	156
坂本昭信君再々質問.....	157
企画部長 石原公久君答弁.....	157
(2) 坂本昭信君質問.....	158
「防災について」.....	158
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	159
坂本昭信君再質問.....	159
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	160
坂本昭信君再々質問.....	160
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	160
昼食休憩.....	160
開 議.....	160
(1) 栃原茂樹君質問.....	161
「下水道事業について」.....	161
建設部長 岡崎俊裕君答弁.....	161
栃原茂樹君再質問.....	161
建設部長 岡崎俊裕君答弁.....	164
栃原茂樹君再々質問.....	164

市長 福村三男君答弁.....	165
(2) 栃原茂樹君質問.....	166
「七城ドーム及び七城ふれあいプラザについて」.....	166
経済部長 後藤 定君答弁.....	166
市民部長 村山 隆君答弁.....	167
休憩.....	168
開議.....	168
市民部長 村山 隆君答弁.....	168
栃原茂樹君再質問.....	169
経済部長 後藤 定君答弁.....	170
休憩.....	171
開議.....	171
市民部長 村山 隆君答弁.....	171
休憩.....	171
開議.....	171
市民部長 村山 隆君答弁.....	171
経済部長 後藤 定君答弁.....	171
栃原茂樹君再々質問.....	171
経済部長 後藤 定君答弁.....	172
休憩.....	173
開議.....	173
(1) 坂井正次君質問.....	173
「指定管理について」.....	173
市長 福村三男君答弁.....	174
坂井正次君再質問.....	175
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	175
(2) 坂井正次君質問.....	176
「企業誘致について」.....	176
企画部長 石原公久君答弁.....	178
坂井正次君再質問.....	178
市長 福村三男君答弁.....	179
(3) 坂井正次君質問.....	179
「広域消防について」.....	179
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	180

(4) 坂井正次君質問.....	181
「市民の健康増進について」.....	181
市民部長 村山 隆君答弁.....	181
坂井正次君再質問.....	183
市民部長 村山 隆君答弁.....	183
休 憩.....	183
開 議.....	183
(1) 森 清孝君質問.....	183
「市の財政白書について」.....	183
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	183
森 清孝君再質問.....	185
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	185
(2) 森 清孝君質問.....	186
「新しい公会計への取り組みについて」.....	186
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	186
森 清孝君再質問.....	187
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	187
森 清孝君再々質問.....	188
市長 福村三男君答弁.....	189
9 . 日程通告 散会.....	190
6月11日(水曜日) 本会議	
1 . 議事日程第4号.....	193
2 . 本日の会議に付した事件.....	193
3 . 出席議員氏名.....	193
4 . 欠席議員氏名.....	194
5 . 説明のため出席した者の職氏名.....	194
6 . 事務局職員出席者.....	194
7 . 開 議.....	196
8 . 日程第1 一般質問.....	196
(1) 奈田臣也君質問.....	196
「観光客の動向について」.....	196
経済部長 後藤 定君答弁.....	197
企画部長 石原公久君答弁.....	198

(2) 奈田臣也君質問.....	198
「観光客誘致対策の実態について」.....	198
経済部長 後藤 定君答弁.....	190
企画部長 石原公久君答弁.....	190
奈田臣也君再質問.....	201
経済部長 後藤 定君答弁.....	202
(3) 奈田臣也君質問.....	202
「菊池市観光振興対策の基本について」.....	202
経済部長 後藤 定君答弁.....	204
奈田臣也君再質問.....	204
経済部長 後藤 定君答弁.....	205
奈田臣也君再々質問.....	205
経済部長 後藤 定君答弁.....	206
(4) 奈田臣也君質問.....	207
「外郭団体等に対する補助金等の支出について」.....	207
経済部長 後藤 定君答弁.....	208
奈田臣也君再質問.....	209
経済部長 後藤 定君答弁.....	210
休 憩.....	210
開 議.....	210
(1) 隈部忠宗君質問.....	210
「本市の活性化について」.....	210
経済部長 後藤 定君答弁.....	211
教育長 田中忠彦君答弁.....	212
隈部忠宗君再質問.....	213
経済部長 後藤 定君答弁.....	213
教育長 田中忠彦君答弁.....	214
隈部忠宗君再々質問.....	214
経済部長 後藤 定君答弁.....	215
教育長 田中忠彦君答弁.....	215
(2) 隈部忠宗君質問.....	216
「本市の農業活性化について」.....	216
経済部長 後藤 定君答弁.....	216
隈部忠宗君再質問.....	217

経済部長 後藤 定君答弁.....	218
昼食休憩.....	219
開 議.....	219
(1) 木下雄二君質問.....	219
「水迫地区の活性化策について」.....	219
市民部長 村山 隆君答弁.....	220
木下雄二君再質問.....	221
市長 福村三男君答弁.....	222
木下雄二君再々質問.....	224
市長 福村三男君答弁.....	225
(2) 木下雄二君質問.....	226
「市道整備について」.....	226
建設部長 岡崎俊裕君答弁.....	226
(3) 木下雄二君質問.....	226
「市の活性化について」.....	226
企画部長 石原公久君答弁.....	227
木下雄二君再質問.....	228
企画部長 石原公久君答弁.....	228
(1) 外村国敏君質問.....	230
「携帯電話リサイクルと中小の利用状況について」.....	230
教育長 田中忠彦君答弁.....	231
市民部長 村山 隆君答弁.....	231
外村国敏君再質問.....	232
教育長 田中忠彦君答弁.....	233
外村国敏君再々質問.....	234
教育長 田中忠彦君答弁.....	235
(2) 外村国敏君質問.....	235
「防犯青色回転灯について」.....	235
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	236
外村国敏君再質問.....	236
総務部長 緒方希八郎君答弁.....	237
(3) 外村国敏君質問.....	237
「無料妊婦検診について」.....	237
市民部長 村山 隆君答弁.....	237

外村国敏君再質問.....	238
市民部長 村山 隆君答弁.....	239
(4) 外村国敏君質問.....	239
「障がいの字の変更について」.....	239
市民部長 村山 隆君答弁.....	240
外村国敏君再質問.....	240
市民部長 村山 隆君答弁.....	241
9 . 追加議事日程.....	242
日程第 1 議事第 7 8 号 上程・説明・質疑・委員会付託.....	242
10 . 日程通告 散会.....	244
6 月 1 2 日 (木曜日) 常任委員会 (総務・文教厚生・建設)	
6 月 1 3 日 (金曜日) 常任委員会 (総務・文教厚生・経済・建設)	
6 月 1 4 日 (土曜日) 休 会	
6 月 1 5 日 (日曜日) 休 会	
6 月 1 6 日 (月曜日) 休 会	
6 月 1 7 日 (火曜日) 本会議	
1 . 議事日程第 5 号.....	247
2 . 本日の会議に付した事件.....	248
3 . 出席議員氏名.....	249
4 . 欠席議員氏名.....	250
5 . 説明のため出席した者の職氏名.....	250
6 . 事務局職員出席者.....	250
7 . 開 議.....	252
8 . 日程第 1 各常任委員長報告.....	252
・総務常任委員長報告.....	252
・文教厚生常任委員長報告.....	254
・経済常任委員長報告.....	256
・建設常任委員長報告.....	256
委員長報告に対する質疑.....	257
(1) 東 裕人君質疑.....	257
(2) 坂井正次君質疑.....	259
(3) 奈田臣也君質疑.....	260

討 論.....	263
採 決.....	263
9 . 日程第 2 委員会閉会中の継続審査並びに調査について.....	265
採 決.....	266
10 . 追加議事日程 (第 5 号の追加 1)	266
日程第 1 議事第 7 9 号 上程・説明・質疑・討論・採決.....	266
日程第 2 議事第 8 0 号 上程・説明・質疑・討論・採決.....	267
日程第 3 議案第 8 1 号から議案第 8 5 号まで上程・説明・質疑・討論・採決...	268
日程第 4 報告第 3 号から報告第 1 1 号まで上程・報告.....	270
日程第 5 意見書案第 2 号 上程・説明・質疑・討論・採決.....	282
日程第 6 意見書案第 3 号 上程・説明・質疑・討論・採決.....	283
日程第 7 意見書案第 4 号 上程・説明・質疑・討論・採決.....	284
11 . 閉 会.....	285

平成20年第2回菊池市市議会定例会

議事日程 第1号

平成20年6月3日(火曜日)午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議事第 2号 常任委員の選任について
- 第4 議事第 3号 議会運営委員の選任について
- 第5 議事第 4号 議会広報特別委員の選任について
- 第6 議事第 5号 企業誘致促進特別委員の選任について
- 第7 議案第53号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成19年度菊池市一般会計補正予算)
- 議案第54号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成19年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算)
- 議案第55号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(菊池市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例)
- 議案第56号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(菊池市税賦課徴収条例の一部を改正する条例)
- 議案第57号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 議案第58号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成20年度菊池市一般会計補正予算)
- まで一括上程・説明・質疑・討論・採決
- 第8 議案第59号 菊池市まちづくり交付金評価委員会条例の制定について
- 議案第60号 菊池市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第61号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第62号 菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第63号 菊池市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第64号 菊池市集会所条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 6 5 号 菊池市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6 6 号 菊池市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6 7 号 菊池市小集落改良住宅条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6 8 号 菊池市単独住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6 9 号 平成 2 0 年度菊池市一般会計補正予算
議案第 7 0 号 平成 2 0 年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算
議案第 7 1 号 平成 2 0 年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算
議案第 7 2 号 平成 2 0 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算
議案第 7 3 号 平成 2 0 年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算
議案第 7 4 号 菊池市公共下水道菊池市浄水センターの建設工事委託に関する基本協定の締結について
議案第 7 5 号 指定管理者の名称変更に伴う再指定について

まで一括上程・説明

- 第 9 議案第 7 6 号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
議案第 7 7 号 熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

- 第 1 0 報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書について
報告第 2 号 専決処分の報告について

まで一括上程・報告

- 第 1 1 請願第 3 号 「国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書」を求める請願
請願第 4 号 後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書の提出に関する請願書

まで一括上程

- 第 1 2 休会の議決



本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定

- 日程第3 議事第 2号 常任委員の選任について
- 日程第4 議事第 3号 議会運営委員の選任について
- 日程第5 議事第 4号 議会広報特別委員の選任について
- 日程第6 議事第 5号 企業誘致促進特別委員の選任について
- 日程第7 議案第53号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成19年度菊池市一般会計補正予算)
- 議案第54号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成19年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算)
- 議案第55号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(菊池市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例)
- 議案第56号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(菊池市税賦課徴収条例の一部を改正する条例)
- 議案第57号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 議案第58号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成20年度菊池市一般会計補正予算)

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

- 日程第8 議案第59号 菊池市まちづくり交付金評価委員会条例の制定について
- 議案第60号 菊池市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第61号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第62号 菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第63号 菊池市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第64号 菊池市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第65号 菊池市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第66号 菊池市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第67号 菊池市小集落改良住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6 8 号 菊池市単独住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6 9 号 平成 2 0 年度菊池市一般会計補正予算

議案第 7 0 号 平成 2 0 年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算

議案第 7 1 号 平成 2 0 年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算

議案第 7 2 号 平成 2 0 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算

議案第 7 3 号 平成 2 0 年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算

議案第 7 4 号 菊池市公共下水道菊池市浄水センターの建設工事委託に関する基本協定の締結について

議案第 7 5 号 指定管理者の名称変更に伴う再指定について

まで一括上程・説明

日程第 9 議案第 7 6 号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

議案第 7 7 号 熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

日程第 1 0 報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書について

報告第 2 号 専決処分の報告について

まで一括上程・報告

日程第 1 1 請願第 3 号 「国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書」を求める請願

請願第 4 号 後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書の提出に関する請願書

まで一括上程

日程第 1 2 休会の議決



出席議員（ 2 7 名）

1 番 東 裕 人 君

2 番 泉 田 栄一朗 君

3 番 森 清 孝 君

4 番 藤 野 敏 昭 君

5 番 樋 口 正 博 君

6 番 二ノ文 伸 元 君

7番	中山	繁雄	君
8番	水上	博司	君
9番	三池	健治	君
10番	怒留湯	健蓉	さん
11番	坂本	昭信	君
12番	隈部	忠宗	君
13番	奈田	臣也	君
14番	葛原	勇次郎	君
15番	木下	雄二	君
16番	坂井	正次	君
17番	森	隆博	君
18番	山瀬	義也	君
19番	本田	憲一	君
20番	栃原	茂樹	君
21番	松本	登	君
22番	工藤	恭一	君
23番	境	和則	君
24番	北田	彰	君
25番	外村	國敏	君
26番	徳永	隆義	君
27番	横田	輝雄	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	福村三男	君
副市長	村上建二	君
収入役	高本信男	君
総務部長	緒方希八郎	君
企画部長	石原公久	君
市民部長	村山隆	君
経済部長	後藤定	君
建設部長	岡崎俊裕	君
七城総合支所長	松岡敬二	君

旭志総合支所長	中 村 榮 光 君
泗水総合支所長	上 林 正 章 君
企画部首席審議員	木 村 靖 弘 君
財 政 課 長	川 上 憲 誠 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	山 田 浩 文 君
教 育 長	田 中 忠 彦 君
教 育 次 長	山 口 正 司 君
農業委員会事務局長	五 島 千 秋 君
水 道 局 長	三 牧 茂 君
監査委員事務局長	大 塚 茂 幸 君



事務局職員出席者

事 務 局 長	岩 木 精 四 郎 君
議 事 課 長	永 田 哲 士 君
総 務 審 議 員	高 田 早 苗 君
議 事 係 長	上 田 敏 雄 君

議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

ここで、去る、5月28日に開催されました、第84回・全国市議会議長会・定期総会において、徳永隆義君が市議会議員として18年、境 和則君が市議会議員として12年、市政の発展に努められ、その功績に対し、全国市議会議長会より表彰の栄に浴されました。心からお喜び申し上げます。

ただいまから、永年勤続の表彰状の伝達を行います。受賞者の方々は、前へお進みください。

表 彰 状	菊池市 徳永 隆義殿	あなたは市議会議員として十八年市政の振興に努められその成績は著しいものがありますので第八十四回定期総会にあたり本会表彰規定により表彰いたします	平成二十年五月二十八日 全国市議会議長会 会長 藤田博之
-------------	---------------	---	------------------------------------

表 彰 状	菊池市 境 和則殿	あなたは市議会議員として十二年市政の振興に努められその成績は著しいものがありますので第八十四回定期総会にあたり本会表彰規定により表彰いたします	平成二十年五月二十八日 全国市議会議長会 会長 藤田博之
-------------	--------------	---	------------------------------------

○
午前10時02分 開会

○
議長（北田 彰君） ただいまの出席議員は27名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成20年度第2回菊池市議会定例会を開会します。

ここで、日程に先立ちまして諸般の報告をいたします。

去る、4月3日から4日にかけて、第236回・熊本県市議会議長会・定期総会が水俣市で開催されましたので出席しました。4月24日には、第83回・九州市議会議長会・定期総会が熊本市にて開催されましたので出席しました。5月27日には、第2回・九州市議会理事会が東京の都市センターホテルで開催された後、第37回・全国温泉所在都市・議会議長協議会・総会が全国都市会館で開催され、会務報告及び年度計画等の協議を終了しました。翌日の28日は、第84回・全国市議会議長会・定期総会が、日比谷公会堂で開催されました。

また、監査委員から、平成20年2月分から4月分までの一般会計・特別会計、並びに企業会計に関する例月出納検査の報告がっておりますので、ご報告申し上げます。なお、詳細につきまして、事務局に備え付けの書類により、ご承諾いただきたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

○
午前10時03分 開議

議長（北田 彰君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（北田 彰君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第81条の規定により、松本 登君及び工藤恭一君を指名します。

○
日程第2 会期の決定

議長（北田 彰君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期につきましては、去る5月26日の議会運営委員会におきまして、本日から6月17日までの15日間とすることに結論をみておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月17日までの15日間と決定しました。



議長（北田 彰君） 山瀬義也君。

（山瀬義也君） 現正副議長の辞職動議についてであります。

議長（北田 彰君） ただいま、山瀬義也君から正副議長の辞職の動議が出ましたが、動議に賛成の方おられますか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 2人以上の賛成がありますので、動議は成立しました。ただいまから、山瀬義也君から正副議長の辞任について動議が出されました。ここで会議規則第16条の規定により、賛成者の確認をしたいと思います。賛成者は挙手によってお願いします。

[発言する者あり]

議長（北田 彰君） 動議を取り扱うことについて。

はい、全員、おられませんか。2人以上諮ったから動議成立しておるわけです。

それでは動議は2人以上の賛成がありますので、お諮りします。この際、本動議を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたします。

賛成者の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立は少数です。したがって議事日程に追加し、直ちに議題とすることは否決されました。暫時・休憩します。

（山瀬義也君） 議長。動議の場合、そのあとまた、採決するとが趣旨じゃなかとですか。

議長（北田 彰君） いえ、日程に追加するか、せんかが先でございます。

暫時休憩します。



休憩 午前10時08分

開議 午前10時21分



議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3 議事第2号常任委員の選任について

議長（北田 彰君） 次に、日程第3、議事第2号常任委員の選任についてを議題とします。常任委員の選任については、議会運営第8条第1項の規定により、お手元に配布してあります各常任委員会の名簿のとおり指名したいと思います。各常任委員会条例第1項の規定により、各常任委員会は正副委員長互選のため各常

任委員会を開催しますので、ここで暫時休憩します。

○
休憩 午前 10 時 23 分

開議 午前 11 時 25 分

○
議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。各常任委員会正副委員長の互選の結果を報告します。

総務常任委員会委員長、三池健治君、副委員長、中山繁雄君。文教厚生常任委員会委員長、怒留湯健容さん、副委員長、坂本昭信君。経済常任委員会委員長本田憲一君、副委員長、水上博司君。建設常任委員会委員長、隈部忠宗君、副委員長、葛原勇次郎君、以上です。

○
日程第 4 議事第 3 号議会運営委員の選任について

議長（北田 彰君） 次に、日程第 4、議事第 3 号議会運営委員の選任についてを議題とします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、三池健治君、山瀬義也君、怒留湯健容さん、外村國敏君、本田憲一君、奈田臣也君、隈部忠宗君、工藤恭一君を指名します。委員会条例第 10 条第 1 項の規定により、正副委員長互選のため、議会運営委員会を開催しますので、ここで暫時休憩します。

○
休憩 午前 11 時 26 分

再開 午前 11 時 27 分

○
議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員会正副委員長の互選の結果を報告します。

委員長、外村國敏君、副委員長、奈田臣也君、以上です。

○
日程第 5 議事第 4 号議会広報特別委員の選任について

議長（北田 彰君） 次に、日程第 5 議事第 4 号議会広報特別委員の選任についてを議題とします。

5 月 31 日付けで議会広報特別委員会委員より、辞職願いが提出されましたので、委員会条例第 14 条の規定に基づき許可し、第 8 条第 1 項の規定により、泉田栄一郎君、松本 登君、葛原勇次郎君、坂本昭信君、東 裕人君を指名します。

委員会条例第10条第1項の規定により、正副委員長互選のため、議会広報特別委員会を開催しますので、ここで暫時休憩します。

○
休憩 午前11時28分

再開 午前11時28分

○
議長（北田 彰君） 暫時・休憩に引き続き、会議を開きます。

議会広報特別委員会正副委員長互選の結果を報告します。

委員長に松本 登君、副委員長に葛原勇次郎君、以上です。

○
日程第6 議事第5号企業誘致促進特別委員の選任について

議長（北田 彰君） 次に、日程第6議事第5号企業誘致促進特別委員の選任についてを議題とします。

5月31日付けで、企業誘致促進特別委員会委員7名より、辞職願いが提出されましたので、委員会条例第14号の規定に基づき許可し、同8条第1項の規定により6月1日付けで、7名をもって構成する企業誘致促進特別委員会委員を、お手元に配布のとおり指名します。委員会条例第10条第1項の規定により、正副常任委員長互選のため、企業誘致促進特別委員会を開催しますので、ここで暫時休憩します。

○
休憩 午前11時30分

再開 午前11時30分

○
議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

企業誘致促進特別委員会正副委員長互選の結果を報告します。

委員長に坂井正次君、副委員長に木下雄二君、以上です。

○
日程第7 議案第53号から議案第58号まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

議長（北田 彰君） 次に、日程第7議案第53号から議案第58号までの6議案について、一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村光男君） おはようございます。

本日、平成20年第2回菊池市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては本会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

はじめに、先程、全国市議会議長会より永年勤続表彰の荣誉に浴されました、徳永隆義議員並びに境和則議員に対しまして、永年のご功績に心から敬意を表し、お祝いを申し上げます。今後とも健康にご留意をいただき、ますますのご活躍を期待するものでございます。

次に、先月相次いで発生しましたミャンマーの大型サイクロン及び中国四川大地震は、改めて自然災害の怖さ、また被害の大きさに驚かされました。今なお、二次災害の危険にさらされている様子で心配ですが、一刻も早い復旧を祈るものです。新聞紙上でも報道がありましたが、市議会をはじめ、菊池国際交流協会及び市で、被害を受けられた両地域に義援金を送ろうと市内15ヵ所に募金箱を設置しております。市民の皆様のご協力をお願いするものです。

次に、企業誘致関係でご報告申し上げます。去る4月25日に、西原村に本社を置きますテクノデザイン株式会社と、森北工業団地への進出立地協定の調印を行いました。当社は、電子機器・精密機械の製造、プラスチック成形を行われており、今後の成長が大いに期待されるところであります。なお、本年10月には操業を開始されると伺っております。

それでは、上程いただきました議案につきまして説明申し上げます。

議案第53号から議案第58号までの6議案は、地方自治法第179条の規定に基づき、専決処分いたしましたので報告し、承認を求めるものでございます。内容の詳細につきましては、総務部長に説明をいたさせますので、慎重審議の上、速やかにご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） おはようございます。

それでは、上程いたします議案につきまして説明をいたします。なお、参考資料として新旧対照表を添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

それでは議案の説明に入ります。議案の1ページをお願いします。

議案第53号から69ページになりますけれども、議案第58号までの専決処分の報告及び承認を求めることについては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

それでは1ページの議案第53号を説明いたします。

開けていただきまして、2ページをお願いします。専決第3号専決処分書でございます。右が平成19年度菊池市一般会計補正予算第12号でございます。開けていただきまして4ページ、歳入歳出予算の総額に551万円を追加し、総額を216億5,059万5,000円とするものでございます。

事項別明細で説明いたします。10ページをお願いします。上段が歳入でございまして、今回の補正財源として財政調整基金を繰り入れるものでございます。下段が歳出でございます。款3民生費のうち報奨金140万円の補正は、すくすく子宝祝金。次に償還金利書及び割引料114万3,000円の補正は、平成18年度児童環境づくり基盤整備補助金の事業確定によります、国庫支出金及び県支出金の返納金でございます。款4衛生費の130万4,000円の補正も、保険事業費負担金の交付決定に伴います県支出金返納金でございます。款5農林水産業費166万3,000円の補正は、県営加恵・高島地区経営体育成基盤整備県事業費負担金の増によるものでございます。

次に13ページをお願いしたいと思います。議案第54号、専決処分の報告及び承認を求めることについてご説明いたします。

開けていただきまして14ページが専決第4号専決処分書でございます。開けていただきまして16ページでございますが、平成19年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算第4号でございます。歳入歳出総額から7,424万9,000円を減額し、総額を64億8,556万5,000円とするものでございます。それでは、22ページから24ページをお願いしたいと思います。歳入でございます。これはいずれも補助金額等の確定によるものでございまして、また26ページの歳出につきましても、国保事業の確定に伴うところの減額補正が主なものでございます。

次に29ページをお願いします。議案第55号でございますけれども、開けていただきまして30ページが専決第5号でございます。専決処分書で、菊池市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したものでございます。右の31ページが条例の一部を改正する条例でございます。今回の改正は、熊本県重度心身障害者医療費助成事業補助金交付要領の改正に伴いまして、本市条例を改正する必要が生じたものでございます。主な改正点でございますが、3行目以降の題名及び第1条、第2条の条文中「障害」というのを「がい」という言葉の表記を漢字からひらがなで表記することとなったことによりまして、所要の改正を行うものでございます。中段の第2条第4号及び第5号、並びに第3条の改正につきましては、柔道整復士、鍼灸師及びあんまマッサージ、指圧師の施術にかかります療養費につきまして、新たに補助対象経費となったこ

とによります改正でございます。

33ページをお願いしたいと思います。議案第56号、開けていただきまして34ページが専決第7号専決処分書で、菊池市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を専決処分したものでございます。右の35ページから60ページまでが条例の一部を改正する条例でございます。

主な改正点につきましては、別冊となっております新旧対照表により説明いたしたいと思っております。新旧対照表の4ページをお願いします。まず1行目の現行の条例の名称でございますけれども、菊池市税賦課徴収条例からほかの多くの自治体が採用いたしております条例名に変更し、菊池市税条例とするものでございます。また、5ページを見ていただきたいと思います。法人市民税の均等割の税率表につきましては、従来、税率の高いほうからの表示でございましたけれども、税率の低いほうからの表示に変えられたもので、税率そのものの変更はございません。そのほか、地方税法の一部改正に伴います条例の一部を改正するもので、改正の主なものを説明いたします。

まず、市民税関係でございますけれども、7ページをお願いします。第34条の7、寄付金税額控除の導入は、ふるさと納税制度の創設に伴いまして、個人住民税における寄付金税制を拡充するものでございまして、1つに現行の所得控除方式から税額控除方式に改めるもの、2点目に寄付金控除の上限額を総所得金額等の25%から30%に引き上げますとともに、適用下限額を現行の10万円から5千円に引き下げるものでございます。

同じく市民税関係でございますけれども、新旧対照表の10ページをお願いしたいと思います。10ページの第47条の2から12ページの第47条の6までの改正につきましては、平成21年10月から個人住民税におけます公的年金から特別徴収制度が導入されることに伴います改正でございます。

次に固定資産税関係につきましては、15ページ以降になりますけれども、15ページ以降の付則の中で改正がされます。主なものでございますけれども、1つに新築された長期にわたり利用できる質の高い住宅に対する特例措置の創設、また2点目といたしまして、新築住宅にかかります固定資産税を、最初の3年度分を2分の1に減額する特例措置の適用期限を、さらに2年延長する改正でございます。3点目が既存住宅において一定の省エネ改修を行った場合に、翌年度の固定資産税から3分の1を減額する減額措置の創設等の改正でございます。そのほか地方税法の一部改正に伴います条文等の整理を行ったものでございます。以上が議案第56号でございました。

次に議案のほうに戻っていただきたいと思います。61ページをお願いします。

61ページ議案第57号でございます。開けていただきまして62ページ、専決第8号専決処分書でございます。菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したものでございます。右のページから68ページまでが条例の一部を改正する条例でございます。今回の改正は地方税法の一部改正に伴いまして、本市の国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。条文的には非常にわかりにくいところがございますので、言葉で説明させていただきたいと思っております。今回の一部改正の主な内容でございますけれども、1つに後期高齢者医療制度の創設に伴いまして、現行の医療分介護分に加えまして、平成20年度より新たに後期高齢者医療支援金分を徴収することとなりまして、現行の医療分の枠を維持しつつ、医療分と支援金分に再配分するための改正でございます。

また2点目に、国民健康保険税の課税限度額につきましては、基礎課税額及び後期高齢者支援金課税額のそれぞれについて設定することとし、現行の医療分と介護分の限度額65万円から支援分を含めまして68万円となるものでございます。また国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行される場合において、同じ世帯に属する国保の被保険者の方が税の軽減措置を受けられるよう、措置を講じるものでございます。

次に69ページをお願いします。議案第58号、開けていただきまして70ページが専決第9号専決処分書でございます。72ページをお願いします。平成20年度菊池市一般会計補正予算第1号でございます。歳入歳出予算総額に494万3,000円を追加し、総額を217億4,294万3,000円とするものでございます。

78ページをお願いします。事項別明細で説明いたします。1番上の歳入でございますけれども、今回の補正財源として前年度繰越金を充てるものでございます。

その下からが歳出でございます。款3民生費の温泉源消毒作業委託料67万4,000円につきましては、菊池老人福祉センターにおきまして去る3月14日レジオネラ菌が検出されたため保健所と協議を行い、泉源透水管及び送水管の消毒と水質検査を実施したものでございます。款6商工費の工事請負費249万9,000円は、孔子公園の祀聖亭が腐食等で危険な状態にあり、緊急に架設補強を行うものでございます。款7土木費の工事請負費は、菊池公園内のり面ブロックが崩壊の恐れがあり、民家に損害が懸念され、梅雨入り前に対処するものでございます。最後に款9教育費につきましては七城地域食材センター棚修理と、同じく地域食材センターのシロアリ駆除をするものでございます。

以上、議案第53号から議案第58号までを一括して説明いたしました。

よろしく願い申し上げます。

議長（北田 彰君） 以上で、議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

東 裕人君。

[登壇]

1 番（東 裕人君） おはようございます。

議案第 5 6 号、税付加徴収条例の一部改正条例と第 5 7 号、国保税条例一部改正条例について質疑を行います。一括して行います。

第 5 6 号のうち 6 5 歳以上の公的年金受給者から個人住民税を天引きする制度についてお伺いします。この年金受給者のうち、本市でこの対象となるのは何人でしょうか。

次に第 5 7 号、国保税条例一部改正についてですが、これは後期高齢者医療制度創設に伴う改正の専決処分ですが、なぜ上限を 3 万円引き上げたのか。このことについて質疑いたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） それでは、専決第 5 6 号の質疑に対してお答えを申し上げます。

本市の対象となる数ということでございますが、本市の 6 5 歳以上の年金受給者は、平成 1 9 年度分で 1 万 3 , 1 5 8 人でございます。このうち特別徴収の対象になりますのは、公的年金等の所得に掛かります所得割と均等割の部分であります。したがって、平成 1 9 年度分の年金収入で試算しますと、本市での対象者は約 2 , 0 0 0 人で 6 5 歳以上の年金受給者の約 1 5 . 2 % となります。

次に専決第 5 7 号について、上限を 3 万円引き上げたのはということでございますけれども、上限額を引き上げることによりまして、低所得者及び中間所得者層の負担を軽減するものが 1 点でありまして、また、限度額超過世帯の割合を一定割合であります 4 % 前後にするため、今回政令で公布されたことによりまして限度額の引き上げを行ったものでございます。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 東 裕人君。

[登壇]

1 番（東 裕人君） 再質疑を行います。

5 6 号についてですが、年金からは既に所得税が源泉徴収される。介護保険料が天引きをされる。4 月からは国保税が天引きをされる。7 5 歳以上の人は後期

高齢者医療保険料が天引きをされています。ちょっと大事なことなのでお聞きしたいのですが、次から次にこういう年金から天引きをされて、執行部は高齢者が暮らしていけると考えているのかどうか、これをお聞きしたいと思います。

次に57号についてですが、課税限度額が3万円引き上げられる、この対象世帯数はどれぐらいか。また引き上げによる増税見込額はいくらでしょうか。お答えください。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 専決第56号の件でございますが、執行部はこれで暮らしていけると考えるかということでございますが、所得税、介護保険料、国保税、後期高齢者医療保険料につきましては、それらの支払方法が年金天引き制度になりましても、特別徴収でも普通徴収でも支払う総額は変わりはありませんので、直接的に暮らしに影響は無いものと考えております。

また、3万円引き上げることによりまして、その対象世帯数とどれぐらいの税額が見込まれるかということでございますが、国保限度額引き上げによりまして影響は、平成19年度の基礎課税額56万円の場合は、超過世帯が429世帯ございました。このうち56万円から59万円の世帯の方が27世帯ございまして、この27世帯の税額の合計が36万7,000円でございます。平成19年度の課税状況を参考に試算しました結果、限度額引き上げによる平成20年度の増収見込額は約1,200万円程度と見込んでおります。

以上でございます。

1番（東 裕人君） 終わります。

議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

これで質疑を終わります。

議案第53号から議案第58号までの6議案は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

東 裕人君。

[登壇]

1番（東 裕人君） 私は、議案第56号と57号に反対の討論を行います。

まず56号ですが、これは4月30日に自民党公明党が賛成をして、共産党が反対をして、その他の党が欠席する中で、衆議院で再議決、成立をした地方税改正に伴うものであります。私は特に先ほど質疑もしましたが、住民税の年金天引き問題を中心に反対を行います。質疑でお聞きしましたが、天引き対象者が2,000人。既に何から何まで少ない年金から天引きされており、されに個人住民税まで天引きをされれば、ますますやりくりできなくなります。先ほど答弁で総額が変わらないので、暮らしは変わらないという話もありました。暮らしていけるのかという問いに対する答弁もありました。私は自治体の仕事として、いくら国で決めようが、試算もして市民に与える影響もしっかり検討すべきだと考えます。高齢者の最低生活保障すら奪われかねないこの制度には反対であり、よって今回の条例改正は承認できません。

次に57号です。これは93年の4万円の引き上げ、去年の3万円の引き上げに続く高い引き上げ額となっています。さらなる負担増につながるわけですから、私は、本条例については承認できません。

以上です。

議長（北田 彰君） 次に、議案に賛成の発言を許します。ありませんか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） これで討論を終わります。

これより、議案第53号から議案第58号までについて採決します。ただいま討論がありました議案第56号、57号を除き、一括して採決します。

お諮りします。議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第58号以上4案件について原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、以上の4案件については原案のとおり承認することにしました。

次に、討論がありました議案第56号、57号について、起立によって採決します。

まず、議案第56号について、原案のとおり承認することに賛成の方、起立を願います。

（賛成者起立）

議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、議案第56号は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第 57 号について、原案のとおり承認することに賛成の方、起立を願います。

(賛成者起立)

議長(北田 彰君) 起立多数です。したがって、議案第 57 号は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第 8 議案第 59 号から議案第 75 号まで一括上程・説明

議長(北田 彰君) 次に、日程第 8 議案第 59 号から議案第 75 号までの 17 議案を一括して議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

市長(福村三男君) ただいま上程されました議案についてご説明申し上げます。

議案は 81 ページでございます。議案第 59 号、菊池市まちづくり交付金評価委員会条例の制定は、本市が実施します「まちづくり交付金事業」における、事後評価の手續及び方策等の意見を聴くために制定するものです。

議案第 60 号、菊池市情報公開条例の一部を改正する条例の制定は、公正で開かれた市政を推進するため、条項中の文言及び手数料に関する規定の改正をお願いするものです。

議案第 61 号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定は、条例別表に、菊池市まちづくり交付金評価委員会委員及び学校運営協議会委員の追加並びに学校規模適正化審議会委員に識見委員を追加するため、条例の改正をお願いするものです。

次に、議案第 62 号、菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定は、被保険者の平成 19 年分の所得の低下及び医療費の増加により、必要な財源の確保をするために、税率の見直しを行う条例の一部改正です。

議案第 63 号、菊池市手数料条例の一部を改正する条例の制定は、戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴い、手数料を徴収する事項の根拠条文に変更が生じたため、条例の一部を改正するものです。

議案第 64 号、菊池市集会所条例の一部を改正する条例の制定は、当該集会所の所管の変更及び条文の整理を図るため、条例の一部を改正するものです。

議案第 65 号、菊池市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定から、議案第 68 号、菊池市単独住宅管理条例の一部を改正する条例の制定までの 4 条例は、入居者資格の見直しを行い、公営住宅から暴力団員を排除し、入居者及び周辺住

民の安心・安全な暮らしを確保するため、条例の一部を改正するものです。

次に、議案第69号、平成20年度菊池市一般会計補正予算は、農業集落排水事業特別会計への繰出金の減額1億3,000万円及び特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰出金1億円の減額が主なものです。歳入歳出予算の総額から1億9,258万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を215億5,036万1,000円とするものです。

次に、議案第70号、平成20年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算は、レセプト点検業務を嘱託職員から業務委託とする組み替えが主なもので、歳入歳出予算の総額に61万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を64億2,413万1,000円とするものです。

議案第71号から議案第73号までの各特別会計の補正予算は、それぞれ特別会計資本費平準化債の借入れ減に伴う財源の更正が主なものです。

次に、議案第74号、菊池市公共下水道菊池市浄水センターの建設工事委託に関する基本協定の締結については、日本下水道事業団との基本協定を締結いたしたく、条例の規定に基づき議決をお願いするものです。

最後に、議案第75号、指定管理者の名称変更に伴う再指定については、現在指定管理者として指定しています団体の名称が、法人格を持つ特定非営利活動法人に変更されたため、変更後の名称で再指定したいため、議会の議決をお願いするものです。

以上、議案の概要について述べましたが、詳細につきましては、総務部長に説明をいたさせますので、議員各位におかれましては、これらの議案につきまして、慎重審議の上、速やかにご賛同いただきますようお願い申し上げて、提案理由の説明といたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） それでは、議案の81ページをお願いしたいと思います。議案第59号、菊池市まちづくり交付金評価委員会条例の制定についてを説明いたします。

開けて82ページになりますけれども、制定する条例でございます。制定する主な理由でございますけれども、都市再生特別措置法に基づきまして、国が交付しておりますまちづくり交付金事業におきまして、事後評価と計画目標の達成状況の確認、並びに今後のまちづくりの方策について審議するために設置するもので、委員は都市計画及びまちづくり分野に関する有識者5人以内で組織することといたしております。

次に、８５ページをお願いします。議案第６０号、菊池市情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、開けて８６ページをお願いします。８７ページまでが一部を改正する条例でございます。改正の主な理由でございますが、市政に関する市民の知る権利と市民参加による公正で透明な開かれた市政を推進するための文言の追加と文言の整理、また、行政文書の開示請求ができる対象機関に土地開発公社を加えますとともに、併せまして手数料の一部を見直したものでございます。

次に、８９ページをお願いします。議案第６１号、特別職の職員の非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、先ほどの議案第５９号で説明いたしました、菊池市まちづくり交付金評価委員会条例の制定に伴います委員報酬の追加と、学校規模適正化審議会の委員に新たに大学教授、弁護士等の識見者の報酬を追加するもの、また学校運営協議会委員の委員報酬を追加するものでございます。

次に、９１ページをお願いします。議案第６２号、菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。提案理由でございますが、被保険者の平成１９年度分の所得が落ち込み、さらには医療費の増に伴いまして、現行税率で平成２０年度課税した場合、必要税額に対しまして約２億８，５００万円の歳入不足が生じることとなります。平成２０年度の３月末現在の財政調整基金の残高は２億１，７００万円ございまして、財政調整基金すべてを取り崩したといたしましても、歳入不足は補填できません。このことから、今年度税率の改正が必要になったものでございます。ちなみに平成２０年度分の給付に見合う必要税率を試算してみますと、所得割が１３．８％で対前年度２．２％の増、均等割が５万２千円、対前年度比１万７，２００円の増、平等割が４万１，０００円、対前年度比９，０００円の増という試算になります。しかしながら、現在の社会情勢等を考えますと、本来は給付に見合う税率が基本でございますけれども、財政調整基金を約半分１億１，０００万円を取り崩し、税率アップを最小限に押さえる税率設定としたところでございます。

開けて９２ページになりますけれども、条例の一部を改正する条例でございますが、新旧対照表のほうで説明したいと思っておりますので、新旧対照表の２７ページをご覧くださいと思います。

２７ページからが国民健康保険税条例の一部を改正する条例の新旧対照表となっております。主な改正点を説明申し上げます。開けていただきまして、２８ページの右側の欄を見ていただきたいと思っておりますが、改正案でございます。第３条が医療費分の所得割額の改正ございまして、現行の１００分の７．６を１００分

の8.0に、また右のページの、29ページの右の欄の改正案でございますが、第4条が医療分の均等割額の改正でございますして、現行の2万1,000円を2万8,000円に、第5条が医療分の世帯割額の改正でございますして、現行の2万2,000円を2万5,000円に、また29ページの下段から開けていただきまして、30ページの右の欄にかかりますけれども、後期高齢者支援関係の改正でございますして、第6条が所得割額、現行100分の2.4を100分の2.5に、第7条が均等割額、現行5,800円を7,800円に、第7条の2が世帯割額、現行7,000円を7,500円に、次の第8条からが介護納付金関係の改正になります。第8条が所得割額、現行の100分の1.6を100分の2.0に、第9条が均等割額、現行8,000円を1万円に、第9条の2、世帯割額、現行5,000円を7,000円に改正するものでございます。

議長（北田 彰君） 暫時休憩します。

○
休憩 午前12時07分
再開 午前12時08分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務部長（緒方希八郎君） すみません。新旧対照表のページが間違っておりまして、申し訳ございませんでした。

55ページからが62号でございますして、大変申し訳ございませんでした。

55ページの右が改正前後でございますけれども、第3条が100分の7.6が100分の8.0、これは医療分の所得割の改正でございます。次に、第4条関係でございますけれども、現行の医療分均等割額が2万1,000円が2万8,000円、第5条関係でございますけれども、開けていただきまして56ページになりますけれども、現行の特定世帯1万1,000円が特定世帯1万2,500円等の改正でございます。それと第6条関係で後期高齢者支援金関係の改正でございますけれども、所得割額、現行100分の2.4を2.5に、第7条関係でございます。第7条均等割額、現行5,800円を被保険者1人当たり7,800円に、第7条の2、世帯割額、現行7,000円を7,500円に、第8条関係介護納付金関係でございますけれども、所得割額現行100分の1.6を100分の2.0に、第9条関係でございますけれども、8,000円が1万円。第9条の2、世帯割額、現行5,000円を7,000円に改正するものでございます。また、そのほかに第23条関係におきまして、税率改正に伴いまして低所得者の方々に対する減額規定も併せて改正するものでございます。

大変失礼しました。議案のほうに戻っていただきたいと思います。92ページをお願いします。一番下の付則でございますけれども、交付の日から施行し、平成19年度分までの税率につきましては、改正前の成立で課税となります。

大変申し訳ございませんでした。以上が議案第62号でございます。

次に、95ページをお願いします。議案第63号でございます。菊池市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、開けて96ページが改正する条例でございます。改正の主な理由でございますけれども、昨年戸籍法が改正されまして、それまでは何人でも戸籍謄本など交付請求がされるとされておりました戸籍の公開制度から法改正によりまして、証明の交付請求をする場合には戸籍に記載されている者等の制限が設けられたために、所要の規定整理を行うもので、手数料の変更はございません。

次に、99ページをお願いします。議案第64号、菊池市集会所条例の一部を改正する条例の制定についてでございますけれども、開けて100ページが改正する条例でございます。今回の改正は本市に7ヵ所ございます集会所の担当所管につきまして、本年4月の機構改革によりまして、教育委員会事務局より市長部局に所管変えになったことに伴います改正と、すべての集会所が指定管理者による管理になりましたことで、運営委員会の設置の必要性がなくなったための改正を行うものでございます。

次に、101ページでございますけれども、議案第65号、菊池市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてでございますけれども、開けて102ページが改正する条例でございます。改正の理由でございますが、市営住宅の入居者資格の一部見直しを行い、公営住宅から暴力団を排除し、安全・安心な暮らしを確保するための改正でございまして、102ページの上から5行目の第5条第5項に「その者または現に同居し、もしくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと」を加えるものでございます。

次に、右の103ページでございますけれども、議案第66号、菊池市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、次の105ページの議案第67号、菊池市小集落改良住宅条例の一部を改正する条例の制定について、さらには107ページの議案第68号、菊池市単独住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についての各議案につきましても、公営住宅から暴力団を排除し、安全・安心な暮らしを確保するため入居者資格に暴力団でないことを加えるものでございます。

次に109ページ、議案第69号から157ページになりますけれども、議案第73号までは、平成20年度の各会計の補正予算でございます。まず、109

ページの議案第69号、平成20年度菊池市一般会計補正予算についてでございますが、開けていただきまして、110ページ歳入歳出予算の総額から1億9,258万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を215億5,036万1,000円とするものでございます。

118ページをお願いします。歳入でございますが、補正の主なものは暫定税率期限切れに伴います減収、また、財政調整基金の減額補正並びに道路改良事業の財源として合併特例債の補正でございます。

開けていただきまして、120ページ歳出でございますが、主なものを説明いたします。款2総務費、目7財産管理費のうち、修繕料81万8,000円の補正は旭志総合支所の庁舎の壁面及び屋上階段の補修等を行うもの、款3民生費、目3障害者福祉費のうち負担金補助及び交付金530万円の補正は、社会福祉法人3カ所が実施します、社会福祉施設整備費に対します補助金でございます。

開けていただきまして122ページ、款4衛生費、目3塵芥処理施設費のうち、135万6,000円の補正は、環境化及びエコビレッジあさひの受付業務嘱託職員の報酬でございます。

次に、款5農林水産業費、目2農業総務費1億3,000万円の減額補正は、農業集落排水事業特別会計の繰出金の減で、特別会計におきます資本費平準化債の借入に伴い、更正減を行うものでございます。目3の農業振興費の負担金補助及び交付金の100万円の補正は、平成20年度の非主食用米緊急生産実証モデル事業補助金でJAが事業主体となる事業でございます。

次に、款6商工費、目4観光費のうち、委託料162万7,000円の補正は泗水孔子公園孔子廊改修工事設計管理業務委託料、また、工事請負費1,136万1,000円の補正は孔子公園孔子廊の改修工事費でございます。

次に、款7土木費、目2道路橋りょう新設改良費のうち、工事請負費955万2,000円の補正は、旭志の津留・尾足線道路改良工事について、歩道橋設置に伴う杭基礎8本を追加するものでございます。

開けていただきまして124ページ、款7土木費、項5下水道費、目1特別会計繰出金9,900万円の減額補正のうち、公共下水道事業特別会計繰出金100万円の補正は、繰出金を増額するもの、また、特定環境保全公共下水道事業特別会計繰出金1億円の減額補正は、特別会計における資本費平準化債の借入に伴います更正減を行うものでございます。款9の教育費、目2事務局費のうち、非常勤職員報酬225万7,000円の減額補正は外国語指導助手、ALTでございますが、1名が帰国したことによるもの、また、委託料249万9,000円の補正につきましては、ALT1名が帰国したことに伴いまして、民間会社から派遣委

託に変更するものでございます。以上が議案第69号でございます。

次に、129ページをお願いします。議案第70号、平成20年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算についてでございますが、開けていただきまして130ページ、歳入歳出予算の総額に61万7,000円を追加し、総額64億2,413万1,000円とするものでございます。

134ページをお願いします。歳入でございますけれども、補正財源として財政調整基金を充てるものでございます。下段が歳出で主なものは目1一般管理費のうち、報酬等社会保険料の減額補正及び委託料の増額補正で、これはレセプト点検を嘱託職員が行っていたものを、業務委託することによる組み替えでございます。

次に、137ページをお願いします。議案第71号、平成20年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算でございますが、今回、起債対象事業から補助対象事業となることにより、経費の組み替え及び特別会計資本費平準化債の借入に伴います、財源更正のみの補正でございます。

147ページでございますけれども、議案第72号、平成20年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算につきましても、特別会計資本費平準化債の借入に伴います財源更正のみの補正でございます。

157ページをお願いします。議案第73号、平成20年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算についてでございますが、開けていただきまして、164ページをお願いします。特別会計資本費平準化債の借入に伴う、これも財源更正のみでございます。

167ページをお願いします。議案第74号、菊池市公共下水道菊池市浄水センターの建設工事委託に関する基本協定書の締結についてでございます。提案理由でございますが、予定価格が1億5,000万円以上の工事請負の契約を締結する場合には、議会の議決が必要でございますので、お願いするものでございます。協定の内容につきましては記載のとおりでございます。協定金額24億9,890万円。協定の相手方は日本下水道事業団でございます。

次に169ページでございますが、議案第75号、指定管理者の名称の変更に伴う再指定についてでございますが、平成18年度議案第98号により議決をいただいております指定管理者について、団体の名称が変更されましたので、変更後の名称で再指定をお願いしたく、議会の議決をお願いするもので、施設名でございますが、「泗水東小学校区放課後児童育成クラブ」で指定管理者の指定団体でございますが、変更前が「ピノキオクラブ」で、変更後が特定非営利活動法人「未来のきぼう」でございます。指定期間の変更はなく、記載のとおりでござい

ます。

以上、議案第59号から第75号まで一括説明いたしました。

大変、失礼申し上げます。

議長（北田 彰君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



日程第9 議案第76号及び議案第77号まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

議長（北田 彰君） 次に、日程第9議案第76号及び議案第77号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村 三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） ただいま上程されました議案についてご説明申し上げます。

議案書の171ページでございます。議案第76号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について、並びに議案第77号、熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についての2議案は、本年10月6日から下益城郡富合町が熊本市に編入されるため、構成団体から富合町を削る規約の改正をお願いするものです。

両議案とも、関係構成団体の同文議決となっており、参考として新旧対照表を添付しておりますので、議員各位におかれましては慎重審議の上、速やかにご賛同いただきますようお願い申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

議長（北田 彰君） 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質議なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 質議なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第76号及び議案第77号の2議案は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、議案に反対者の発言を許します。

東 裕人君。

[登壇]

1 番（東 裕人君） 議案第 77 号、後期高齢者医療広域連合の規約の一部変更について反対討論を行います。

私は、2006 年 12 月の議会での広域連合設置の際、広域連合議会では住民との関係が遠く、とりわけ直接の当事者である後期高齢者と、その家族の声が届かなくなる恐れもある。こう述べて、設置そのものに反対をしました。その問題点も解決、解消されていけませんので、今回も反対を表明します。

議長（北田 彰君） 次に議案に賛成の発言を許します。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） これで討論を終わります。

これより、議案第 76 号及び議案第 77 号の 2 議案について採決します。ただいま討論がありました議案第 77 号を除き採決します。

お諮りします。議案第 76 号について原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって案第 76 号については原案のとおり可決することに決定しました。

次に、討論がありました議案第 77 号について起立によって採決します。

議案第 77 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、議案第 77 号は、原案のとおり可決することに決定されました。



日程第 10 報告第 1 号から報告第 2 号まで一括上程・報告

議長（北田 彰君） 次に、日程第 10、報告第 1 号及び報告第 2 号の 2 案件について一括議題とします。

提出者の報告を求めます。

総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） それでは、議案の 175 ページをお願いします。

報告第 1 号、繰越明許費繰越の報告について説明申し上げます。地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、繰越明許費繰越として別紙計算書のとおり報告するものでございます。開けていただきまして、176 ページをお願いします。平成 19 年度菊池市繰越明許費繰越計算書でございます。一般会計 11 事

業でありまして、翌年度繰越額合計2億4,870万1,000円となっております。平成19年度内に事業完了が困難になった主な事業の繰越理由を説明いたします。

まず、リサイクルセンター建設事業でございますが、地元地域からの要望に対しての協議に不測の日数を要したことと、入札参加資格要件を満たすゼネコンの多くが指名停止措置等を受けたことにより、本市の工事入札の日数を要したものでございます。また、各道路改良事業につきましては、地権者との用地交渉並びに関係機関との協議、調整に不測の日数を要したものでございます。

ほたるの里ふれあい総合公園整備事業につきましては、バックネットの基礎となる地盤支持力を調査しましたところ、地盤改良が必要になったために年度内完成が困難となって繰越をお願いするものでございます。

以上、報告第1号でございます。

次に、報告第2号でございます。開けていただきまして、179ページが専決処分書でございます。市営住宅の管理過失による損害賠償にかかります額の決定につきまして、地方自治法の規定に基づき、議会において指定されている事故について専決処分しましたので、報告するものでございます。

事故発生日でございますが、平成20年2月4日、事故発生場所は泗水町吉富の朝日西団地G棟4号室でございます。相手方については記載のとおりでございます。事故の概要についてでございますが、市営住宅朝日西団地の圧そうポンプの電源ブレーカーが停電により切断したために、一時水道が送水停止の状態になりました。その後、電源が復旧し送水開始をしましたが、G棟6号室において洗面台の蛇口を閉め忘れたために水漏れが発生し、下の階の4号室に浸水し、家財等に損害を与えたものでございます。市とG棟6号室の入居者と過失相殺し、被害総額の50%を相手方に支払うものでございます。損害賠償額71万6,550円、決定事項として記載のとおりでございます。

以上、報告第1号、第2号の説明をいたしました。

議長（北田 彰君） 以上で報告を終わります。報告第1号は、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、また報告第2号は、地方自治法第180条第2項の規定により、報告にとどめます。



日程第11 請願第3号・請願第4号一括上程

議長（北田 彰君） 次に、日程第11請願第3号及び請願第4号の2件が、今定例会までに提出されました請願であります。その内容についてはお手元に配付しているとおりです。

日程第 1 2 休会の議決

議長（北田 彰君） 次に、日程第 1 2、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日 4 日から 6 日までは、議案調査のため休会としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。

よって、明日 4 日から 6 日までは休会とすることに決定しました。

なお、7 日及び 8 日は市の休日のため休会です。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お知らせします。明日 4 日から 8 日までは休会です。会議を来る 9 日午前 1 0 時から開き、質疑、委員会付託及び一般質問を行います。議案に対する質疑、または一般質問を希望される方は、その質問の趣旨を具体的に記載し、明日 4 日の正午まで事務局にご提出をお願いしたいと思います。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

これで散会いたします。

お疲れでした。

散会 午前 1 2 時 3 2 分

平成20年第2回菊池市市議会定例会

議事日程 第2号

平成20年6月9日(月曜日)午前10時開議

- 第1 議長辞任要求の件
- 第2 副議長辞任要求の件
- 第3 質疑
- 第4 委員会付託
- 第5 一般質問

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議長辞任要求の件
- 日程第2 副議長辞任要求の件
- 追加日程第1 正副議長辞任要求撤回の件
- 日程第3 質疑
- 日程第4 委員会付託
- 日程第5 一般質問

出席議員(27名)

- 1番 東 裕人君
- 2番 泉田 栄一郎君
- 3番 森 清孝君
- 4番 藤野 敏昭君
- 5番 樋口 正博君
- 6番 二ノ文 伸元君
- 7番 中山 繁雄君
- 8番 水上 博司君
- 9番 三池 健治君
- 10番 怒留湯 健蓉さん
- 11番 坂本 昭信君
- 12番 隈部 忠宗君
- 13番 奈田 臣也君

14番	葛原	勇次郎	君
15番	木下	雄二	君
16番	坂井	正次	君
17番	森	隆博	君
18番	山瀬	義也	君
19番	本田	憲一	君
20番	栃原	茂樹	君
21番	松本	登	君
22番	工藤	恭一	君
23番	境	和則	君
24番	北田	彰	君
25番	外村	國敏	君
26番	徳永	隆義	君
27番	横田	輝雄	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	福村	三男	君
副市長	村上	建二	君
収入役	高本	信男	君
総務部長	緒方	希八郎	君
企画部長	石原	公久	君
市民部長	村山	隆	君
経済部長	後藤	定	君
建設部長	岡崎	俊裕	君
七城総合支所長	松岡	敬二	君
旭志総合支所長	中村	榮光	君
泗水総合支所長	上林	正章	君
企画部首席審議員	木村	靖弘	君
財政課長	川上	憲誠	君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	山田	浩文	君
教育長	田中	忠彦	君

教 育 次 長	山 口 正 司 君
農 業 委 員 會 事 務 局 長	五 島 千 秋 君
水 道 局 長	三 牧 茂 君
監 查 委 員 事 務 局 長	大 塚 茂 幸 君



事務局職員出席者

事 務 局 長	岩 木 精 四 郎 君
議 事 課 長	永 田 哲 士 君
總 務 審 議 員	高 田 早 苗 君
議 事 係 長	上 田 敏 雄 君

午前10時00分 開会

○
議長（北田 彰君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ここで、都合により副議長と交代いたします。

○
日程第1 議長辞任要求の件

副議長（松本 登君） おはようございます。

議長に代わりまして、議長の職務を勤めさせていただきますので、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

日程第1、初日に動議が提出されました、議事第6号、議長辞任要求の件を議題といたします。

北田議長は、地方自治法第117条の規定により除斥されますので、しばらく退場をお願いします。

（議長 退場）

議事第6号、議長辞任要求の件について、提出者の趣旨説明を求めます。

山瀬義也君。

[登壇]

18番（山瀬義也君） おはようございます。

皆さん、甲子園球場の収容人員は何人だと思われませんか。4万6,000人でございます。数字だけではその数を実感できませんが、高校野球やプロ野球の実況中継を見ておりましたとこの数字を実感できます。菊池市の人口は、この観客数に、さらに7,000人をプラスした5万3,000人でございます。我々、菊池議会議員27名は、この市民数を代表している議員としての、我々の役割と責任がいかに大きいかということをも身に染みて感じているものであります。だからこそ、議員一人一人が、積極的にその役割と責任を担っていかねばなりません。

合併後3年余りが経過しました。旧4ヵ市町村が、その困難を乗り越えて合併し、市民、市長、議会、職員、そして多くの関係者は、新菊池市の建設に向けて、その場所、立場で、今日まで努力してまいりました。しかし、財政問題、思惑が交差する市庁舎建設問題。旧4ヵ市町村間の市民や職員の融合、均同性を欠く社会資本整備など、合併に伴う多くの問題はなかなか解決のめどが付きません。今日の市政を取り巻く問題点は、すそ野が広く、かつ深いものがあります。それゆえに、これまでに我々議員は多くの研修を重ね、2年ごとに正副議長、監査委員、各委員会の委員を歴任、経験してきたのです。一方で、市議会議員選挙後2年が経過しました。

合併初年度には、議会は60名に上る議員を要して混乱を乗り切り、2年目から選挙後の新議会では、幾多の問題を抱えて、また混乱する時期に、北田議長は実に見事に議会をまとめ、市民の付託に応じていただきました。しかし、北田議長の下、議員各位の努力により市政発展に一定の成果を挙げているものの、議会に対する市民の評価は、必ずしも高いとは言いがたいものがあります。我々議員は、議会改革を始めとして、さらなる学習と研鑽を積む必要があります。議会議員として真に市民のためになる市政、他の自治体議会に負けない力量と品格を持った市政を実現するためには、議員同士が問題意識とライバル意識を持って切磋琢磨しなければなりません。議会改革、議会活性化は、このようにして達成されると考えます。北田議長は年頭のあいさつの中で、「菊池市の均衡ある発展に向け、私たち議会は住民代表機関として、政策形成や監視機能など、これまで以上に積極的に活動が求められてまいります。より身近で、市民に開かれた公平・公正な議会運営に努めてまいります」と述べられました。議会の本質を極めて簡潔にして、わかりやすく説明しておられます。我々議員も同じように考えております。取り分け重要なのは、公平・公正な議会運営でありましょう。この本義に立つてこそ、議会も、議会人も、市民の皆さんから正当に評価される市政を展開できるというものであります。

以上、申し上げましたように、議員の役割と責任の重さ、研鑽と経験の重要性、議会改革、議会活性化の実現、公平・公正な議会運営を考えますと、議長、副議長、監査の議会要職は、我々議員が紳士的に認め合ったルールにのり選任することが議会を活性化し、ひいては市民の福祉の向上、市政発展につながるものと確信をするのであります。議員各位には何とぞ、以上の事柄を斟酌いただき、市民の皆さんが、「さすが、菊池市議会だ」と納得できるような決断が必要ではないでしょうか。議員の皆さん方には、事柄を理解していただけるものと思います。動議を出しましたが、議長の名誉と議会の混乱を避けるために、また、議長の決断を期待し、正副議長の辞任の動議を撤回させていただきます。

以上であります。

副議長（松本 登君） 暫時休憩をいたします。

○
休憩 午前10時10分

開議 午前10時20分

○
追加日程第1 正副議長辞任要求撤回の件

副議長（松本 登君） 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

ただいま山瀬議員より撤回したい旨の申し出がありました。この際、正副議長

辞任要求撤回の件を日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（松本 登君） ご異議なしと認めます。よって、承認することに決定しました。

従いまして、日程第1、及び日程第2は省略することに決定しました。

ここで、議長の入場を求めます。

（議長 入場）

副議長（松本 登君） ここで、議長と交代いたします。



日程第3 質疑

議長（北田 彰君） 次に、日程第3、質疑を行います。質疑は一括質疑とし、3回までとなっております。質疑は提出議案に対し疑義を正すものであり、一般質問と違って自己の意見を述べることはできません。

発言の通告がっておりますので、質疑を許します。

はじめに、葛原勇次郎君。

〔登壇〕

14番（葛原勇次郎君） おはようございます。葛原でございます。

質疑をいたします。92ページの菊池市国民健康保険税条例の一部を改正のところでございます。第3条から9条は所得割、医療分、支援分、介護分の1人当たりの平均割、1世帯割の平均割での高くなっている部分の金額であり、この部分はわかりますけれども、中段の23条からの内容がちょっとよくわかりませんのと、平均世帯での通所、普通世帯での全部合わせたときの負担金の増はどのぐらいになるのかを知りたいところでございます。

平均の取り方が大変難しいと思っておりますけれども、よろしく願いをいたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

〔登壇〕

総務部長（緒方希八郎君） おはようございます。

それでは、葛原議員の質疑にお答えしたいと思います。

23条の件でございますけれども、これにつきましては、先ほど3条から9条までの改正がっております。これは通常の率の改正でございますが、それに伴いまして、減額、7割、5割、2割軽減という減額制度がございます。当然100%の額に対して、7割、5割、2割ということで、それぞれの額を23条以降、減額の額を定めているということでございます。

それと、モデルケースについてということでございますけれども、本市には、約8,400の国保の世帯がございます。うち、34.5%が7割軽減世帯でございます。ちなみに、1世帯でその人が40歳以上64歳未満のとき、これは介護納付金の対象年齢でございますけれども、合計で年税額が2万5,500円、19年度と比較しまして、4,900円の増となります。また、5割軽減世帯におきましては、全体の7.2%が5割軽減の世帯でございますけれども、2人世帯で、そのうちお1人が40歳以上64歳未満で、所得が53万円と想定した場合におきましては、年税額が8万5,500円となりまして、対前年度より1万4,500円の増となるわけでございます。また、2割軽減世帯は、全体の11.9%を占めておりまして、仮に3人世帯で、そのうち40歳以上64歳未満がお1人で、所得が100万円の場合におきましては、年税額が20万9,200円となりまして、対前年度比3万3,600円の増となります。ちなみに、軽減世帯のモデルケースで試算した場合でございますけれども、軽減世帯の対象は、全世帯の53.7%が軽減世帯となります。過半数の世帯が何らかの軽減措置を受けるということになります。また、軽減世帯でない場合につきましては、仮に4人世帯で、そのうち40歳以上64歳未満の方がお2人で、所得が200万円の場合におきましては、年税額が41万1,400円となりまして、対前年度比19年度と比較しまして、6万500円の増となります。1世帯あたりの課税額で見ますと、合計で20万3,384円、19年度と比較しまして2万4,397円の1世帯あたりの課税額の増となります。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

14番（葛原勇次郎君） 大体わかりました。減税の措置をしても1世帯6万円と、また2万5,000円は上がるというようなことだそうでございます。

あとは一般質問で、また、させていただきますので、質疑は終わります。

議長（北田 彰君） 次に東裕人君。

[登壇]

1番（東 裕人君） おはようございます。

議案第62号、菊池市国民健康保険税条例の一部改正について質疑をします。

まず、提案理由に所得の低下を挙げていますが、所得が低下しているのに増税をすればどうなりますか。また、今回の増税で市民に与える影響を試算していますか。これをお聞きします。

議長（北田 彰君） 総務部長 緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 今回の税率改正でございますけども、先ほど言われました所得の低下、それと医療費の3.4%の増によるものでございます。

所得の低下によります影響額でございますが、約1億6,000万円。医療費の増によります影響額は、約1億2,000万円が保険税に及ぼす額でございます。市民の皆様への影響額につきましては、ただいま葛原議員の質疑でもお答えしましたけれども、軽減なしの世帯で4人世帯の場合、40歳以上65歳未満の介護該当者がお2人で、所得が200万円の場合で申し上げますと、医療分27万6000円、支援金分8万4000円、介護分6万4000円で、合計41万1,400円となり6万5,000円の対前年度比の増になります。1世帯当たりの調定額では、医療分と支援分と合わせて17万166円、対前年度比1万8,636円の増、介護分につきましては、3万3,218円、対前年度比5,761円の増、合計で20万3,384円、対前年度比2万4,397円の増となります。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 東裕人君。

[登壇]

1番（東 裕人君） 国保税、取る側の理屈はわかるんです。私が聞いているのは、所得が低下しているのに増税すれば市民はどうなるかという簡単な質問なわけです。所得が低下して増税すれば、簡単に言えば暮らしていけなくなるわけです。今、答弁ありましたけど、その影響や試算を踏まえて国保運営協議会では、この増税による影響について、どういう議論をされていますか。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 先月19日に国保運営協議会が開催されておりまして、平成20年度の国保税の税率改正関係につきましては、一委員の方、国保運営協議会の委員1名の方から意見が述べられております。議事録を読み上げられておりますが、税率の資料を見ると、菊池市は3番目ですということ、この3番目は率だけ見ますと、高いほうから3番目というようなことの見いだというふうに理解しております。「今年は上げて、これでもいいと思うのですが、これを毎年1%ずつ上げるとなると、市民はパニックですよ。基金というのは1億円ぐらいしかないでしょう。他の市町村のように一般会計から回すことを考えないと、行き詰まるのも目に見えています。他の予算を削ってでも充ててもらわないと」ということで、一般会計から繰り入れの意見でございます。「この税率については、もう限界だと思います」と。「また、新型インフルエンザがはやったら1億円、2億円なん

て比じゃないくらいかかります。今年はこれでいいと思いますが、来年からは考えないといけないと思います」との意見があったところでございます。他にも少々の意見はあっておりますが、これが一委員さんからの意見ということでございます。

以上、お答え申します。

議長（北田 彰君） 東裕人君

[登壇]

1 番（東 裕人君） 今、議事録を読み上げていただきました。「市民は、毎年 1% ずつ上げると市民はパニックになる。一般財源から回さないと行き詰まるのは目に見えている。もう限界」。こういう議論が国保運営協議会ではされているということが、今、答弁聞いてわかりました。

最後に伺います。平成 18 年度は、合併後の統一で七城、泗水の税率アップ、平成 19 年度は、執行部は先が見えないと言いながらも、平準化を理由に増税をしました。そして今回も増税と、国保は毎年増税になっています。一体いつまで増税を続けるのですか。来年度、あるいはその先含めてどうするのですか。例えば、一般会計からの繰り入れをすとか、不要不急の基金を取り崩して国保に充てるとか、そういった検討はされているでしょうか。お答えをお願いします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 合併後の本市の国民健康保険税でございますが、平成 17 年度におきましては、合併前のそれぞれの 4 市町村の税率を適用した不均一課税でございました。平成 18 年度におきましては、4 市町村の平均、いわゆる総税額は変わらなくてその平均値、4 市町村の平均値という形でしたところでございます。そして、均一課税にしたところでございます。また、平成 19 年度、昨年につきましては、応能・応益のバランスが崩れましたために、総税額は維持しつつ、応能・応益割の比率を 55 対 45 の範囲内にするという平準化にしたためでございます。19 年度までは毎年の増税ではなく、本年度が初めての実質の税負担をお願いすることになります。今後はさらに、医療費抑制、収納率の向上に努め、被保険者の負担が増大しないように対策を講じた上で、所得や医療費の状況を考慮して、一般会計からの繰り入れも視野に入れながら、国保会計の運営をしていく必要があると理解いたしております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 次に、境和則君。

[登壇]

23 番（境 和則君） 議案第 74 号、菊池市公共下水道菊池市浄水センターの建設

工事委託に関する基本協定の締結についてですが、私は、合併して3年になりますけども、この下水道の浄水センターの建設については、過去に一般質問で2回と、それから全員協議会で2回説明を受け、その経過がなかなかわかりづらく、先月の全員協議会で、6月の定例会に上水道の業務委託の締結をお願いしますという話はちらっと聞きましたけれども、普通一般的に考えれば50億円もするような金額が、それぞれ建設委員会がございますので、十分検討はされたかと思えますけども、全議員さんに周知徹底のため、また、私が理解するためにも、この経緯と24億円の5カ年間の業務委託が出されておりますけども、内訳についてお聞きしたいと思います。

議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

建設部長（岡崎俊裕君） おはようございます。お答えを申し上げます。

菊池市の公共下水道の終末処理場、菊池市浄水センターの改築更新のこれまでの経緯については、去る19年の9月議会におきまして、松本議員の一般質問に対する答弁と重複する部分がございますけれども、ご了承いただきたいと思います。

菊池市の浄水センターは、昭和58年10月に供用開始を行い、今年の10月で丸25年を迎えることとなっております。建築物につきましては、耐用年数50年とされておりますが、電気、機械設備については、設備によりますが、15年から17年となっております。電気、機械設備につきましては、耐用年数は既に8年から10年経過いたしております。これまで、維持管理や修繕などにより施設の延命化を図ってきたところでございますが、その費用はすべて市の単独費用となって、財政的な負担も年々増加をいたしているところであります。本施設の改築更新の検討につきましては、旧菊池市で平成12年度から平成13年度において、施設、設備の状況を把握するための機能診断を実施し、これに基づきまして平成15年度に改築更新基本計画の策定を行い、国の補助を受けた改築更新の準備を行ってきたところでございます。改築更新事業については、前期5年、後期5年、合わせて10年の事業計画を策定し、前期5年、平成20年度から平成24年度について、平成19年8月に国土交通省の承認をいただいたところでございます。国庫補助の承認を受けて、今年度の当初予算において、改築更新事業の5カ年の債務負担行為の承認を議会よりいただきました。

5カ年の事業費の内訳は、平成20年度当初予算で3億8,840万円、21年度、債務負担でございますけれども3億8,570万円、22年度、同じく債務負担で7億2,650万円、23年度、同じく債務負担で5億9,250万円、24年度、債務負担で4億5,580万円となり、合わせまして24億9,890万円とな

っております。

以上、お答え申し上げます。

失礼しました。20年度3億8,000円と言ったそうでございます。3億3,840万円でございます。訂正させていただきます。

議長（北田 彰君） 境和則君。

[登壇]

23番（境 和則君） それで金額の内訳は理解できましたし、経緯もわかりました。ただ、日本下水道事業団が、一般質問でも議員さんの説明では、日本下水道事業団というお名前が出たかと記憶しておりますけども、この、普通一般的には、これをコンサルタントにかけて、何社か見積もって日本下水道事業団が一応、基本設計といたしますかね、そういうのができたのか。それは6,000万円ぐらいの設計費があったというようなことですが、その辺について日本下水道事業団にコンサルタントを依頼した、入札なのですかね、随意だったら随意の経緯をちょっと教えてくださいというのが2点目と。それから全員協議会的时候には、約53億円から55億円ですけれども、入札次第によっては、45億円か40億円になるという説明でしたけれども、例えば、業務委託を日本下水道事業団にやった場合に、入札はどのような経過になられるのか。それから債務負担行為で20年、21年、22年、それぞれ予算化してありますけども、それはその都度入札の結果、例えば、下水道事業団が入札した場合には、それでも本会議の菊池市議会の議決がいるのか、いらぬのか。そうしないと、今、叫ばれているように、どういうメリットがあるのかをお聞きしたいんですね。

今2回目だったですかね、議長、私のほうからは、わかりました。じゃあ、その辺をちょっと説明してください。

コンサルタントの基本計画といたしますか、設計のときに競争入札があったのか。随意、日本下水道事業団だったのか。またそれに基づいて、今回日本下水道事業団単独にやったメリットがあるのか、ないのか。それと全員協議会で、安くなるだろうと言ったときに、こういうような債務負担行為で、次年度に行ったときに確定があるのか、ないのかを、一応よろしく願いいたします。

議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

建設部長（岡崎俊裕君） 再質問にお答えします。

今回の議案74号は、改築更新事業につきまして、日本下水道事業団を相手とする5カ年の事務委託協定を締結するという内容でございます。

事務委託協定の内容につきましては、改築更新事業の計画、設計、契約、発注、

設計施工管理、完成検査などの委託となります。改築更新工事につきましては、日本下水道事業団による一般競争入札により施工業者を決定がされ、日本下水道事業団の監督の下で施工されることとなります。5カ年で約25億円の事業費を見積もっておりますが、この一般競争に入札より事業費の圧縮も行えるものと想定をいたしております。

日本下水道事業団を事務委託先とした理由につきましてはでございますけれども、市直営で行なう場合は、経験ある専門技術者の増員は非常に厳しいこと。また、現有施設を運転しながらの改築更新事業となるために、高度な知識と経験が求められることから、豊富な経験、専門的な技術力、多数の実績を持った日本下水道事業団を委託先としたものでございます。

それぞれ年度ごとに事業を発注し、競争入札といたしますけれども、その都度議会にご報告を申し上げるという形になろうかと思っております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 境和則君。

[登壇]

23番（境 和則君） 私が知らないのしょうけれども、この下水道増改築事業というのは、日本下水道事業団でないと、この日本には業者はいないんですか。ほかに比較検討した例があるのか。元から市直営でやった場合の人数の増員やら、専門的分野があって、建設施工管理が無理ということは重々理解いたしますけれども、もう一つお聞かせいただきたいのは、このような上水下水道の処理の増改築について、日本では最も優秀なのが日本下水道事業団で、ほかにそういう業者さんがおられなかったのか。

それから、基本計画、設計、入札、そして管理まで一括してできるというメリットもあるのしょうけれども、このようなのは、今、日本では日本下水道事業団しかいないのしょうか。比較検討されなかったかをお聞きをしたいということと、それから議会の公共入札の基準において、日本下水道事業団が入札をして、それをまた菊池市議会に持ってきて、それが議会の議決にいるというようなことであろうけれども、今、一般の世相の中では、一般競争に入札すれば入札単価から下がることは重々理解できますけれども、ただ議会にお話があったときには、多分菊池市が責任を持って53億円ぐらいの、より少ない経費で、より高い事業を発注するという精神の下で議会に報告があったんじゃないかなということですが、今、この答弁を聞けば、今は世間上のことで、多分一般入札にすれば単価が安くなるだろうというふうなことのお話に、まず聞こえるわけですよ。そういうことで、市民の皆さんたちのご理解がいただけるか、いただけないかという

気持ちもいたします。

そうしてまた、やはり何十億円という仕事になりましたら、各委員会のお話は当然必要でしょうけれども、審議していただかなければなりませんけれども、やはり全議員さんに、合併して、この3ヵ年間、4ヵ年間ですので、全員協議会は月に1回やっておるわけですから、もう少し懇切丁寧に親切に、やっぱり報告されてご理解をいただくというのが、また私どもも初めて聞いて、例えば、七城町ですけれども、七城町の方からお話を聞いたときには「いや、知りませんよ。どぎゃん経緯ですか」と言われると、議員としての仕事にも支障がありますので、あえて部長聞きますけれども、日本下水道事業団に決めた経緯と経過と、そういうような日本下水道事業団で、ほかのそのような資格のある業者はおられなかったのか、検討したのかしないのか、最初から日本下水道事業団ありきの話でやったのかを、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

建設部長（岡崎俊裕君） 再々質問にお答えをします。

直営であるかという部分は、先ほどお答えしましたように、大変厳しいものがあるということでした。このことから日本下水道事業団につきましては、国及び地方公共団体の折半出資により、昭和47年に設立をされ、その後平成15年10月に特殊法人と整理合理化計画により、地方公共団体が主体となって業務運営を行なう地方共同法人となっております。公の施設であります下水道処理施設の計画、建設の業務を、その施工主体である地方公共団体の委託に基づいて代行することを主な業務とする団体であることから、本市の現状を踏まえ、改築更新事業の委託先として、最も適する団体であると考えたところでございます。

以上、お答えを申し上げます。

23番（境 和則君） 検討したか、検討したのかぐらいは、ちょっと言うてよ。

建設部長（岡崎俊裕君） 直営である場合と事業団である場合と、いろいろ比較検討した上で、事業団ですることによって決定をしたところでございます。

以上、お答えします。

23番（境 和則君） ほかの会社があったかないかも。

建設部長（岡崎俊裕君） 事業団は地方公共団体が出資をして下水道処理を行なうための団体でございますので、これを検討したところでございます。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 以上で質問を終わります。



日程第4 委員会付託

議長（北田 彰君） 次に日程第4、委員会付託を行ないます。

議案第59号から議案第75号まで及び請願第3号・請願第4号の19案件をお手元に配付しております、議案・請願等付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託します。各常任委員会は、付託されました案件を十分審査いただきますようお願いします。

平成20年 第2回菊池市議会定例会議案・請願等付託表

付託委員会	議案番号	件名
総務 常任委員会	議案第60号	菊池市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第62号	菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第63号	菊池市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第64号	菊池市集会所条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第69号	平成20年度菊池市一般会計補正予算(第2号)
文教厚生 常任委員会	議案第69号	平成20年度菊池市一般会計補正予算(第2号)
	議案第70号	平成20年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
	議案第75号	指定管理者の名称変更に伴う再指定について
	請願第4号	後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書の提出に関する請願書
経済 常任委員会	議案第69号	平成20年度菊池市一般会計補正予算(第2号)
	請願第3号	国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書を求める請願
建設 常任委員会	議案第59号	菊池市まちづくり交付金評価委員会条例の制定について
	議案第61号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第65号	菊池市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第66号	菊池市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第67号	菊池市小集落改良住宅条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第68号	菊池市単独住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第69号	平成20年度菊池市一般会計補正予算(第2号)
	議案第71号	平成20年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
	議案第72号	平成20年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会

付託委員会	議案番号	件名
建設 常任委員会	議案第73号	計補正予算(第1号) 平成20年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第1号)
	議案第74号	菊池市公共下水道菊池市浄水センターの建設工事委託に 関する基本協定の締結について

議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩いたします。

○
休憩 午前10時49分

開議 午前11時00分
○

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○
日程第5 一般質問

議長（北田 彰君） 次に、日程第5、一般質問を行います。なお、ここで申し合せについて申し上げます。質問の順序は、通告順です。質問時間は答弁を含めまして60分以内です。通告事項以外の質問並びに関連質問はできません。質問は一問一答方式です。質問事項に対して3回までとなっております。

発言の通告がっておりますので、これより順次質問を許します。

最初に、怒留湯健蓉さん。

[登壇]

10番（怒留湯健蓉さん） おはようございます。最初にお知らせをしておりましたとおり一般質問を順次進めてまいります。

最初に新型インフルエンザ対策についてお伺いをいたします。

本市の危機管理について気になることの一つに、新型インフルエンザの問題がございます。これに関する報道は、国もマスコミも現状では不十分で、私たちは問題の核心をつかめずにいます。現時点では、世界中のどこにも新型インフルエンザは確認されていないということですが、世界的な鳥インフルエンザの流行から、新型インフルエンザが発生する可能性が急速に高まってきたとして、各国及びWHOでは、鶏や野鳥などにおける鳥インフルエンザの発生を厳重に監視し、早期にウイルスの拡大を阻止する対策を講じることが喫緊の課題になってきたと告げています。私たちに近い所でも2004年の大分、2007年の宮崎で大型養鶏場での鳥インフルエンザの発生、また球磨川に生息するクマタカの汚染などは、私たちにとって人ごとではない恐怖を感じさせるに十分でした。さらには、この4月になって、北海道や秋田県で死んだ白鳥から非常に毒性の強いH5N1鳥インフルエンザウイルスが検出されたというに至っては、事態がインドネシアや東南アジアに限定された問題ではないということを物語っています。新型インフルエンザの発生は、毎年流行を繰り返してきていたウイルスとは表面の抗原性とは全く異なる新型のウイルスが出現することによるもので、それは10年から40年に一度発生する、言わば、この生命体系の避けられない宿命であり、いっ

たん発生したならば、地球上を自由に回遊する渡り鳥によって、また、航空機の発達による人、物の大量高速移動によって、瞬く間に世界中を席卷することになるといいます。新型インフルエンザの発生のメカニズムを簡単に言いますと、まず人インフルエンザ、これは毎年冬のシーズンに人の間で流行するインフルエンザで、Aソ連型、A香港型、B型などのウイルスがあり、既に予防のための有効なワクチンが開発されていることは周知のところですが、鳥インフルエンザ、これは、本来は鳥の病気で人には感染しないとされてきましたが、感染した鳥と接触することにより人への感染が起こり、その場合、死亡率が非常に高いことは、これも私も周知の事実となりました。そして新型インフルエンザ、これは人型と鳥型のインフルエンザに同時に感染すると、ウイルスが交じり合って新型に変質する場合と、鳥型のウイルスが人の体内で突然変異を起こして新型になる場合があるといえます。新型ウイルスの発生がどちらのケースをたどるにせよ、出現すると人はこれに対して免疫を持たないために、爆発的に大流行するというわけです。現在の状況は、新型ウイルスの発生に限りなく近い環境にあると、世界中の識者は警鐘を鳴らしています。インフルエンザの呼称で私たちの聞き及んでいるところ、あるいは記憶にあるところでは、1918年大正7年に発生したスペインインフルエンザでは、世界中で約4,000万人が死亡したと言われており、このとき日本の人口は約5,000万人余りだったそうですが、その中で約39万人が亡くなったと記録されています。また、その後の1957年昭和32年のアジアインフルエンザでは、世界で200万人の人が亡くなり、1968年昭和43年の香港インフルエンザでは、世界で100万人が死亡し、社会機能や経済活動に様々な困難を引き起こしたと記録されています。近年伝えられ始めた東南アジアを中心とした高病原性鳥インフルエンザは、2003年12月から2008年3月までの間で、人の発症者が378名、その内238名が死亡。致死率が63%と報告されています。また同症の発生がヨーロッパでも確認されるなど、流行は拡大・継続しており、人から人へ感染する新型インフルエンザの発生の危険性が限りなく高まっていることが、ここではより明らかです。

そういう状況下、我々は日々の生活に追われ、正しい情報や知識を用いえずに、状況の逼迫感からも遠く、のんきに暮らしておりますが、市民の命と暮らしを守るべき行政は、その責任において、今日の状況をどのような姿勢で、どのようなご認識かを、まずお聞かせください。

議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

市民部長（村山 隆君） おはようございます。

議員ご承知のとおり、新型とは今までになかった新しいウイルスによるものを言いますので、詳細は明らかではございませんけれども、WHOや厚生労働省の情報によりますと、その実態を踏まえましてところの疫学的な見地から、遠からず発生するであろうと予測し、早急な対応が必要と警告を出しております。新型インフルエンザ対策は6段階の表示として考えられまして、厚生労働省新型インフルエンザ対策行動計画では、フェーズ1、いわゆる動物からのウイルス検出。フェーズ2、ヒトへの感染リスクが高まる。フェーズ3、動物からヒトに感染。フェーズ4、ヒトからヒトへの感染。(小さな集団)フェーズ5、ヒトからヒトへの感染。(より大きな集団)フェーズ6、ヒトで大流行、とされまして、フェーズ1、2をパンデミック間期、フェーズ3、4、5をパンデミック警戒期、フェーズ6をパンデミック期としております。パンデミックとは感染爆発や世界的に大流行している状態を意味する用語として使用されております。世界中で爆発的に感染する状態、最高段階のヒトからヒトへの大流行が起きるフェーズ6のパンデミック期の被害規模は住民の約25%が感染し、市民の生活基盤を支えている様々な企業や職場等の社会規模は約70%に低下すると予想されております。

このように、その事態は非常に深刻で、市民を守る立場としましては、全庁的規模の取り組みが必要と考えております。

以上、お答えします。

議長(北田 彰君) 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

10番(怒留湯健蓉さん) フェーズとかパンデミックとかというような専門語が飛び出しました。公文書も大体そういう表現になっていますね。私はそれはわかりますから、それでいいんですけども、市民の皆さんに説明するときは、そういう専門語で煙に巻かないように注意をしてください。これは部長もおっしゃいましたけれども、流行の段階と現象を表す表現ですね。フェーズ6が最も危険度が高い段階で、パンデミック期は大流行させているということです。ご説明はこれからあまりいきませんので、答弁を簡潔に答えていただきたいと思うんですけども。答弁には、事態は非常に深刻で、市民を守る立場としては全庁的な取り組みが必要であるという姿勢と認識を示されました。そういうご認識はあっても実際の実務は非常に難しかりょうと思うんですが、その姿勢と認識に立って具体的にはこれからどういう手立てを講じられるのかを聞いてまいります。

国は、WHO世界インフルエンザ事前対策行動計画に準じて、2005年の12月に新型インフルエンザ対策行動計画を策定して、2007年10月にはその改訂版を明らかにしておりますね。それによりますと、鳥インフルエンザ等に関

する関係省庁対策会議に絡む発信として、国民の健康被害を最小限にとどめ、社会・経済機能の破綻を来たさないよう行動計画を取りまとめたとして、それに則して5つ急務を決めております。都道府県においては、対策本部の設置、行動計画の策定の整備。厚労省を中心とした関係省庁においては、対策を迅速・確実に実施するためのガイドラインの策定。それから農水省においては、厚労省検疫所の協力を得て、国際空港における鳥インフルエンザ発生国からの全ての入国者に対する靴底消毒の徹底。4番目に、総合科学技術会議においては、科学技術振興調整費を活用した新型インフルエンザワクチンの生産に関する緊急調査研究の指定をするということ。それから、外務省、厚労省、農水省等においては、タミフル等必要物資の備蓄・配布、研究者・医療関係者・動物衛生専門家の能力の強化。そして、インフルエンザワクチンの開発等の支援を内容とする国際協力等の推進をそれぞれ進めることとしています。お読みになっていると思いますけれども。そして、関係省庁が一体となって、行動計画に基づき、切れ目のない万全の対応を政府一体となって講じていく、というふうに書かれていますが、関係省庁が一体となって切れ目のない万全の対応をするとは言っても、我々、末端の生活者にとっては政府の枠組みはあまりに大きすぎて、自分たちが公的にどう守られるのか、日常レベルでの具体的な姿がイメージできません。それは、イメージを結ぶための知識情報を持っていないからです。現在の私たちは、いわば新型インフルエンザに対して無防備な状態と言わなければなりません。

熊本県は、2005年10月に熊本県の行動計画を策定しました。そこには、やはり的確で迅速な対策の枠組み構築を目指すとして、考え方が基本的な5項目が示されています。ここも全庁一体となった計画と連携、流行に備えた監視体制、それから予防と封じ込め対策、医療機関と関係機関、そして5つ目に情報の提供と共有というような内容で、60数ページに及ぶ計画書です。その中で、5番目の情報の提供と共有に関しては、『コラためんなる』という薄い冊子がありますが、その冊子やホームページで周知を図っているようですが、私もあれ見てみましたけれども、あれでは私たち個々人が確実に有効な自衛を図れるとは思えません。我が市において、罹患者を最小限に押さえ込み、被害を最低限にとどめるには、一人一人が正しい知識と正確な情報を持っていることこそ、最大の防御になると思われまふ。市民一人一人は何をすれば命を守れるか、その心構えを促すための知識情報を、行政は市民に提供しなければならないと考えますが、それは準備されているのでしょうか。

また、熊本県は行動計画を策定していますがけれども、県内様々な産業形態、生活スタイルがある、その県全土を、1本の県の計画で対応できるか、甚だ疑問で

す。そこへいくと、北海道小樽市などは市独自の新型インフルエンザ対策行動計画を策定しています。これは当地の実態に即した、微に入り細にわたる、大変優れた計画書です。本市においては、新型インフルエンザに対する対策がどう考えられ、市民をどう守られる、どういう計画をお持ちになっているのかをお聞かせください。

議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

市民部長（村山 隆君） 新型インフルエンザ対策につきましては、健康被害を最小限にとどめまして、社会経済機能の破綻を防止して、社会活動を維持することとしていまして、国におきましても感染の拡大を防止する水際作戦が最重要としています。

現在ですけれども、菊池保険所の指導によりまして、菊池地域健康危機管理推進会議を設置しまして、菊池圏域の対策について協議を行なっております。大規模災害に対応するためには、行政の力だけでは限りがございます。日ごろからの災害発生時の準備をしていただくことが大切でございまして、市民の皆様を守り、被害の規模を最小限にとどめるためには、正しい知識と情報の提供が重要となってまいります。日ごろの健康管理や災害発生時の物品の準備等につきまして、今後、広報誌やホームページを中心に啓発を図っていく予定です。

また、新型インフルエンザの発生に関する情報提供につきましては、どの時期にどのような内容を提供するか、時期と内容の検討が必要ですので、現在、菊池圏域で協議をしている状況でございます。市民への周知の準備は、まだまだ計画段階ですので、今後、区長会をはじめとしまして各種団体、組織と連携をしながら、地域の実状に合った方法で正しい知識と安心できる情報の提供を図っていただかなければならないと考えております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

10番（怒留湯健蓉さん） どういう段階かがわかりました。今、菊池保健所の指導によって、菊池地域健康危機管理推進会議を設置して、圏域における対策を、その検討を行なっているという段階ですね。振興局単位での検討を私は当然だと思うんですけれども、ここで考えなければならないのは、圏域における地域差ではないかと思うんですね。本市と合志市、菊陽町、大津町を比べたときに、その行政区の産業や人口の分布は違いますよね。ですから、菊池圏域の対策を基本とはするものの、本市の実状に即した独自の対策を、やはり細やかに準備していただ

くことが重要ではないかと思しますので、申しそえておきます。

情報の提供の重要性については、大変重要だという認識が示されました。区長さんをはじめ、団体等をということですがけれども、これまた本市内に地域感覚差があると思うんですね。A地区で使えたものがB地区で使えるとは限らない。こういうことは最初から念頭に入れておくべきではないでしょうか。それから情報の伝達に、広報誌やホームページをとというふうにおっしゃいましたけれども、これはまた基本的には当然として、例えば、もう少し相違工夫がいると思うんですね。保存版として、独自のリーフを配るとということなども考えられますし、そういう実務は、今後多面的に求められていると答弁を聞いて思いました。課題は山積しておりますので、そういうことを視野に入れながら進めていただくこととし、最後に危機管理体制について伺います。

現在、世界で追跡調査されているH5N1鳥インフルエンザウイルスの毒性は非常に強く、鶏などの家禽類に感染した場合、ほぼ100%死亡すると。全滅ということで全量を埋めるなんてことを、痛ましい状況を見たことがありますけれども。それが人に感染した場合、60数%が死亡する現実も私たちは繰り返し示されてきました。そして、その新型インフルエンザの発生が近い将来起こることを誰も否定できません。そういう強毒性ウイルスが免疫を持たない人の社会に侵入したら、ポーダレスの今日の社会がどのようなことになるかということ、大変心配するわけです。市民一人一人が、いわゆる、その自己責任において自己防衛をすることは元よりですが、この場合、個人の責任の範囲を超えた問題でありますので、行政が危機管理の一環として基本的な対策を講じなければならぬと思います。国、県ではWHOのシミュレーションに従って、先ほどから部長がおっしゃいますように、流行の規模を6段階くらいに、フェーズ6に想定しているようです。そして段階ごとに数字を想定設定して、行政、市民、関係機関の任務を明らかにしています。そしてそこに必要な人の確保、ジャンルごとの対策を示しています。本市は中山間地、限界集落、市街区、農業集落、大規模畜産区などを有した広大な市土を持って、通常でさえ、その隅々までの行政サービスは、残念ながら滞りがちな面もあります。そのことを省みるときに、予想される新型インフルエンザの大流行に見舞われたならば、どういうことになるか。今、これは現実問題として直視しなければなりません。

WHOでは、世界で数億人の発病者と、数百万人の死者を予測しています。別のシミュレーションでは、世界でその毒性がスペイン風邪の比ではないことから、最悪の場合は数千万人の死者が出るのではないかと予測しているようです。日本においては、公衆衛生と医療の発達により、発病率、死亡率共に世界平均より下

回ると予測されているようですが、厚労省の推定では、国内では最低でも人口の25%、これも先ほど部長がお触れになりましたけれども、25%というと3,000万人だそうですけれども、3,000万人が発病し、死者数を64万人と予測しているようです。また別の計算では、発病者を人口の40~50%と予測し、死者数を210万人とも予測しています。厚生労働省推定の最低発病率と死亡率を本市5万2,000人の人口に当てはめてみますと、発病者は1万3,000人。そして死亡者は275人となるようです。誰もその中に入らない保障はありません。

世界は、国や県は、状況を真摯に受け止め、事態に対する具体的な対策を講じていますが、私たち菊池市民は、今もって何か人ごとのような状況ではないでしょうか。全戸配布の平成20年度健康づくりカレンダーにも、今年5月の全協で示されました今年の仕事一覧にも、新型インフルエンザは触れてありません。当然、従って予算措置も見当たりません。多くの不備をお尋ねしなければなりませんけれども、ここでは次の事柄について7つほど伺いますが、本市の危機管理体制と、そのマニュアルを明らかにしてください。1つ、発病率の予測と医療機関との連携。2つ、ワクチンの必要量と投与の優先順位。3番目に介護不能家庭への支援。4番目に日用品のストック。5番目に輸送機関の確保。6番目に各企業との連携。7番目に関係機関の能力アップ。

以上です。

議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

市民部長（村山 隆君） まず1点目の発病率ですけれども、菊池保険所の予測によりますと、流行期を8週間と仮定した場合、最高のフェーズ6パンデミック期における本市の状況は、議員おっしゃったように、患者数1万3,000人、医療機関受診者数1万400人のうち入院患者数約1,300名、死亡者数329人、1日に約230人が発病し、1日約6人が死亡することになります。医療機関等の連携につきましては、本市のみでの対応は不可能ですので、菊池圏域としてフェーズ4、5の場合、フェーズ6の場合の体制案を作成し、入院の場合、外来治療の場合、臨時的な施設の設置等について、現在、菊池郡市医師会と協議を重ねております。

2点目のワクチンの必要量と投与の優先順位についてですけれども、菊池圏域のワクチンの必要量は約1万7,000人分が予定されております。投与の優先順位につきましては、社会機能を維持する分野を優先する方向で検討中ですけれども、いずれにしましても、案として現在協議している状況でございます。

3点目の介護不能家庭への支援につきましては、現在、菊池市災害時要援護者支援計画書を策定していますが、新型インフルエンザに対するものではございません。今後対策が必要と思っております。

4点目の日用品のストックにつきましては、国は2週間分の食料品、日用品の備蓄を呼びかけております。本市では菊池市地域防災計画、菊池市水防計画に基づきまして、平成19年度に毛布・貯水容器各500、非常食としての乾パン1,000缶を確保し、平成20年度にも追加していく予定です。また、日本赤十字社熊本県支部からの本市への救援物資としまして、毛布40枚、下着セット31組、日用品セット28個等を保有している状況です。

5点目の輸送機関の確保、6点目の各企業との連携、7点目の関係機関の能力アップにつきましては、今後の課題と考えております。

以上、答弁しましたように新型インフルエンザ対策としましては、現在、関係部署での協議をしている段階で、マニュアルや危機管理体制の策定は、まだできておりません。現在、医師会や警察署、教育事務所、または菊池広域連合消防本部等で構成されました菊池地域健康危機管理推進実務者会議で、フェーズ6のパンデミック期を想定して協議をしているところです。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

10番（怒留湯健蓉さん） 大体状況がわかりました。最後に市長にお伺いしたいのですが、部長は非常に熱心にお答えになりましたけれども、まだ検討中とか……。はい、市長に。市長に投げかけますので。準備中という文言が10カ所ほど出てきましたので、今後の対策については人と費用が必要です。その部分も含めて、市長のご所見をお伺いしたいと思います。

議長（北田 彰君） もう3回目ですから、次に行ってください。1問3回目ですから。次の質問に行ってください。

10番（怒留湯健蓉さん） では、別の機会に伺うとします。

次は、予防医学の里きくちについて、お伺いをいたします。本市のまちづくりの最高位理念が、「豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまち」であることを、どのくらいの市民の皆様がご存じでしょうか。ネーミングがあまりに立派過ぎてちょっと恥ずかしくなるくらいですが、我々は我々の地域の実状に即した、このフレーズに恥じない特徴あるまちづくりを進めたいものです。「豊かな水と緑、光あふれる」までにはいいとして、目を閉じて静かにこのまちを思い描くときに、果たして「田園文化のまち」と言えるか。これは意見の別れるところでしょう。本年

度も総合計画、新市建設計画等に基づき、まちづくりに関わる種々の事業が示されました。先般の4月の全協では、まちづくり交付金事業における都市再生整備計画について説明を受けたところですが、この計画書もまた総合計画に感じるような隔靴搔痒を禁じ得ません。どうも事業の狙いの肉声が聞こえない。基本構想を見ても、その下のどの計画を見ても、コンサルがつくっているからでしょうか、行政当局の肉声が聞こえない。そして、さらに言うならば、こういう自治体の計画というのは、全国どこの自治体でもつくっているわけですから、あちこちに似たようなものがあり、固有名詞が違うだけで、どこでも使えそうな内容です。まさに総花的で、それは生花というより造花に近い印象です。しかし、総合計画などというのは、すべての分野を網羅し、一定の水準以上のものを書き込まなければ基準をクリアできないわけですし、議会の議決も経なければならないわけですから、総花的になっても、ある意味致し方ない面もあり、そこは譲歩するとして、重要なのは、その造花を生花にする、つまり計画に魂を吹き込むことです。そこで今一度、すべての施策の根幹である基本構想に立ち返り、「豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまち」、とりわけ田園文化のまちの文化についてお尋ねをいたします。非常に壮大なテーマでありますので、まちづくり事業のソフトに絞ってお尋ねをいたしますが、一口に文化と言っても、よく「歴史と伝統文化」と言われるように、継承する文化と、また一方で新しく創造する文化とあるように思われます。

本市においては、継承する文化については、行政民間双方において中世の歴史を中心に様々な取り組みがなされ、一定程度の成果をお挙げになっているようですので、本日ここでは、今日的価値意識に基づいた、今までになかったものを新しく作り出す文化、つまり創造する文化をどのように考え、それを人々の幸せにどうつないでいこうと考えられているのかをお伺いいたします。

議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

企画部長（石原公久君） 菊池市では、これまで培われてきました歴史や文化といった先祖より受け継いだ文化は豊富にございます。さらにこうした文化に加えて、菊池の風土や生活、環境を活かした新たな文化の創造が求められている状況でございます。菊池市が誇る豊かな水、美しい山々の木々、そしてあふれる光を活かした独自性ある文化をさらに創造していきたいと考えております。例えますならば、それは現在の市民の暮らしであり、そのライフスタイルを全国に浸透させることではないかと考えております。和やかな生活環境の中で培われました、ゆったりとした生活。恵まれた文化環境ではぐくまれた文化的な生活。豊かな自然環

境に守られました健康的な生活。そうしたものを総合したものではないかと感じております。このごろよくロハスといった言葉が耳にされるようになりました。lifestyles of health and sustainability の略称でございますが、地球環境の保護と健康な生活を最優先し、人類と地球が共存共栄できる持続可能なライフスタイルと言われております。これはまさに菊池市民の目指すライフスタイルと一致するのではないかと思います。

このような市民のライフスタイルを推進し、内外に示すことが菊池市の新たな文化の創造につながると考え、取り組んでまいりたいと思います。創造する文化、それを持って人々の幸せとするような考えはということでございますが、以上、お答えさせていただきます。

議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

10番（怒留湯健蓉さん） 新しい文化の創造が求められていると、それに応えて何らかの方策を内外に示していきたいというご答弁だったかと思います。答弁には、ロハスという言葉が出てきました。このロハスという生活スタイルは世界的に広がっておりますね。lifestyles of health and sustainability、ちょっと発音が悪いですが、健康と持続可能な暮らし方というわけですね。確かこの頭文字だったと思うんですけども。地球環境と共に、共存共栄の持続可能な生活をすることによって、穏やかな健康な暮らしを維持する、これが菊池市民の共通した願いであろうと、そしてそれに応えることが新しい文化の創造につながるというご答弁でした。大変答弁としては、珍しく格調高く信頼に足るものであったと思います。次の質問がしやすくなりました。

総合計画をつくるにあたって、住民アンケートが取られていますね。それによりますと、新しい菊池市に対する市民の思いは、福祉、快適、人、安心、安全、歴史、文化の7つのキーワードに代表されるとして、それをベースにまちづくりの理念を「豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまち」と設定したとあります。そしてそれらのキーワードを総和とした健康で活力あるまちを「田園文化のまち」と表現したのだと言っています。さらに、「田園文化のまち」は、3つのふるさとづくりを目指すことになっています。水と緑に恵まれた「心のふるさとづくり」、水と緑に包まれた「爽快ふるさとづくり」、水と緑を活かした「生き生きふるさとづくり」というのがそれで、3つのふるさととは、それぞれに生きがいや産業の振興、健康や医療福祉の充実等を掲げています。このように計画書はいろいろ書き込んでいますが、それでもまだ抽象的で、私には3つのふるさとが具体的にどんなまちになるのかがイメージできません。

ところで、私は3つの、このふるさとづくりが言う、生きがいや産業の振興、健康や医療福祉の充実を、そういった言葉を基盤にして、これまで一度ならず質問をしてまいりました。それは医療費削減を念頭に置いた「予防医学の里きくち」を提案するものでした。身土不二、地産地消による安全な食の推進と地場産業の育成、スローフードによる生活習慣病の予防と回避、温泉や自然環境を活かしたメンタルヘルスの推進等を柱とし、それらを組み合わせた事業を行政民間が一体となって展開することによって、メタボリック症候群の人口を劇的に減らす。それによって医療費の削減を図る。そのことによって知名度を上げ、選ばれる温泉町になる。ひいては産業や商店街の再生につなぐ。雇用の創出を図る、などといった内容の提案質問でありました。そういうシナリオで、年齢を超え、地域を越え、職域を越えて、市民が具体的に恩恵を被ることのできる、それこそ健康で活力あるまち、病気になりにくいまちづくりに取り組もうという提案でした。昨今では、人々の価値観が健康や癒しへ移行し、ご存じのとおりですが、食もグルメから基礎食へというように嗜好がはっきり現象化しています。つまり、これは今日的市民ニーズであり、いわば部長が既にご認識のように、新しい文化の芽生えだと思われまます。

自治体は、どこも今も「何々の里」とか、あるいは「何々日本一」というたぐいのスローガンを掲げて、生き残りをかけて努力をしています。大津町、合志市は、いずれも「子育て日本一」を早くから言っていました。小国町は「悠木の里」を掲げ、グリーンツーリズムなどに成果を挙げつつあります。本市は、養生園の立地する自治体として、その意味では全国的にも知名度があり、予防医学についてはむしろ発信基地でありました。病気を未然に防ぐことの価値観や、そのためのノウハウは既に獲得されていると思われまます。関連の情報では、指宿市が温泉と低カロリーの健康食を組み合わせた滞在型の新事業展開で、新たなブームを起こしつつあると聞きます。この期に、田園文化の1つの具体として、「予防医学の里きくち」の創造を、さらに再度提案いたしますが、ご所見をお聞かせください。

議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

市民部長（村山 隆君） 本市におきましても、医療費の削減は重要な課題でございます。本年度から始まりました特定検診・特定保健指導は、まさに生活習慣病に照準を当てた医療費抑制施策の1つでございます。これまでも乳幼児から高齢者に至るまで、早期発見、早期治療を目的に、各種の検診業務を推進してまいりました。中でも成人の生活習慣病につきましては、菊池養生園と連携を図りながら、

予防医学の視点を取り入れ実施してきたところです。また、食の面ではヘルスマイト育成強化を図りながら食生活改善推進協議会を中心に、健康の源である食生活について安全性にも配慮した、より地域に密着した活動を推進しているところでございます。

また国民健康保険におきましては、保険事業としまして人間ドック、はり・きゅうの助成事業をはじめとしまして、温泉や、また温水プールを利用した事業を実施しております。本年度は特定検診等事業の開始に合わせまして、菊池養生園を活用した保険事業を実施いたします。これにつきましては、検診後の特定保健指導終了者へのフォローアップ事業として位置づけており、生活習慣病予防の一翼を担うものです。今後におきましても、菊池養生園との連携を図りながら、健康生活の維持と向上のために、菊池の資源を活かした、菊池ならではの優位性を用いた事業を検討しながら、住民の健康増進を図り、まちづくりの根幹につなげてまいりたいと思います。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

企画部長（石原公久君） 企画部のほうからの考え方でございますが、先ほどご説明いたしました菊池市の新たな田園文化の創生を具体化するために、内閣府が本年4月に創設いたしました、地方の元気再生事業を活用した事業に取り組みたく、事業の申請をいたしているところでございます。この事業は各自治体の申請の中から、先導的モデル事業として全国で100カ所を認定し、上限2,500万円の100%補助として、実証実験が行なわれるものでございまして、現在、全国で1,100件ほどの事業申請があつておると聞いております。菊池市の事業が採択になるかどうかにつきましては、7月末に決定される予定でございます。今回の地方の元気再生事業では、健康を切り口に、地域資源の再活用により、菊池の元気を再生することを基本テーマに、以下の次の3つの取り組みを掲げております。

菊池市では、まず1つ目に、「健康おもてなし大作戦」と題し、平成湯治をイメージし、健康湯治プログラムの開発。2つ目に、「MK丸ごと菊池作戦」、ここでは地元産物の消費拡大を掲げ、健康菊池食、農産物ブランド宣伝チームによるPR等です。また3つ目に、「きもりどんのおもてなし作戦」により、おもてなしの人材や菊池の歴史を語っていただける語り部の育成、さらに回遊を促進させるウォーキングマップ等の作成や整備、環境問題となっています竹を利用した景観整備等を盛り込み、事業計画を現在提案しているところでございます。

市が有する資源や経験を活かしながら、菊池市独自の事業を今後展開してまい

りたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

10番（怒留湯健蓉さん） お2人の部長からそれぞれの分野でお答えをいただきました。市民部長からは健康推進課が既に手がけておられる様々な事業が説明されました。これらは、どれを取って見ても短期間では成果の見えない地味な事業のようですね。現場では非常にご苦労が多いことも知っています。これらの今聞きますと、事業群はいずれも医療費の削減が重要な課題でありという認識の下に行なわれているということも改めて確認することができました。私お尋ねしましたけれども、市民部長の立場で予防医学の里をつくるとは言えないでしょうけれども、しかし答弁の内容は、予防医学を追求するという中身になっておりましたね。

企画課も、本日は非常に希望の持てる答弁をしていただくとと思います。内閣府のその事業に手を上げていらっしゃるということですね。菊池の新たな田園文化の創生を具体化すべく、内閣府の地方の元気再生事業ですか、に手を挙げているということで、1,100件くらいが事業申請をしており、その中で100件、7月末を待たなければわからないということですが、今聞きましたところ、骨格の部分の聞きましたが、非常に内容もいいようですし、部長の熱意と皆さんの熱意できっと採択されると思います。大事なことは、こういう事業に夢を持って、臆せずに手を挙げていくことだと思っんですね。大変立派な計画であります。私もこの採択をにらみながら、最後の質問に移りたいと思います。

市民部長がお触れになりましたように、この4月から新しい医療制度の中の特定検診、特定保健指導が始まりました。いろいろそれに絡めて養生園との連携も始まるようですが、この狙いは、1にも2にも医療費の削減です。病気を未然に防ごう、病気になっても重篤な状態に至らないようにしようというわけです。今、揺れに揺れ続けています後期高齢者医療制度の導入や、高齢化率の進展、あるいは生活習慣病の増大などから、本市の医療費は年々増加の一途をたどっています。先般の5月20日の全協では、国民健康保険事業の差し迫った状況が説明されました。それによりますと、基金を取り崩しても税率の改正はやむを得ないと。新たな負担をまた市民にお願いしなければならない状況といいます。1つの試算だと、20年度末の基金残高は1億円余りになり、このままだと、先ほど質疑にもお答えがあったようですが、一般財源からの繰り入れも視野に入れなければならないという状況。誠に深刻な状況です。そういう背景を持って、本定例議会には0.9ポイントの税率アップが提案されています。付託委員会で十分にご論議が

あろうかと思えますけれども誠に悩ましい限りです。未納者滞納者対策の予算も講じて、既に取り立て、差し押さえ等がなされているようですが、これについては十分な状況把握がなされて、行き過ぎのないよう当局には注意をお願いしておきます。

話を元に戻しますけれども、このような対処療法もさることながら、重要なことは、医療費を根源的に抑えるその政策を講じることです。本市においては、ただ今のご説明のように、健康推進課などにおいて、既に元気再生事業ですか、これに手を挙げていただいているということは、大いに評価に値することです。むしろ、遅きに失したぐらいで、議会や市民に異論があるはずはありません。地方の元気再生事業では、ただ今聞く限りにおきますと、その対象者がほかからの入り込み客や宿泊客に限定されるようですが、それでは肝心の菊池市民がその恵みを受けられないのではないのでしょうか。そのアンバランスを超えるために、むしろ、「予防医学の里きくち」をベースとして、それに今回の地方の元気再生事業を上乗せ、横出しする形で、大きく考えていただくなれば、菊池市民もその枠組みの中に捉えられることになり、さらに市民への還元度、貢献度が高まって、信頼度も高まるはずです。

菊池のまちは、どこを切り取っても予防医学の政策が行き届いている、その政策の恩恵は、市民はもとより、来訪者にも観光客にももたらされるという接点のほうがり望ましいと思われまます。内閣府の地域活性化推進担当部門が、私もちょっとインターネットで見えたんですけれども、自治体独自の提案を促す事業として、ただ今ご説明がありましたような有利な条件で、地方の元気再生事業を企画しているとすれば、これは本当にまたとないチャンスです。この機会を逃さずに、「予防医学の里きくち」をベースとして、菊池版地方の元気再生事業をぜひ成功させたいものです。そして名実ともに健康で活力ある新しいまち、田園文化のまち、「予防医学の里きくち」を創造するために、庁内挙げて取り組んでいただきたい。そして医療費削減につないでいただきたいと思ひます。さて、全体像があまり良くわからないのですが、当該事業がうまく回転するためにベースである予防医学とのセッティングをどうするのか。また医療費削減をきっちり視野に入れた庁内の連携、庁外の人との連携。それから業種間の横断的な連携をどう構築しているのかについて、お考え、方針、それからタイムスケジュールをお聞かせください。

最後に、非常に有利な事業がうまく回転していつて、菊池の活性化につながりますように、ぜひ市長に陣頭指揮を取っていただきたく存じますので、最後に市長のご所見も併せて伺ひます。

議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

市民部長（村山 隆君） 温泉を活用した保健事業の取り組みとしましては、市の温水プールや温泉施設を活用した、水・湯中運動教室への助成事業。また平成19年度からは、健康づくり温泉大学を実施しております。水・湯中運動教室の修了者による自主講座は、現在4グループ、約100名が活動されまして、健康増進に取り組まれております。また、健康づくり温泉大学では、地元ホテルの協力によりまして、温泉を利用した運動を31名の参加者を中心に、10回程度講座を実施しまして様々な効果が見られております。

なお、保健事業推進につきましては、医療費の抑制や健康で生き生きとした老後を過ごすためにも、極めて重要であると考えております。温泉に恵まれた菊池市ですので、温泉も個人レベルだけで活用するだけではなく、周辺整備やまた周辺資源の活用を図っていくことが大変有効であると考えております。今後も、老人クラブや食生活改善推進協議会など、各種団体との連携を図り、生涯学習と組み合わせるなどの工夫により成果を挙げていきたいと考えております。また、まちづくりと保健事業を一体化させたり、民間活力の導入なども重要であると考えます。人々の生活と温泉や食との関係は密接でございまして、生活習慣病を予防する上でも食と運動は大変重要でございます。これからも癒しや健康という視点から、市民の皆様役に立つ温泉の活用、食の取り組みに取り組んでいきたいと思っております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

企画部長（石原公久君） 地方の元気再生事業におきましては、庁内各部各課の連携はもとよりでございまして、今後、菊池活性化協議会の設置を計画いたしております。この協議会には市はもとより、医療機関や経済団体、また大学といった学術機関など幅広い業種、団体の連携を図ってまいりたいと思っております。この協議会を通じまして、市民の皆さんの意見を広くくみ取りながら、また事業の実施にあたりましては、NPO団体等を通じた市民参画型による事業の展開によりまして、市民各層の横断的な事業にいたしたいと考えております。議員がおっしゃるように、総合計画に掲げました「心のふるさとづくり」、「爽快ふるさとづくり」、「生き生きふるさとづくり」の3つの実現を目指してまいりたいと思っております。事業の予定といたしましては、本年度、20年度の7月下旬の内閣府の採択を前提に、9月からの実施を予定しているところでございます。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） 怒留湯議員のご質問でございましたが、まず平成19年度の国民保険の医療費の伸びというのが、保険給付において、対前年度の107.5%ということで、大変な本市におきましては伸び率が高い数値を示しております。お尋ねいただいております医療費の削減についてでございますけれども、医療費は高騰を続ける一方でありまして、また一面においては、ご議論をいただいておりますように、景気は大変冷え込んでおりまして、税収のアップということは非常に期待ができない現況にあります。こういった中で、全国的に見ましても、平成18年度で137の保険者が歳入不足を補うために、繰上充用を実施しているという、こういう状況下にあります。国保財政は大変厳しさを増していくばかりでございます。こういった中におきまして、医療費の削減というものは、まさに急務の課題でございます。本市におきましては先ほど部長のほうから答弁申しましたように、いわゆる生活習慣病の対策を進めながら市民の健康を守る、あるいは保健医療費を含めて抑制に努めていきたいと、このように考えております。

付加価値の高いまちづくりについてですが、私は常々、この大変豊かな地域資源に恵まれている菊池、環境に恵まれているこの菊池、「菊池で暮らしたい」、「菊池で本当によかったな」と市民の皆様方、あるいは市外の方々におかれましても、そういった感じを抱いていただけるような市民協働、市民参画のまちづくりを進めていきたいと、このように思っております。

まだまだ回復する傾向には、経済はありませんけれども、本市におきましては、さらに厳しくなる中におきましての自主財源の確保、あるいはまた高齢化社会、少子化問題など、様々な問題を抱えておるわけでありまして、こういったことばかりだけ言っておっても仕方がありません。これからできないことであっても、ソフト面についてはそんなにお金のかかることでもありませんし、まちづくりを進めるための人づくりを進めなければならないと、このように思います。

いつぞや怒留湯議員が地域学、あるいは地域力といったお話をされたことを記憶いたしておりますが、この人づくりこそが地域力を高めていく1つの手段、方法ではないのかなとこういったふうに思いまして、市内外の方々に、この菊池のそういった地域力、あるいはまた地域が持っている資産を高く評価していただけるように、今後、頑張っていかなければならないと、このように思います。

先刻、石原部長のほうから内閣府の地方の元気再生事業のことについて、お答えをいただいておりますけれども、私もいち早く、この内閣府のほうの地域元

気再生事業の総括的な本部に訪れまして、まだまだどなたも行っておられないということで、自治体の長としては熊本県菊池市が一番に訪れていただいたということで、スタッフの皆さん方と長時間にわたりましてこの内情について説明をいただき、また、菊池市が今置かれている立場において、ぜひひとつ、これを申請をしたいということ強く求めたところでございます。温泉を利活用して、そして健康や福祉や、また、さらには広くこの我々の地域が生み出します食生活の食材、こういったものを活かしながら頑張れば、地域再生のひとつの道筋がつくのではないかなと思います。

そして、私たちがこの歴史的なものの中において、語り部というものが先ほどありましたように、こういった心ある人たちのボランティアによりまして、菊池市を高らかにうたっていただける方々の育成、お手伝いもいただきたいと思えます。そのことが地域を、また環境を守る側面になってくるのではないのかなと。予防医学の里の提言がありました。非常に感銘を受けるところであります。爽快な生き生きしたまちづくりをつくっていくためには、まずは何を言っても健康でなければなりません。そして、この健康の基になるのが豊かな水と緑ということになるのではないのでしょうか。いつぞや県立大学の蓑茂理事長先生が、「美活同源」というお言葉を掲げました。我々がこの美しい水と緑を保ちながら、そしてこのことによって活力のある地域、そして菊池市民のみならず、市外の方々からも活力のある自然環境を持っている菊池市として、今まさに水が、大変な事態を迎えつつあります。そういった中で、菊池市が持ち合わせておりますものこそ、まさしく水と緑であり光だろうと思えます。その上に立って、この文化が生まれてくることを願ってやみません。

今後ともまた、何かと議員の皆様方にお世話になりますけれども、地方の元気再生事業には積極的に取り組んでまいりたいと、このように思っております。そのことによって、健康と福祉の明るいまちづくりが成されるものだと、このようにお答え申し上げたいと思えます。ありがとうございました。

議長（北田 彰君） ここで、昼食等のため暫時休憩します。午後の会議は午後1時より開きます。

○

休憩 午前 11時59分

開議 午後 1時00分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、樋口 正博君。

[登壇]

5 番（樋口正博君） それでは、通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。最初に一般質問の答弁について、部長答弁と市長答弁についてであります。

私自身、今、質問のための登壇をさせていただいておりますが、まず一般質問の定義とは「議員が、その属する地方公共団体の、行政全般にわたり、執行機関の事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告・説明を求め、または疑問を質すことをいう」というふうになっております。要は、1 つは、現在の市政全般における施策のチェックを行い、必要に応じて方針の転換を求めること。2 つ目には、先の3月定例議会で行われた菊池市中小企業振興基本条例の提出など、立法機関である議会において予算を伴わない議案の提出は認められておりますが、それ以外の予算を伴うことに関する政策提言の場として、広く活用をされているものと考えております。しかるに、この場における発言は、議事録作成はもとより、発言の内容は双方責任を持って履行されることを前提として行われるべきと考えていますが、しかしながら、3月27日に行われました全員協議会において、第三セクターの指定管理者公募制度に対する市長の方針説明において「生産者組合等の対応を考えると、なじまない」と述べられましたが、その際、栃原議員より、3月12日議会において、その旨質問を行ったが、その際は「平成18年度から現在まで、検討の結論は」との質疑に対し、「さらなる検討」との答弁であったが、「近々の方針転換はなぜか」との発言がありました。市長自ら「あの場において私に指名があれば、お答えした」とのことでありましたが、その発言の趣旨をお伺いします。

先ほど述べたとおり、一般質問における答弁は、たとえ部長答弁であろうと、市長答弁であろうと、菊池市の方針を伝えるものであり、担当部長と市長答弁が、それぞれ違う意味合いを持つのはおかしいと考えますが、いかがでしょうか。部長答弁、市長答弁、それぞれが一人歩きをするということであれば、この一般質問は成り立たないどころか、その意味さえなくなると思います。私は決してそのようなことがあってはならないと思いますが、いかがでしょうか。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） ご質問の件につきましては、先の3月定例議会におきます栃原議員の質問に対します部長答弁と、議会の最終日の全員協議会におきます私の発言が、部長答弁の内容と相違があると、誤解を招くような発言があったということですので、このようなことがないようにいたします。

ご指摘の、第三セクターが管理運営する施設の公募制の導入につきましては、経済部長の答弁で、「現在、検討を行っている」と、このように答弁をしまして、議員の再質問で、「いつまで検討か」というような発言がございました。議員さんのほうから、「答弁は知らない」ということで申されましたため、予定しておりました私の発言が、行き着かなかったということでございます。その折に、議長に私が発言を求めまして、お答えを申し述べればよかったですのですが、そのままになってしまったということでございます。部長発言で、検討を行っているといいたしましたのは、最後の結論といしまして、私のほうに指名があり、登壇いたしましたして、お答えを用意しておりました関係で、検討を行っているということにとどめたということでございます。その後、議会の会期中に、私の考えを述べる機会を模索いたしましたけれども調整が付きませず、質問から12日目に当たります3月24日、経済委員会に出席する機会を得ましたので考えを説明いたしました。なおかつ、また、最終日の全員協議会で考えを述べたものであります。このとき栃原議員からも再度のお尋ねがありまして、「15日間で決定されたのか」と、あるいはまた、「部長は市長の考えをしっかりと把握し、答弁を願う」と、このような発言がございましたが、3月の答弁時も私の結論は、最終日の全協と同じお答えを用意しており、その内容は、第三セクター及びその管理運営する施設は、地域の方々の思いや、地域の方々との連携の中で作り上げられ、今日の姿があるものであります。

第三セクター施設については、指定管理者の指定管理の期限が切れる平成21年4月以降も、現状のまま引き継いだ上で、改めて公募制については、検証を進めてまいりたいというもので、部長の答弁「検討する」から一步踏み込んだ結論でありました。

今後は部長答弁、市長答弁共に、答弁内容の誤解を招かぬような形で、注意してまいりたいと、このように思います。

議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[登壇]

5番（樋口正博君） ありがとうございます。全体的な流れを、今、ご説明いただいてわかりましたし、安心をいたしました。先ほど述べたとおり、一般質問の答弁については、菊池市の市政全般に対し、質するものでありますので、今後、誰が答弁席に立とうと、その施策に関する答弁についてはぶれることがないようにお願いをいたします。また、全員協議会等における施策説明についても、たとえば担当課長であろうと、係長であろうと、その説明された方針は絶対的なものであると思います。当然、そのような場合も庁内の意見統一をもって、発言に臨ま

れることを重ねてお願いをいたします。私をはじめ議員の方々は、この一般質問を通し、様々な政策提言を行っていると思います。どうか執行部におかれましては、この一般質問は、議員として数少ない政策提言の場でありますので、より明確な答弁、ぶれのない答弁をお願いしたいと思います。

それでは、次に移ります。2番目ですが、観光客誘致対策についてです。

バブル経済破綻以降、多くの観光地が宿泊客の減少傾向に頭を抱え、その対策に官民一体となって、各地独自のPR活動やイベントの実施が行われております。菊池市も同じく宿泊者における統計調査では、ピーク時24万人いた宿泊客が、現在では12万人と半減いたしております。市独自の取り組みとして、国際交流の一環として、韓国からの観光客は10年間で1,000人から1万人へと10倍に増えましたが、残念ながら国内の観光客減少総数12万人の減少に歯止めをかけるには、まだ至っておりません。しかしながら、これからちょっと、明るい未来のことをお話ししたいと思うんですが、九州新幹線の全線開通や熊本城築城400周年における大規模改修工事、さらには鞠智城の口号国営公園化計画など、観光に関しては明るい未来があると思います。

観光資源の開発が行われている昨今、市として将来的にどのような施策を考えておられるか、以下4点についてお伺いいたします。1点目、特色ある景観づくりについて。2点目、観光資源の開発について。3点目、観光PR等の具体的な宣伝方法について。4点目、交通アクセス対策について。この4点についてお伺いをいたします。

以上、1回目の質問です。

議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

経済部長（後藤 定君） まず1点目の、特色ある景観づくりについてでございますが、本市の観光の特徴は福岡都市圏からの観光客が多く、日帰り客は増加し、宿泊客はここ数年、22から23万人台の横ばい状態となっているのが現状でございます。全国に誇れる菊池渓谷の自然美や、良質の温泉地であることの特徴を活かしまして「おしどり夫婦の里」づくりなどによる、菊池観光のイメージ戦略を展開しているところでございます。その1つといたしまして、観光看板等につきましては、都市再生整備計画の中で平成20年から24年度の事業といたしまして、回遊性向上に向けた案内・情報看板の設置が計画されております。また、観光客にわかりやすく、楽しく歩いていただけるような歓迎看板や観光施設の案内看板などのサイン計画を構築するため、観光協会、旅館組合と連携しながら、さらなる整備の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の観光資源の開発についてでございますが、本市には菊池一族に代表される歴史・文化、あるいは菊池渓谷などの自然景観や温泉などの観光資源が豊富にあります。また、菊池観光案内人による名勝・史跡巡り、愛好家によるオープンガーデン、商店街の若手後継者による観光人力車など、住民の自発的なまちづくりの活動を通しての、人と人との交流といった資源もあります。菊池の観光の区分としましては、歴史・文化や温泉等の資源を生かした中心エリアと、周辺の森林や山・川等の豊かな自然を生かしたエリアとの2つに分けることができると考えておきまして、自然の恵みの中でゆったり過ごす時間を楽しんでいただける美しい場所がたくさんあることは、大きな財産であると認識しております。例えば、菊池渓谷を核としまして、大場堰、千畳河原、豊潤橋及び龍門ダムを生かした川の景観ルート、菊池一族の歴史、良質の温泉、地域の特色などを活かした回遊ルートの開発に努めているところでございます。また「おしどり夫婦の里」をキーワードに、菊池のイメージアップに向けた取り組みや、暇な時間を利用した「余暇湯キャンペーン」など、観光滞在時間の延長に向け、観光協会、旅館組合及び関係団体と連携した取り組みを進めております。

次に、3点目の観光PRの具体的方法についてでございます。菊池の観光においては、菊池渓谷に代表される豊かな自然、菊池川流域、菊池一族の歴史、温泉、健康づくりや体験と、旅の楽しみ方は、人それぞれであろうと存じます。本市では、旅の魅力を感じていただくとうと、カロリー消費量を計算した「菊池渓谷ウオーキングマップ」や「健康づくりウオーキングマップ」、菊池一族のガイドブックとして「ぶらっと菊池一族」「散策ガイドブック」などを作成し、観光客の皆さんが楽しい旅を見つけていただけるよう努めております。また、市民広場にあります菊池夢美術館を情報の発信拠点とし、様々なパンフレット等を設置しながら、訪れた観光客に対して観光情報を提供しております。景観向上の面では、昨年商工会の菊池温泉再生プロジェクトの1つとして、統一デザインのおんどんを設置し、街並みのイメージアップを図るとともに、観光客が街中を散策する際の目印になるよう努めております。一方、旬の情報発信としまして、菊池公園の桜、菊池渓谷の紅葉の見ごろ、ホテルやイベント情報などの情報誌への掲載、インターネット等の活用を行っております。外国人観光客誘致につきましては、国際観光展にも積極的に参加し、幅広く菊池の観光宣伝に努めているところでございます。ライフスタイルの変化や価値観の変化とお客さまの多種多様なニーズに応えられるよう、観光資源の開発やPR事業等、積極的に取り組む必要があると認識しております。

以上お答えいたします。

議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

企画部長（石原公久君） 観光客の誘致対策としましての市外から菊池市を訪れられる方々への交通アクセスは、一次交通として、現在、熊本市、山鹿市、大津町とのバス路線がございます。交通拠点で言いますと、熊本市のＪＲ熊本駅、交通センター、通町筋、合志市の高速バス西合志バス停、山鹿市の山鹿バスセンター、大津町のＪＲ肥後大津駅と、それぞれが本市の電鉄菊池プラザ、または電鉄菊池温泉を結んでおります。また菊池市からの二次交通といたしまして、廃止路線代替バスの廃止に伴いまして、観光相乗りタクシーを運行させ、菊池渓谷、龍門ダムへ運行いたしておりましたが、本年から鞠智城を追加したところでございます。このほか、現在は運行しておりませんが、福岡、山鹿、菊池間の高速バスや、３年後の平成２３年春の開業予定となっております、九州新幹線の新玉名駅に関する交通体系に関する協議を近隣の自治体や観光関連団体、また、交通事業者等と続けているところでございます。

以上お答えいたします。

議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[登壇]

５番（樋口正博君） ありがとうございます。それでは、再質問を行わせていただきます。

１点目の特色ある景観づくりについてですが、具体的には、案内看板の充実などを考えておられるということでしたね。最後にサイン計画を構築するということでありました。誠にいい発想ではないかと思えます。サインとは、その地域を表すものであり、お客様にこの菊池温泉郷をイメージしていただく、大切なものでありますので、それに対しては早急に取り組んでいただければと思えます。私自身も、今までいろんな発想で、仲間と話をしたことがあります。あまりにも対象地区がちょっと私の家に近いものですから、今までいろんな話をするのはちょっと控えさせてもらっていたんですが、例えば正観寺交差点の集合看板の下に築地井手が通っていると思うんですが、例えば、そこのある程度の応分化により、もともとホテル生息地域ですから、夕刻になれば、あそこに多くの案内看板が集合しているわけですから、そこからホテルがわき出てくるというようなイメージであれば、観光客は道を歩く者、また交差点から菊池の風景、温泉郷を望む方々に、やはり清流のイメージを与えることも可能だと思えます。そういうやり方も１つではないかと思えます。また、現在、国道３８７号線から温泉街を伺うとき、どこが入り口か非常にわかりづらいという話もよくお客さまからお聞きをします。そうであれば、正観寺の参道の入り口、または現在望月旅館の入口に、例えばですけど、巨大な木製の山門を築

くことにより、ここからが菊池温泉の温泉郷だという1つの目印。そういうこともできると思います。その門を、例えば武王の門であるとか、歴代菊池市の当主の名前を付けたりして、その中に隈の府をもうけ、ストーリー性に富んだサイン計画をしてはいかがでしょうか。今言った隈の府というのは、もともと熊本城は、加藤清正が現在の熊本城を築く前は、第一高校跡に隈本城。その隈は現在の動物の「熊」ではなくて、隈府の「隈」と書いた隈本城というのがありましたよね。その隈の府で隈府というのが、多くの歴史家の方が語られるところでもありますので、その武王の門なり、そういう門を築いた中で隈の府を設けて、もともこの地はそういう地であったというサインを客さんの送るのも、歴史の継承としてできることではないかと思えます。実は、ホテルの件は、現在行われている街路事業で井手のオープン化の話が出まして、残念ながら事業費があまりにも莫大にかかるということではできなかったんですが、現在のやり方でも、歩道の一部を切り取って、そこにグレーチングを置くことで、そこからホテルの出入りはできますので、実現可能ではないかなとは思えます。井手組合との話し合いや、ホテルの繁殖等問題もありますが、先ほど言ったように、もともとホテルの生息地でもありますので、できるだけ前向きに考えていただければなあと思えます。また、先ほど言った門については、私自身この発想は、もともと旧菊池市のときに観光地でありますから、例えば、日田の方面からの日田口ですよね、立門にある。旭志側が325号から入ってくる伊坂のところで、七城方面から入ってくる野間口、もう1つは菊鹿方面から入ってくる袈裟尾地区に巨大な山門を設けて、「ここからは菊池だよ」という地域のサインを出すということも可能ではないかというふうに考えていたんですが、合併をしまして広大な市の面積になったときに、観光だけを考えるのはあまりよろしくないかと思うんですが、1つのサインとして出すのであれば、それを温泉街、温泉郷の中に建てるというやり方も一つアイデアではないかなとは思えます。武王の門に關しましては、その著者の北方謙三氏も菊池の青年会議所がお招きをして、この菊池の地においでになったこともあります。できれば、まあ簡単にはいかないでしょうけど、アドバイザーとして参加していただければ、二重の効果も現れると思えますので、そういう取り組みもなされてみてはいかがでしょうかというふうに感じます。山門については、時代背景もあるんですが、林業振興地域でもありますので、菊池産材で本当にちょっとみんながびっくりするよう大ききの門をつくることで、車で行き交う観光客も、ここが菊池の温泉街というのがすぐわかるようなものができると思えますので、そういうことも考えていただきたいと思えます。あくまでも、今の私の私的発想ではありますが、地域の大きなサインをつくる意味での今後の見解をお聞かせください。

2点目、観光資源の開発についてですが、歴史・文化と自然の2つのエリアに分け、回遊性を持たせる取り組みを行うということでもあります。確かに的を得たお話であると思います。ただ、しかし、できれば例えば歴史・文化、それと自然、こまごました内容まで触れていただきまして、そういうのは有り難いことなんですが、それぞれにメインの事業を設定し、取り組みを許可してはいかがかなと思います。例えば自然のテーマは、阿蘇地区の世界遺産認定、歴史は鞠智城の口号国営公園化。例えば、この2つに絞ってその中の詳細は、また組んでいくということですね。この度、熊本県知事に就任された樺島知事は、観光に対して、次のように述べられております。1つは阿蘇の世界遺産。「申請はしたけど、それが認可されない」と。それはただ、「これは申請事業だけではなくて、ユネスコの確かな人脈に当たって、それを強力に押し進めないと認定は簡単には行えない」と。「私は、ユネスコに対して人脈があるので、それをあきらめずに行って、必ず阿蘇地区を世界遺産認定まで持っていきます」ということを発言されております。あと1つは「天草地区を巡礼の地にしたい」ということをおっしゃっております。そして、「世界中の人々が行き交う観光地にしたい。この天草の地を巡礼の地にするためには、天草四郎時貞が聖人でなければならない。この聖人指定を受けるにはパチカンの認定がいる。そうであれば、パチカンに対し、私の人脈をもってそのことを必ず押し進めます」というふうに言われております。様々な観光資源があるんですが、この菊池市は、できれば自然に対しては阿蘇の世界遺産、歴史に対しては鞠智城の口号国営公園化。この2つの働きかけがもし成就したら、2つの国際的な評価を得た観光資源により若年の修学旅行、また、中壮年のゆったり旅行が、菊池、阿蘇、山鹿地区に集中的に集客することが可能となるのではないのでしょうか。ぜひとも熊本県、菊池、阿蘇、山鹿等、広域連携をより密にして、今こそアクションを起こすべきであると考えますが、今後の市の方針をお聞かせください。

3点目、観光PR等の具体的宣伝方法についてですが、国内、海外共にマップの作成や雑誌掲載、インターネットを使つてのイベント情報の発信、観光マーケットの参加等であるようです。確かに確実な方法ではあると考えます。しかし、これらの方法は、他の観光地でも既に実践をされているところであると思います。今後は、いかに他地域よりも内容を濃くするかということを考えるべきではないでしょうか。例えば、インターネットを例に取れば、待つのみでなく海外の検索サイトに現地語で掲載をすることや、国内においても、菊池の四季情報をブログ風に掲載したり、また、現在空調設計予算が可決された総合体育館の使用料と、合宿料をセットした一覧表や、ポート場使用料と宿泊施設をセットした一覧表を、中学校、高校、大学にメール配信をしたりと、考えればその可能性は無限大であると思います。確

かに、人的な管理が簡単ではありません。しかし、民間との協力を行えば、必ず費用対効果は得られると考えますが、いかがでしょうか。

また、菊池温泉創成期に行われた人的宣伝、いわゆる飛び込みの営業ですね。私らも、若いころだいぶ鍛えられましたが、そういうものも、もう一度見直してはいかがと思います。またさらには、テレビ媒体による宣伝ですね。これも非常に効果大きいというふうに考えます。ただ、ただ単に「菊池温泉ですよ」というふうにテレビ放映をしてもどこまで効果があるのかなと。一時期、望月旅館さんがこの菊池温泉創成期のときにコマーシャルを打たれました。非常に珍しいコマーシャルで、多くの方がご存じと思うんですが、実はあれ、九州のコマーシャル大賞の何かいろんな賞も受け取ったという。今の時代にしてみれば、非常に古いとは思いますが、やはりその時代に合ったインパクトはあったんじゃないかと思います。この菊池には有り難いことに、今、JR九州のテレビのコマーシャルに出演している子役の子がいるんですよ。お名前はあえてここで申し上げなくてもご存じとは思いますが、この少年は今度、有名な「がばいばあちゃん2」ですかね。この映画の子ども時代の主演も、既にもう決まっておられます。イメージ的なキャラクターですから、そう簡単にプロダクションが「うん」と言うかは別として、このような方々、プロダクションを通してでも、菊池在住の小学生ですから、そういう方を用いてテレビ宣伝に起用するというのも1つの方法だと思いますが、今後の取り組みについて、お聞かせをいただきたいと思います。

4点目、交通アクセス対策についてですが、様々な取り組みがなされているようですが、現在でも菊池市は、新交通体系に関しては全国でも先進地としてトップを走っている状況であります。しかし、現在日本の道路整備については、財政状況の悪化によりなかなか進んでいないのが現状であります。例えば、九州新幹線開通に当たり国道325号線にしても、本来であれば新玉名駅、熊本空港を結ぶ広域産業道路として1時間圏内で通行でき、人・物・情報が行き交う広域産業道路としての整備が望まれますが、先のPI委員会などの様子を見ましても、到底ちょっと私が生きている間に、全線オール二車線化というのは無理じゃないかなと思われるような感じなんですよ。ならばこそ、独自の交通体系構築によるルート開発は不可欠と考えます。私自身、20年前東京からUターンしてきたときに、現在の菊池温泉のウイークポイントというのをちょこちょこ走り書きしたんですが、先日それを見たところにやはり書いていたのが、公共交通機関の未整備ということですよ。結果、自身で大型免許も取得しましたし、マイクロバス購入も行いましたが、それにもなかなか限界があります。先ほど述べられました、官民一体となって、菊池、山鹿、福岡の直行便の実現をしていただきましたが、残念なことに、結果は稼働率

の問題で継続を断念ということになりました。この問題に対しては、受益者側の民間観光サイドも、やはり再度、やはり深い考慮が必要だとは思いますが、受け手の側の観光業者自体が、もうちょっと積極的にそういうものを利用していかないと、要望だけして行政がこれをやってくれないという話では、前には進まないと思しますので、そこら辺は民間業者もしっかり腰を据えたところでやっていかなければならないと思いますが、できれば、今後密なる情報交換が必要とは思いますが、今後の方針について、とりわけ九州新幹線に対しての対応は急務と感じますが、いかがでしょうか。

私の思いとしては、今、菊池川流域にて各種協議会が開催されています。これは新玉名駅に対しての協議会であると思いますが、ただ、私自身は停車本数、または利便性、旅行者心理を考えたときは、むしろ新玉名駅からの集客よりも熊本駅からの観光アクセスの充実を図ることが、より大きな効果を見せるのではと考えますが、そこら辺の対応をお聞かせください。現在バスは通ってはいますが、どうしても熊本駅から菊池温泉まで1時間以上、やはりかかりますよね。そこら辺、今、既にバス会社が入って既存路線がありますので、そう簡単にいく話ではないと思うんですが、どうもちょっと今の交通体系では、新幹線で降りたお客さんを菊池温泉に直結して持ってくるというのは、非常にちょっと難しいところがあると思しますので、そこら辺について何かお考えがあれば、お聞かせをください。

議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

経済部長（後藤 定君） それでは、再質問にお答えさせていただきます。

1点目の特色ある景観づくりについてでございます。サインの計画につきましては、案内としてのサインだけでなく空間の在り方と深くかかわっていると考えます。例えば、目的や目印が見える、人がにぎわっているなどにより、温泉街がわかるといったように、わかりやすい都市構造や空間構成をしていけば、わずかなサインでも目的地に着くことも可能であると考えます。利用者側から見ると、自動車系のサインと、歩行者系のサインに分かれると思います。多くの通過者が中心市街地に集まるため、中心地までの案内と観光情報の発信拠点である菊池夢美術館の役割が大きいと考えられます。外からの観光客などの来訪者に対し、優しい案内ができるように、菊池温泉のイメージアップ事業を整理しながら、本市の特徴を生かし、わかりやすい案内、誘導サイン等を検討してまいりたいと考えます。なお、ご提案いただきました集合看板周辺のホテルの件につきましては、コンクリート三方張りで流れも速く、交差点でもございますので、ホテルの生息地としましては適していないんじゃないかと推察するところでもございます。また、温泉街をイメージでき

るサインにつきましては、長年の懸案事項でもございますので、これまでの経過等を踏まえながら、ご提案の山門を含めましたところで、観光協会、旅館組合等と協議してまいりたいと思います。

次に2点目の観光資源の開発についてでございますが、平成19年に鞠智城国営化に向け、菊池市国営鞠智城歴史公園設置期成会が設置され、日韓のシンポジウム等を開催し、地元の盛り上がりや知名度のアップを図ってまいりました。本年度におきましても、国営公園化推進キャンペーンの開催と、国道325、387号沿線に認知度を高めるための看板設置を計画しております。また、鞠智城までの観光相乗りタクシーの路線設定を4月から行い、菊池市街地から主要観光地を結んでおります。今後も、県及び山鹿市と協力し、鞠智城跡の活用とPRに努め国営公園化を目指し、鞠智城と観光地、観光施設とのルート設定と観光客の誘致を推進してまいりたいと考えます。また、修学旅行誘致に関しましては、熊本県観光連盟の協力の下、体験学習ガイドブック「百聞は一見にしかず」を作成しております。本市といたしましても、広域的な観光地として、鞠智城の文化・歴史を盛り込んだ観光商品を修学旅行誘致のため、熊本県修学旅行受入促進協議会と連携して取り組んでいきたいと考えます。広域連携につきましては、菊池渓谷は日本を代表する観光地である阿蘇エリアに属し、菊池渓谷を抜けて阿蘇方面へアクセスするケースが多く、こうした視点から阿蘇地域観光とも連携を深めていくことが必要であると、十分認識しております。

次に3点目の観光PRの具体方法についてでございますが、観光分野でのインターネット活用につきましては、積極的に活用し、利用者ニーズの多様化に対応していきたいと考えております。現在、全国イベント情報システムに登録し、カーナビを含む様々な情報端末を活用し、利用者の役に立つような情報の提供を推進しているところです。外国人観光客につきましては、県観光連盟による4カ国語観光パンフレットの作成を行っておりますし、現地旅行関係者とのネットワークの強化を図るため現地セールスプロモーションを実施すると同時に、独自のネットワーク及びビジット・ジャパン・キャンペーン事業を通して旅行関係者などを招待し、顧客の掘り起こしを図っているところでございます。国内観光客誘致に関しましては、テレビや新聞、雑誌、インターネット等を活用したPR活動に努めますとともに、人的宣伝の実施につきましても関係各種団体と連携を取りながら、協議してまいりたいと思っております。

また、観光情報や合宿情報をブログ・メール等のツールを用いて発信できないかのご意見につきましては、関係団体等とセット商品の開発を行いながら、菊池の観光振興による活性化を図ってまいりたいと思っております。

以上お答えいたします。

議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

企画部長（石原公久君） 一次交通の発信地であります空港や主要な鉄道の駅、高速バスの停留所などが市外にありますために、近隣の自治体との協議が必要となつてまいります。その協議におきましては、交通は観光客誘致対策の1つの手段に過ぎず、本来の魅力ある観光地づくり、魅力ある商品づくりを進めることが先決であると、近隣の自治体、観光関係団体、交通事業者の一致した意見となっているところでございます。

また、二次交通の観光相乗りタクシーにつきましても、路線バス廃止の代替的要素が強く、現在の方法が最善であるとは考えておりません。こうしたことから市といたしましては、魅力ある観光地づくり、魅力ある商品づくりというソフト事業と、交通というハード事業を融合させた事業が進められるよう、既に観光協会、旅館組合等を軸に協議を進めているところでございます。

また、九州新幹線への対応でございますが、新玉名駅からの集客よりも熊本駅からの観光アクセスを充実させるほうが、大きな効果を生み出せるのではないかとのご意見でございますが、本市と熊本駅とを結ぶ路線バスに対しましては、1日50往復、交通センターを含めると1日80往復を超えておりまして、また行政からの補助が出ていないことから大きな魅力を感じております。一方、本市から玉名までの直行のバス路線はございませんで、途中、山鹿バスセンターでの乗り換えが必要となりますが、その山鹿までの路線バスは1日16往復しかございませんで、うち8往復は行政から大幅な赤字補てんを行っているところでございます。こうした現状を踏まえまして、JR新玉名駅から和水町、山鹿市、菊池市、阿蘇を結ぶ路線についても、現在、協議を行っているところでございます。

今後も熊本駅、肥後大津駅、それから空の玄関口であります熊本空港、高速バスの植木、西合志バス停、バス交通の拠点であります、熊本市内にあります交通センター等、市内の様々な観光スポットや阿蘇大観峰などへの交通アクセスにつきまして、その必要性の有無を含め、関係機関と協議を進めてまいりたいと考えております。

以上お答えいたします。

議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[登壇]

5番（樋口正博君） ありがとうございました。それでは再々質問に移らせていただきます。

1点目の特色ある景観づくりについては、観光関係者、庁内と様々な議論を深め、特色ある地域サインの建設を早急に取り組まれることをお願いいたします。庁内と観光業者もそうなのですが、一般的に私自身も観光業者ですけど、旅行者の気持ちになって考えるというのが、非常にやっぱり、自分らは考えているつもりで、実際に来られる方の気持ちはどうしてもやっていると、わかりにくいというか、何か身勝手、自分サイドのものの見方をするものですから、一般の方の意見も多く取り入れていただいてそういうものをつくっていただければと思います。ホテルに関しては、あそこは急流だからできないということですけど、グランドホテルの近くは、もともといたのをどうしても少なくなって、松本さんという方がずっと養殖をされて復活をされた。もうお亡くなりになりました。それからまた、ちょっと数が減少していますので、その角までとは言いませんけど、やはりあそこの築地井手にホテルが現れるというのは、非常に地域サインとしては素晴らしいものであると思いますので、再度お考えをいただければと思います。

2点目の観光資源の開発については、先ほど述べました阿蘇、鞠智城と、大きな2つのテーマ成就のため、地域一丸で応援できる体制づくりを、民間に対し、数値化したメリットを前面に押し出し協力を呼び掛けてください。私も含めて、相手は観光業者です。そのメリット、デメリットというのはどうしても考えますので、そういうものを前面に出せば、協力をより得られると思いますのでお願いいたします。また、菊池の中においては、実は、菊池高原カントリークラブ、菊池カントリークラブは菊池ゴルフクラブですかね、カントリーゴルフクラブ並びにフラワーヒルも多く観光客が訪れ、宿泊客の減少に歯止め、日帰り観光客の増員に貢献しています。大きな要因としては、1つは韓国人観光ゴルファーの来場であると思われます。彼らの多くはバスを用いての来場が多く、反面、途中の幅員の狭さで近隣の方々に、非常に通行にご迷惑をかけている状況でもあります。観光者、地元市民双方が苦慮しているこの現状では、団体客の旅行者に敬遠される原因にもなりかねませんので、ちょっと見たんですが、ゴルフ利用税が平成19年度で3,200万円、平成20年度3,700万円とゴルフ人気の復活が見られ、毎年多くの自主財源確保に貢献している環境の中、両施設へのアクセス道の改良も行うべきではないかと考えますが、執行部の将来的な取り組みについて、お考えをお聞かせください。

3点目の観光PR等の具体的宣伝方法については、手法は数多く考えられるはずですが、どうか常に前向きに観光客の反応をアンケートやデータ集積をしてでも、菊池独自の観光客も参加できる集客システムを開発していただけるよう、お願いをいたします。

4点目の交通アクセス対策については、全国のトップを走る行政機関として、

より一層の民間的手法の活用により、ぜひとも「陸の孤島・菊池」というイメージの払拭をお願いいたします。

最後に、よくデータとして用いられます観光統計調査についてなんですが、参考にならないとは言いませんが、データの取り方ひとつで大きく変わると思います。例えば、日帰り客の増加はよく言われますが、10年前と現在では統計地点がかなり増え、重複カウントがほとんどで実数把握にはあまり役には立っていないと思います。ここ10年来見ると、異常に日帰り客が増えています。実質そんなに増えるわけがないというのは、多分、お思いだと思うんですけど、その部分はなかなか。データはデータとして重視するべきなんですが、そうではない部分もありますので、できれば、要は机上の数字も大切ですが、一番掌握すべきものは、実質経済の動向であると考えます。いかにして、その動向を把握して施策を打つかが大事だと思いますので、できれば執行部の皆さんも、たまにはとは言わずもっと、温泉街や観光地に直接足を向けていただいて、その実態の把握をしていただければと思います。

観光産業は、農業が基幹産業であるとするれば、私は外貨を獲得するこの観光産業はひとつの基点産業だと考えます。市が繁栄していくために、必ず貢献できる産業であると思います。官民一体となって、皆さんのお役に立てるように頑張りたいと考えておりますので、何とぞ、今後もさらにご協力体制をとということで、今回の質問を終わらせていただきます。

議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

建設部長（岡崎俊裕君） お尋ねの菊池高原フラワーヒルや、菊池カントリークラブゴルフ場へのアクセスということでございまして、1点目の県道の原立門線ございまして、平成19年度までにルートの検討がなされてございまして、当面の改良予定といたしましては、国道の387号線から分岐しましたところにあります、原味橋がありますけれども、この橋の架け替え事業を、平成20年度より着手すると伺っております。また、菊池高原カントリークラブまでのアクセス道路といたしましては、市道の古川・堂床線約640mについて、測量設計が終了いたしておりますので、一部用地買収を行っておりますけれども、残りは用地交渉中でありまして、用地が確保出来次第工事に着手したいと考えております。途中、分岐後の古川・板井原線は、ゴルフ場まで約3kmございまして、車道幅員4メートルを確保しており、整備済み路線として認識はいたしておりますけれども、局部的に見直しが必要な箇所につきましては、対処すべきだろうと考えております。

以上お答えします。

議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

経済部長（後藤 定君） 先ほどのホテルの件でございますけれども、現在グランドホテルの上流といたしますか、あちらのほうを整備護岸、ホテル護岸といたしますか、そういった形で整備した経緯がございます。私もあそこへ二、三度、今年通ってみましたが、乱舞とはいきませんけれども、若干まだ、ホテルが生息しておりますのでその辺をまたPRしていくといたしますか、そういった形で今後進めていくならばと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

企画部長（石原公久君） 本市の交通体系につきましては、特に生活交通の分野におきまして、国や全国の自治体から高い評価を受けているところでございます。生活交通や観光交通施策に取り組みます企画振興課では、昨年より、旅館組合や観光協会との情報交換の場を設けまして、観光アクセスにつきましては、白紙の状態から、今、議論を行っているところでございます。その例を1つご紹介させていただきますと、各旅館の持つ白ナンバーの自家用バスを旅館組合が一元管理し、新会社を設立して緑ナンバーへ変更して、一次交通や二次交通網の整備に取り組んでみたいとの声が出てきていると聞いております。市といたしましても、既存の概念にとらわれなくて、こうした新しい発想についてご提案を申し上げ、生活交通やスクールバス分野で培った知識やノウハウを、こうした観光交通に生かして魅力ある観光地づくりの1つの手段として追及、また支援してまいりたいというふうに考えております。

以上お答えいたします。

議長（北田 彰君） 次に、松本登君。

[登壇]

21番（松本 登君） 通告をいたしておりました順に従いまして、お尋ねをいたします。

後期高齢者医療制度が新年度4月からスタートをいたしました。その直後から、全国的に混迷が深まっております。この制度が目指しております、75歳以上の対象者の日常生活に広く深く影響を及ぼすにもかかわらず、制度内容の周知ができてないことに混迷の原因があります。制度は、国で創設し、その運営は県の広域連合となっております。その広域連合の制度内容の周知、広報誌であります、

その前文には、「75歳以上の高齢者を対象に、その心身の特性や生活実態などを踏まえ、老人保健制度にかわって新たに高齢者医療制度が創設されることとなりました。我が国は皆保険制度であり、国民全員が医療保険に加入しなければなりません。医療保健制度の中でも国民健康保険は、被保険者の平均年齢が高く、かつ、所得が低いといった構造的な問題を抱え、このため医療保険制度間において保険税(料)負担に大きな格差・不公平が生じています。この格差是正のため、さらに老人医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい制度とするために制度が創設された」ということでございます。長くなりましたが、これが制度周知のための広報誌の前文であります。75歳以上の方々へ配布されました。あいさつ代わりに前文ということであります。この前文を含め、広報文のすべてが行政の専門用語であります。例えば、制度の仕組み、これは図案で示してあります。非常にわかりにくいところであります。75歳以上は全員被保険者です。広域連合区域内である市町村に住む人であり、健保組合などの被保険者だった人も被保険者となります。75歳以上の人は、すべて制度の被保険者であり、保険料を納めることとなります。保険料は全員が納め、原則として年金から特別徴収、差し引きます。年金が年18万円未満の人は、個別に普通徴収をいたします。あるいは、保険料の決まり方等々行政用語の羅列であり、難解そのものであります。特に、制度のポイントと思いますが、経過措置として、扶養者、子どもが会社員の場合、75歳以上は保険料を払うようになりますが、免除の措置があります。本年4月から9月までの半年間は負担なし。10月から平成21年3月まで、均等割額9割が軽減されますとあります。この広報を読まなくてはならない方は対象者の皆さんであります。なぜ、75歳以上なのか。なぜ、年金から天引きをするのか。なぜ、子どもの扶養者だったのに独立した保険証、保険料が必要となるのか等々、その疑問には全く答えてありません。対象者の75歳以上の方々は、7,700人ほどおられますが、恐らく難解というより、わからないのではないかと思います。行政経験者でもわかりません。私は、制度そのものの趣旨については理解をいたすものでありますが、申し上げたいことは制度の周知についてであります。制度は、国が勝手に創設した、運営は県の広域連合ですよということは簡単であります。対象者と直接対峙するのは市であります。制度創設から2カ年の期間がありました。市として、どうにかできなかったのか。対象者はお年寄りであります。周知文についてはわかりやすい文章で、具体的に、市独自に作成することはできなかったのか。今は出前ばやりであります。小集会等での説明会において、例えば、この制度は高齢者一人一人が収入に応じて負担をすることにより運営がなされるのですよ、というような語り掛

けというのが必要ではなかったのかなという思いがいたします。しかし、結果的には周知不足にもかかわらず、年金の4月分支給より天引きが始まりました。報道によりますと、全国的に大きな反響が巻き起こっております。

ここで、お尋ねをいたします。制度の周知についてであります。1つ、市は、国、県、広域連合任せでおられたのか。市独自の広報活動について、実施はどうだったのか。1つ、制度スタート前後の反応はいかがだったのでしょうか。1つ、スタート後、混乱、問題は起きておりませんか。どのような声が、どのくらい寄せられておりますか。1つ、新保険証は、対象者全員に届いておりますでしょうか。1つ、4月年金からの天引きに対する抗議はありましたでしょうか。1つ、新保険料には減免等の措置がありますが、誤徴収はありませんでしたでしょうか。報道では、随分とあるようではありますが、国では、新制度は国保に比べ負担増にならない、受けられる医療もこれまでと同じとっておりましたが、その後には、高所得者は保険料は上がり、低所得者は下がる傾向にあると、表現が変化しておりますが、また、近々では表現が変わっております。市としても、このことに対しては傍観できないと思います。周知につきましては、通り一遍の説明ではなく、相手は高齢者であり、懇切丁寧に制度に対するわかりやすい説明が必要であります。この周知について、国では、リーフレットを配布し、テレビやラジオで政府広報として集中して流したと。誰も見ていないと思います。さらに、70歳から74歳までの前期高齢者の方々も、来年4月から現行負担率が1割から2割アップいたします。大幅なアップであります。この対象者に対しての周知はどうされておられますでしょうか。県広域連合の広報誌は、75歳以上を対象としておりました。70歳から74歳までの前期の高齢者に対しての保険料アップについては、当然掲載はありません。

制度と共に、周知全般について考え方も含め、お示しをいただきたいと思えます。

議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

市民部長（村山 隆君） 後期高齢者医療制度の趣旨についてでございますけれども、平成18年度推計で老人医療費は国民医療費の3分の1を占めており、高齢化の進展に伴いまして、今後も増大する見通しになっております。中でも、後期高齢者層の1人当たりの医療費は、現役世代のおよそ5倍はかかっているとされており、にもかかわらず、健康保険や国民健康保険など、それぞれの保険制度の中に後期高齢者層が含まれていたことから、現役世代と後期高齢者との負担の関係がわかりにくくなっていて、国としても、膨張する医療費の抑制がやりにく

い構造が、これまでずっと続いておりました。また、高齢化社会が今後とも急ピッチで進む見通しに変わりがない以上、安定的で持続化が可能な医療保険制度をつくらない限り、現在のシステムの部分的な手直しだけでは、早晚限界が来るとい声が大勢を占めるようになりました。このような背景を受けまして、国の医療制度改革の柱の一つとして、後期高齢者だけを対象層として独立させ、医療給付を集中管理するという、世界的にほとんど類を見ない新制度としてスタートしております。また、制度周知についてですけれども、厚生労働省、それから保険者であります熊本県広域連合におきましては、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、定期刊行物等を活用した広報を実施してまいりました。また、本市におきましては、市広報、国民健康保健の特集号、市のホームページ、チラシ配布や出前講座などを行いまして周知を図ってきたものでございます。

また、次にお尋ねのありました点ですけれども、1点目の制度スタート前後におきまして、混乱や問題は起きていないかのご質問ですけれども、制度スタート前におきましては、何もございませんでした。新制度がスタートした後、2週間程度は保険料に対するお尋ねや、制度に対するお尋ねが、1日に120件程度あっております。

2点目の、保険証は全員に届いているかのご質問ですが、本市におきましては、全員分配達完了となっております。

3点目の、天引きに関する抗議はあったのかのご質問ですが、2件ほどあっておりますけれども、制度説明によりまして、一応納得を得ております。

4点目の、誤徴収はあったかのご質問ですが、誤徴収はありません。ただ、事務手続き上、4月分に関しましては本年1月中に社会保険庁へ通知しなければなりませんので、1月から3月の移動にかかわる分で調整があり還付が発生したものでございます。内容等につきましては、死亡、県外転出、県内移動など、87件となっております。

5点目の、前期高齢者負担割合変更の周知方法についてでございますけれども、制度の改正につきましては、ホームページや国保特集号で周知をしております。また、1割負担から2割負担へ4月から実施の予定でしたが、1年間据え置きになりましたので、保険証の交換をする際にチラシを作成しまして周知を終わったところでございます。制度等に変更等があった場合におきましては、さらに周知徹底を実施していきたいと思っております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 松本登君。

[登壇]

21番（松本 登君） 再質問いたします。

市独自の周知につきましては、市の広報なり、あるいは国保特集号等により実施をしたということですが、末端浸透はできていないというふうに思っております。

制度スタート後の、いわゆる問題、混乱ということにつきましては答弁によりますと、2週間ぐらいですか、1日に120件程度あったということですが、これは随分多いのではないかなというふうに思います。恐らく、お尋ねの方は対象者の方で、苦情等が大半であったのではないかなという思いであります。

また、新しい保険料、あるいは保険証の配布につきましては、これは的確に処理をされておると理解をいたします。

前期対象者に対します周知については、国保特集号等で行ったということですが、なかなかその辺の周知は難しいところがございますので、今後は厳しく、細かく、ぜひお願いをいたしたいと思っております。

制度スタート後、500を超える市町村をはじめ医療現場を預かる医師会からも制度撤廃、診療料の算定可否の動きが広がっております。制度には、後期高齢者診療報酬改定もセットとなっております。医師会におきましては、医療、診療料一律6,000円の報酬が低すぎ、必要な検査もできないという声がありますが、一方、高齢者側から見れば、自己負担分6,000円の1割600円でございますが、600円を払えば治療は受け放題となります。医師会側から見れば、何回検査しても収入は上がらないと、一緒であるということになるわけでございます。

茨城県の医師会では、この制度は高齢者に大きな負担をもたらし、医療を制限する委縮医療として制度の撤廃を求めています。この動きは各県にも波及しております。全国47都道府県の医師会のうち、20以上の県医師会が賛同をしておるようでございます。特に熊本県医師会では、ついせんだって、診療料について算定せず慎重な対応を呼び掛けるということが報道にあったようでございます。このように、非常に大きく、全国の医療関係者の皆さん方に広がっているという現実を見るわけですが、特に茨城県のポスターを見てみますと、「皆さん、こんな高齢者いじめの制度が許せますか！」がテーマであります。「75歳になったらこの制度に強制加入！、年金から保険料が自動的に天引き！、保険料を滞納したら保険証とりあげ！、自由に医療機関を選べなくなります！、70歳～74歳の方も窓口負担1割 2割に！」。これがポスターの内容ですが、普通、病院の先生方が、こんな過激な行動を国に対して取られるのかどうか、ちょっと、その辺はちょっと私もわかりませんが、言わざるを得ない、それほどの制度ということではないかなということとは言えると思っております。このように制度に対する

反乱的な兆しが広がっております。一方で、制度を運営する県広域連合でも、制度の周知が不十分と見て広報活動を強化する。同時に、複雑な新制度を高齢者に説明するのは容易ではないと言っておられるようでありますが、それでは2年間何をしておられたのかなという思いもあります。他方、市町村からも、国の準備不足を指摘する声も相次いでおります。これだけ大きな制度変更なのに準備期間が短過ぎた。もう少し時間をかけて、国がしっかり説明することが必要だった等々ですが、これは他都市の首長さん、市長さんの言葉であります。何か、よそ事のようなふうに感じるところであります。このように、制度に対して、医療機関をはじめ、県広域連合、さらには市町村からも不満の声が挙がっておりますが、一番の被害者は75歳以上の対象者の皆さんであります。制度はスタートをいたしました。今、市として何をなすべきか。国のせいとか、広域連合のせいとか、その責任転嫁ではなく、対象者と向かい合っているのは市の皆さんであります。対象者の皆さんは、4月年金から天引きされても、表面切って不満をぶつけてこられた方は少ないのではないかと思います。ほとんどの方は耐えておられるということでございます。

国からも、対応強化をなさいとのお知らせが来ているようでありますが、電話での対応、来庁相談、出前等のミニ集会等々いろいろあると思いますが、市として、現状を踏まえてどう対応されるのか。この6月、今ですが、2回目の天引きがありますが、対応されましたでしょうか。

また、年金の天引き外の方、いわゆる普通徴収の方々に対する周知については、どのような対応をされたのか、併せてお答えください。

議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

市民部長（村山 隆君） 先ほども答弁いたしましたけれども、広報やチラシ、あるいはホームページなどで制度の周知を図っているところですが、なかなか文章では理解しにくいところもあるようですので、現在は出前講座によりまして説明会を、区長会、あるいは老人クラブ、民生児童委員会等をはじめ、各種団体に実施をしているところでございます。現在、25団体、約1,000名の方に説明を実施したところでございます。

また、6月の第2回目の年金天引きに対する通知でございますけれども、4月の仮決定通知によりまして、4月、6月、8月の天引き明細を送付しているところです。また、普通徴収対象者に対する周知方法につきましては、7月上旬に保険料額決定通知書等を送付する予定でございます。

今後も引き続きまして、出前講座を積極的に活用して周知等を図ってまいりたい

いと考えております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 松本登君。

[登壇]

21番（松本 登君） 再々質問いたします。

周知につきましては、出前講座等を含め、各種団体等々に対しても行われておるようでございますが、ただ今数字を出されましたが、25団体ですか、1,000名程度と。役職の方々が対象者とは限りませんが、仮に1,000名ということであっても、7,700名程度おられるわけでございますので、やはり細かく、はっきり申し上げまして、ほとんどの方は承知しておられませんので、一つ、細かく細かくお願いをしたいと思います。

新制度がスタートいたしまして、全国規模での制度撤廃修正等の大きな反響を受けまして、総理をはじめ担当大臣、さらに言うと、これはもう実態調査の実施から見直し論までの大合唱が起きております。野党も廃案を提案し、これは一方ではもう決まりましたかね。確かに、制度に関する情勢は日々変化をしておりますが、2年間の準備期間を経た結果がこの状況であります。市の担当者の方、あるいは75歳以上の対象者の方、たまったものではありません。現実に制度はスタートしたということ的前提に、市はどう対応されますか。国等の動向を見守るだけなのか。75歳以上の対象者は、これまで我が国の繁栄を築いてこられたお年寄りの皆さんであります。みんなで、どう支えていくのか。これは、市の福祉行政として、高齢者に対する基本的な姿勢でなくてはなりません。高齢者の皆さんは、黙って市の姿勢を見ておられます。制度について、率直な見解と、今後の取り組みについて、これは市長にお伺いいたします。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） この制度につきましては、高齢者の皆さん方が将来にわたって、安心して医療を受けられるようにするためには、国民皆保険制度を堅持していかなければなりません。また、一面におきましては、増大する医療費を安定的に補う必要があるということでもあります。その上に立っての持続可能なこのような制度を構築することが重要であろうと、このように思います。制度の中身につきましては、市民の方々の意見をお聞きする中におきまして、先ほど部長が答弁しておりましたが、一部見直しがあったほうがよいと思われることもありますし、また、このことは、現在、この制度はいろいろと論議を国のレベルでなされておまして、県に対しましては、被保険者からの苦情、あるいは、また、あら

ゆる質問、またいろんな意味でのご要望等について、直に率直に報告をしているところでございます。

今後、高齢者の方々が不安を抱かれないように、各地域に出向いて、この制度がどういう方向になっていくのかわかりませんが、説明会とか、先ほど細々にやりなさいということで、出前講座などにつきましても、積極的に、なるべく多くの方々にご参加をいただく中で、この制度についての説明に努めてまいりたいと思います。

国の動き等々につきましては、やはり、この熊本県市長会などを通じながら、注意深く見守りながら、また、申し上げるべきところは申し上げていかなければならないと、このように考えております。

議長（北田 彰君） 松本登君。

[登壇]

21番（松本 登君） よろしくお願ひいたします。

テーマを変えます。市組織の統廃合についてであります。

合併後、市組織の統廃合が活発であります。本年度の対応につきましては、先の全協で、その報告と共に必要性についての説明がありました。組織の改編につきましては、朝令暮改であってはなりません。通常、執行部では市行政全般に渡り現況を把握され、組織の改編が実施されると考えます。当然、プロとしての信念の下に、部なり、課なりの統廃合を実施されると思います。

さらに、統廃合の実施にあたっては、社会情勢の変化、あるいは重要政策の実現等々の場合は必要性が生じてまいります。現在の組織は、合併時における、いわゆる法定協の場で決定されたものであります。当然、現実には合わない場面もありましょう。あるいは、ここ2年間、新規職員の採用を控えていたことにより、職員配置に若干の無理があったことは、これは理解の必要があります。先の全協での報告によりますと、本年度の統廃合については、庁内での意見集約により担当部署の判断で実施をしたんだということでありました。組織に関する市条例は、部を設置となっております。課・係の統廃合は執行部が自由にできます。当然、外部からの口出しというものはできません。ただ、申し上げたいことは、部署次第では、内部向けの業務が主体の場合とはともかく、外部向けの業務の割合が高い場合、業務を明確に分けるといふことは、これはもう不可能なことではあります。外部の声に耳を傾ける必要を感じるところであります。対外への対応、市民の声に対して組織は機能しているのか。市民は、どう感じているのか。この外部的要因が市政本来の使命ではないかと思ひます。一つの例を申し上げます。市民部の生きがい推進課、地域包括支援課が統廃合により生きがい推進課となり、包

括支援課が係へと格下げとなりました。外部向け業務が主力であり、組織、規模、業務内容から見ても、予算的にもまさに大課であります。特に、地域包括支援課につきましては、高齢者対策と共に介護部門の予防重視を目指して、法改正の目玉として鳴り物入りで登場したのが2年前のことです。その法改正により設置されました課運営の地域包括支援センターは、高齢者の総合的な窓口であります。

センターの機能としては、制度スタート後、予想をはるかに上回る給付費の抑制を目指し、介護予防サービスの実施により、介護のいない状態の維持を目指すという、要介護認定前の取り組みであり、その運営も議論の結果、市直営が最適と判断され、センター運営がなされております。当時、私も介護予備軍の方々に対する予防サービスの提供であり、将来における民営化はともかく、軌道に乗るまでは市直営が最も望ましいとの思いでありました。決定を聞き、よかったなという思いを、今、思い出しておるところであります。センター設置に対しては、それぞれの立場の方々が、地域ごとのそれぞれの集会、例えば敬老会をはじめとするいろいろな集会において、センターは高齢者対策の拠点であり、悩み事の相談所ですよ。認知症等の相談窓口として、専門職が要員としておられ、いつでも伺ってくださいと、電話をしてくださいということをおられます。

本年の高齢社会白書を見ますと、65歳以上の高齢者、分母を省きますが、2,746万人で人口比21.5%、全国平均で20%を越えました。推計によりますと、2055年には高齢化率は40.5%とあります。本市の場合、65歳以上ですが、昨年2月の現在ですが、1万3,876名、人口比26.5%、4人に1人を上回った数字であります。うち、一人暮らしが1,815名おられます。これは、施設入所者を除いた数字であります。このように、高齢化率が高く、その対策が叫ばれているとき、本年度より地域包括支援課が係へ格下げとなったということでもあります。恐らく組織的には、センターは機能を持ったままの姿であろうと思います。センターには、専門職のケアマネジャー、ホームヘルパー、嘱託員等々多数おられます。一般的に課がなくなるということは、規模・機能の縮小であります。恐らく、センターにおける2年間の実績が少なかったということは、その原因は、市特有のまちの姿勢で利用者が少ないのではなかったのかなと。これは推測ではありますが、当然、調査ぐらいはしておられると思いますけれども、私は高齢者対策のすべてがセンターにありとは申しませんが、市人口の動向から見ても、高齢者対策を含め福祉政策に重点を置くことは、これは当然であると思います。組織の改変は、市政、特に施策に大きな影響を与えます。これは、はっきり申し上げますが、予想以上に皆さんの受けとめ方があります。例えば、係が

課に格上げになったという場合、組織が規模拡大となります。施策に対する市の積極性ありというふうを受け止めるということでもあります。組織の統廃合については、執行部内部だけの判断でいいのか、疑問を感じるところであります。

お尋ねをいたします。

1つ、条例は部のみであり、課や係の統廃合は執行部の自由裁量が可であります。統廃合の実施について、平成18、19、20年の実績と共に、その考え方を示してください。

そして2番目に、1つの例として申し上げました地域包括支援課の係への格下げについて、介護保険制度改正の目玉であり福祉政策の重要性から見て、これは残念でありませんが、この辺のところを市の考え方も併せて示してください。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 課の統廃合についてでございますけれども、平成18年4月1日から平成20年、本年の4月1日までの機構改革に伴う課の統合について、ご説明を申し上げます。

まず、平成18年4月の機構改革の主なものを申し上げますと、1つには、次世代育成支援体制強化を図るため子育て支援課を、また、介護保険法改正による地域包括支援事業の開始に伴い地域包括支援課を、それぞれ市民部に新設いたしました。2つには、男女共同参画社会の推進を図るため、総務部の人権啓発課内の男女共同参画推進室を課に昇格させております。3つ目には、本庁業務の充実と事務の効率化を図るため、菊池総合支所を本庁へ統合したところでございます。また、平成19年4月の機構改革の主なものでございますけれども、1つには、企業誘致の促進を図るため、企画振興課内の企業誘致対策室を課に昇格。2つに、市営住宅の建築や施設維持業務の強化を図るため、建設部住宅課を同部都市整備課と統合いたしております。それから3つ目には、教育委員会関係でございますけれども、合併により増加した小中学校教育の充実を図るため、学校教育課の新設。また、菊池市文化会館の指定管理に伴い、管理運営業務が大幅に減少したために文化振興課を生涯学習課と統合いたしております。教育委員会本庁業務を、また充実させるために、教育委員会菊池分室を本庁教育委員会へ統合いたしました。最後に、本年4月1日の機構改革でございますけれども、それに伴いまして、1つは、各保育園の園長の事務処理の軽減を図るために、市民部に新たに保育園管理室を設けております。2つに、情報部門でございますけれども、企画振興部門との共有化を図るために、企画部情報企画課を企画振興部と統合いたしております。それから3つに、介護予防事業と高齢福祉業務の推進を図るため、

市民部地域包括支援課を同部生きがい推進課と統合いたしております。4つに、用地交渉等の業務と担当課の連携のため建設部用地課を廃止し、用地課業務それぞれ担当課へ移管しております。

なお、このような機構改革により課の統廃合及び新設につきましては、いずれも合併後の組織体制を強化し、サービス体制の向上を図ることを目的に実施したものでございます。

次に、生きがい推進課と地域包括支援課の統廃合についてでございますけれども、本市では平成18年4月1日に、介護予防事業並びに高齢者総合相談窓口として地域包括支援センター設置要綱を制定し、それに基づき、地域包括支援課を設置し、同課の包括支援係が地域包括支援センターの業務を行ってまいりました。発足当初は、保健所を含む職員5名のほか、派遣の主任マネジャーや嘱託の看護師、歯科衛生士、栄養士、ケアマネジャーの総勢10名で事業に取り組んでまいりましたが、平成19年度には介護予防ケアプランの作成を行う嘱託職員を増員し、総勢19名で事業に取り組んでまいりました。

本年4月1日の機構改革に伴いまして、地域包括支援課と生きがい推進課を統合し、生きがい推進課といたしました。これは地域包括支援センター事業が介護予防マネジメント等、生きがい推進課の高齢者福祉業務と非常に関係が深く、2課を統合して業務を行ったほうがより綿密な高齢福祉の充実が図れるとの判断から実施したものでありまして、統合後の名称につきましては、生きがい推進課のほうがより市民に浸透しており、業務内容がわかりやすいとの担当課等の意見によりまして、生きがい推進課としたところで、決して、課から係へ格下げを行ったものではございません。包括支援係の職員数も統合前と同じ4名で、支援体制も統合よりさらに強化されたものと考えておりまして、今後も地域住民への必要な援助を通して、保護医療の向上及び福祉の増進に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 松本登君。

[登壇]

21番（松本 登君） 再質問をいたします。

地域包括支援センターの事業につきましては、当初10名から現在では専門職を含めて19名という大所帯でございます。組織的には係となった包括支援係の方と一緒に運営されるということになるというふうに思うところでありますが、私は格下げという表現で言っておりまして、今、答弁では、それを否定をされたようでございますが、格下げは格下げでございますので、格下げと申しますけれ

ども、その考え方につきましては、高齢化社会への対応をより充実、効率的にできるとの判断により、係への格下げを行ったと言われているようですが、やはりこの辺のところは、周辺、外部も含めて、周辺の声というものを十分に、恐らくお聞きになった上でやられたことではあると思いますけれども、私はやはり、その辺の認識が逆ではなかったのかなという思いであります。

従前までの高齢化社会への対応より、今日では福祉施策の範囲が未広がりになっております。その一分野の介護部門の制度が現状に合わなくなったということで、2年前に法改正がなされたわけでありまして、センターはその法改正の目玉であったわけでありまして、しかも、運用は課でなされていたということでございます。課として、センター機能の充実と共に活用を図るべき頑張ってもらいたいという思いが強くありました。今、係への格下げを目の当たりにして、市の執行部の皆さん、何を考えておられるのかなという思いで、私はそういう思いでいっぱいでございます。

課・係の統廃合については執行部がおやりになることであり、意見は申し上げられません。部の場合、その改変については条例に基づくものであります。条例ということは、議会への提案となりますので十分なる議論が可能となります。現在の組織は、合併時における、いわゆる法定協の協議の場で決定されたものでありまして、現在の社会情勢に合うかどうか、合わなくなったので改変されることは、これは当然のことと思うところでございますが、総合支所をはじめ、市民の声を十分に受け止めていただきたい。また、市民の代弁者として、この席にありますが議員の意見も十分に聞いていただきたい。今、議員にしても、何も申し上げる場面がありません。結果報告のみではなくて、ぜひとも、意見ぐらいいは聞く場面をつくっていただきたいと思っております。

この際、部設置条例を改正して、部課設置条例とすることを、ぜひ、お願いをいたしたいと思っております。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 地方公共団体の組織につきましては、地方自治法第158条第1項で、「普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする」と規定されておりまして、本市におきましても、これを基に平成17年3月22日、合併時に菊池市部設置条例を制定し、直近下位となる部の設置と事務分掌を定めております。また、課以下の組織につきましては、同

年3月22日、菊池市役所組織規則を設け、部の分掌事務を分担処理するため、必要な課、係を定めております。課以下の組織機構につきましては、現時点では地方自治法でも行政の裁量であると認識しております。なお、熊本県下の14市では、部課設置条例を設けている市は1市でございます。この1市につきましても、聞くところによりますと、地方自治法に沿って部設置条例への変更を考えているとのことでございました。

今後も、組織の編成につきましては、議員ご指摘のとおり、そのようなことも配慮しながら、今後進めてまいりたいと考えております。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 松本登君。

[登壇]

21番（松本 登君） 再々質問ですが、統廃合のすべてと申し上げているわけではございませんで、市民に与える影響が大変多いと判断される場合には、ぜひ、議員の意見を聞いていただきたいと、そのように思います。

部課設置条例の制定につきましては、状況を見極めてまいりたいと思っております。

終わります。

議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。

○
休憩 午後2時36分

開議 午後2時48分

○
議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

森隆博君。

[登壇]

17番（森 隆博君） 通告しておきました順に質問に入りたいと思いますが、私の前の松本議員、またこの後の東議員も後期高齢者医療制度ということでお尋ねのようでありますので、簡潔に聞いてまいりたいと思います。

後期高齢者医療制度につきましては、1点目としましては、この新しい制度が発足いたしまして市民の方から苦情とございますか、そういう問い合わせを受けましたので、主に被対象者に対しましての請求、年金からの天引き額とか、そういった手違いが発生しておるということでありますので、県の広域連合でも実際にあったというようなことを認めておられます。菊池市において、どのようなことの手違いが発生しているかということ、また再度お尋ねいたしたいと思っております。

2点目に、後期高齢者医療制度に対しまして、国も見直し案といたしますが、そういったところになっておりますが、菊池市としましては、県の広域連合との事務分担といたしますか、仕事の割合、そういったことについて、今後どのような考えを持っておられるかということをお尋ねしたいと思います。

3点目に、国民健康保険、この後期高齢者の支援分が追加されまして、介護保険と合わせて3本立てというような保険制度となりました。執行部側から改正に対しまして、一度もまだ市民説明会といたしますか、そういったものが行われておらないような状況のままで、新聞のほうで菊池市の保険制度の見直しということで、国民健康保険税額がこの前公表されました。そういうことで、市民の多くの方々に不安、そういったものが起きておりますので、新しいこの支援分に対して、本年度分だけ一般財源を充てるというような考えがあるか、ないか、この3点について、1回目の質問といたします。

よろしく申し上げます。

議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

市民部長（村山 隆君） 先ほどの松本議員さんの答弁と重複しますが、事務手続き上、4月分に関しましては、1月から3月の異動にかかわる分で調整があり、還付が発生をしたものでございます。4月18日現在での件数内容等につきましては、死亡68件、県外転出1件、県内異動8件、障害認定申請撤回5件、その他、生活保護開始等の5件の、合計87件となっておりまして誤徴収等はありません。

また、制度の見直しにつきましては、議員ご案内のとおり、国会の中でもいろいろと議論をなされているところでございますので、制度の見直しに沿いまして推進をしてみたいと考えております。

また、後期高齢者医療の保険者が熊本県広域連合ですので、本市としましては、広域連合と十分協議をしながら、今後事業推進を進めてまいりたいと思っております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 支援分について、一般財源で充てる考えはないかということですが、今回の税率改正につきましては、医療費等の増で平成19年度の税率では財源に不足が生じるため改正するものですが、所得の減少などの影響がありまして、被保険者の税負担も重くなっていることも事実でないかと思っております。

平成20年度は、負担軽減を図るために財政調整基金の一部を取り崩して対応していかなばなりません。また、本年度末の基金残高も約1億円の見込みとなります。インフルエンザ等が流行した場合には、この基金では対応できないことも想定されております。先の国保運営協議会におきましても、一般会計からの繰り入れということも意見としてあっておりますし、この税率が限界ではないかという意見もあったところでございます。

このような状況下、県内の他の自治体におきましても、一般会計より国保会計への繰り入れを行っているということもありますし、本市においても、財政調整基金は底をついた場合におきましては、ご質問の支援金分のみならず、国保特別会計そのものの運営をしていくためには、一般会計からの繰り入れということも視野に入れなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 森隆博君。

[登壇]

17番（森 隆博君） それでは、再質問をさせていただきますが、誤徴収の件であります。八代でも69件、このうち44件が手続きが原因というようなことで、6月の年金からも差し引かれるというようなことで記載してありました。誤徴収に対しまして、菊池市でも同じようなことが発生しておるんじゃないかならうかと思っておりますので、その手続きの違いといえますか、多分、死亡された方が1月の半ばから3月いっぱいの方とか、扶養家族に入られた方、そういった方が一番の手続きの違いだろうと思えますけど、そういった件数がはっきりわかるならお示しをいただきたいと思えます。

あと、2番目にお尋ねいたしました後期高齢者の保険、熊本県連合と菊池市との事務内容といえますか、そういったものに対しましては、どのような事務的な内容でやっておられるかということ、ちょっと、よかったら明確にお聞かせいただきたいと思えます。

3点目の一般財源を充てられないかということですが、医療費の増額で財源が不足するため税率改正を行い、さらに軽減負担を図るために財政調整基金を取り崩すというようなことでありますが、やはり基金の目的は、はっきり言って、1番目に怒留湯議員も聞かれましたように、そういったインフルエンザとか特殊な病気が発生したときのための持ち寄り基金であったということであろうと思っておりますので、前回、昨年6月にお尋ねしたときには、基金は最低でも4億円は菊池市には必要だろうというような答弁もいただいております。そういうことでありますが、やはり17年度に5,000万円、18年度7,000万円という

ことで、3億1,000万円がぎりぎりというようなことでしたが、実際には、それ以上の取り崩しが行われておるようなことでもありますので、20年度のこの医療制度に移行するときには、やはりどうしても3年間ほどは変化がないような形の改正をやっていただきたかったのが本音であります。やはり、毎年、先ほど国保の委員会の中の話も出ておりましたように、毎回1%ずつ上げていくというようなやり方では、やはり市民の方にも相当不安も抱かせると思いますし、やはり医療費の増加というのがなかなか公表されていないというのが現状であります。高齢者の方々の医療費が、先ほど松本議員のとき、市民部長が答えられましたように、約国保の3割、3分の1、そして約5倍というような金額が、そういった公表でもされて、菊池市で1人当たり幾らの医療費を使っておられるというような公表あたりも、やはりぴしっとしていけば、こういった制度に移行するというのも納得されるんじゃないかならうかなと。

前回、老人会の総会というところがちょっとありまして、後期高齢者の制度について、よかったらちょっと教えてくれと言われましたので、大体、年金でどれくらいですかと尋ねてみて、基礎年金80万円とか65万円ぐらいの程度の人ならば、反対に安くなりますよというように、いろんな資料の下で説明しておりましたが、この前国のほうが、実際はそうじゃなくて逆に高くなっておる分があるような公表もされておりました。そういうことになりますと、どの部分を、誰を信用していいのかわからないというのが現状でありますので、この制度に対しましては、ほんとに基金の維持ということも大事でありますので、やはり今回の改正案を提出されても、また来年は不足するというのはもう現実であります。

前回、全協で示していただきましたように、20年度に必要な見合う税率をいいますと、やはり13.8%。なからにやいかんというふうに説明を受けておりますが、今回の改正案は12.5%で、市民にあまり負担がかからないようにという配慮だと思いますけれども、やはり、やるべきところはぴしっとやっていかんと、なかなか今年、これで12.5%で行って、来年がまた14%あたりになったということになりますと、やはり1.5%ずつの伸びというような形も出てまいりますので、医療費の増加状況等をぴしっと市民に説明を行い、そしてやはり税率の改正を行うのが執行部の責務というふうに思いますので、これに対して、市長、どういふふうに考えておられるか、再質問したいと思います。

議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

市民部長（村山 隆君） 八代市のほうで誤徴収があったという報告ですけれども、本市におきましては、1月から3月までの異動等によりますところの調整が現在

進んでいますので、6月以降におきましても、異動等の修正での還付金は発生するかもしれませんがけれども、誤徴収というのではないということを聞いております。

また、熊本県広域連合と菊池市の職務分担関係ですけれども、運営主体は議員ご案内のとおり広域連合が運営をします。一応内容としましては、保険料の決定、医療を受けたときの給付、保険証の交付などを行います。市の業務としましては、各種申請や届け出の受け付け、また保険証引き渡し、保険料徴収などの窓口業務が本市の業務となっております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 財政調整基金の件でございますけれども、やはり以前から森議員、一般質問でも答弁しておりますように、1割37億円ですから3億7,000万円程度のやはり保有が一番望ましいということが、今までも来ていたところでございますけれども、今後もそのようなかたちが一番望ましいということでございますが、全協でも説明いたしましたように、現在の税率でいきますと2億8,000万円の不足を生じるということで、このままの税率を試算しますと、非常に重い負担になるということで、財政調整基金を半分でも取り崩してというようなことで軽減を図ったところでございます。

市民の方への説明ということでございますが、当然、税率改正に伴いましては、国保運営協議会という、各種被保険者を含めた医師会等々の代表者の方にもって議論していただいたということで、その中の意見でも、やはりもう限界ではないかというような意見をいただいたところでございます。

今後は、やはりいろんな場をとらえて、やはりこの税の中身といたしますか、現実をやっぱりお知らせしなければならぬというふうに思っておりますし、いろんな形でこちらのほうも努力してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） 後期高齢者医療制度、大変論議を生んでおります。給付に見合う負担、当然のことだと言われてきたわけでありましたが、非常にこの景気が減速して、お互い国民の所得が非常に今詰まった状態になってきております。そのままそっくり負担をお願いするというのは耐えがたいものがあるということで、基金を持ちながら、その基金を緩衝材として使わせていただいたということでございますが、いきなり、そのままの負担をかぶせるわけにはいけない、負担をお

願いするわけにはいけないということで、基金の取り崩しをしたところでございます。ただ今、総務部長が申しましたように、今後の運営というものからいたしますと、今、残りの基金も後は底をつくような状況に近づいております。こういったことを考えますときに、今後につきましては、基本的に一般会計からの、やはり繰り入れというものを視野に入れておかなければ、この国保特別会計の運営はできないということになるのではないかなと思います。

今回の議案に提案しております国保税の税率改正についても、給付に見合う税率改正をしますと、被保険者の負担があまりにも多過ぎると申し述べましたようなことをごさいますて、そこで財政調整基金を充当して負担可能な範囲で改正をしようということをごさいます。

今後は、この医療費の抑制というものは、先刻、怒留湯議員のほうからの質問の中でもお答えいたしましたけれども、これは何としてでも抑えていかなければならないということをごさいます。そのための施策を考えていかなければなりませんし、また併せて、所得の低下によって収納率が落ちてくるということにならないように、市民の皆様方のご理解とご協力をお願いしながら、被保険者の負担が増大しないような対策を講じてまいりたいと、このように考えております。

議長（北田 彰君） 森隆博君。

[登壇]

17番（森 隆博君） それでは、今の市長のほうからも答弁いただきましたように、確かに合併しまして、17年度は不均一の税率ということ。18年度は平均値での均一課税ということで5,000万円の基金崩しが発生しておりますし、19年度は標準化課税率ということで、1億5,900万円ほどの基金崩しというようなことで、このままでいくと、本当に今年分がまた2億3,000万円ですかね。以上の分が出てくるということでありますので、やはり、国保というような形よりも、今年度はやはり国も見直すというような考えでありますので、できるなら支援分、新たにできました、この後期高齢者の支援分の3億4,300万円ほどが不足する分だと思いますけど、この分だけでも、やはり充てると。一般財源を充てていくというような、そして来年度、国あたりの政策がぴしっと決まった後から、説明も行いスタートをするというような考えを頭に置いてやっていただきたいということをお願いしたいと思っております。

それで、次の2点目の質問に入らせていただきます。

先ほど、松本議員も事務機構の関係でお尋ねでありましたが、事務機構、組織の取り扱いということで、この点を一度一般質問でお尋ねしております。

1点目としまして、やはり本庁と総合支所での窓口業務の実績とございますか、

そういったものに、特に税務課、民生課、産業課、それに教育課というものが総合支所にあります。その窓口の実績と、合併時と今日までのその実績の内容です。やはり減ってきているのか、合併当時と変わらないのか。そういったことについてお尋ねをしたいと思います。

2点目としまして、合併協議の確認事項で総合支所なのか、支所扱いになっておられるのかということで、その点について再度お尋ねをしたいと思います。

この2点について、お願いいたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 1点目の合併時と今日までの業務の実績をということでございますが、合併当初と現在の窓口業務の実績についてでございますけれども、各総合支所の組織機構と事務分担につきましては、昨年12月の定例会において議員の質問に対して答弁をしたところでございますので、その後の平成20年4月に実施しました機構改革について説明申し上げたいというふうに思います。

機構改革につきましては、議員ご承知のとおり地方分権や三位一体の改革による厳しい財政状況を勘案し、定員適正化計画以上の早急な職員削減の必要性があることから、平成19年度に引き続き、平成20年度の新規採用職員についても見送ったところでありまして、結果的に昨年と比べまして28名の削減の555名の職員で対応しておりますところでございます。そのような中で、住民サービスの低下を避けなければならないことから、総合支所方式を維持しつつ、全体的な業務量見直しに伴う機構改革を実施し、その中で総合支所業務の一部について本庁統合を実施したところでございます。今回、総合支所の業務で統合しましたのは、税務、農林、社会体育業務の3点についてでございます。

1点目の税務関係でございますけれども、各総合支所、総務振興課管轄の税務係を本庁総務部税務課直轄として、各総合支所に税務出張所を設け、市民の皆様と密接に関係があります証明書の発行、申告、納税及び納付書の再発行などの窓口業務につきましては、従来どおり総合支所に対応し、税の徴収、課税、相談等の専門性を必要とする業務につきましては、本庁税務課で対応することにより、業務の強化を図ったところでございます。

農林整備関係でございますけれども、各総合支所、産業振興課農林整備係が行っております事業のうち、補助整備事業につきましては、一部を除きほぼ完了している状況にあります。また、農道、林道、農地等の災害についても、本庁にて一括して業務を行ったほうが効率的であり充実しますことから、本庁経済部農林整備課に業務を統合し、地域の実情を把握している職員を地域担当者として対応

しているところでございます。各総合支所窓口で対応してありました要望、相談、申請受付等の窓口業務につきましては、従来どおり産業振興課で対応してあるところでございます。また、地域と密着して推進するほ場整備の推進委員会、換地委員会、地権者等との打ち合わせにつきましても、本庁より地域担当者が総合支所に出向き、従来どおり対応を行っているところでございます。

また、社会体育関係でございますけれども、体育行事の調整や体育業務を本庁で統括して対応することで組織の強化が図られることから、従来の体育施設の貸出し等の窓口業務を除きまして、各教育分室の社会体育業務を本庁の社会体育課に統合したところでございます。

体協関係におきましても、各支部の事務局につきましては、本年度より本庁社会体育課で対応し、地域ごとに担当制を採用しまして、会議等の開催については、それぞれの地域担当者が各分室に出向き対応しているところでございます。

機構改革につきましては、住民サービスの低下を招かないことを基本に、各総合支所を含めた各課、各部の業務ヒアリングを実施し、適正業務量の把握に努め実施したところでございまして、市民と密接に関係する窓口業務につきましては、従来通り対応しているところでございます。

また、総合支所の扱いなのか、支所の扱いなのかということでございますが、合併後の庁舎配置の方式につきましては、議員ご承知のとおり、合併協議会、協議第27号、新市の事務所の位置についての第3項において、「新市における庁舎の配置方式は、新庁舎が機能するまでの間は総合支所方式とし、現在の各市町村の庁舎を総合支所とする。新庁舎建設後は本庁方式とし、総合支所を支所とする。その際、各支所の機能・役割等については、住民サービスの維持・向上及び合併による効率化に配慮し、新市において調整する」としておりまして、現在でも総合支所方式にて配置しているところでございます。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

企画部長（石原公久君） 合併時の確認事項につきましては、今、総務部長のほうで答弁しましたとおりでございます。合併協議会、協議第39号の事務機構及び組織の取扱いについての項目におきまして、「新市における組織・機構の整備方針」及び「本庁及び支所の機能並びに事務分担の基本方針」が示され、その各方針に基づき協議を行った結果、合併当初の組織機構となったものでございます。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 森隆博君。

[登壇]

17番(森 隆博君) 答弁いただきまして、ちょっとまだ納得いきませんので再質問に入らせていただきますが、機構改革により各総合支所から本庁へ職員の異動数をわかったらお示しいただきたいと思います。

それに、各課の総合支所の業務に変化がないのに、なぜ本庁に統合を実施されておられるのかということ。特に年金の問題時の対応の問題とか、今回の後期高齢者の相談窓口、そういった等の職員を本庁に一本化されたというような形になっております。さらに、昨年度の学校の2学期制と、そういったときの対応。また、合併前の竜門ダムあたりの水管理業務等、そういったものがほとんど総合支所からなくなったというようなことで、特に今、田植えの時期に入ったりしますと、そういったトラクターで蛇口の破損とか、そういったものが土曜・日曜あたりに発生したときなんか、なかなかその地名とか、そういったものに対して地元の人ならわかりやすいけど、なかなかわかりにくい、手遅れが出ておるといような苦情も入っておりますので、そういった点について不満の声もありますので、そういった職員数の異動とか、なぜ統合しなければいけなかったという理由についてお聞かせをいただきたいと思います。

2点目の合併協議の確認事項であります。やはり本庁が建ってから、総合支所を支所扱いにするというのが、合併のときの基本であったと思いますので、この約束というのを、やはり守るべきじゃなからうかというふうに思います。組織機構改革によりまして、組織機能の見直しということで、今回9,800万円、適正化計画で2億1,700万円ということが前日、熊日に公表してありました。一番初めの質問でお尋ねしましたように、本庁への職員の吸い上げといいますが、そういうことが、本当に住民サービスの低下を招いておるといふふうに感じております。特に、今回の後期高齢者医療制度の徴収等に対しましても、本庁に行かなければわからないというようなことで、ほんとに高齢者の方が、車を持たない人、・・・人たちは、本当にこう交通費も本庁まで出向いて、余分な負担も発生しておるといふようなことでもあります。総合支所を支所扱い、相談窓口をカットして、市民に不信感・不満を与え、行政改革で5,400万円ほど効果が出たというような公表をされておりますが、数字だけでは、市民は納得はできないといふふうに思います。

やはり、住民サービスの維持ができなければ市長の実績評価、市民は認めないといふふうに感じておりますので、市長として市民の不安・不信感への対応をどう考えておられるか、お聞かせいただきたいと思います。

議長(北田 彰君) 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） まず、1点目でございますけれども、各総合支所から本庁への異動、職員の異動した職員数ということでございますが、現在、3総合支所について合併当初と比較しますと、教育委員会分室を含めまして、七城総合支所が35名に対し、現在27名。8名の減でございます。旭志総合支所が35名に対しまして、現在25名の10名減。泗水総合支所が44名に対し、現在34名の10名減となり、本庁に異動した職員数だけではなく、純減、いわゆる退職等で辞めた分を含めて、合併当初から3年間で計28名削減し、現在86名で対応しておるところでございます。

2点目の、本庁への業務統合した理由についてでございますが、住民サービスの低下を招かないことを基本に考え、市民の立場に立った総合支所方式を維持することから、市民と密接に係る窓口業務につきましては、従来どおり対応しているところございまして、本庁にて一括して業務を行うほうが、より効果的なものにつきましては、本庁に統合したところでございます。

3点目でございますけれども、年金問題等時の対応、さらには後期高齢者医療制度の相談等の職員を本庁に一本化した理由ということでございますが、現在、年金問題の対応、並びに後期高齢者医療制度に対する相談等につきましては、従来どおり各総合支所の民生課で対応しておりまして、また、出前講座の要望に対しましても、総合支所でも対応しておるところであり、現在でも本庁一本化はしていない状況でございます。

4点目の、議員ご指摘の総合支所窓口の対応についてでございますが、確認しましたが、そのようなことはないということでございました。総合支所では、各担当者が徴収表を必要として判断した場合には作成しておりまして、簡易な場合につきましては、直接電話にて本庁のほうに電話しているということで、総合支所、本庁におきましても、相互間の事務の協力体制というのはできているというふうに思っております。

また、合併時の確認事項ということでございますが、先ほど来、合併協議の確認事項の中で、本庁舎が建設までの間は総合支所を維持するということで、現在もそのような形で総合支所方式を取りつつ、市民の不安・不信感を払拭するために相互協力をしているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 森隆博君。

[登壇]

17番（森 隆博君） その前に、再質問の中で、ちょっと私も電話もらった時点の

とき、「・・・」という言葉を受けまして、そのままここで発言しましたが、これは本当にちょっと不適切な発言でありますので、訂正させていただきます。

再々質問をさせていただきたいと思いますが、2月にやはり家族を亡くされた方あたりは、そのままの事務手続きで県の広域連合のほうに出されておるといようなことで、やはり4月に天引きが発生して、また今月6月も発生するといような状況であります。そういうようなことで、総合支所のほうに問い合わせをしたと。そしたら、うちでは今、税務課はほとんど本庁、それとそういった事務内容については、今、市民課の中にありますが、健康推進課ですかね、のほうでやっておるといことで、健康推進課のほうに一応尋ねてくださいといようなことでお尋ねすると、うちは事務的だけですので税金のことは税務課に聞いてくれと。そうすると、高齢者の人が税務課のほうまで行って、いろんな税率の計算方法あたりを聞かれてもなかなか今のこの制度は、やはり図でも書いて教えるなら分かりやすいんですけど、なかなか言葉で教えてわかるような組織ではないといこともあります。

そういうことで、やはりここまで出向いてきて、そして納得いかないといようなことでありましたので、やはりこういったことは早く改善すべきだろうと。7月ごろにしか説明会を開かないといようなことでありましたので、できるなら、やはり、総合支所のほうに7月までぐらいは、そういった対応のできる職員を配置するべきではなかろうかといふふうに思いますので、お尋ねをするわけがあります。

やはり亡くなられたところなんか、特に忘れたいと思っているときに、こういった通知文が来たりとかすると、やはり市のほうの嫌がらせみたいな感じも取れるといこともおっしゃいましたし、やはりこれから先、こういった保険制度にかかわりますけど、今までずっと押していますいろんな学校の2学期制の問題だとか、もろもろ健康保険の国保の問題から年金問題、いろんな問題がこの合併で起きておりますが、そういったことで総合支所に対応ができないといいますが、こちらのほうから尋ねれば、それは総合支所の職員は何も起きていないと答えるとは当然でありまして、起きていると答える人は一人もおらんと思います。やはり適切に行っておるといとは、それは当然、そういう答えるべきですからそう言うと思いますが、やはり地域の人たちは、行政がお答えできんときは、私たちのほうにお尋ねがあるといことでありますので、こういった説明責任といのは、やはり執行部の責務といふふうに考えます。

そういうことで、理解できるような説明をやっていくというのが当然のことと思いますので、そういった業務の実績にも響いてまいりますので、やはり今後、

どのようにこの説明会、そういったものが納得いくまでは、こういった措置を考
えておられるかということ、市長のほうにお尋ねしたいと思います。

今後、別に、市長のほう、要望でいろんな菊池市の合併後の初めての体育祭開
催ということでも、10月12日というような決定をなされておりますが、やは
り、事務の社会体育関係が本庁で統合されたというようなことで、総合支所には
そういった関係の方がおられません。そういうことで、こちらのほうから総合支
所のほうに出向かせて、そういった会議等には出席させるというような説明は受
けておりますけど、4月に区長さんが変わられ、そして体育委員さんあたりも変
わられて、そして新たなルールと言いますか、そういった組織がまだわからない
人たちを、そういう説明の場に与えたとしてもなかなかうまくいかなと。

この前区長会あたりで、そういうお尋ねがありましたので、こういうような8
部落を一チームにしてチーム編成になっておりますといたら、それは当然、う
ちあたりは参加できんというような声も出ております。やはり早くそういった総
合支所内で対応できるような組織をつくっていただかないと、不平不満というの
が相当出てくるんじゃないかというふうに思いますので、そういった対応策
について、やはり市長のほうからきちんとした意見をお尋ねしておきたいと思
いますので、よろしくお願いいいたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 議員の仰せの健康推進課と税務課あたりのたらい回しが
あったということ、ご相談があったということでございますけれども、早速、
そのようなことでしたものですから、総合支所のほうに確認を取っておりますが、
現時点では、どのような言い方をされたのかわかりませんが、確認はでき
なかったということでございますが、仮にそのようなことがあったとすれば、議
員ご指摘のように、早急にやはり改善をしていかなければならないと思ってい
ます。今後とも、そのような形があったとすれば、説明責任を含めて、やはり総
合支所、本庁共に同じ組織内でございますので、協力体制を持ちながら意志の共
通といいますか、情報を共有しながら調整していきたいというふうに思ってい
ます。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） ただ今、総務部長がお答えをいたしましたように、いろんな組
織の見直しをやり、そしてこの合併後を3年を過ぎたわけですが、この組

織を見直すときに新しい人が変わり、そして機構が変わってくれば、おのずから、そういう意志というのは末端まで伝達できない部分が、当初のうちにはあるのはやむを得ない部分かなとも思います。しかしながら、すべてがプロ意識でありますから、職員として常に市民の皆さん方と真剣に向かいながら、そして市民の皆さん方から安心されるように、納得できるような説明を果たしていかなければならないと、このように思います。また、改めて森議員のご発言に対しまして、職場管内におきまして、上司のほうに対しまして、その説明をちゃんとやるようにと、またちゃんと接遇ができますようにということで訓練も含めまして、進めさせていただきたいと、このように思います。

議長（北田 彰君） 森隆博君。

[登壇]

17番（森 隆博君） それでは、3番目の質問に入らせていただきます。

災害の対策ということで、1点目に菊池市の市の施設のすべての耐震化補強が必要な施設、そういったものがわかればお示しをいただきたいと思います。指定管理者制度に移行している施設も、よかったら併せてお願いいたします。

2点目に、市の管理施設で耐震補強を必要とする施設の耐震計画ですね、そういうものが明確であるならば、それとその完了年度あたりがわかったら、お聞かせいただきたいと思います。

議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

建設部長（岡崎俊裕君） お答え申し上げます。

建築物の構造耐力は、建築基準法及び同施工例で定められています。法令は必要に応じて改正がされますが、特に耐震基準は昭和56年6月に大きく改正をされました。その新基準によって建築された建築物は、阪神淡路大震災などの大きな地震にも有効な耐震性を有したとされており、それ以前の基準により建設をされました建築物につきましては、大きな地震に対して安全性に疑問があるとされているところであります。そういう中で、菊池市では、平成19年度に菊池市の建築物耐震改修促進計画を策定をいたしております。その基礎資料に基づきますと、現菊池市内の建築物の新基準への耐震化率は、ある程度の規模を有し、不特定多数の市民が利用するような学校や庁舎などの公共施設で、建築物につきましては約65.4%、その他の一般住宅の新基準への耐震化率は約59.2%となっております。したがって、公共施設の残りの約34.6%の施設につきましては、今後、何らかの改修が必要だろうということになります。

次に、菊池市ではこの計画に基づきまして、新基準へ耐震化を概ね、平成27

年度までに市有建築物は100%へ、民有建築物は90%へ、合わせて90%以上を目標として、耐震化促進に努めたいと考えております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） 私のほうから、学校施設関係についてお答えをしたいと思います。

この耐震化事業は、平成16年度から国・県の指導の下に取り組んでいるところです。国の示す耐震化が必要な学校施設の基準は、昭和56年度以前につくられた施設が対象になっておりまして、本市の場合、市内19小中学校の全棟数87棟のうち、14校の43棟が対象となります。その43棟を簡易の耐震診断を実施した結果、4棟は改修の必要がなく、残り39棟のうち、平成18年度に泗水中学校校舎1棟、平成19年度に泗水小学校2棟の耐震補強工事を行いましたので、現在残りは36棟となっております。ちなみに、耐震化率は58.6%となっております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 森隆博君。

[登壇]

17番（森 隆博君） ありがとうございました。

大体、公共施設関係で、やはり耐震の必要な施設が35%あるというようなことと、まだ、教育長のほうから今答弁いただきましたように、学校関係で36校の耐震補強が必要だというようなことであります。

今、特に中国の地震等で学校等の崩壊というのが、ほんとに起きております。そういうことで、国のほうもこの補強に対して2分の1だったのを3分の2、改修の3分の1だったのを2分の1に引き上げるというようなことでもお示ししてこられておりますので、やはり、合併特例債期限内といいますが、できるなら26年度ぐらいまでに、そういった学校施設等の耐震補強あたりを早急にやっていけるのかと、やっていただきたいというのが気持ちではありますが、取り組みができるのかということをお尋ねしたいと思います。

2点目の、耐震に必要な完了年度ということで、やはり27年までの計画があるということではありますが、未認可の、今、まちづくりというような形で道路整備等はできておりますけれども、やはり高齢者の方が多くなってきております。そういった中に、防災マップというような形で、大きい施設とか広場あたりで避難場所等の設置あたりは示してありますけれども、やはりその地区地区の、そうい

った、このたび菊池市のまちづくり交付金の評価委員会、条例あたり出しておりますが、そういった委員会あたりの中において消火栓の位置とか、どういうところにどういう方が住んでおられて、災害時にはどのような形を取らないかんというような訓練と言いますか、指導と言いますか、そういったものも、今後やっていかないかのじゃなかろうかというふうに思いますので、そういった災害時の発生時のときの対応的な対策と言いますか、そういったものがあるなら、お聞かせいただきたいと思います。

議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

建設部長（岡崎俊裕君） 民間住宅の状況につきましては、違法ではありませんけれども建築基準法施行以前の建物で、現法に合致しない、いわゆる不適格建築物も含めて、基準を満たしていない民間住宅の数が約6,000戸となっています。なお、空き家など老朽化が著しく、地域住民に不安を与えるような場合は除却や使用制限など、消防法や建築基準法に基づき、県や消防署などから指導があることになっておりますので、現在危険な状況にある建築物は少ないと考えております。

市としましては、菊池市全域に対して状況をさらに把握し、総合的に安全・安心なまちづくりに向けて、関係機関及び地域と連携をして、今後とも努力してまいりたいと考えております。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 商店街等の防災訓練についてということではないかと思いますが、現在菊池市におきましては、6地区で自主防災組織が結成されておられて、そのうち、隈府市街地におきましては3地区で結成されており、災害発生時には老人1人世帯の避難誘導や消火栓や消火器の扱いなど、火災の初期消火等が迅速、かつ的確に行動が取れるように訓練がなされております。また、自主防災組織がない商店街でも防災訓練まではいきませんけれども、区ごとに消防団が中心となり奉仕作業などが行われた際に、消火栓の扱い方などを指導するなど、活動した事例を聞いております。

各地区の住民の防災意識を高め、自分たちの地域は自分たちで守る自主防災組織の結成に向けて、区長さん、民生児童委員さん、消防団と連携して、今後も防災のためのあらゆる手段を取って推進してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） 学校関係の施設の補強計画とか、完了年度についてお答えいたします。

公立学校施設というのは、児童生徒が1日の大半を過ごす学習生活の場でありまして、特に非常災害時には地域住民の皆さんの緊急避難場所ともなることから、その耐震性の確保は極めて重要と考えております。

本市の学校施設耐震化事業は、先ほど一部申し上げましたが、平成16年度に泗水小学校、泗水中学校の耐震診断、平成17年度に泗水西小学校、泗水東小学校、旭志中学校の耐震診断、平成18年度に泗水中学校の耐震補強工事並びに隈府小学校の耐震診断、平成19年度では泗水小学校の耐震補強工事を行ったところです。平成20年度におきましては、泗水西小学校の耐震補強工事、そして七城小学校、七城中学校の耐震診断を予定しております。なお、平成22年度までに隈府小学校、七城小学校、菊池南中学校の耐震補強工事を実施し、残りについても、平成27年度までに完了したいと考えております。

今回の中国四川大地震を踏まえまして、国において、先ほど議員ご案内のとおり、公立小中学校施設の耐震化を加速させるための、市町村の耐震補強、改築工事に対する国庫補助率の引き上げや、関係予算の増額など検討に着手した経緯もあります。

本市としましても、この機会に、積極的にこの事業を推進していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 森隆博君。

[登壇]

17番（森 隆博君） 特に、学校関係は前倒しで取り組んでいただくようお願いをいたしまして、質問のほう終わります。

議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。

○
休憩 午後3時40分

開議 午後3時49分

○
議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、東裕人君。

[登壇]

1 番（東 裕人君） こんにちは、日本共産党の東です。通告に沿って質問を行います。

まずはじめに、収納対策についてです。今、「広報きくち」などで徴収強化、滞納処分の強化という文字が躍っています。ここで言う滞納処分の強化とは一体何か、また強化という場合、数字の目標があるのであれば、その数字もお聞かせください。

それから、悪質滞納者という場合の「悪質」とは何か、まずはじめに、伺います。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） まず、1 点目の滞納処分ということでございますけれども、これにつきましては税金等の公法上の収入を債務者が滞納した場合に、地方税法及び国税徴収法等によりまして行う行政上の強制執行、すなわち債務者の財産を差し押さえ、これを換価し、その換価代金をこれらの公法上の収入に充当する一連の強制徴収の手続きを言います。ちなみに平成 18 年度の差し押さえ件数は、不動産 32 件、預貯金 40 件、国税還付金 81 件、合計の 156 件でありました。納税は国民の義務であります。年々滞納額も増加し、平成 18 年度決算で滞納額が約 12 億 8,000 万円となり、まじめに納めた方との公平性が問われております。このようなことから誠意のない滞納者には差し押さえか対処法がないものと考え、平成 19 年度からは自動車のタイヤロック、捜索等の強化を図り、差し押さえ件数も不動産 41 件、動産 165 件、国税還付金 119 件、預貯金 197 件、その他 21 件、合計の 543 件となっておりまして、差し押さえをした財産の換価代金は 1,540 万円になっております。また、平成 20 年度は組織の機構改革で税務課内に収納対策室が新たに設置され、9 名のスタッフで収納率向上に向け努力しております。さらには熊本県の職員を菊池市の職員とする併任辞令を交付し、菊池市の職員としてさらなる滞納処分の強化を図っているところでございます。

なお、本年度においても不動産の差し押さえ、預貯金の差し押さえ、動産捜索差し押さえ、タイヤロック等を行い、特に差し押さえた動産については、市単独の購買会やインターネット購買を実施し、その換価代金を滞納税額へ充当するところであります。

悪質とはということでございますが、担税力があるにもかかわらず納税しない納税義務者、あるいは納税意識が欠落した納税義務者と理解いたしております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 東裕人君。

[登壇]

1 番（東 裕人君） 数字の目標はおっしゃられなかったようですが、ないということですかね。

では、悪質の概念について言えば、所得がなくて払えない人は悪質と見なさない。災害や失業、長期入院等の特別な理由があれば悪質とは言わない。これは昭和 61 年に当時の厚生大臣が国会で答弁をしている中身です。つまり、悪質の概念は、当然、個別具体的に対象者の状態から判断するということであると。まず、ここを確認したいと思います。

次に滞納処分の強化の問題で事例を挙げてお聞きします。ここに平成 19 年度の菊池市の滞納整理差押えマニュアルがあります。本市の滞納整理はこのマニュアルに基づいて文書での督促、催告、訪問、財産調査、差し押さえと進んでいくわけです。もちろん、その前提は国税徴収法です。そこで、以下お尋ねします。

先日、ある人の所に差し押さえが入りました。早朝 7 時前に 9 人の職員が訪問、6 時 53 分から 9 時半まで搜索をし、自宅 1 階和室、居間、寝室、台所、玄関、リビング、2 階、自宅隣接の倉庫などなどから数十点の物品と現金などを差し押さええています。

1 点目ですが、国税徴収法第 143 条は搜索の時間制限について規定していますが、この 6 時 53 分の搜索開始はどう考えて行ったのでしょうか。

2 点目、マニュアルでは「滞納者の接触なくして進展はない。納税交渉は整理方針を滞納者に明確に提示して行う」。こうありますが、本件では接触はどうだったのでしょうか。差し押さえに至る過程は適切だったと考えますか。長期にわたる滞納者に訪問をしたのかどうかお聞かせ下さい。

3 点目です。国税徴収法の第 75 条は、差押禁止財産を掲げています。生活に欠かせない衣服や家具、台所用品等や技術者、職人などが仕事で使う業務上必要なものなど、これらの差し押さえを禁止しています。本件の滞納者は技術職であります。調書を見れば、差し押さえ物件にはしご兼用脚立など業務で使用するものが挙げられていました。これは適正ですか。

4 点目、本件では搜索、差し押さえが 9 時半に終わり、すぐ帰ったとのことですが、差し押さえ後の納税指導、また、不服審査、異議申し立て等納税者の権利に関する通知はどうだったのでしょうか。差し押さえして購買して換価すればおしまいではなく、ここが要だと思いたしますがどうでしょうか、お答えください。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） まず、悪質の判断の中で申されましたけれども、当然個別の状況あたりも勘案しながら、その判断をいたしているというところでございます。

次に、国税徴収法第143条はということで、搜索の時間は適正に行われたのかということでございますが、143条では搜索の時間は、原則日の出から日没までとなっております。当日の日の出は5時14分でございます。搜索の開始時間は6時53分でございますので、何ら支障はございません。また、滞納者は会社にお勤めでございますので、通常の間帯では接触できませんので、早朝の捜査となったものでございます。

次に、本件の滞納でございますけれども、ただ今、おっしゃられました方につきましては、平成6年から滞納が始まっております、平成11年に納税誓約により、2万円の納付を約束され、毎月訪問徴収をされております。納付が途切れ途切れになり、やむなく平成15年9月に家屋等の不動産を参加差押えを行い、同年11月に再度納税誓約書を提出され、毎月の納付を約束されました。しかし、その約束も履行されず、軽自動車を手検する時、あるいは国民健康保険の短期保険者証の交付の時、わずかな金額を納付するだけで、自分の都合に合わせての納付でありました。今まで十数回の臨戸訪問及び納税誓約書の提出など、行政として熱意と誠意を持って自主納税を促したところでございますが、滞納者の誠意が全く感じられず、今回の処分に至ったものでございます。

次に、搜索により差し押さえ動産については、必ず滞納者の確認を行いまして、所有の有無、事業用の有無を確認しております。今回も本人に確認しており、差押調書に署名、押印までありますので、適正に処理したと考えております。

次に、捜査、差し押さえを行い、調書作成が終了しましたならば、滞納者もしくは立ち会い者に、本日の搜索はこれで終了した旨の報告を行います。ご協力いただいたお礼と、それと異議申し立て等につきましては差押調書等に記載しておりますので、説明については省略をいたしております。アフターフォローとして、なぜこのような高額につながったのか、収入状況等を本人及び家族と面会しながら事情聴取し、今後の納税については相談においでいただくよう指導しております。その中で、これ以上の滞納処分ができる財産がなく、また、滞納処分により滞納者の生活を窮迫させる恐れがあると判断した場合につきましては、法律の従い滞納処分の執行を停止するなどの処分を行っているところでございます。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 東裕人君。

1 番（東 裕人君） 今、答弁をいただきました。

まず、1点目の搜索の時間の問題。確かに日の出は5時14分と、搜索は6時53分と。これは私も熊本地方気象台で確認をしましたから、それはわかります。適法と言えはそうでしょう。しかし、その時間に、7時前に9人の職員の方が差し押さえに來られて、住宅密集地、隣近所の方々はどうだったでしょうか。どう受け止めるでしょうか。居づらくしたいのかと、こういうふうに私は思うわけです。

2点目に、滞納者との接触の問題で平成6年から滞納があるということをおっしゃられました。平成6年から一体何をしていたのかと、私は答弁を聞いて思いました。それから、差し押さえに至る過程は適切だったという話もあります。督促を2年間送って、訪問もなしに最終的な差し押さえ処分するのがはたして適切なのか、私は疑問です。答弁を聞いても、あるいは担当部署に聞いても、私はこの滞納者との接触の問題では、接触や対面指導の努力が足りないと思います。これは姿勢の問題です。私は先週、お隣の合志市と山鹿市の幹部職員の方に聞き取り調査に伺いました。合志市の幹部職員は差し押さえに至る過程での接触について、「訪問が基本、住民と密に接する末端の自治体だからこそ、繰り返し、繰り返し話し合いをしないといけない」。こう述べられていました。山鹿市の幹部職員は、「非常勤の納税相談員を配置し、通常2、3ヵ月に1回は訪問している」。こう述べて、訪問、対面相談に力を入れていることを強調していました。菊池市は訪問に力を入れ、個別具体的に事情を考慮する余裕もないのでしょうか。

3点目の差押禁止財産の問題です。本人に、はしご兼用脚立の差し押さえの確認をされたというふうに言いました。朝早くから、差し押さえに9人も来て確認を取られて、ぼーっとしていると思うのですよ。先日、宇城市で似たような痛ましい事件が起こりました。私はこの事件はよそ事ではないと思います。

4点目の差し押さえ後ですが、不服審査、異議申し立ては調書に書いてある。調書には非常に細かい字で、それこそ、差し押さえされてぼうぜんとしている方がこういう細かい字を読むわけがないと私は思います。この後の問題で言えば、後をしっかりしないと本当に何も解決にならないと思います。不信感が増幅するだけだと思います。

私は今の答弁に納得はしていません。もちろん徴税職員の大変さはわかります。しかし、差し押さえに至る過程、手続きはより慎重に、それこそマニュアルが強調する緊張と信頼が形成されるような仕事に熟達すべきではないでしょうか。その軸になるのは訪問です。

最後ですが、私は今の時代、夜討ち朝駆けのような差し押さえはやめるべきだと強調したいです。それから、差し押さえは、その後の市民の生活を破たんさせるものであってはなりません。ましてや広報などで「年間相当数の財産差し押さえ実績ある県職員が派遣された」。こういった大宣伝に疑問を呈したいと思います。このままでは閉塞感と不安感が残らなくなります。もっと自治体は、住民と血の通った仕事をすべきです。それから、大本の問題として、こっちは負担能力を超えた増税をして、払いきれなくなれば滞納処分で最後は差し押さえをする。この悪循環を絶つことを考えることが必要ではないでしょうか。

いずれにしても、部長も言われましたが、差し押さえは当然、法にのっとった強制力です。しかし、強権的であってはならないと、私は考えます。強権的とも言える差し押さえはやめるべきだと考えますが、どうでしょうか。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 先ほど来、説明、答弁いたしておりますように、我々は強権的な差し押さえを行っているとは理解いたしておりません。法の定めるところによりまして適正に処理を行っているというところでございますが、今後も意図的に納税を回避している滞納者につきましては、詳細な財産調査を行い、差押処分等の適切な法措置を講じていきます。しかし、本当に困っていらっしゃる滞納者には、実情を十分聴取、調査、相談を行いながら、滞納処分の停止を含みまして、納税の緩和措置もできる限り適用していきたいと思っております。

納税者の自主納付体制の確立を今後も図っていききたいと思いますし、納税は国民の義務でございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 東裕人君。

[登壇]

1 番（東 裕人君） 納得できません。十分検討していただきたいと思っております。

次に、高齢者施策について質問します。

本市の人口構成は、65歳以上の方が5月21日現在で1万3,894人。75歳以上の方が7,591人。高齢化率26.4%の高齢者のまちです。高齢者の生活全体が厳しくなるなかで本市が本気で福祉の充実を考えるなら、高齢者の生活実態を把握し、その実態にマッチした施策を行わないと高齢者の要求や実態と自治体の施策に乖離が生じてしまいます。菊池に暮らす高齢者がいつまでも安心して住み続けることができるよう、真剣に考える時期に来ているのではないのでしょうか。そこで、幾つかの点で行政が高齢者の生活実態をつかんでいるのか、いな

いのか、はじめにお尋ねしたいと思います。

1つ目は、高齢者の世帯の構成。1人暮らし、夫婦のみ等、世帯の構成はどうなっているのか。それから、高齢者の年金収入の月額はどうなっているのか。また、高齢者の可処分所得の平均はいくらなのか。

次に、高齢者の就業の状態はどうか。それから、加入している医療保険は、その構成はどうなっているのか。生活保護受給者の中の高齢者の割合はどうか。

最後に、現在の健康状態はどうか。また、介護保険サービスの利用の増減。

以上、はじめにお聞きします。

議長（北田 彰君） 市民部長、村山 隆君。

[登壇]

市民部長（村山 隆君） 他部署に関係します件もございますけれども、一括してご答弁を申し上げます。

まず1点目の1人暮らし関係ですが、平成20年3月末現在の住民基本台帳における65歳以上のみの世帯数につきましては合計3,977世帯で、その内訳は、1人暮らしが2,197世帯、2人暮らしが1,681世帯、3人暮らし以上が99世帯となっております。なお、世帯の構成につきましては、現在、詳細は把握しておりませんが、平成20年度中に第4期菊池市老人福祉計画及び介護保険事業計画を策定しますので、その中で必要な情報につきましては、今後収集してまいりたいと思っております。

2点目の本人の収入月額関係ですが、65歳以上の方の年金収入は平成19年分の収入で、受給者数が1万3,158人。受給額総額が141億6,756万772円で、1人当たり平均107万6,726円となっております。なお、可処分所得については不明となっております。

3点目の就業の状態関係ですけれども、平成17年国勢調査における労働力状態から見ますと、本市における65歳以上の方は1万3,487人で、そのうち3,508名の方が就業をされています。この内訳につきましては、主に仕事をされている方が2,533名、家事のほか仕事の方が909名、休業中の方が66名となっております。また、産業別の内訳では、農業2,204名、林業20名、漁業1名、建設業160名、製造業133名、電気・ガス1名、運輸業48名、卸売り・小売り業337名、金融・保険業3名、不動産業14名、飲食店・宿泊業115名、医療・福祉98名、教育・学習支援37名、複合サービス事業8名、分類されないサービス業288名、公務32名、分類不能9名となっております。

4点目の加入している医療保険ですけれども、65歳から74歳の全人口は6,310人中、国民健康保険に加入されている前期高齢者は4,852名で76.

9%の加入率となっています。

5点目の生活保護受給者の割合関係ですが、平成20年4月現在、生活保護受給者世帯は197世帯。そのうち、高齢者世帯の割合は90世帯の45.7%でございます。

6点目の現在の健康状態ですけれども、介護保険関係ですが、介護保険事業等見直しに伴う実態調査結果によりますと、3,855名の方に調査を依頼しまして、現在の健康状態についての質問では2,631名の方より回答があり、68.2%の回答率でございました。その内訳としましては、大変健康な方が54名で2.1%、大した病気や障害もなく普通に生活をしている方が655名で24.9%、何らかの病気や障害はあるが日常生活はほぼ自分で行われる方が977名で37.1%、何らかの病気や障害があって家の中の生活でも何らかの手助けが必要である方が618名で23.5%、何らかの病気や障害があってトイレ、着替えなど生活全般に介助を必要とする方が327名で12.4%となっており、何らかの病気や障害のある方が全体の73%となっています。

7点目の介護保険サービス利用の増減関係ですけれども、平成18年3月末で認定者数が2,396名、居宅介護サービス利用者が1,314名、施設利用者が590名。平成19年3月末で認定者数が2,423名、居宅介護サービス利用者が1,346名、施設利用者が574名。平成20年3月末で認定者数が2,513名、居宅介護サービス利用者が1,379名、施設利用者が599名となっていて、平成18年3月末から平成20年3月末までに、認定者数が117名、居宅介護サービス利用者が65名、施設利用者が9名の増となっています。また、介護サービス給付費につきましては、平成17年度決算で35億2,852万5,000円。平成18年度決算で34億9,477万1,000円。平成19年度決算見込みで35億7,456万8,000円となり、平成17年度より平成19年度は4,604万3,000円の増となります。

このように認定者数、サービス利用者数、介護サービス給付費ともそれぞれ増加の傾向にあります。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 東裕人君。

[登壇]

1番（東 裕人君） 答弁を聞いていると、菊池に暮らすお年寄りの暮らしの特徴がよく表れていると思います。これらのデータはトータルで施策に生かされているでしょうか。各部門でつかんだデータが全体として、生きたデータとして把握されているかどうか、私は大事なところだと思います。

それから、高齢者の年金収入の方、高齢者の方の可処分所得は不明であるという答弁がありました。これは何でわからないのでしょうか。年金収入1人当たり107万円ですから、これを12で割って月額が出ます。そこから税金と社会保険料、医療保険を引くと、大体概算の可処分所得は出ると思うのですよ。私はこれまで、この可処分所得の問題で、総務委員会にいましたが、委員会でもお尋ねしてきました。しかし、この2年間、1回も可処分所得についての明確な回答はありませんでした。本当にこれでいいのでしょうか。菊池の執行部はそもそも可処分所得のデータを必要としていないのでしょうか。例えば、高齢者の暮らしを考えても、年金収入のみの高齢者から国保税、介護保険料、後期高齢者医療保険料や住民税等を年金から天引きすればどうなるのか。その人の、その家庭の可処分所得はどれだけで、一体それで暮らしていけるのか。天引きで暮らしに影響はないという認識では市民は報われません。可処分所得が少なれば消費も抑制され、結局、菊池でお金が循環しないことになります。菊池の人口の4分の1以上の人の消費動向は、菊池の経済に与える影響は少くないです。それをどうするのか。暮らしでも経済でも、議論の基本のデータがいつになっても出ないというのは、私はどうかと思います。

質問に移りますが、市役所は市民のあらゆるデータを握っているわけですから、それを総合的に生かすべきだと思います。自治体の高齢者施策を考えるなら、高齢者の生活実態調査もやって、税務もあれば経済もあるわけですから、高齢者といえば市民部というのでなく、横断的に調査もやって、実態に則した施策、新しい菊池の高齢者施策の全体像を示すべきであると思いますが、どうでしょうか。

議長（北田 彰君） 市民部長、村山 隆君。

[登壇]

市民部長（村山 隆君） 現在、それぞれの分野でそれぞれの施策に沿って、必要な情報収集、実態調査等に努めているところでございます。

高齢福祉施策につきましては、先ほどもご答弁しましたように、平成20年度中に第4期菊池市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定しますけれども、介護保険に関する実態調査の中で高齢者の健康状態等を調査しておりますし、菊池市の総合福祉計画であります菊池市地域福祉計画、これは福祉課のほうで策定しますけれども、その整合性や、あるいは健康推進課、教育委員会部局の生涯学習課等々、関係各課との連携を必要に応じて進めているところです。また、その中で十分に高齢者の要望を取り入れながら、今後とも関係各課との連携をより深め、今後の施策に反映していきたいと考えております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 東裕人君。

[登壇]

1 番（東 裕人君） ぜひ、頑張っていたきたいと思います。

最後の質問は後期高齢者医療制度についてです。75歳になっただけで、これまでの保険から切り離され、受ける医療も制限される。保険料は年金天引きされ、2年ごとの見直しで長生きする人が増えれば増えるほど、保険料が自動的に値上げされる。後期高齢者医療は高齢者差別法ともいうべき中身です。私はこの制度の根本が間違っている以上、見直しではなく撤廃すべきであると考えます。お金を理由に高齢者を差別する制度をつくってよいはずがありません。国会では、先週、廃止法案が参議院本会議で可決されました。終盤国会の最大の焦点となっています。私は、この制度廃止の立場から質問を行います。

はじめに、市民の声と受け止めの問題です。4月から制度が始まりました。制度スタート後の市民の反応はどうか。そして、それを行政はどう受け止めていますか。まず、はじめにお聞きします。

議長（北田 彰君） 市民部長、村山 隆君。

[登壇]

市民部長（村山 隆君） 松本議員、森議員の答弁と重複しますが、4月から後期高齢者医療制度がスタートしまして、2週間ほどは来庁者と電話によるお尋ね等で、1日に約120件ほどあっていまして、市民の皆様も強く関心をもっておられると思います。その相談の中身につきましては、窓口負担割合はどうか、高額や療養費の申請はどうかなど、医療制度に対するお尋ねや保険料に対するお尋ね、特別徴収に対するお尋ねでありました。

市としましても、今回の制度周知につきましては、広報、出前講座等を通して周知したところでございますけれども、今後とも制度の周知徹底に努めてまいりたいと思っております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 東裕人君。

[登壇]

（東 裕人君） 2週間、1日120件の問い合わせ、週休2日で10掛けて1,200件ですか。これだけの問い合わせがあること自体が、私は大問題だと思います。1つの制度実施にこれだけ問い合わせがあったことは、最近なかったのではないかなというふうに思うわけです。それから、周知の問題が言われます。周知徹底すればするほど、知れば知るほど怒りが広がるのがこの制度の特徴だと思います。周知が問題ではなく、制度の中身に批判が集中していると思います。

では、その中身の問題で、保険料の年金天引きについてお聞きします。年金からの天引きで、75歳以上の高齢者の手取りはどれくらい減るのですか。それで暮らしていけると考えますか。また、6月には2度目の年金天引きが行われます。天引きの合意は得ているでしょうか。

以上、お聞きします。

議長（北田 彰君） 市民部長、村山 隆君。

[登壇]

市民部長（村山 隆君） 年金のみの収入の方で、老齢基礎年金を満額受給し単身世帯の場合で計算をしますと、年金収入額79万2,100円で所得は0となり7割軽減世帯に該当し、均等割のみの課税となります。その均等割額を7割軽減しますので、年間の保険料額は1万4,000円となります。これを年金支給月6回に分けて特別徴収しますので、1回当たり約2,300円が差し引かれます。

また、暮らしていけるのかと考えているかとの質問ではございますけれども、各個人によって高く感じられる方、そう感じられない方、様々であろうとは思いますが、医療制度の趣旨を踏まえまして、大変であろうとは思いますが、保険料の捻出をお願いしたいと思えますし、後期高齢者医療におきましても、低所得者の皆様には所得に応じて保険料軽減措置を設けております。

それから、年金からの特別徴収につきましては、法に則り徴収と相成りますので、合意は得ておりません。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 東裕人君。

[登壇]

1番（東 裕人君） 初日の質疑でも、今日の質疑でもお聞きしました。暮らしていけるのかというのを今回ずっと聞いているわけです。答弁では、それは個人によると。そして、医療制度の趣旨を考えればという答弁がありました。ただ、高齢者の方は医療制度の趣旨を考えながら暮らしているわけでは、もちろんありませんし、毎日の暮らしが本当に、もう日々暮らしていくのが精いっぱい、これ以上引かれたら、もう生きていけない。こう考える人が多数だから、この年金天引き問題は大きな問題になっていると思うのです。そして、先ほどの質問ではありませんが、自治体としては市民の暮らしがどうなのか、まず一番に考えるべきだと思います。先日、泗水のある集まりに参加をしました。「年寄りに死ねというのか、もう暮らしていけん」。これ、新聞でそういうのを見ましたけれども、本当に聞いたのは初めてでした。こういう声が次々挙がりました。また、私が住んでいる片角のグランドゴルフ大会でもこの話で持ち切りでした。どこでも怒りの声が挙が

っています。この声と市民の高齢者の暮らしの実態がわからないのかなど。この怒りの声が届かないのであれば、最後に残るのは、市民にはあきらめしか残らなくなるわけです。

それから、せめて天引きの合意は必要なのではないかと、私は考えます。高齢者のもとにはこうした通知が、「保険料決定しました、徴収します」。こういう通知が送られてくるだけです。この通知1通で少ない年金からの天引きが決まってしまう。怒りがわき起こるのも当然ではないでしょうか。中身もひどいが、やり方もひどい。高齢者の生活実態もつかまずに、取りっぱぐれないためだけに天引きをする。ここにも制度の問題点が表れていると思います。

最後に伺います。この制度は結局のところ、医療費削減のために75歳で線を引いて医療を差別する制度です。厚生労働省は公報に載る時は、75歳以上の方の心身の特性と言っていますが、審議会の中では75歳以上の後期高齢者の特性として、治療が長引く、複数の病気にかかる、認知症が多い、いずれ死を迎える、これらを理由に75歳で医療制度を切り離す、こういう議論をしています。ひどい話だと思います。そして、75歳で困った高齢者に負担増を強いる。一番身近に高齢者と接し、高齢者の暮らしをつかんでいるはずの自治体職員の皆さん、執行部はこんなことが許されると考えていますか。

議長（北田 彰君） 市民部長、村山 隆君。

[登壇]

市民部長（村山 隆君） 老人医療費につきましては1兆1,000億円で、国民の医療費の3分の1を占めており、高齢化の進展に伴いまして今後も増大するとの見通しになっております。また、後期高齢者の皆様は生理的機能や日常生活動作能力の低下による症状が増加するとともに、生活習慣病を原因とする疾患を中心に、入院による受療が増加するといった特性があり、こうした心身の特性等にふさわしい医療を提供することが求められています。こうした状況の中に、後期高齢者の皆様が将来にわたり安心して受けられるようにするためには、国民介護保険を堅持しつつ、増大する後期高齢者の医療費を安定的に賄うため、持続可能な制度を構築することは喫緊の課題とっております。これまでの老人医療制度の問題点を見直し、現役世代と高齢者世代の負担を明確にし、公平でわかりやすい制度とするために、75歳以上の方を対象とした独立した医療制度であります後期高齢者医療制度を創設されたものです。

議員、ご案内のとおり、現在、国会でいろいろと論議がされております。行政としましては、今後とも市民の理解を得るために、制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 以上で本日の一般質問はこれで終わりたいと思います。明日も引き続き一般質問を行います。

今日はこれにて散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れでした。



閉会 午後4時32分

平成20年第2回菊池市市議会定例会

議事日程 第3号

平成20年6月10日(火曜日)午前10時開議

第1 一般質問

○
本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○
出席議員(27名)

1番	東	裕人	君
2番	泉田	栄一朗	君
3番	森	清孝	君
4番	藤野	敏昭	君
5番	樋口	正博	君
6番	二ノ文	伸元	君
7番	中山	繁雄	君
8番	水上	博司	君
9番	三池	健治	君
10番	怒留湯	健蓉	さん
11番	坂本	昭信	君
12番	隈部	忠宗	君
13番	奈田	臣也	君
14番	葛原	勇次郎	君
15番	木下	雄二	君
16番	坂井	正次	君
17番	森	隆博	君
18番	山瀬	義也	君
19番	本田	憲一	君
20番	栃原	茂樹	君
21番	松本	登	君
22番	工藤	恭一	君

23番	境	和	則	君
24番	北	田	彰	君
25番	外	村	國	敏
26番	徳	永	隆	義
27番	横	田	輝	雄

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市	長	福	村	三	男	君
副	市	村	上	建	二	君
収	入	高	本	信	男	君
総	務	緒	方	希	八	郎
企	画	石	原	公	久	君
市	民	村	山		隆	君
経	済	後	藤		定	君
建	設	岡	崎	俊	裕	君
七	城	松	岡	敬	二	君
旭	志	中	村	榮	光	君
泗	水	上	林	正	章	君
企	画	木	村	靖	弘	君
財	政	川	上	憲	誠	君
総	務	山	田	浩	文	君
教	育	田	中	忠	彦	君
教	育	山	口	正	司	君
農	業	五	島	千	秋	君
水	道	三	牧		茂	君
監	査	大	塚	茂	幸	君

事務局職員出席者

事	務	局	長	岩	木	精	四	郎	君
議	事	課	長	永	田	哲	士	君	
総	務	審	議	高	田	早	苗	君	

議 事 係 長

上 田 敏 雄 君

午前10時00分 開会

議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

議長（北田 彰君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

はじめに、泉田栄一朗君。

[登壇]

2番（泉田栄一朗君） おはようございます。

通告に従いまして質問いたします。最初に自主財源確保についてでございます。

ふるさと納税が今年4月30日にスタートしました。ふるさと納税は、住民税の一部を生まれ育ったふるさとの自治体などに納めることを可能とする制度で、地方にとっては非常に歓迎すべき制度だと思っております。所得税納めるようになった個人を育てたのは個人のふるさとです。ふるさとなくして、個人の現在の姿はない。人間形成、技能習得の大切な時期を過ごしたふるさとに、恩返しの意味で所得税の一定割合を納税することは、理にかなったことだと思っております。自分を育ててくれたふるさとに恩返しをしたいとの、強い気持ちの表れとして例を出しますが、今までふるさと納税の制度がない時代、例えばイチロー選手は恩返し納税のために、ふるさとに住民票を置いたままにして、オリックス時代の2000年には、5,000万円を超える額を納税したということです。

菊池市も小川基金、プロゴルファーの不動裕理さんのゆうり基金、また打出基金があります。ふるさと納税がスタートした今、菊池市で取り組みとして、現状を質問いたします。よろしくをお願いします。

議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

企画部長（石原公久君） ふるさと納税制度が、本年4月末の地方税法の改正によりまして開始されました。この制度の趣旨は、地方自治体の財政が厳しさを増す中、ふるさとに対し貢献、または応援したいという納税者の思いを実現することにあります。ふるさと納税の内容は、生まれ故郷や応援したい自治体に寄附をすれば、所得税控除と併せて個人住民税が控除されるというものです。名称はふるさと納

税ですが、自治体へ寄附を行うという行為でございます。県内では、熊本県をはじめ4市町が既に寄附の募集を行っております。

菊池市におきましては現在、この制度を導入するにあたって、寄附の募集の目的、その用途及びPRの方法などについて、庁内ワーキング部会を立ち上げ、会議を開催しているところでございます。今後、関係部課長で構成いたしますふるさと納税推進委員会で、最終の詰めを行う計画となっております。

この制度を歳入確保の絶好の機会ととらえ、ふるさと菊池に貢献したい、応援したいという方々の思いに応えられるためにも、早急にスタートさせたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

2番（泉田栄一郎君） 再質問させていただきます。

ふるさと納税は歓迎、賛成する意味が多い一方で、現時点で多くの税収がある大都市からは、反対意見や慎重な意見が多いようでございます。メリットとしては、成長して生まれたふるさとを離れても、その地域に貢献することができるということです。またデメリットとして、1つ、明確な基準を示さなければ、自治体間で奪い合いになる恐れがある。1つ、ふるさと納税を利用する人は、利用しない人より安い納税額で居住地の住民サービスを受けられることになって、不公平であるということ。1つ、自治体の税務が煩雑になる。1つ、根本的な地方活性化・格差是正の対策になっていない。1つ、何を以てふるさととするか等があるようでございます。とはいえ、慢性的な財政赤字に悩む地方にとっては、やり方によっては財政再建のチャンスであり、大いに活用すべきであると思っております。

そこで私が提案したいことは、ふるさと納税を厳密な納税ではなく、寄附金納税の一環としての寄附条例でございます。寄附条例とは、自治体や住民が選んだ政策メニューに対して、全国の団体・個人に寄附を募り、それを財源に政策を実行していくというものでございます。例えば政策メニューは、1つ、まちづくりに関する事業。1つ、子どもの健全育成及び教育に関する事業。1つ、環境に関する事業等々があります。菊池市の計画に合わせて、菊池市独自のメニューを決めるといいと思います。またその際、市の広報やホームページを利用して、市民から政策メニューを募集することにより、市民の意識も高まるのではないのでしょうか。この寄附事業は、菊池市の財政が厳しい中、菊池市独自の自主財源を確保すると同時に、住民参加型の自治体運営を促す効果もあると確信しております。

また、自治体への寄附の透明性が増し、説明責任を果たすことで市民の自治意識が高まることが期待できます。

既に、寄附条例を実行している小国町を紹介します。小国町は人口9,000人の小さな町ですが、これまで培ってきた全国に広がる小国出身者や、小国を応援してくれる人とのネットワークを結び、アイデアを凝らし取り組んでいます。事業は大きく三つに分けています。1つはふるさとと親孝行事業。2つ、みんなでツーリズム事業。3つ、森と水を守る事業です。さらにそれを人材育成、住民福祉など、8つの項目に分けています。ふるさとと親孝行事業の中身を紹介しますと、小国に住む独居老人、老夫婦の方々は、日々の生活に不安や寂しさを感じている。また、親を残し都市に出た方々も、心の中では親を心配しています。こうした思いを手紙やビデオレター、インターネット等でつなげるお手伝いをするというものでございます。心温まる地域の特色を出した内容であると思います。また、それぞれの事業に目標額を決め、小国では既に目標額を突破したものもあると聞いております。

6月7日の新聞に出ておりましたがお隣の合志市では、市の名前にちなんで「志を合わせる郷土、合志市応援寄附金」の募集を始めました。寄附者全員にお礼状を送り、3万円以上の寄附者には5,000円相当の市の特産物を送るという、独自の特典も付けております。今年ふるさと納税がスタートしてから、全国各地でのこのような事業が広がっております。

菊池市でもふるさと納税の中で、政策メニューを取り込んだ寄附事業をする予定、またどのように考えているか、質問いたします。

議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

企画部長（石原公久君） 寄附による市民参加条例を作成する考えはないかというようなご提案でございますが。寄附条例には、市民参加型の自治体運営ができること、また自治体が、地域ニーズに沿った形で事業展開ができるといった効果が期待されます。しかし一方で、寄附条例を実施するには、特定の政策項目が必要だったり、寄附金の額が少額の場合は、政策変更が必要だったり、特定の事業に寄附金が集中し、剰余金が出た場合に、他の事業に活用できないなどの課題があります。

議員ご質問の市民参画条例趣旨につきましては、ふるさと納税の募集及び事業実施の際に、十分留意していくことで対応していきたいというふうに考えております。

議長（北田 彰君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

2番(泉田栄一郎君) ぜひ、菊池市独自の政策メニューを作っていただいて、菊池ならではの寄附条例を作っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

2つ目の質問に入らせていただきます。

レジ袋削減運動の啓発拡大についてです。その前に、今年3月の定例会で菊池市環境基本条例が可決されましたが、その参考となった東京都日野市に先日、政務調査費を使って、研修に行かせていただきました。日野市では環境に優しいまちを目指して、平成12年にごみ改革を実施、家庭ごみの量が半減しました。さらなるごみの減量を進めるために、市民と市職員30人で構成するごみ市民会議で「ごみゼロプラン」を制定しました。ごみゼロプランには、市民・事業者・行政のそれぞれがごみ減量のために果たすべき役割を定め、多種多様なプログラムを計画しています。マイバッグ運動もそのプログラムの1つです。レジ袋有料化も、レジ袋削減に目覚ましい成果を上げているところがわかりました。

菊池市でも、かつて旧市町村時代に、マイバッグを配布または販売しています。しかし、その効果はあまり見られず、マイバッグを持参せず、レジ袋をもらっている人がほとんどです。

はじめにレジ袋の削減について、菊池市の現状と取り組みについて質問いたします。

議長(北田 彰君) 市民部長、村山 隆君。

[登壇]

市民部長(村山 隆君) おはようございます。

本市内の店舗におきますところのレジ袋の配布の状況につきましては、ほとんどの店舗におきまして、サービスとしてレジ袋を配布しているのが現状でございます。このレジ袋の大量消費につきましては、全国的にも大きな問題となっております。本市としましても、合併前からマイバッグ運動を推進し、レジ袋削減の啓発に取り組んでおります。

取り組みの概要につきましては、月に1回、市内の6店舗の店頭におきまして、夕方1時間程度ですが、買い物の客へのマイバッグ持参のキャンペーンや、環境関連のイベント等にも積極的に参加しまして、市民への呼び掛けを行っている状況でございます。また、本市職員がキャンペーンソングを自主制作し、その家族によりますところのマイバッグ音楽隊が結成されまして、本市主催のイベントのみならず、さまざまなイベントにおいてレジ袋削減を訴えております。そのほか、本市広報によるところの特集記事やホームページ、出前講座等におきまして、マ

マイバッグ持参の啓発を行っております。

実績としましては、月1回夕方5時から6時までの約1時間の統計を取りましたけれども、平成18年度が293名、平成19年度が327名でございました。平成19年度にマイバッグ持参者が増えた理由としましては、マイバッグキャンペーンの協力店が、昨年4月からマイバッグ持参者に対しまして、2円の割引の取り組みを開始しましたことによりまして、マイバッグ持参者は増加傾向にございます。その傾向としましては、若干ではございますけれども、家庭へ買い物をされる市民にも波及していると思われています。

また、道の駅泗水養生市場の自主活動としまして、先日も報道されましたけれども、去る6月8日にエコバッグキャンペーンが実施されております。このように、市内の事業所におきましても、さまざまな環境活動に取り組まれている店舗も増えてきていると感じております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

2番（泉田栄一郎君） 大変頑張っておられるところはわかりますけれども、あまり効果が上がっていないような気がしております。

菊池市でも10年前から、菊池市マイバッグ運動推進市民会議の皆さんを中心に、ごみの減量化を目的として、マイバッグ運動を推進されているということです。大変なご苦労があると思います。しかし、マイバッグの持参率が上がらないのは、大変に残念に思います。私自身も意識し始めたのは最近でございます。地球温暖化が進んでいる今、CO2を削減する一人一人の意識の変革は、急務を要していると思います。レジ袋を法律で規制・削減しようとする動きが、日本のみならず世界各地で広がっております。昨年12月の市の広報に詳しく載っていますが、自然界で土に帰ることのないレジ袋が散乱し、山や川、海などに捨てられたレジ袋を、野生の動物や魚が飲み込み窒息死したり、胃の中で分解できず命を落としています。また、ごみの増加は最たるものです。使い終わったレジ袋のほとんどがそのままは廃棄されたり、ごみや生ごみを入れて、ごみの重量を増やしております。ちなみにレジ袋をはじめとする容器・包装は、家庭から出るごみのうち約6割を占めております。また、レジ袋を焼却すればCO2が発生し、即、地球温暖化の原因になります。

世界を見てみると、韓国では16年前からレジ袋の無料配布を禁止。台湾でも6年前から実施。アイルランドでは、レジ袋1枚を15円の課税を行い、わずか5ヵ月で9割の大幅な削減をやって成功しております。日本でも東京杉並区で1

枚5円課税する、環境目的税条例を創設しています。

菊池市内のレジ袋使用枚数は、市民1人当たり年間約250枚、世帯当たり約760枚ということでものすごい枚数です。また、ごみ処理に要する費用が、レジ袋だけで約1,460万円に当たるという具体的な数字を見て、レジ袋削減は緊急課題であると思います。

昨年1月に京都で初めてレジ袋の有料化が導入されて以来、レジ袋削減の取り組みは全国的に広がっております。本来は有料化にしなくても、地球環境の立場から、一人一人の意識改革で削減できればいいのですが、そうはいかないのが現状でございます。有料化を実施している自治体は全国で28。今後さらに、19の自治体有料化を実施する予定だそうです。どの自治体も有料化により、マイバッグ持参率は大きく向上。実施前には10%から30%程度だったものが、実施後には80%を超えるまでに改善しております。またレジ袋辞退者に、ポイント制で割引などの特典があるなどの工夫をしている店も増えているようです。

菊池市で今後、レジ袋無料配布の廃止、つまり有料化、またポイント制などの計画があるか、またどのような啓発を行っていくか、質問します。

よろしく申し上げます。

議長（北田 彰君） 市民部長、村山 隆君。

[登壇]

市民部長（村山 隆君） 国におきましては、昨年4月に改正、施行されました容器包装リサイクル法によりまして、容器包装を年間50トン以上用いる事業所には、毎年その取り組み状況などについて、国に報告することが義務付けられております。同法が施行されたことから、全国でもレジ袋の有料化を実施する店舗も出てきてはおりますけれども、本市におきましては、まだその取り組みを実施されている店舗は、現在のところ把握をしていません。レジ袋の有料化につきましては、店舗側のサービスの低下という懸念もございまして、市民、商工会及び事業所への啓発を行っていく必要があると考えます。

したがって、レジ袋の有料化等につきましては、本市としましてもレジ袋削減のためには有効な手段であると考えますので、市民、店舗側の意向を踏まえ、今後菊池市マイバッグ運動推進市民会議との連携を取りながら、実施に向けての協議をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

2番（泉田栄一郎君） 再々質問させていただきます。

レジ袋有料化した場合の方法の提案ですけれども、袋はレジに並ぶ入り口に大・中・小それぞれ価格を付けたものを置いておきます。必要な人が自分でかごに入れ、レジに並ぶという方法によると、意識が大きく変わると思います。これは提案です。

最後の質問ですけれども、有料化に関しては、店舗によっては賛否両論があると思いますけれども、まず手始めとして菊池市の関連の道の駅や、物産館等で実施したらどうかと思いますが、その点についてどうでしょうか。お願いします。

議長（北田 彰君） 市民部長、村山 隆君。

[登壇]

市民部長（村山 隆君） 本市の第三セクター道の駅、物産館等での試験的な有料化の実施につきましては、ポイント制等も含めながら、レジ袋削減のための何らかの方法については、今後関係団体、あるいは関係部署等と連携しながら、実施に向けて協議をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

2番（泉田栄一朗君） ぜひ、試験的にもお願いしたいと思います。以上です。

議長（北田 彰君） 次に、葛原勇次郎君。

[登壇]

14番（葛原勇次郎君） おはようございます。7番目の通告をしております、葛原でございますが、ちょっとその前に、けさ7時から8時まで縁がありまして、龍門校区の交通安全キャンペーンに立ち会うことができました。市長さんも一緒にございましたが、龍門地区が、7時からどんとどんと自動車ですって来ます。本当に生活圏というのはこのようなものかなと、田舎にはこんなに人間が減ってしまうかなというような感じを、今日、受けたわけでございます。だんだん車の量が減ってまいりますと、「あそこんところが、まだ通つとらんごたあ」とか、「あそこんところが通った」とかというようなことで、そのスタッフは警察官と交通安全指導員の方々と、各部落の交通安全の方々等でございますが、そのような方で、車が通りますとそのような形になりまして、「どこが通つとらん」、すると「あそこに母ちゃんが来たけん。婿どんが、もうやがて来るかもしれん」というようなことになると、「あれはまだ、茶わん洗ろうてから来なんけん、来んばい」とか、いろいろな話の中で。

議長（北田 彰君） 葛原議員、演説ではありませんから。

14番（葛原勇次郎君） すみません、ごめんなさい。そういうことで人と一緒にございまして、大変ありがたかったことをしながら、では、通告どおり始めさせていただきます。いただきます。

国民健康保険税につきましてとしておりますが、収納率の指導と今後の取り組みについてとしております。質疑で尋ねましたほかを質問いたします。

20年度医療費の見込みを算定した必要額を、医療費分プラス、支援分プラス、介護分を出してあります。その金額は16億2,194万2,000円必要で、19年度の税率で20年度を試算すると、必要額に2億8,516万5,000円不足となり、19年度末の財政調整基金を金額取り崩しても不足することとなりますので、改正し、市民に負担をしてもらうというふうに、私は理解をいたしました。納得はしておりません。いろいろと庁内で検討されましたことですが、収納率の91.5%、これを考えるべきであります。税金は100%納めるのが国民の義務と、私は教えられました。それを91.5%、収納率の計算の根拠をお尋ねいたします。これが1つ。

2つ目は、1年間で1回も病院にかからない人、何人、あるいは何世帯おられるか、お尋ねいたします。

3つ目、健康な方、健康家庭に何か優遇措置をされておりますか、質問いたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） おはようございます。

それでは1点目の収納率91.5%の根拠についてでございますけれども、菊池市も合併しまして3年を経過いたしました。国保税の各年度の収納率につきましては、平成17年度が91.37%、平成18年度が91.92%、平成19年度が91.12%でございます。3年間の単純平均の収納率は91.47%となっておりますので、収納率91.5%で算定したところでございます。

また2点目の、一度も病院に行かなかった人の数ということでございますが、一度も病院にかからなかった人の数については、把握できておりませんが、世帯の把握はできております。無受診世帯は230世帯でございます。これは全国保世帯の2.17%に当たります。

3点目の病院に行かなかった人に対する優遇措置ということでございますが、現在のところ行っておりません。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

14番（葛原勇次郎君） 17年、18年、19年の3年間の単純な平均を91.5%にしたというような答弁でございましたが、平均の0.03%のアップの収納

率で、市民に負担をかけることとなります。これでよいのでしょうか、というのが私の疑問でございますが、最初から未納分を引いて計算した金額を出すことは、私、どうも不思議でたまりません。8.5%の人は、最初から抜けているということになりはしないかと思えますし、これは収納、所得、これは納得いかないし、課題としていただきたいところでございますし、この計算方法でいけば、収納率がアップしたならばもうけになるのか、余剰金が出るようになります。これもひとつ考えていただいて、対処もずるい考えであると思えます。これは課題としていただきたいと思えますが。

次に、無診査世帯が230世帯あることは大変素晴らしいことでありますこと、また、2.17%の方々は宝物であります。ここで二、三箇条でお尋ねいたしますが、収納率アップはもちろんのこと、1つは健康な方への優遇はないとのことでありましたが、さらなる健康維持のためには、何らかの形で表彰の仕方はないものだろうかと思うことと、健康で完納された方々に、完納制度を作り還元することも大切と思えますが、そのようなことの考えはないか、お聞かせください。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 先ほどの91.5%の件でございますが。これは国保の当初予算の歳入の積算基礎でございますが、現実的に91.5%が3年間の平均値ですので、それを上回るには、本当は国保をする上でも必要ということでございますが、現実的にはそういう数値を上げて、やはり歳入見込みを上げなければならぬということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

また、収納率の向上に努力されているかということでございますが、1つはまじめに納入されている方が不公平感を被らないように、収納率向上については次のような対策を講じております。1つは、毎月「広報きくち」に各名目の納期限を掲載し、納期内納付を周知して、自主納税の啓発を行っております。また、納期内に完納ができない方には、督促状を発送いたしまして納付を促しておりますけれども、納付がいただけない場合については、催告書発送、臨戸、訪問等行い、直接本人さんと面会し、自主納税を促しております。それでも納付いただけない場合におきましては、財産の差し押さえ等を行っております。さらに高額・悪質な滞納者の方については、自動車のタイヤロックや搜索等を行い、差し押さえ財産を市独自の公売会やインターネット公売において換価し、滞納額に充当いたしております。

このような事務を効率的に遂行するために、平成20年度は機構改革によりまして、税務課内に収納対策室が新たに設置されたところでございますし、9名の

職員が、収納率向上のために努力をいたしているところであります。また本年度から、熊本県の職員を菊池市の職員として併任徴収辞令を交付いたしてありまして、滞納処分の強化を図っているところでございます。

次に2点目でございますが、病院に行かなかった人に対する表彰等の考えはないかということでございますが。個人に対する表彰はございませんけれども、無受診世帯につきましては、記念品を贈呈いたしております。

また、3点目の還付制度についてということでございますけれども、これにつきましては、平成10年の1月に横浜地方裁判所によりまして、神奈川県小田原市に対して、市独自の判断で納税組合に補助金を交付するのは法令に違反するとの違憲判決が出たところでございます。また、全国の各自治体において、公金の不当な支出ということで住民訴訟が起こされ、全国的に納税報奨金制度が廃止され、県内の各自治体におきましても、その時期に廃止あるいは廃止を含む検討が進められたところでございます。

本市におきましても、合併前の4市町村共に廃止をいたしております。このまま経過いたしまして、税の還付制度は現在のところ考えておりません。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

14番（葛原勇次郎君） 収納率は努力してくださいと、お願いをしておきたいと思っております。

私は病院にかからない健康な方、税金を完納された方々には、何らかの形で還元することは大切なことであろうと思っておりますし、検討されることを願っておきませんが、また「が」がつきますが、健康保険税の条例の改正の件は、基本使用者、完納者も、また一般市民の方々はどう思われているでしょうか。世の中ですから、もう仕方ないという方と、絶対と許さん、いろいろあると思っておりますが、今回の条例の改正案は、改正するにしましても市民への負担は避けてほしいし、避けるべきと私は思います。先日も3人の議員さん方々も言っておられましたが、一般会計で処理していただくことを強く要望いたします。

ここで重複なりますか、また議長から怒られるかなと思っておりますが、市長さんは一踏ん張りしていただきまして、水戸黄門さんの言葉は、よくご存じかと思っておりますけれども、「もういいでしょう」という言葉がありますが、そのような、もういいでしょうというような気持ちで、そして「税率の改正案の値上げという悪代官は、一般会計に入れてしまいなさい」というような気持ちになっていただければ、この案は一件落着と私は思うわけでございますが、いろいろあろうと思っておりますの

で、市長さんのお答えもお聞きしたいと思います。

市民負担か一般会計かになるのかと思いますが、市民負担となったならば、私は議員の真意を問われはしないかと思います。何があっても、今回は一般会計でということ強く求めるものであります。この案をお聞かせください。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 議員ご存じのとおり、国保会計は特別会計でございます。受益者といいますが、被保険者の市民の一部の方が対象者でございます。そういった関係で、特別会計という会計処理をいたしております。特別会計であれば、その特別会計内で歳入歳出を調達するというのが大原則でございます。そういった意味からしまして、一般財源から、一般会計からへの繰り入れというものは、やはり今までも最後の手段として、しているというようなことではないかというふうに思います。

基本的には特別会計の中で、やはり財政調整基金等を保有しながら、健全運営していくのが基本でございますので、そういった意味の、特別会計という意味からしまして、非常にこれは難しいところではございますけれども、そういった状況をご理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） ただいま総務部長がお答えいたしましたように、特別会計という、負担者と受益者というのが1つの特別会計の中にあるわけでありまして、他人の財布のほうからこちらに持ってくると、その財布は、やはり負担者がおられて、この基金がまた別に一般会計という形であった場合に、自分たちが受益者でないものになぜ持っていきの、といった疑問が出てくるのではないのかなということで、一般会計をお金がないから特別会計のほうに容易に繰り入れるということにつきましては、広く納税者の皆さん方のいわゆる理解、協力、そういったものがなければなりませんし、それを考えれば、このことについては議論がまたなされるのではないのかなと、このように思います。

「まだいいでしょう」ということでございましたが。

14番（葛原勇次郎君） 「もう」ですよ。

市長（福村三男君） 私には「まだいいでしょう」と聞こえましたけれども。

まだ、今しばらくの間、お待ちいただければと思います。

議長（北田 彰君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

14番(葛原勇次郎君) もう3回目が終わりましたので次に行きますが、もういいでしょうとまだいいでしょう、なるほど、さすが、黄門さんであるかなと思ったわけですが、可能な範囲内で改正するとの答えでございましたので、ですけれども、私たちは不可能でありますから、こういうようなことを申し上げたわけですが、森議員のほうからそのようなことをご指摘にありましたが、森議員は監査委員でもあられますので、監査委員の指摘でもあることを重く受け止めておいてほしいと思います。

次にまいります、答えはいりません。

次が放送についてと、各支所も本庁と同じ放送をすることはできないかと通告しておりますとおり、そのまんまの質問でございます。

本庁玄関前の入り口のところに設置してあるようなものの、テレビの放送のことでございますが、前語りといたしますならば、18年9月と思いますが、樋口議員が「もっと高度なインターネットでも録画でも放送等々」のことを質問されておりますので、今回は単純に3支所の議会放送と庁内放送等々を送ることができれば、わざわざ本庁に来なくても、近くで見聞きできるし、各支所も本庁と同じ一体感の雰囲気になるだろうし、市民サービスの面でも大切なことだろうと思うし、この件についてお考えを、お述べください。

議長(北田 彰君) 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長(緒方希八郎君) 各総合支所の議会中継等について視聴ができないかというところでございますが、放送設備を整備することにつきましては、当然市民サービスとして必要でありますし、また庁内放送につきましても、職員間の情報の一元化という意味からも必要性は認識いたしております。新市なりましても、そのような声がありましたので、導入について検討はいたしましたけれども、解決すべき課題も少々残っているということで、現在導入にまで至っていないというのが現状でございます。

以上でございます。

議長(北田 彰君) 葛原勇次郎君。

[登壇]

14番(葛原勇次郎君) それで2年前に樋口議員がされとって、全然、庁内でも検討されとらんじゃったわけですか。私は、もっと進んでいると思って。検討しておるといような言葉だけは欲しかったわけですが、検討もされとらんなら、これ、質問のしようもありませんし、これは困りましたが、これは、やばなし寝

なし、考えておりました言葉は何にも出ませんと言いたいところでございますけれども、本当に、ぜひ、このようなことはしていただかなくてはいけない問題だろうと思ひまして、大切なことであろうと思ひますので、考えておらんというのを考えろと言つても、何にもなりませんしですね。しかし、皆さんが不便に思われると思ひますよ。何かこう、差別みたいな感じになろうと思ひますからですね。しかしまた、そして職員の方々も、やっぱり大変だろうと思ひますし、一体感、何かこう差別されたような感じになると思ひますので、ぜひ、これは考えとらんなら、考えていただくように要望いたしまして、質問を終わります。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 先ほども新市になって検討はいたした経緯がございます。当然、樋口議員の一般質問の中でございましたので、検討はいたしてはおりますが、各総合支所の今後の利活用が決まりましたならば、当然、そのような議会、また庁内放送等も整備していかなければならないというふうに考えております。

また、職員の情報の一元化につきましては、現在職員1人1台のパソコンがございますので、リアルタイムにその情報の共有はできるということでございます。庁内放送自体は、そんな本庁においても、そんなに多くはあっておりません。ほとんど個人に対するパソコンで対応しているという状況でございます。庁内放送等にはどなたかが来客されたということで、玄関にお出迎えくださいとか、そういう全庁的にする分についてでございます。それぞれの総合支所で必要な分については、その総合支所で対応しているというふうに思ひますので、職員間については、情報の共有化はなされているというふうに理解しております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。

○
休憩 午前10時46分

開議 午後10時56分
○

議長（北田 彰君） 引き続き、会議を開きます。

次に、坂本昭信君。

[登壇]

11番（坂本昭信君） 8番目に申込んでおきました坂本でございます。私はこの企業誘致に対しましては、3回あたりぐらい質問していると思ひますので、また繰り返しになると思ひますけれども、よろしく願ひいたします。

5月の11日に熊日新聞の一面トップ記事で、「企業誘致、県税収に光」という見出しで、合志市、菊陽町にまたがるセミコンテクノパークの税収調査が123億円の累積効果が出ているという、大きな見出しで出ておりました。本市においては、企業誘致も点々で行われております。法人税、固定資産税等の税収の合計額、また旧4市町村の個別の額はどのようになっているか、わかっていたら教えていただきたいと思えます。

なお企画部長には、数字的な統計はゆっくりと答えていただきたいと思えます。
議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

企画部長（石原公久君） 旧市町村ごとの主な誘致企業、進出企業等の税収についてお答えをいたします。

19年度の賦課額でございますが、旧菊池市1億500万円、旧七城町2億2,900万円、旧旭志村2億3,700万円、旧泗水町4億4,400万円、合計10億1,500万円となっているところでございます。固定資産税と法人市民税の賦課額を申し上げます。

今の、ゆっくりでよろございますでしょうか。

11番（坂本昭信君） それで、よろございます。

議長（北田 彰君） 坂本昭信君。

[登壇]

11番（坂本昭信君） それでは再質問をいたします。

財政的にもその貢献が高く、どの自治体も企業誘致に関しましては、懸命に取り組んでおられます。蒲島知事は稼げる県づくりを強調されまして、4年間で1,000社の企業を訪問して100社を誘致するというマニフェストを掲げておられますが、県の工業団地候補になっている旭志・川辺の事業は、どのような計画の進捗状況かお尋ねいたします。

また、益城のくまもと臨空テクノパークの造成が完了し、分譲開始となるようでございますが、県の企業誘致課のパンフレットによりますと、分譲価格は坪5万円台の予定としてあります。現段階では状況等がわかっているならば、そのほうもお答えください。

昨今の自治体間の誘致競争といえますか、誘致合戦と申したほうが適当と思えますけれども、厳しくしのぎを削っている現状であります。執行部のほうが身に染みてそのことを感じておられることと思えます。私も企業誘致に関しまして、何回となく質問いたしました。川辺のほうは県の事業であり、市には蘇崎、田島があるから、市事業単独ではできないということでありました。19年第1回

定期議会で、坂井正次議員の質問の答弁で、当時の村山企画部長は、川辺地区は工業団地の有力な候補地の1つである。県が進める工業団地の候補地としてパンフレットにも記載され、県内外企業に広く紹介されている。本事業としては県の事業として進められているが、市としても最大限の努力をするとお答えがありました。その後、石原企画部長も同じ答弁をいただいております。また、今、10haの団地である田島工業団地等に匹敵するような、県内における既存の工業団地として造成が済み、いつでも立地できるような用地というのはこしかないということが、市長の答弁にもありました。でも企業が来ない、売れないでは、経済効果はありません。

先ほども申しましたように、臨空テクノパークも分譲開始になりました。今度は川辺の番です。執行部におかれましても、取り逃さないように目の色を変えて頑張ってください。また、地元の関係者と一緒になって、私も協力したいと思っております。

執行部の決意のほどを、お聞きいたしたいと思えます。

議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

企画部長（石原公久君） 川辺第二工業団地の経過と現況につきましては、後ほど市長のほうからお答えがございますので、私のほうからは臨空テクノ工業団地の現況について報告をさせていただきます。

議員ご発言のように、坪当たり5万円で分譲開始ということでございます。造成もほぼ完了いたしております。今、排水路の工事がなされております。県からの正式な誘致の発表はあっておりませんが、感触を得ているような状況ではなからうかというふうに思います。近々、発表があるのではないかなというふうに期待をいたしております。私ども、この臨空テクノ工業団地から比べますと、場所的、立地的には少し落ちるといような状況にございますが、空港にも国道325も隣接しておりますので、優位な地にございます。

売り出し価格は検討協議の結果、今のところの見込みにございますが、坪当たり4万円以下でないと太刀打ちできないといような状況で、今推移をいたしているところでございます。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） ただいま部長のほうから答弁申しあげましたが、これまで熊本県の工業団地として、新しく臨空工業団地として益城町、そして合志市地区にお

きます工業団地、さらに川辺地区ということで3団地の工業地が集約をされておったところであります。この中で特に新規工業団地の候補の中で、この川辺地区につきましては、昨年8月に企業誘致促進特別委員会及び執行部同行で、県の商工観光労働部長並びに企業立地課に早期の着手をお願いしました。また、12月には菊池市議会といたしまして、熊本県に対して早期着工の要望の提出が成されたところがございます。川辺地区関係者につきましても、11月に地権者の皆さんと話し合いを持ちまして、これまでの経過報告を行い、今後の協力などをお願いしたところがございます。これまでの地権者の方々の要望書や、市議会及び行政執行部の積極的な要望のかいもあったわけでありまして、この6月12日に開会予定でございます熊本県議会におきまして、川辺地区の予定地の環境アセスメントの予算が上程されることとなりました。この環境アセスメントは法に基づくものではございませんで、県の条例に基づくものでありまして、本来、込みで3年と言われておりますけれども、期間は、この県条例に基づきまして1年程度だということで伺っているところがございます。

今後とも県の企業立地課とまた常時連携を取りまして、市といたしまして、必要な予算については、議会に補正をお願いするなりしながら情報を共有して、地元地権者の皆さんと共に、千載一遇のチャンスが来ているということでございますので、議員の皆様方のご理解、ご協力を仰ぎながら、早期実現に向けて積極的に取り組んでまいりたいと、このように思います。

[「頑張ってください」の声あり]

議長(北田 彰君) 坂本昭信君。

[登壇]

11番(坂本昭信君) それでは再々質問をさせていただきます。

今、部長は、くまもと臨空テクノパークは5万円でいいけれども、川辺のほうは4万円ぐらいじゃないと対応できないということでございましたけれども、私は、金額はまだ言っていません。やるか、やらないか、目の色を変えてするか、せんかを聞きました。その答えがありませんでしたので、ぴしゃっとお答えください。

議長(北田 彰君) 企画部長、石原公久君。

[登壇]

企画部長(石原公久君) 今、市長のほうからお答えがございましたとおり、川辺第二工業団地の環境アセスの予算が、この県議会に上程されるという状況までまいりました。私どもといたしまして、この状況を踏まえて、地元関係者の方々と早急に話し合いを持ちまして、全力を挙げて取り組む姿勢でございますので、申

し添えておきます。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 坂本昭信君。

[登壇]

11番（坂本昭信君） これは問いではございませんので、次に移りたいと思いますけれども、私が思いますのに、やはり地権者の方々も非常に心待ちといいますか、ひょっとすれば、インサイダー取引みたいに買い占めが入る可能性もあるわけですよ、話を聞けば。その先立って手を打って、やりたいというような人も出てきはせんかなという意見も、地権者から聞きますので、その点は……

議長（北田 彰君） 本会の質問ではございませんので。

11番（坂本昭信君） もう答えは入りませんので、次に移りたいと思います。

次は、防災について質問いたします。

20年度から防災無線の整備が計画されていましたが、予算書では何も見当たらないんですが、その点はどうなっているんでしょうか。住民の安心・安全を守るためにも、防災無線による情報の提供は必要だと思います。19年の9月定例会で、七城町及び旭志の防災無線が設置から20年以上経過して、レンタル化するに伴い、20年度から26年度までに整備をする旨、総務部長から答弁をいただいております。また、聞き取りにくい世帯や、聞こえない世帯があれば、市役所に申請すれば、子機の貸し出しを行うと答えられましたが、今回で同じ質問は2回目でございます。ここには、各総合支所長さんもお見えでございます。特にその地域によっては、支所長も非常に詳しい面もあるかと思いますけれども、答えを求めたいと思いますが、通告していませんのでとどめますが、やはり行政も、ただ「します、行います」じゃなくて、区長さんあたりを通じて、聞こえないところが何軒ぐらいあるのかという、調査あたりはしてもらっても結構と思いますけれども、いっちょ、いっちょこっちから、「あれせい、これせい」、「はい、わかりました」で、とうとうせんなら、何回でもいっぱい仕事せにゃん。そういうことではいかんと思いますが。やはり住民サービスは、ただ、あごをたたくばかりがサービスじゃなかです、ほんの話。

広報は、その広報によって広報しました、回覧板でしました、いろいろありますよ。インターネットでしました、携帯メールでしました。そういうのは、何人見とるかが問題ですよ。問題はですね。そういうことで、やはり、するならすぐ、徹底して住民に意思が届くようなやり方でせんと、住民には何もわからんで、あんたたちは何しよつとなと、大概怒られにやいかん。

そんなことでございますので、やはりその点はどのように考えておられるか、

質問いたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 受信が厳しいところ、困難なところというのは、こういう広大な菊池市ですので、事実あるということでありまして、その周知につきましては、やはり一番は、本人さんあたりが、総合支所または本庁あたりに出向かれて、その状況をお伝えいただければ、対応するという形になるかと思えますし、その補足的な手段として、やはり広報とかいろんな形の情報を提供しながら、やはりそういう対応をする処理をしていくというのが、市としての対応ではないかというふうに思えます。できればそういう形で、いろんな会合の場等を含めて、区長会等もありますので、そういうのも含めて、やはりそういうものがあつた場合については、ぜひ、市のほうに出向いてもらって、その情報をいただければと。そうした場合には、すぐ対応をするというような、やはり住民との密接な連携を取るというのが重要ではないかというふうに思っております。

総合支所においても、そんな形でされていると思いますので、今後はより充実した対応をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 坂本昭信君。

[登壇]

11番（坂本昭信君） それでは、再質問をいたします。

住民の方にすれば、やっぱり出向くにも出向けない方もいらっしゃるし、老人で行けない方もあると思います。やはり行政サービスと、住民サービスということは、かゆいところに手が届かなくてもその近くあたりまでは、職員もかなりおるわけですから、やっぱりその調査ぐらいはですね。私もこの前一般質問したばかりですからそのくらいして、この次はするて言っとらんやったけん、今、しましたばってんがですね。そういうことはわかって言ってもらいたいと思いますよ。何でもそげんでしょうが。今あるばってんが、もう、当分すると、とうとう、どぎゃんなつたかわからん。聞いてみなわからん。そんなことじゃいかん。執行部は、議員がこうやってせつかく言いよつとだけん、そりゃあもう、ぴしゃっと調べてみて、そのあがりにはぴしゃっと答弁のできるようにしとかんとしやがにや。ただ、別で忙しあんならうばってんが。そんなこと、いかんと思います。それで、再度まあ、出向けばするならば、区長さんあたりに通告を出してもらって、「こうこうして、しますけん、調べて連絡してください」ぐらい、通知はしたっちゃいいと思いますばってんが。私はそこまでせんと、やはり徹底はせんとしますよ。

ということで、その点はどのように考えておられるか、お答え願います。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 区長さん等を通じて、そういう情報収集をやっていきたいというふうに思います。今までも、おそらくそういう区長さんとは綿密にしていますか、情報をいただきながら対応している部分があるというふうに思います。確認しながら、総合支所長あたりと連絡、調整しながら、対応してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 坂本昭信君。

[登壇]

11番（坂本昭信君） 最後でございますが、実は、私たちの旭志の部落にも、宝くじの助成で、子機を1軒1軒付けている場所もありますし、そういうところもございませぬ。しかしながら、やはり調べてみて何軒あるかわかりませぬけれども、子機が足るか足らないか。足らないときは、買ってでもするということですね。わかりました。それで、私はそういう半端、へびの生殺しじゃあまりせんばってんが、途中で切ると好かんけん、最後に聞きます。

その通知はいつ出して、いつまで決定してしなはる計画か、お尋ねいたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 期日いつまでということは、今、調整をせんとわかりませぬので、区長文書も、また、月に1回になっておりますので、その辺を含めて、総合支所長さんあたりと協議して対応してまいりたいということでございます。

よろしく申し上げます。

11番（坂本昭信君） どうも、ありがとうございました。

議長（北田 彰君） ここで昼食等のため、暫時休憩します。午後の会議は午後1時から開きます。



休憩 午前11時18分

開議 午後 1時00分



議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、栃原茂樹君。

[登壇]

20番（栃原茂樹君） 皆さん、こんにちは。議長のお許しがありましたので、通告書に従いまして、ただ今から一般質問をさせていただきます。

まず私は、下水道事業について、そして2番目が七城町温泉ドーム及び七城ふれあいプラザセンターについてという、2点について通告をいたしております。

まず1点目でございますが、このことにつきましては、12月に一応一般質問をいたしまして、執行部のほうから検討する旨の回答がっております。それで、その検討がどのようになされたか。そして、その結果はどうなっているかということについて、お尋ねをいたします。

議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

建設部長（岡崎俊裕君） お答えを申し上げます。

旧菊池市の公共下水道事業につきましては、昭和58年に供用開始をしております。下水道の区域外につきましては、昭和63年度より、浄化槽の個人設置型への補助事業に取り組み、その後、公共下水道との負担の公用性を考慮し、平成15年度より、市町村設置型の浄化槽整備に変更し、整備を進めてまいりました。合併に伴いまして、本年3月にまとめました菊池市下水道再構築業務の中におきまして、旧市町村境の隣接地区の一部の地域につきましては、集合処理区への接続、または処理施設の統廃合を含め、議論を重ねております。これらの対象地域につきましては、処理手法の変更も予想されますので、今後とも協議を重ねてまいりたいと考えております。また、既に浄化槽を設置されている世帯においては、集合処理区への接続をすることになりますと、新たな負担が発生することになりますので、関係地区の住民の意向についても把握し、早い時期に市としての方針を決め、市民の皆さんが等しく快適な生活環境で暮らしができますよう、努めてまいります。なお、旧菊池市の下水道及び浄化槽を含めた汚水処理人口普及率は、平成19年度末で約72%となっております。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 栃原茂樹君。

[登壇]

20番（栃原茂樹君） ただ今、お答えがございましたので、大体についてはわかりましたけれども、先ほど12月と申し上げましたが、あ、やっぱり12月でございます。

現在、考えてみますと、地方と都市の格差というものは、全国的にそういうことが言われております。菊池市の場合も考えてみますと、下水道につきましては、合併して私も初めて知りましたけれども、まさにその格差があるということを感じ

じております。そういうことをごさいますて、また現在、約25年ぐらいですかね、経っている菊池市の公共下水道でございますか。これにつきましても、今定例会で24億9,890万円の改築の委託契約が上程されております。片や、まだ全然未整備ということで、非常に私はこの件については、12月も申し上げましたけれども、責任を感じております。そういうことで、私は、やっぱり菊池市の地域格差をなくさなければならない。これは、まず行政の責務だと、1つ考えております。

それから、未実施地区の住民の方に、環境、衛生面からいっても、1日も早く快適な生活ができるように努力をしなければならないというのが1つでございます。

それから3つ目は、まず七城中央地区の特環では、現在の流入量から申し上げますと、人口数にして約1,000人ぐらいの余裕があるということも聞いております。ということは、この施設も、合併したわけでわけでございますから、有効にやっぱり使って、早く、それだけの能力がまだ余っているということですから、もう地域ということは何もございせんから、合併したわけですから、そういう点も考えて早急に有効利用の活用をしなければならないと。そうしますと、大体人間、人口で1,000人ということになりますと、それが全部工事をそちらのほうに直結しますと、年間1,200万ぐらいの管理料として使用料が入ってくると。今は、ただ眠っておるということです。それから、特に七城町との隣接ですね。大塚、長田、南古閑、北古閑、神来、村田の検討をして、それが大体可能であるか。そういうことを早く検討すべきだと。それから、北地区のほうに農集がございいます。ここもちょっと尋ねてみますと、今の流入から言えば、現在はあと1,000人ぐらいの余裕があるということです。そういうことを考えますと、まだ菊池市で未実施地区の遊蛇口ですかね。それから玉祥寺、それから袈裟尾、そういうところも地形的には自然的に地形が、七城のほうは末端は私の部落の高田にございいますから、自然流下ということでポンプアップもいらないと。場所によってはいるかと思えますけれども。そういうものを含めますと、2,000人ぐらいが可能だということにもなります。それと、また出田ですかね。それから広瀬ですか。それと木柑子もまだできていないと。そういうところについては、今の公共下水道に近いと、菊池市のですね。そういうことも併せて考え、まずその点から検討をすべきだと私は思うわけです。今までは、もう菊池市の場合は、できていないところは合併浄化槽でいきますよという説明を受けておりましたから、ああなるほど、費用対効果もそちらが安いということを知っておりましたので、そういうことで建設委員会も1番から入っておりますので、そういう説明を受けてお

りましたので、全く考えずに、ああ、そうかなということでおりましたけれども、実際、ずっと考えてみますと、こういうことが合併してから七城町のほうはそれだけ余裕があるというのが、私は私なりの調査でわかりましたので、それじゃあ、もったいない、今までやっている、その余裕があるのに有効に使うべきだと。それが合併の効果にもつながるんだというのが3つ目でございます。

それから4番目に、このような事業を早急に実施することが、低迷する建設業界の活性化にも私はつながると思うわけです。非常に最近では、いろいろ公共事業も少なくなっております。もう議会でも、中小企業の振興という条例も出してつくっておりますし、そういうことで、いろんな相乗効果がまた出てくるということも併せて、この下水道事業には早急に取り組むべきだと。ただ、いろいろ検討、検討、さすがに検討されておりますので、まだ部長は4月ですから沿革が把握しておられないところもあるかと思いますが、もう市長さんは前から知っておられるわけですから、そういうことをやっぱり前向きに、建設費用は、それは合併浄化槽よりも多少なり高いというのは私も承知しております。しかし、それは、建設においての1回きりでございます。後の維持管理とか、そういうことを全体的に長い目で考えれば、やっぱりそういうことをまず念頭を置いて、どう検討するかということ。ただ、どっちでしょうかというのを検討しよれば、もう何年ってかかります。もう、2年前からこのことを建設委員会で申し上げておりますし、一般質問でも申し上げてきたとおりでございます。しかし、今回は文教のほうに行きましたので、なかなか一般質問だけで行かなければならないというようなことで、本日質問をさせていただいておるわけでございます。こういう、考えてみますと、何か菊池市の場合は温泉の湯をどう処理するか、まあドロドロ、その迫間川も、私も元は水泳も川でやっておりましたけれども、やっぱり温泉ができて、そればかりじゃなくて、やっぱり下水処理ができていないということで泳ぎもできなくなったと。そういうことで、全体の環境もきれいにするというのが狙いでございますので、ただ、時間をかけて、何十年もかけてやればいいということではなくして、やっぱり環境の責任から言えば、上ができずに下だけできて何にもならないというのが、この下水道事業の一つの特徴がございますから、やっぱりまだ旭志もできていないだろうし、それから菊池市においても、隣接、七城の地区だけでなくして河原から四町分とか、いろいろな合併浄化槽では進められておりますが、昨年は1億4,000万の工事費で、3月の補正予算で7,400万からの事業費の減額がっております。そうしますと、120基の市町村型の合併浄化槽が60基しかできなかったという、非常ににぶい進捗でございます。

そうやっていきますと半分しかできない。平成30年度までといえ、20年

あります。半分しかできないなら40年かかります。今の高齢化は26%と聞きましたけれども、もう40年もすれば、この快適な暮らしをせずにお年寄りの方がこの世を去っていかねばならない。こういう事態も発生するわけです。

だから、これは1日も早く、やっぱり地域格差をなくするということで、これが豊かな水と緑、そして光あふれる田園文化の里づくりの第一歩だと、こういうことを考えておるわけでございますので、この件についてはどうお考えか、お尋ねをさせていただきます。

議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

建設部長（岡崎俊裕君） 再質問にお答えを申し上げたいと思います。

旧菊池市におきましては、先ほどもお答えしましたように、平成15年度から市町村型の浄化槽整備を進めておりまして、合併後も含めまして、現在までに269基が整備をしております。また、19年度におきましては、先ほど議員さんもおっしゃいましたように55基しか整備ができておりませんでして、現在324基ができております。個人設置型及び単独の浄化槽等も含めまして、現在、市全域で1,108基が実施をしておるところでございます。市全域では、合併浄化槽の整備が1,432基となっております。

12月の一般質問の中で、栃原議員さんから言われておりました七城町の特環については余裕があるんじゃないかということで、その当時800名ほどの余裕がっております。そこに隣接地域等について、また、北処理区のところについても行っておられます。南古閑、それは北古閑、あるいは、今おっしゃいましたように、遊蛇口、袈裟尾、玉祥寺といったところも含めたところで、七城でしております特環、農集あたりへのつなぎ込みについてはということでございました。先ほども、ご答弁申し上げましたけれども、集合処理区への接続、または処理が可能な地域については、見直しも含めて進めていきたいと。そのことについては、現在、協議を重ねているということでございます。なるべく早く、すべての市民の方々が快適な生活環境で暮らしていけますように、精いっぱい努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 栃原茂樹君。

[登壇]

20番（栃原茂樹君） 精いっぱい努力をしていくということでございますので、まあ、いろいろ検討するのも結構ですが、狙いを定めて、こういうことでやっぴいこうということを先に出したほうが後は進んでいくと思います。どっちがいいか

など考えよりもすと、時間はどんどん経ってきます。そうすると、非常に格差というのはいつまでもなくなるということがございます。それで、もう十分考えておられますので、どうこう言うわけではございませんが、やっぱり1日も早く快適な暮らしができるような、やっぱり文化生活ができる、菊池市のスローガンにあった事業を、まず下水道から始めていただきたいというような考えを持っておりますので、市長、今まで聞いておられましたら、市長からも直接一言だけご答弁をいただきたいと思っております。

お願いいたします。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） 下水道、すなわち生活環境の整備についてのお尋ねでございます。ただ今、部長の答弁で下水道の普及率が浄化槽を含めまして72%ということで、ご答弁を申し上げました。

合併して日が浅いということもございますが、それまでの段階におきます旧菊池の取り組み等につきましては、排水計画というものを立てて、これまでの下水道の施設整備では中山間地をたくさん抱えているということもありまして、そういった地区について、環境が敷設していくのには膨大なお金がかかるということもありまして、これについて、排水計画の中で、この浄化槽による水洗化を進めていこうということでやってきたわけでありまして、しかし、なかなか普及率が伴わないということもありまして、市町村設置型を平成15年から取り組んでまいりました。また、この合併によりまして、例えば、旭志村につきましても、一部におきましては農集を、計画をされておりましたけれども、これについては、やはり膨大なお金がかかる。そして、そのために、いわゆる後の経営、運営につきまして、個人の負担がやはり伴ってくるわけでありまして、そういったこともあわせて、これはやはり市町村設置型の戸別浄化槽によって対応したほうが、より1日も早く処理計画が整うということで、そちらのほうに見直しをしております。ただ今ご指摘のとおり、合併によって境界区域が変わって、特環なり農集なりといった、いわゆる公共下水道なりということについて、全体的なやはりこの見直しをかけながら、なるべく早い時期に環境の整備が整うように、しかも、受益者の負担というものが、一定の期間内に整備に応じて頂けるような中で、その後のランニングコストを負担できるかどうかといったことも、十分検証しながら進めさせていただきたいと、このように思います。

議長（北田 彰君） 栃原茂樹君。

[登壇]

20番（栃原茂樹君） 市長も前向きに考えておられますのでわかりますが、今までの考え方としては、私が聞いている範囲内では、やっぱりすべて今まで以外の分については市町村型でというような関連でずっとやってこられたらと思うと思います。しかし、合併して、今、私が前述したとおり、七城にもそういう、まだ余裕があるところもあるということで、急にぼっとまた方向転換をという頭がやっぱり、なかなか切り替えが難しいんじゃないかと思います。そういうことで、もう2年も経過過ぎたと。合併してから3年迎えておりますが、それまでは全く1番目はもう合併浄化槽と、市町村型でという方向は説明を受けております。

しかし、やっぱり、時代の流れもあるし、それから。

議長（北田 彰君） 栃原議員、次の質問に行ってください。3回過ぎました。

20番（栃原茂樹君） これは、3回目でしょ、まだ。

議長（北田 彰君） もう3回過ぎた。

20番（栃原茂樹君） 3回目ですよ。

議長（北田 彰君） いや、4回目。

20番（栃原茂樹君） 4回目ですか。3回だろ……した。ああ、そうですか。早く言ってもらおうとですね。私たちは、一生懸命ここで立って質問にやろうと思っておりますので、議長注意をしてください。注意は守りますから。

議長（北田 彰君） 気持ちはわかりますから、次の質問にいらしてください。

20番（栃原茂樹君） それでは、後でまたいろいろ申し上げることにいたしておきます。次は、七城温泉ドーム関係ですね。それから、七城ふれあいセンターについて。

七城温泉ドームにつきましては、これは3月に一般質問をいたしております。そこでもまた検討をするという、稲葉部長からの市長を代理としての考えをお聞きいたしておりますので、その結果がどういうふうになっているか。いろいろな案については、私ももらってございましたけれども、部落にも、区にも配布いたしておるということでございましたが、たまたま見ておりませんでしたので、そのどういう検討結果をなさって、現在、進められているかをお尋ねいたします。

それから、七城ふれあいセンターにつきましては、利用状況はどうなっているのか。条例を見ますと、条例では、使用料関係については、当分の間、旧七城区内の住民に限るとするような条例もございますので、そのあたりがどうなっているか、お答えを願いたいと思います。

議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

経済部長（後藤 定君） 七城温泉ドームの入場料につきましては、菊池市リバーサ

イドパーク条例によりまして、本年4月1日より七城在住の60歳以上の方も通常どおり300円の入場料でお願いしております。ただし、議員ご指摘のとおり、七城温泉ドームの当初の建設目的が住民福祉ということから、指定管理者でもあります有限会社七城町振興公社と協議を行い、優待証に替わるものとして月間フリーパス券が4月1日より発行されております。フリーパス券につきましては、何回利用しても月額4,000円の定額制でありまして、利用回数が増えるほど低単価となり、毎日利用していただきますと1回当たりの単価は130円と、優待者証の150円と比較いたしましても低額となるものでございます。また、従前の優待者証では七城住民の方のみを対象としておりましたが、今回のフリーパス券では、60歳以上すべての菊池市民を対象としておりまして、これまで以上の多くの方々へ起用できるものと考えております。

それから、各区へのお知らせということがございましたので申し上げますけれども、4月1日の広報文書と一緒に、七城地区の全世帯にお知らせという形でチラシを入れさせていただいております。その内容を若干申し上げますと、まず1つは、「優待者証の使用につきまして3月31日で終了といたします。皆様のご理解とご協力をいただきますよう、お願いいたします」というお知らせでございます。それから、もう1件が、ただ今申し上げました温泉入浴フリーパス券のご案内でございます。この中には、価格が4,000円、有効期限が発効日より30日、それから特典というのが、今まで会員特典があったそうでございますが、これは対象になりませんということで、利用回数に応じたところでの1回当たりの入浴の代金を示させていただいております。例えば、10回ですと、1回当たり400円になりますと。それから、ただ今申しましたように、毎日入りますと、30回とした場合、130円となりますというようなお知らせでございます。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

市民部長（村山 隆君） 七城ふれあいプラザの温泉利用状況ですけれども、本年度4月が3,052名、対前年比の同月比476名の増。5月は2,900人で、同じく422名の増となっております。七城ふれあいプラザにつきましては、利用状況等が上がっている状況でございます。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 栃原茂樹君。

[登壇]

20番（栃原茂樹君） いま一つ、お答えが、私が言ったのがしてありませんから、

それをお答えいただいてから、私は質問をいたします。

議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

状況だろ。

[登壇]

市民部長（村山 隆君） 温泉の利用状況？

20番（栃原茂樹君） 分からなければ、1回と数えずに議長お願いいたしますよ。

いいですか。そういうことで、私がまた発言しますから、いいですか。

議長（北田 彰君） ちょっと待ってください。

20番（栃原茂樹君） わかっていないようですから。

議長（北田 彰君） 答弁。

市民部長（村山 隆君） 温泉の利用状況ですけれども、4月と5月比較。それから平成18年と比べて増加しているということでお答えしたつもりですけれども。

20番（栃原茂樹君） それと、条例の当分の間というのが、ちょっと付け加えたですね。

市民部長（村山 隆君） 時間延長でしょうか。

20番（栃原茂樹君） いやいや、そういうことじゃありません。

議長（北田 彰君） 条例たい。当分の間と書いてある分。

20番（栃原茂樹君） 申し上げますと、「当分の間、別表における優待者証所持者とは、合併以前の七城町区域内に住所を有する者に限るものとする」という、今、私の手元で持っている条例にあります。だから、これは、どういう状態になっているかと、実際は。

議長（北田 彰君） 今の状況たい。

市民部長（村山 隆君） 今の状況につきましては、七城町旧の方と、それから七城町以外の方も一応利用されている状況でございます。

20番（栃原茂樹君） いや、料金がどう。

市民部長（村山 隆君） ちょっとすみません。

議長（北田 彰君） 暫時休憩します。

○
休憩 午後1時28分

開議 午後1時29分
○

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続いて、会議を開きます。

市民部長（村山 隆君） 失礼しました。

七城ふれあいプラザ条例の付則第3、優待者証につきましては、指定管理移行

後、平成18年9月から廃止となっております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 栃原茂樹君。

[登壇]

20番（栃原茂樹君） 1ヵ月温泉入浴フリーパスの件でございます。ここに頂いておりますので、10回行けば400円。15回行けば267円。60回行けば67円と、1回の計算はですね。こういうフリーパス券が発行されておるわけでございます。それで、この表では私は実際がどういう運用をされているかということが全くわからないわけです。例えば、4,000円のフリーパス券を購入して、10回しか行かなかった場合、多分、何回でも行くからこれを利用しようと思って購入はされるでしょう。しかし、購入した方が、自分の難で行かれなかった場合は、それは勝手、それは仕方ないというような考えでこれを発行されているのか。検討されましたけれども、これは非常に老人の方も、老人でもわかると、もう何回でん入れれば安くなるという計算と言うけど、私たちがそう毎日、毎日、1日2回も3回もお風呂には入りには行けませんと、仕事もあるしと。それから考えますと、26.5日、1ヵ月の間に入浴したときが150円ぐらいになります。それ以外はみんな高く。それと、10回行った場合は1回が400円ということになります。これは、こういう場合もあると思います。例えば、もう体がちょっと温泉には行かれないような状態になったと。買っていたけども10回しか行かなかったと。それと、もう途中で、こういう言葉を使うといけません、亡くなられたと。その場合、もうそのお金は前金で払っておられると思いますから、そういう処置は、もうどう考えておられるか。もう、買われたから、これは、商談は成立しているからというようなことで考えておられるのか。そのあたりを、どちらでも結構ですから、私は、やっぱり上限は条例に定める額を越えてはならない。その以内で、指定管理者と市が協議して金額は定めるというふうに、今の条例ではなっております。しかし、4,000円のを買って、10回しか行かなかった場合は、これは条例からすれば、1回が400円になったという件になりますので、そういうところは、どういう取り決めがなされているのか。それを知りたいわけです。ただ、フリーパス券だけはわかりますよ。それと、ただ検討された方が、たくさん入れれば安いですよというふうな考えでつくってあるなど。うちの老人の方もこれを見て、こぎゃんこつは、大体なんば検討したかわからんたいというようなことで、非常に不満を持っておられるわけです。だから、この1ヵ月温泉入浴フリーパス券の具体的な考え方。10回しか入らなかったときは、もうそれは4,000円で1回は400円になりますよということなのか。それとも、

ほかの考えを、そのときは、そのときの条例に違反しないように、上限を超えないように、何か考えておられるか。そういう点についてが1つ。

それから、先ほど、七城ふれあいプラザについては、この条例は平成18年9月1日から施行するという、ここに条例がございます。その中の条文に経過処置として、付則の中の3番に、先ほど申し上げたとおりでございます。2度は申し上げません。もう、いつもこういう条例は見ておられると思いますので。しかし、別表では何も書いてない。改正されたと言われますけど、ここにある、私の手元にある条例は、改正されたときの条例でございます。その写しです。だから、パソコンで云々ということになると、全く私たちもわかりません。現実、ここにあります。片一方の七城温泉ドームについては、平成20年3月31日をもって優待券については消滅するというような条例になっております。そちらのほうは。

だから、何かふれあいセンターと、それから温泉ドームと、整合性が何か取れていないと。ふれあいセンターのほうでは、町外が高くなっております。60歳以上、市内100円、市外200円。温泉ドームのほうは、市外も町内も同じでございます。だから本来は、申し上げますと、七城ふれあいプラザのほうは、七城の福祉温泉センターというのは東側にあるわけですね。だから、湯量が余っていたから北地区のほうにも、区長さんとか住民の方が南のほうに温泉ドームがあるから、こちらにもひとつそういうやつを、湯量も余っているから建設してくれというようなことで建てたわけですから、名称も違うわけですね。補助金も違うわけですね、七城ふれあいプラザと。一緒だったら、七城福祉センターでいいんですよ。やっぱり、そういうことがあるから安いのは結構ですが、やっぱり同じ一つの温泉を考えるならば、整合性をやっぱり持ってもらわんと。

そのことについて、2つの件について、2回目としてお尋ねをいたします。

議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

経済部長（後藤 定君） 再質問にお答えいたします。

議員ご指摘のようにフリーパス券につきましては、20回以下の方につきましては非常に高くなるといいますが、そういった形になっておりますので、20回以上をご利用になられる方はフリーパス券をお勧めしておると。それから、その以下の方につきましては、温泉ドームの会員になっていただきますと、1回200円の料金で入られますので、そちらのほうの会員の入会をお勧めしておるということでございます。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 早く、答弁してください。

暫時、休憩します。

○

休憩 午後 1 時 3 8 分

開議 午後 1 時 3 9 分

○

議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

市民部長（村山 隆君） 温泉ドームと七城ふれあいプラザの料金の整合性につきまして、今後の課題としてとらえまして、今後、検討していきたいと思えます。

20番（栃原茂樹君） もう一つ尋ねておるのは、これはもう間違いなら間違いでよかけんですね、この条例ですね。おあげいたしましょう。棒線引いとりますから、見てください。

議長（北田 彰君） 暫時、休憩します。

○

休憩 午後 1 時 4 0 分

開議 午後 1 時 5 5 分

○

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市民部長、村山隆君。

[登壇]

市民部長（村山 隆君） 大変失礼しました。

附則の経過措置関係等ですけども、条例改正時に、附則 3 の改正等が廃止するのが漏れていましたので、今後、条例改正等が必要となってくるものであります。本当に申し訳ございませんでした。

議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

経済部長（後藤 定君） 先ほど、温泉ドームのほうのドーム会員権につきましてが 200 円になりますということをおし上げましたが、これは会員権を買う枚数によって金額が違ってきますので、三セクのほうと十分聞き取りをいたしまして、後日、またお答えをさせていただければと思えますので、よろしくお願ひいたします。

議長（北田 彰君） 栃原茂樹君。

[登壇]

20番（栃原茂樹君） 大変、時間を取らせまして、申し訳ございません。

条例については、もう常日ごろ読んで、いろいろおられると思いましたが、
どういう意味だろうかということで、お尋ねしたわけでございます。

それから、会員権の件が出ました。それから、フリーパス券も出ました。だから、これは条例の中でぴしゃりと、19条で温泉ドームにつきましても、「利用料金の額は別に定める額を上限として、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする」ということがございますから、条例は、今のところ300円だということですね。もとは150円が300円になりましたから、だから、先ほど私がお尋ねしたのは、上限を300円だ、1回はと。しかし、4,000円のフリーパス券を買って10回しか入らなかった場合は、1回が400円になるんだと。商法としては成立いたしております、これは。しかし、やっぱり市が経営する個人的なお風呂じゃございませんから、そこを忘れてもらいますと、何もかもが狂ってきます。そういうことを頭に置いて、やっぱり考えていただかなければならないと。だから、指定管理者と市長が協議してということになっておりますから、我々がいつもそういうのを買っているならわかりますが、お年寄りの方が買って、何かわからんけんお尋ねしますと言われるわけですね。だから、実際の条例以外と、指定管理者と市長が協議して定めたならば、その内容については、フリーパスについても、会員権についても、やっぱり我々議員ぐらいには説明をいただいとかなど。全くわからないわけですね。それは、もう協議していいということに条例でなっておりますから、それは構いませんけれども、最終的に言えば、副市長と第三セクターの福村市長さんが最終的には2人で相談して決めるというのが法的な定まりですから。事務的なことは、職員がされるでしょうけれども。だから、契約もちゃんとそうなっておりますから。

だから、その点については議会のほうにも、実際、条例ではこうなっておりますが、その中で、指定管理者とこういう取り決めをやって、入場料については、しかしか、こうこう、なっておりますというような説明も、今後はほしいわけです。今後、そういう説明をされますか。お尋ねいたしておきます。

議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

経済部長（後藤 定君） ただ今の件につきましては、十分仰せのとおり、庁内の中でも、あるいは三セク等々の協議を深めてまいって、また議員の皆さんにも報告を申し上げたいと思います。大変、失礼申し上げます。

20番（栃原茂樹君） 以上で、私の質問を終わらせていただきます。

議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。

休憩 午後2時00分

開議 午後2時08分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、坂井正次君。

[登壇]

16番（坂井正次君） こんにちは。ちょっともめましたけれども、多分、私のはスムーズに行くと思います。

議会の委員会構成も変わりまして、心機一転、新しいポジションで頑張るわけでございますけれども、私はといいますと、いつも、菊池の将来に一番大切ということで、一般質問では毎回必ず企業誘致の件で質問をしまいいりましたけれども、今回、企業誘致促進特別委員会の委員長を仰せつかることができました。非常にうれしい反面、1年間は企業誘致の質問ができなくなるということを残念に思っているところでございます。

市長の報告で、川辺工業団地に光が見えてきたようでございます。優良企業の誘致を夢見つつ、質問に移らせていただきます。

まず、通告に従いまして、指定管理について質問をいたします。

公共事業の指定管理の公募ということで、結構答えは出ておりますけれども、七城町の第三セクターの関係者は、その指定管理の公募ということで非常事態に突入したような感じでございました。七城町には、第三セクターは、特産品センター「メロンドーム」、七城町振興公社、つまり温泉ドーム、それに七城町銘柄米センターの3つの第三セクターがございしますが、今まで地域として血税を投入し、地域の先輩の方々が立派に立ち上げられ、地域の特色を活かしながら運営をしてこられました。第三セクターが、民間の公募によって管理・経営をされるのなら大変なことだ。赤字になったら、すぐ民間の公募だ。まてよ、決算で高利益を上げたらうま味があるぞということで、多くの民間が手を挙げ、もっと大変かなと。それなら、うま味がないように、やっぱ赤字がよかばいと。いや、そればってん、何はともあれ、健全な経営・運営をしよう。赤字ば出さんごつ、出荷者、役員、取締役、職員も一丸となって、ともかく業績ば上げようと、福村市長はわかってくれなはると、いろんな声が飛び交っておりました。私も、公募について以前にも一般質問しましたが、地域一体となって業績を上げている第三セクターは、絶対に民間の公募はやるべきでないと声を挙げてまいりました。極端な話、公募によって民間の第三者が入って特産品センター等を経営をし、単純に決算で経常利益を上げるのは簡単なんです。人件費を減らし、経費を削減し、そして一番簡単

には、出荷者の農産物、特産品の手数料を上げさえすれば第三セクターの会社としては、利益は必ず出ます。利益は出ますが、しかし、そうすれば、反面、出荷する農家の方の出荷が減ってしまいます。現在は、長年築いた出荷者、職員、取締役、お互いの絶大なる信頼関係で運営されている第三セクターでございますが、経営、利益だけ追求すれば、信頼関係は崩れ、農産物、特産品、品物がそろわず、特産品センターとしては成り立ってはいけなくなると思います。答えは出ておりますけれども、しかし、そういった関係者の心情を理解され、福村市長が経済常任委員会で、また全員協議会の場でも、そしてまた、昨日の樋口議員の質問にも、第三セクターは公募による指定管理はしないと、今までの運営管理でいくと英断され名言されました。しっかり検討されてからの決断だったと思いますが、今後の第三セクターのためにも価値ある素晴らしい決断だったと思います。

この点につきまして、関係者の不安、心配を取り除くためにも、念には念を入れまして、いま一度、第三セクターは問題になるような赤字にならない限り、公募による指定管理ではなく、今までの運営管理でやっていくということで、よろしゅうございましょうか。市長にお伺いをいたします。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） 公の施設の管理、指定管理制度につきましては、来年の3月末を持って1回目の指定管理期間、3年の期限を迎えます。このため、本年がその準備期間として、準備を、事務を進めてきたところでございます。その中で、第三セクター施設の指定管理者につきましては、先の3月定例会の栃原議員の質問に対しまして、担当部長が答弁をいたしました。私がお答えできなかった部分を、議会の全員協議会で説明をしたもので、昨日の樋口議員の質問にもお答えしたとおりでございます。本来、公募による指定管理を行うのが、自治法上望ましいことではあります。第三セクターに出資をされておられる方々、あるいは、たくさんさんの農産物を出荷されている地域住民、あるいは加工に携わっておられる方々、そういった方々を含めた地域住民の皆様方の思いを考慮いたしますと、21年の4月以降も現状のまま引き継ぎ、公募制につきましては、さらなる検証を進めていきたいと、このように思います。

価値ある決断と評されましたけれども、そう決断をしたことがよかったと思われるように、今後とも第三セクターもしっかり頑張っていきたいなど、このように願っているところでございます。議員の皆様方にも、よろしくご指導のほど、お願い申し上げます。お答えにさせていただきます。

議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

16番(坂井正次君) どうも、ありがとうございました。

市長の素晴らしいご決断に対しまして、関係者、より一層の努力をし、地域振興のため、そしてまた、より一層の業績を上げるよう頑張っていただけのもっと信じております。ご決断に感謝したいと思います。

公募による指定管理につきまして、極端な話し合い、公募によって民間の第三者が入って、ちょっと間違いました。また、公募による指定管理の対象は、教育、文化、福祉、スポーツ、観光施設等、多岐に渡り、件数も大変多ございます。公募による指定管理は、管理費を軽減し経費の削減を目指したものだと思っておりますが、公募による指定管理を行った場合、どれくらいの経費節減を見込んでおられますか。1点質問いたします。

また、民間の公募による指定管理を行った場合、旧市町村にあります地域市民の憩いの場、集いの場、楽しみの場、まあ、体づくりの場といいますが、等を、NPO法人とか地域市民と全然違う方が管理運営をしたらどうなるのか。例えば、七城を例に取りますと、七城の総合グラウンド、総合体育館、サッカースタジアム、テニスコート等を、地域以外の団体、また人物が管理運営をした場合、そして、その団体がいろんな大会をしょっちゅう持ってきて行った場合、特に土曜日、日曜日にであります。本来の目的は、地域の住民の方々がいろんなスポーツ、イベント等に利用するようにつくってきた地域のグラウンド、体育館なのであります。その施設が、地域住民のために利用しにくくなったら、市民にとっては非常に不合理でございますし、不満が出ると思います。

これは、七城地区だけではなく、泗水、旭志、菊池でも同様ではないでしょうか。その点につきまして、市は今後どのように考えていかれるか、お伺いをいたします。

議長(北田 彰君) 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長(緒方希八郎君) 平成15年の地方自治法の改正によりまして、これまで直営、または管理委託しておりました公の施設について、民間事業所の有するノウハウを広く活用し、住民サービスの向上と行政コストの削減等を目的に指定管理者制度が導入されたところでございます。

この制度の主なものでございますが、管理の基準をあらかじめ条例で定めること。2つに、指定管理者の指定に際しては、議会の議決を得ること。3つに、指定管理者は毎年度終了後、事業報告書を提出すること。4点目、地方公共団体の指示に従わないときは、指定の取り消しを行うことができること。5点目、第1

回の指定管理者の選定は非公募で行いますけれども、第2回目以降は原則公募で行うこと。6点目、地域住民がもっぱら使用している施設や、地域住民が構成する団体が管理運営を受託している施設など、地域密着型施設については非公募とすること。7点目、導入までには、3年の経過措置が設けられていること、となっております。したがって、平成18年9月から指定管理者の対象となる150あまりの公の施設のうち、地区公民館や第三セクターなど74施設に非公募による指定管理者制度は導入し運用を行ってまいりました。昨年、4月からは、文化会館など4施設に対して、初めて公募による指定管理を行い、約2,500万円あまりの経費削減につながりました。

以上のことを踏まえ、いまだ指定管理されていない施設や、当初の指定から来年限を迎える23施設につきましては、原則公募による指定管理を行うことになっておりますけれども、先ほど市長が述べました第三セクターをはじめ、公募になじまない施設につきましては、地域住民の実情や、施設の成り立ち等を十分に考慮して取り組んでまいらなければならないというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

16番（坂井正次君） 今、総務部長の答弁がありましたけれども、地域密着型とか、いろんな考慮をされて、公募の指定管理に入るといいますので、十分ご検討されてお願いしたいと思います。

続きまして、企業誘致について質問をいたします。各工業団地の整備ということで質問いたします。

私は、一般質問で毎回必ず初めに企業誘致について質問をしてきました。それは、やはり、10年先の本市のことを考えるならば、くどいようですが、優良企業の誘致が一番だと思っているからであります。前議会の一般質問で、自主財源をいかに高めるかを質問いたしました。「ふるさと納税」とか答弁がありました。根幹となる自主財源は、大津町の、そしてまた菊陽町のごとく、優良企業の進出による税収増こそ、将来に向けた自主財源増なのであると思います。坂本議員の質問でもありましたけれども、同様な質問かもしれませんが、県の誘致企業がどのような税収波及効果をもたらしているのかを分析しております。セミコンテクノパークは、隣町の合志町、菊陽町にまたがる工業団地で、進出企業は東京エレクトロン、ソニーなどが操業しております。同パーク内には、正規、非正規、あわせて7,000人が働いていますが、結果、坂本議員と重複するかもしれませんが、取得税、法人税、個人県民税等を計算しますと、累計ですけれ

ども、123億の県税収入があったそうでございます。同様に推計しますと、同パークは近隣市町村に対し、主に菊陽町と合志町と思われますけれども、累計で183億円の税収をもたらしたということ。創業以来5年として、単年度で36億円の税収でございます。その分、自主財源増につながっているとのこと。我が菊池市の総税収が49億円ぐらいと思いますけれども、先ほど坂本議員の質問で答えられましたが、工業団地関係での本市の税収が10億1,500万というお答えでございました。しかし、セミコンテクノパークは36億円。いかに、優良企業の誘致が大事かという証しであります。

そこで質問ですけれども、もちろん、私たちの企業誘致も必要ですけれども、誘致活動も必要であります。各工業団地の整備も大変重要だと思います。各団地を企業の方が見に来られ、第一印象はとても大事だと思います。空港とか高速道路とかの距離はどうにもなりません。できることから条件整備をやっていく必要があると思います。

まず第一に、一番話が進まない、嫌われているといひますか、工場団地に田島の工業団地が挙げられますが、面積12.6haという広大な面積を持ち、高速道路、また3号線からも近い。にもかかわらず話が進まないのは、高圧線が通っているからと、よく耳にいたします。市として、のべ単価を安売り、値引きしてある。どれくらい安くなるか知りませんけれども、安売りするよりも、思い切ってネックになっている高圧線に移すか、地下ケーブルにでもしたらどうかと思いますけれども、市長はどのようにお考えでしょうか。

第2に、環境整備というか、その工場団地が荒れないように定期的に草刈りをし、そして団地の周りに環境緑化といひますか、木々を植え環境を整えていくことも大変大事になってくると思いますが、いかがでしょうか。

そして、また、3番目に、現在操業している県畜産流通センターが移転を含め、新增設を計画しております。市長も同センターの取締役として、センターを訪問され激励をされたとのこと。大変、有り難く思っているところでございます。しかし、そのときから話は進展をし、移設新設の土地を、問題の残地2カ所ありますけれども、残地の田島、蘇崎団地を視野に入れて計画しているとのこと。どちらに計画されても喜ばしい話であります。まして、今までの施設跡地を関連企業を誘致したいとのこと。本市は、有数の畜産地帯でもありますし、本市の畜産の発展のためにも、また税収増、新規雇用のためにも、同センターの取締役でもあられます福村市長に、今まで以上に一肌脱いでいただいて、用地が残っている両団地への企業誘致のためにも、田島工業団地と林原・蘇崎工業団地のアクセス道路の整備、また、同センターの移設新設がスムーズにできますように、条件整備

等を頑張っていたきたいと思いますが、市長の考えをお伺いいたします。

議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

企画部長（石原公久君） 田島工業団地の高圧線の移転につきましては、これまでの合併以前の旧泗水町で一度検討されたことがあると聞いております。そのときですが、移転するためには、1基だけでなく、数基の鉄塔に影響が及ぼしますので、数基の移動が必要となりますということでした。当時の鉄塔の移設で、1基あたり1億円程度の費用がかかるということでした。鉄塔下の地上権設定部分につきましては、建築等の制限はございますものの、緑地や駐車場には十分使用可能でございます。今後、立地予定の企業の要望がございましたら、鉄塔の移転等も含め、地域関係者と協議を進めてまいりたいと思います。

また、2点目の各工業団地の草刈りや植樹等の環境整備につきましては、議員仰せのとおり大切でございますので、現在は年2回の草刈りを実施いたしております。また、企業の現地調査等の緊急なときには、企画部職員で臨時に対応しているというような状況で、環境整備には努めているところでございます。

3点目の熊本畜産流通センターの拡張の件につきましては、昨年5月に企業誘致対策室が同センターを訪問いたしましたし、昨年10月には市長自らトップセールスで訪問され、情報の収集やお願いを行ってきたところです。現在は、新築、改築、移転等も含めて検討がなされているということ聞いております。今後とも、情報の収集に努めながら、相手企業のご要望にできるだけお答えしていけるように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[発言する者あり]

議長（北田 彰君） なら、後で。坂井正次君。

[登壇]

16番（坂井正次君） 菊池、福村市長は流通センターの株主であり、取締役でもあられます。そして、また、この県の畜産流通センターは、この1年が勝負でございます。そしてまた、大いに可能性はあると思いますけれども、その2カ所の残地跡に移設というのも十分考えられておりますので、ここは一つ、市長のお考えといたしますか、決意を聞きたいと思っておりますけれども、一言でよろしゅうございませうから、よろしくお伺いいたします。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） 菊池市は、産業構造上、この農業、そして工業、商業と、この3つの分類の中でも、特に農・商・工、非常にバランスよく経済活力がみなぎっているんじゃないかなと思います。

農業におきましては、この県下で八代市と1、2位を常に争っているトップグループにあるということでございます。また、これは工業につきましては、工業の生産高におきましては、全県におきまして5番目に位置付けておりますし、また、商品の販売高については4番目にあるということで、常にこの3つの産業構造の中で、5番の中には入っているということでもあります。農業につきましては、その約7割が畜産ということでございますので、畜産の占める割合が極めて高いということの中におきまして、地元には熊本県畜産流通センターという施設があることは、大変有り難いことでもあります。こういったことについて、今後の改築がなされるという話は聞いておまして、向こうに出向きもいたしましたし、また、こちらのほうにもお越しをいただきまして、どういった状況で支持するかということについては、注意深く見守っているところであります。また、これにつきましては、熊本県と同時に手をつなぎながら、一緒になって、何とか、この菊池の畜産流通センターが、臨時改築を模索されておったようでありますが、昨今になって、ちょうど、ちょっと手狭ではないのかといった、そういった話も出てまいっております。もし、移転でもされるようであれば、今ご指摘の七城の林原・蘇崎、あるいはまた田島の工業団地にぜひお願いしたい。その余裕のある面積を取ることによって、この第2次的な加工食品とかといった企業が立地できるチャンスになるのではないかなということで、願わくば、今の企業がそのまま創業し続けながら、新たな場所で新築をしていただき、そして完成後に移転、移築というのができればいいなとは思いますが、会社の経営状況を含めながら、県のほうの動向を私たちは見守り、そしてまたお願いをしていかなければならないと、このように思います。

何とか、ぜひひとつ、その機会を早めに取り組んでいただけるように、今後ともお願いをしてみたいと、このように思います。

議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

16番（坂井正次君） ありがとうございます。今日は、ほんとにうれしいことがいっぱいございまして、川辺の件、そしてまた流通センターの件に関しましても、市長の積極的な意見を聞きまして、ほんとに喜んでおるところでございます。今後におきましては、企業誘致促進特別委員会でどんどん論議をしながら進めていくように頑張っていきたいと思っております。どうぞ、よろしく願いいたします。

続きまして、広域消防について質問いたします。

これは、広域の中で議会がありますけれども、市民にとって、やはり生命、財産を守るということで質問させていただきたいと思います。

緊急時の通信指令システムについて質問をいたします。消防署の職員さんから何遍も指摘を受けていたんですけれども、救急車、消防車等出動をして、生命と財産を守る大切な役目が一刻一秒を争う大切な貴重な時間が、今の通信システムでは2分ないし3分遅れるというので、いざというとき、一刻を争うとき、市民の方も安心できない状態ではないでしょうか。今のシステムは、119番通報は、地域の消防署ごとに受け、署員は住宅地図を調べて現場に出動。携帯電話からの通報は、いったん北消防署で受け、担当署へ転送し出動すると。市民や署員から早期の導入を望む声が挙がっております。特に、菊池などの山間部は目印となる建物が少なく、住宅地図を使って署と出動車両が無線でやりとりしながら到着するので余計な時間がかかってしまうそうです。また、職員の他の消防署への移動などで、地元勘のない署員が通報を受けた場合、地名の聞き違いや伝達ミスによる誤出動も発生しているそうでございます。なるべく土地勘のある地元署員を配置してほしいとのことでございました。新システム導入で通信の指令室が一本化されますと、電話番号から発生場所を瞬時に割り出し、担当署の出動車両の末端に地図の指令内容を送信できるようになる。

このような同様の新システムを導入した山鹿署は、通報から出動までの時間が3分短縮できているということでございます。火災も人命救助も時間との戦いで、市民の命と財産を守るために、早期の新システム整備が必要だと思っておりますけれども、市としての考えをお伺いいたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 通信指令システムの導入につきましては、菊池広域連合において、昨年8月、菊池広域連合消防本部施設整備検討委員会が設置され、菊池広域連合におきまして、現在協議が進められております。近年、災害が複雑、多様化する傾向にありまして、また、急病人や交通事故などの救急出動も年々増えております。このような中、消防が抱えます課題として、高機能通信指令システムの早期導入の必要性が高まっております。例えば、出動依頼を消防署に電話連絡いたしますと、地図と検索装置と連動して、発信地点を瞬時に画面表示され、また車両搭載の運用端末装置に通信指令センターからの出動指令、内容表示、また車両動態登録、車両位置管理が可能になります。119番通報受信から災害現場出動までの時間を大幅に短縮し、確実な指令を出すことができるようになります。

す。

本市といたしましては、新耐震構造基準に合致している北消防署に設置した場合、構成しております市、町の経費負担も少なくなりますし、地域住民の理解が得られやすいなどの理由から、菊池広域連合に対し、早期に施設整備ができますよう、菊池市として強く要望してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

16番（坂井正次君） いろいろ問題もあると思いますけれども、他の市はほとんどこのシステムを導入しているということでございます。人口も、熊本でもかなり多い菊池広域消防でございます。早急なる新システムの導入をお願いしたいと思います。

続きまして、市民の健康増進について質問をいたします。

人間ドックの健診について。近年、高齢化の影響もあるかもしれませんが、医療費は増えるばかりで財政的にも相当負担になっている今日でございます。そんな中で、食育やスポーツ等で健康増進を図っておられる方も増えておられますが、人工透析等、かなりの医療費負担を必要といたします。予防医学と共に、人間ドックによる健診等、早期発見、早期治療による予防も非常に大切だと思います。そんな中、市は、これは市民の方から聞いたことでございますけれども、人間ドック助成を2万5,000円上限されました。日赤の1泊2日のドックは、今まで7割補助でございましたけれども、一律上限2万5,000円になりましたので、1万9,100円自己負担が増えたと言っておられました。また、70歳になったお年寄りの方が、「私たちは、人間ドックは受けられんごとなった。年を取ったら死ぬということだろうかね」とぼやいておられました。

早期発見、予防医学的に見て、人間ドック対策は必要だと思いますが、お伺いをいたします。

議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

市民部長（村山 隆君） 人間ドック健診につきましては、平成19年度までは国民健康保健加入者の30歳から69歳までの方に実施をしております。また、老人保健事業と健康づくり事業の中で、30歳、35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の方に総合検診として実施してまいりました。今回の医療制度改革による特定健康診査や、後期高齢者健診の創設、老人保健法の廃止に伴いまして事業の見直しを行ったところです。平成20年度の国民健康保健による人間ド

ック健診は30歳から69歳の方を対象に、費用額の7割、2万5,000円の補助を上限とし、より多くの方に受診いただけるように計画をしたものであります。前年度と比較して、日帰りドックにおきましては、ほとんど変化はございませんが、1泊2日のドックにおきましては個人負担額が増えております。ただ、検査項目としましては、日帰りドックで適当と思われまして、今年より始めました特定健康診査へ移行していくような形で推進をしているところです。なお、一律2万5,000円の費用負担額につきましては、菊池郡市で統一したものでございます。70歳以上の方につきましては、健康づくり事業の各種健診事業を受診していただくこととなります。各種健診事業は、生活習慣病健診、胃がん検診、大腸がん、便潜血検査、腹部超音波検査、乳がん検診、子宮がん検診、結核健診の7項目の健診を、同日、同会場で受診ができます。人間ドックとほぼ同様の検査内容を1日で受診できることになりまして、受付時間も設定ができますので、約2時間程度で終わることができます。また、費用の自己負担も健診費用の1割を基本と定めていますので、男性の方で2,500円、女性の方で3,400円で受診ができることとなります。70歳以上の方の人間ドック健診は実施をしませんけれども、健康診査を同じように受けることができますので、ぜひとも、ご理解のほどをよろしくお願いを申し上げます。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

16番（坂井正次君） 各種健診といたしますか、まとめてやれば男2,500円、女性3,400円、これ安いですね。70歳になったら、健診によるドック対策ということで行われているということ、結構知らない人が多いんじゃないでしょうか。恥ずかしい話ですけども、私も知りませんでした。こういう、非常に人間ドックの代わりにやる、この各種健診は、非常に大事なことだと思いますので、広報なり、区長さんの伝達等によって、周知徹底が必要だと思います。

その点につきまして、お伺いをいたします。

議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

市民部長（村山 隆君） 周知の方法等につきましては、市が実施しています出前講座、その他区長さんほか、各種団体等には周知をしていきたいと思っております。

よろしくお願いたします。

議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

16番（坂井正次君） 現時点で知らない方もおられますので、今後、なお一層の周知徹底をよろしくお願ひしたいと思います。

終わります。

議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。

○
休憩 午後2時49分

開議 午後2時58分
○

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、森清孝君。

[登壇]

3番（森 清孝君） 夕張市が財政再建団体入りしましてから、今月の6日で1年がたつそうであります。夕張に限らず、大阪府、北海道、熊本県まで財政再建の話題には事欠きません。そのような背景を念頭に置きながら、間口が広いわけではありますけれども、本市の財政についてお尋ねをいたします。

まず、市が発行しております、市の財政白書についてお尋ねをします。

1番目、財政健全化の取り組みの一つとして、19年度は委託料について検討したいということが記されておりますが、その経過と結果についていかがであったか、お尋ねをします。

2つ目、合併特例事業債は、市としての負担の少ない起債という思いがございます。その性質と本市発行の概況について、お尋ねをします。

3つ目、市の広報の予算決算は単年度のことで変化がわからないという市民の声も多くあります。それを補う意味で、決算カードの広報掲載を考えたらと思うが、いかがでしょうか、お尋ねをいたします。

4つ目、同じ白書の中で、市の抱える主な課題として、支出の増加を懸念する事項が列記されております。その中で、新庁舎建設、一般廃棄物最終処分場建設の2つは、財政計画の立てようがない状況にあると思っておりますが、いかがお考えかお尋ねをし、最初の質問といたします。

よろしくお願ひします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） まず1点目の委託料の検証の件についてでございますけれども、平成19年度に実施しました行政評価では、平成19年度の全会計の委託事業650本、額にいたしまして22億6,000万円のうち、建設工事の付帯

事業や、債務負担行為の設定されたものを除きます438本、11億9,000万円を評価対象といたしたところでございます。評価内容といたしましては、類似する委託事業の積算の統一。委託内容の精査、見直し、事務の効率化、経費の削減など取り入れて評価を行ったところでございます。評価結果といたしましては、1つ目に、同市の契約をまとめることによる事務の合理化が165本。2つ目に、内容や単価などの統一が211本。3つ目に廃止が10本。4つ目に50万円未満の随意契約の統合による競争入札への移行が198本となっております。以上の評価結果は、各所管課に対して改善提案として通知済みありまして、平成20年度より、各所管課で執行するよう調整されているところでございます。よりまして、平成20年度の委託事業が、所管課において、実際に契約された後でなければ、現時点で経費削減効果や事務の簡素化などの実績を検証することはできません。

そこで、すべての委託契約業務の終了を受けて、今年度中に委託事業の検証結果としてまとめていきたいというふうに考えております。

次に、2点目でございますけれども、合併特例債についてでございますが、合併特例債は、合併特例法に基づき、合併した市町村が行う市町村建設計画に基づく事業が対象となります。合併後の10年間で、借入可能な発行限度額は249億9,000万円となっております。合併特例債が充当できます事業内容といたしましては、道路整備、防災無線の整備、小中学校の耐震補強など、また、既存の公共施設等を廃止して行う統合施設の整備などが挙げられます。対象事業の95%が起債充当可能額であり、元利償還額の償還金の70%が後年度の交付税算定の基準財政事業額に算入されるシステムとなっております。

次に、3点目の決算カードの件についてでございますが、市民の皆様への決算額等の公表につきましては、広報に予算、並びに決算状況を掲載しております。また、本市では、地方自治法に基づき、財政状況の公表など情報開示に努めており、ホームページにも財政状況一覧や、市町村財政比較分析表として、経常収支比率、実質公債費比率などの各種決算数値や、類似団体との比較を公開しております。決算カードを広報に掲載いたしましても、財政用語が中心になっておりますので、市民の皆様にはかえってわかりにくいのではないかと考えられます。単年度のみでは変化がつかめないということですので、前年度と比較ができるような様式を考慮し、ホームページ上に掲載できるよう、工夫してまいりたいというふうに思っております。

なお、決算カードにつきましては、総務省のホームページ上でも閲覧ができるようになっておるところでございます。

最後に4点目でございますが、財政白書に記載されている主な課題でございますが、これは、今後、合併特例期間中に取り組みなければならない主な事業を掲載いたしております。いずれも、市にとりましては必要な事業ですので、財政健全化を図る上で、常に視野においておかなければならないものと考えております。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 森清孝君。

[登壇]

3番（森 清孝君） 特例債事業と決算カードのことについて、再質問をしたいと思います。

市民の中でも、起債については慎重論と積極論があることは事実であります。なかなかわかりづらい話でありますので、まちづくり交付金事業を例として、市の考え方を伺いたいと、このように思います。

決算カードにつきましては、おっしゃるとおりわかりづらい面はありますけれども、そういう判断を庁内ばかりでいたしますと、かえって問題がややこしくなる面もあるかと思えます。出してみても、その結果をという思いもあるわけですが、私思いますに、カードはその計算方式に数字を当て込んで、数字の羅列といいますか、指標が出るわけでありまして、これは難しいというよりも、むしろ面倒くさいといいますか、数式によって行えば誰でもできるという性質のものであろうというふうに思います。それよりも、いまだに私がおかしいなと思えますのは、現行の予算決算でわからない点と申しますと、積立金を支出扱いにして、起債を起こして借金をしますれば収入が増えるという仕組みのほうが、むしろわからないというふうな気がするわけであります。

おかしい話でございますけれども、要は、実態を平易に表す方法を、一つよく工夫してお願いしますよということでございます。

市として、どうお考えか、再質問をいたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 具体的に、まちづくり交付金事業を例にして申し上げますと、まちづくり交付金事業の対象事業費用を仮に3億円といたしますと、そのうち国庫支出金が40%で1億2,000万円。残り、1億8,000万円の95%が合併特例債の借入額となり、1億7,100万円。残りの900万円が一般財源ということになります。現在の金利、約1.5%、据え置き期間は3年間、残りの12年間で償還すると仮定した場合、元利償還金の総額は1億9,500万円となります。基準財政需要額への算入率は合併特例債が70%でございますので、

約1億3,650万円。臨時地方道整備事業債の場合は30%で、約5,850万円となりますので、算入額の差で比較しますと約7,800万円ということになります。申し上げましたように、通常の地方債と比較しましても、合併特例債は充当率も基準税政需要額への算入率も非常に有利になることが言えると思います。

次に、2点目でございますが、決算カードについてでございますが、先ほども申しましたとおり、予算決算状況等につきましては、広報、ホームページ等を通して周知を行っておりますけれども、ご指摘のとおり非常にわかりにくい点もあるようですので、今後は掲載の様式等について十分工夫をして掲載してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 森清孝君。

[登壇]

3番（森 清孝君） 次に、2番目の新しい公会計への取り組みということで、お尋ねをいたします。

今も少し触れましたけれども、自治体ではフローに比べストックがわかりづらいということから、数年前より、民間企業で言いますところのバランスシートづくりの機運が高まっていました。本市では、そのことに対する取り組みの経過及び作成の効果についていかがであったか、お尋ねをいたします。

2つ目に、新財政健全化法の下で、連結決算ということが言われておりますけれども、その対象となる会計は、本市においてはどうなりますか、お尋ねをいたします。また、それを作成することにより何が期待されますか、お尋ねをします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 行政におきますバランスシートとは、これまでに形成された道路、建物や土地などの資産と、その資産を形成するために要した負債や財源の関係を表したものでございます。総務省において、現行の決算統計データを基礎措置として用いて、平成12年及び平成13年度において統一的な様式が公表され、本市においても平成18年度の決算について基本方式にて作成いたしております。現在、総務省方式改定モデルが示されておりますので、改定モデルでの公表を前提に進めているところでございます。また、作成の効果といたしましては、売却可能資産、回収不能見込額等の把握も含め、市民の皆様への財政状況の開示、行財政運営への活用、資産・債務の適正な管理等が考えられます。また、連結決算につきまして、昨年6月に交付されました自治体財政健全化法によりまして、健全化判断比率について平成19年度決算から、監査員の審査及び議会へ

の報告、住民への公表が義務付けられたところであります。連結決算の対象といたしましては、一つに、連結実質赤字比率の算定におきましては、国保、介護、老人、簡水、下水道、上水道等の11の特別会計が含まれます。

2つに、実質公債費率につきましては、特別会計への繰り出し、及び一部事務組合等への負担金で地方債償還に与えられたものが対象となります。

3つに、将来負担比率につきましては、土地開発公社、広域連合、一部事務組合、第三セクター等に対する債務負担及び損失補償が対象となります。本市におけます早期健全化判断基準は、実質赤字比率12.88%、連結実質赤字比率17.88%、実質公債費比率25%、将来負担比率350%となっております。

連結決算により、会計間の動きや将来市が負うべき負担が明らかになり、健全財政への判断材料とすることができると言えます。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 森清孝君。

[登壇]

3番（森 清孝君） せんだって、日経新聞で宇城市の改定モデル財務報告書というのが紹介されておりました。また、NHKテレビの「クローズアップ現代」では、下水道事業の連結決算に悩む長洲町の模様が放映されておりました。いずれも、身近な市と町で、私も興味深く見たものでございます。

そこでお尋ねをします。報告書づくりに取り組む姿勢や方法は、宇城市と本市と比べてみていかがということでございます。実際、自らが財務諸表の内容を分析するのが特徴と言われておりますけれども、本市も取り組むとするならば、今後のスケジュールといたしますか、日程、そのことについてお尋ねをいたします。

長洲町におきましては、せんだっての熊日の社説にも書いてありましたように、基準が緩みまして再生団体に転落はなくなりましたがけれども、実態は変わりません。下水道大改修に取りかかる本市として、このことをどうとらえていますか、お尋ねをします。

以上、2回目の質問といたします。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 本市におきましては、バランスシート、ワーキンググループを立ち上げておまして、各会計ごとの作成と連結を前提に、総務省方式改定モデルでの作成を行うために、施設、建物や道路の評価等を含め、現在、固定資産税台帳等を基に、法務局へ土地についての照会を行っているところでございます。

それから、連結決算については、国において示された健全財政判断比率の算定について、本年5月に説明会が開催されたところでございまして、決算終了後に作業に取りかかりたいと考えております。

また、下水道改築事業は、生活に必要不可欠な事業でございますので、連結決算による赤字比率の算定については、初期投資等に対する国の判断を受けることとなります。健全化判断比率は、あくまで基準でありますので、連結決算になっても健全な財政運営となるよう、あらゆる角度から財政状況を把握していくことが重要であるというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 森清孝君。

[登壇]

3番（森 清孝君） 冒頭に言いました夕張市も、ある意味では、地元の産業振興ということではトップランナーの時期がございましたし、長洲町の町長さんもテレビの中で、下水道については先進地であったということで、あちこちに講演に回った経緯もあるというようなお話でございました。トップランナーが、いつしか時代が変わりますと大変な目に遭うというのは世の常ではありますけれども、そういうことを考えますと、自治体としても、なかなか2歩、3歩目の足が出ないということもわからないではありませんけれども、今の答弁、打ち合わせの段階からも、新しいその財務報告書をつくるに際しまして、なかなか歯切れが悪いといえますか、腰が重いというような印象を受けたものであります。

宇城市の担当者に尋ねてみますと、その報告書自体は80ページほどあるというようなお話でございます。できましたならば、一部くさいませんかというようなお願いをしたわけですが、各方面からそういう要望はあるけれども、まず一部については検討の段階といえますか、研究の段階でもありますので、できる段階になりましたならば、お分けしますというようなお話でございました。

市としましては、自らそういうものをつくりたいというようなお気持ちのようでございますので、そういう宇城市に限りませんけれども、先進地でいろんなモデル、臼杵市等もございますけれども、そういうのを参考にされるというようなことはありますか、お尋ねをします。

また、いろいろバランスシートのお話をしましても、立派な基準を、診断書をつくりましても、突き詰めますと、市民の一番の関心事は市の財政は大丈夫かというところに尽きるのではなからうかというふうに思います。財務報告書づくりのスピードアップということも併せまして、今の菊池市の財政状況を実際にどう見ておられるのか、最後に市長のお答えをお願いいたします。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） バランスシートと財務諸表につきましては、順次作成をしておりますが、その分析等につきましては、参考となるようなものについては、積極的に入手をしていきたいと、このように考えます。

バランスシートの作成におきますところの最大の目的といいたいまいしょうか、あるいは課題というものは、負債と資産の把握ということではないのではないのかなと思います。また、この負債と資産をどのように現在の状況から評価を正しく見るかということにもなるのかなと思います。そういった意味で、市民の皆様公表をして、適正を期するために、できる限り公表を広めながらスピードアップを図っていききたいと、このように思います。

現在の菊池市の借金などによって、よく市民の方々から200億円もあるとかといったお話があります。それで、赤字が何百億円だといった、公債の残高を指して、これは赤字だとかという評価をされます。そこで、私は申し上げたんですが、例えば、つまごめ荘が間もなく落成を迎えますが、つまごめ荘の借金があれば、これは赤字だと。しかし、建物、施設は、まだ竣工式も迎えてない、約20億円のお金をかけております。あるいは、北中学校にしても約29億円のお金をかけていると。あわせれば、大体50億円ぐらいの借金はしたけれども、資産がまだできたばかりだといったことからして、借金していることが赤字だという感覚に陥っているのが市民の方々の一部にはおられると思ひまして、こういったもので、今、菊池市が保有している資産というものについて、正しく評価することによって、この庁舎にいたしましても、いろんな道路にしましても、施設にいたしましても、評価することによって資産があると。それに対しての借金、いわゆる起債残がどれだけあるということを見ていく必要があるのではないかなと。そのために、資産については評価を正しく評価替えをするということもあるのかなと思いますし、また債務というものについては、含み損というものを含んで、実際は債務がある中に含み益があるかも、損があるかもしれないということもあろうかなと思います。いわゆる、このいろんな連結することによって、債務を保証している部分、あるいは、また今年度、その部分について負担をせざるを得ない部分などを、正しく評価をしてバランスシートをつくっていかねばならないと思います。

私は、そういった意味では、バランスシートをつくることは、市民の皆様方に一様の安心というものを与えるような内容結果が出てくるのではないのかなというふうには、予測をするところでございます。

また、本市の財政の状況につきましては、三位一体の改革によりまして厳しい状況下にはありますけれども、その実情に踏まえながら、行革を、行財政改革を推進しまして、財政調整基金や、庁舎の建設基金などの目的基金を含めまして、現在の平成19年度末の残高につきましては、基金残高は約72億円ということでございまして、着実に今財政基盤の安定化を図っておりますが、合併に伴う、先ほどご説明申し上げました合併特例債の算定替というのがございます。そういうことで、普通交付税も14億円程度、10年間経過しますと、今優遇されておりますけれども、平成27年度から5年間にわたって段階的に削減されるということでありまして。この特例措置もなくなりますので、期限切れとなるまでには、行財政改革をもっともっと進めてスリム化を図っていかねばならないと思います。自治体の破たんが大変懸念される中でございますけれども、財政の健全化、そして住民の皆様方のサービスを確保するために、さらにこれを進めてまいり。そのことが大変重要であると思っておりますし、バランスシートはそのための一里塚であろうとこのように思っておりますので、なるべく早く一つスピードアップして、市政の内容状況についてつまびらかにしたいと、このように思います。

3番（森 清孝君） どうも、ありがとうございました。

議長（北田 彰君） 以上で、本日の一般質問はこれで終わりたいと思います。明日も引き続き一般質問となっております。

本日は、これにて散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れでした。

散会 午後3時24分

平成20年第2回菊池市市議会定例会

議事日程 第4号

平成20年6月11日(水曜日)午前10時開議

第1 一般質問

○
本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○
出席議員(26名)

1番	東	裕人	君
2番	泉田	栄一朗	君
3番	森	清孝	君
4番	藤野	敏昭	君
5番	樋口	正博	君
6番	二ノ文	伸元	君
7番	中山	繁雄	君
8番	水上	博司	君
9番	三池	健治	君
10番	怒留湯	健蓉	さん
11番	坂本	昭信	君
12番	隈部	忠宗	君
13番	奈田	臣也	君
14番	葛原	勇次郎	君
15番	木下	雄二	君
16番	坂井	正次	君
17番	森	隆博	君
18番	山瀬	義也	君
19番	本田	憲一	君
20番	栃原	茂樹	君
21番	松本	登	君
22番	工藤	恭一	君

23番 境 和 則 君
24番 北 田 彰 君
25番 外 村 國 敏 君
27番 横 田 輝 雄 君

欠席議員（1名）

26番 徳 永 隆 義 君

説明のため出席した者

市 長	福 村 三 男 君
副 市 長	村 上 建 二 君
収 入 役	高 本 信 男 君
総 務 部 長	緒 方 希 八 郎 君
企 画 部 長	石 原 公 久 君
市 民 部 長	村 山 隆 君
経 済 部 長	後 藤 定 君
建 設 部 長	岡 崎 俊 裕 君
七城総合支所長	松 岡 敬 二 君
旭志総合支所長	中 村 榮 光 君
泗水総合支所長	上 林 正 章 君
企画部首席審議員	木 村 靖 弘 君
財 政 課 長	川 上 憲 誠 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	山 田 浩 文 君
教 育 長	田 中 忠 彦 君
教 育 次 長	山 口 正 司 君
農業委員会事務局長	五 島 千 秋 君
水 道 局 長	三 牧 茂 君
監査委員事務局長	大 塚 茂 幸 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	岩 木 精 四 郎 君
議 事 課 長	永 田 哲 士 君
総 務 審 議 員	高 田 早 苗 君

議 事 係 長

上 田 敏 雄 君

午前10時00分 開会

○
議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○
日程第1 一般質問

議長（北田 彰君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

はじめに、奈田臣也君。

[登壇]

13番（奈田臣也君） 皆さん、おはようございます。

今日、来ましたら冷やかされました。頭から湯気が出るということですので、私も心配をいたしまして、トイレに行きまして見ましたところ、湯気が上がっておりませんでしたので、まあ安心したところでございます。今日は1番ということで少し緊張いたしておりますが、よろしく願いをいたします。

それでは通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、私の第1の質問事項であります菊池市の観光客の動向について質問いたします。観光客の動向につきましては、大きく分けて2つ、日帰りのお客様と宿泊のお客様に分かれますが、ここでは宿泊のお客様の動向について、それも国内の宿泊者の皆さん、それから韓国からのお客様の動向について質問をいたします。

まず、菊池市の宿泊客の動向についてでありますけれども、菊池市で宿泊客が一番多かったのは、平成元年、44万数千人でございます。それが現在は、19年度ですが、22万6,000人となっております。何と、この18年間で21万5,000人も減っております。減少率は50%の記録となっております。まさに、菊池市の観光産業の危機でございますけれども、この21万5,000人も減りましたこの方々の地域、菊池市の経済に片寄る経済の貢献度ですけれども、1人当たり2万円というのは、少し額が多過ぎるかと思っておりますけれども、2万円ということで計算してみますと、菊池市が受ける損失額は43億円になります。誠に厳しい状況であります。

そこでお尋ねですが、このように菊池市の宿泊客が衰退した原因は何と考えておられるのか、その原因等について3点ぐらいにまとめて、お答えをいただきました

いと思います。

第2点目は、韓国からのお客様の動向についてですが、韓国からのお客様の動向につきましても、かなり前からおられたようでございますけれど、統計的には平成17年度から取られておりますので、17年度と現在と比較して見てみますけれども、平成17年度は2,743名だそうであります。それでは現在は10,166名。7,400名の増加となっております。何と2年間で2.3倍でございます。平成20年度は、聞きますと、もっともっと増えるということでございますので、私も期待しております。

それで改めて、この1万人達成したというような評価についてお伺いしたいと思いますし、また、その増加した原因ですね、対策等についても教えていただきたいと思っております。

以上が第1回目の質問でございます。

議長（北田 彰君） 経済部長、後藤 定君。

[登壇]

経済部長（後藤 定君） おはようございます。観光客の動向についてお答えします。

国内観光旅行の需要は、バブル経済期の1991年、平成3年をピークに、以降現在に至るまで全国的に低迷しております。また、熊本県観光動態調査によりますと、旅行の目的は観光・レジャーが7割を占めておりまして、その目的は温泉、旧跡巡り、買い物などでございまして、九州管内の観光客は温泉、名所巡りを楽しむ人が多くなっていると報告しています。

議員ご指摘のとおり、本市においては宿泊客が年々減少傾向にあることから、各種団体と連携しながら、菊池温泉のイメージアップに向けた取り組みを展開してきたところでございます。今後も引き続き、訪れたお客様を大切に、菊池の魅力を最大限に引き出すことができるように、関係各種団体と連携を図り、宿泊につながる商品開発を推進してまいりたいと考えております。

宿泊客減少の要因としましては、1つには、熊本県の統計からみても分かりますように、観光客の旅行形態が多様化し、団体主流から個人、グループ旅行へ移行したことがあります。宿泊客数がピーク的时候は宴会型で、団体客が主流でありましたが、現在は家族、夫婦、あるいは友人等であって、団体ではなく個人旅行、あるいは小グループ旅行が主流になっているのが現状であります。

2つ目に、このように個人旅行形態が変化したことによりまして、旅行回数の減に加えまして、宿泊数など比較的短期間の旅行が中心になっているようでございます。これは家族や友人とマイカー等で近場に出掛けるスタイルが変わったことが考えられます。

3つ目に、景気低迷が長引いていることも一つの要因であろうと考えております。

以上、お答えします。

議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

企画部長（石原公久君） 韓国からの観光宿泊客は平成12年に2,743名であったものが、18年には8,523名、19年には1万166名と増加をしてきております。韓国から九州への観光客は、地理的に近いことや、温泉または豊かな自然を求めて年々増加しておりまして、将来的に今後とも相当伸びるものと思われております。このことから、九州各地、全国も一緒でございますが、韓国からの観光客誘客のための取り組みに力を入れている状況でございますが、本市といたしましても、経済効果と併せて、国際交流の促進のためにも大きな効果があるものと考えております。

また、増加した要因につきましては、これまで実施してまいりました韓国内での国際観光展での菊池市のPRや誘客活動、韓国とのパイプを生かした観光関係機関や旅行者へのアピール、また、平成18年3月から実現いたしました短期ノービザなどが大きな要因かと認識いたしております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 奈田臣也君。

[登壇]

13番（奈田臣也君） どうも、ありがとうございました。

続きまして、第2の質問事項であります、菊池が実施しております観光客誘致対策事業の実態について質問いたします。

ここでも国内向けの誘致対策事業と韓国に対する誘致対策事業の2つに分けて、またそれをさらに分けまして、国内向けの対策につきましては商工観光課の事業につきまして、韓国向けの実態につきましては国際交流課の対策を通じて考えてみたいと思います。また、調査の基準は、お客様のところにこちらが直接出向いて頭を下げて宣伝活動するところの対面宣伝活動事業と、それと、言葉は過ぎるかと思いますが、単なる広告等による広告宣伝事業のこの2つに分けて、それぞれに使われた予算を明らかにすることによって、実態を把握していきたいと思います。まず、最初は商工観光課が実施しております観光客誘致対策事業の実態についてでございますけれども、商工課が実施している観光対策事業は、大体2つということでございます。1つは観光協会が、あと1つは観光客誘致対策協議会で実施されております。ここではまず、観光客誘致対策協議会の事業は、

いろいろ問題がございますので、これは後回しにいたしまして、観光協会の実施している事業につきまして質問をいたします。

まず、菊池市から観光協会に対する補助金は、およそ700万円が支出されております。また、その観光協会の運営費は、ほぼ1,100万円ですが、この1,100万円の予算がどれだけ観光客誘致対策事業の柱であります対面宣伝活動と広告事業に、この2つに使われたか、10年前と現在を比較してみたいと思いますが、広告宣伝費は10年前は321万円使われておりました、現在はそれが4万円ほど多く広告事業には使われております。正確に言いますと、10年前は320万円だったのですが、現在は325万円です。しかし、何回でも申しますように、観光客誘致対策事業の柱であります対面宣伝活動費は、10年前は236万円でありましたのが、現在は79万円まで大幅に減少しております。ただ、この、今私が申し上げました数字は3ヵ年間の平均でございますので、その点はお知らせをしておきます。先ほどいろいろ市当局から衰退の件で答弁がありました、それはそれと言いまして、私はもう少し深く突っ込んで考えますと、菊池市の観光事業が衰退した最も大きな要因は、ひとえに対面宣伝活動事業費が大幅に減少したことにあると考えております。そこで再度、視点を変えまして質問いたしますけれども、観光の対策の柱であります対面宣伝活動事業が、何故10年前の236万円から、現在の79万円と落ち込んだ原因は何であるか、市当局の見解をお聞かせください。

それから第2点目ですが、企画部国際交流課の韓国に対する誘致対策活動事業について質問をいたします。国際交流課では、韓国との観光親交を深めるため、市長自らが先頭に立って活動をされております。そこで、韓国に対する宣伝活動の実態を、合併後の3ヵ年間にわたって調査してみましたところ、市長が直々に韓国を訪問されたのは6回であります。これに同行されました人員は23名、なおまた、これに使われた旅費、事業費ではございません旅費、269万4,000円でございます。また、企画部国際交流課が訪韓した回数は12回であります。同行している人員は57名。この事業に使われた旅費ですが、796万円であります。今、申し上げましたとおり、菊池市はこの3ヵ年間の観光事業として韓国に費やしたものは、韓国に出向いた回数は18回、旅費に使った金額は1,060万円、派遣された人員は80名と大変な金額と労力を要しております。

そこで質問でありますけれども、韓国からが1万名達成したことは評価できますが、これだけの予算と労力を経た割には、いまいち少ないのではないかなというふうに私は思っておりますので、市当局の見解を求めます。

議長（北田 彰君） 経済部長、後藤 定君。

[登壇]

経済部長（後藤 定君） 観光客誘致対策の対面宣伝活動事業についてでございますが、以前の観光宣伝は市と観光協会委員 3 ～ 4 人の構成で、3 班に分かれまして、九州管内の旅行会社、交通機関、観光庁等を 2 泊 3 日ないし 3 泊 4 日で訪問し、菊池市の観光 P R を行っておりました。近年の宿泊者は福岡方面が大半を占めているため、福岡方面にターゲットを絞り、より効率的な観光宣伝を展開しているところでございます。昨年は県、市観光協会、福岡天神での観光 P R と物産展等のイベント開催、観光マーケットや商談会を行いまして観光客誘致に努めてまいりました。ご存じのように、高速道路など交通アクセスの整備が進みまして日帰りが可能となったことなどから、宣伝派遣費の支出が減少しているというところでございます。また、協会におきましても、観光の情報提供をインターネットにより発信され、消費者向けの販売が広がっております。また、独自のホームページで情報提供を行い、消費者に対し直接販売を行っているケースも多くなっています。観光協会としましても、インターネットや県内、県外、特に福岡方面でございますが、新聞広告での宣伝を行ってまいりましたので、広告宣伝費の支出が多くなっております。

先般の樋口議員のご質問にもお答えしましたが、人的宣伝も考慮しながら、関係団体と連携を取り、今後も観光 P R に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

企画部長（石原公久君） 企画部所管のことについてお答えをさせていただきます。

韓国からの誘客のために、予算と労力を要した割には満足する成果ではないのではということでございますが、先ほど議員が申されました事業費の中、旅費の中には、2 つの友好都市がございます。その友好都市との交流も含んでおりますし、またその友好都市との、中学生が毎年行っておりますが、その予算、中学生の引率旅費、それから市民による文化交流のための事業費も含んでおりますことをご理解いただきたいと思います。

こういった市民の方々が国際的な視野を広げるため、また人材育成的な事業につきましても、金銭では計り知れないものの効果もあると思われまます。また誘客活動に関しましては、確かに労力や事業費的にはかかりますが、現実に年間 1 万人を超える方が韓国から観光や研修、交流等で菊池に宿泊いただいているということは、その成果でもあると思えます。

今後とも誘客のために努力をしていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 奈田臣也君。

[登壇]

13番（奈田臣也君） ありがとうございます。

再質問に移りますが、その前に今の答弁について一言申し上げておきたいことがございますので。後藤部長、私が申し上げましたのは、対面的宣伝活動が320万から74万に減ったことをお尋ねしましたから、自分勝手な答弁はおよしになって、私の答弁に、聞きたいことを教えていただきたいと思います。それから、今また部長は言われましたけれども、私は先ほど言いました、部長。これは旅費ですよ。あその場所代、それから中学生が行った派遣費、そのようなことは事業には、これは入っておりません。そのような事業費を言うとまだまだ莫大な数字になると思いますけれども、しかし、私は、今回は旅費に限って質問をしておりますので、その辺は十分ご配慮いただきたいと思います。

再質問ですが、第1回の質問の中で国内における宣伝活動の実態と、韓国に対する宣伝活動について、私は私なりに明らかにしてきましたが、ここで、この中で問題として浮かび上がってまいりましたのは、対面宣伝活動事業における韓国と日本における予算の執行額の差でございます。

今、申しましたように、私が申し上げました中には、旅費だけですので、この中にブースと言いますか場所代、それがそのようにすれば莫大な金額になると思います。しかしながら、私がここで問題にしておりますのは、韓国に対する観光宣伝事業につきましてはそれなりの根拠もあり、成果も出ておりますので、一応、問題がないような気が一瞬はいたしますけれども、しかしそれでも、なお菊池市の宿泊客がこんなにも落ち込んでいるさなかに、いくら韓国からの観光客が増え、成果が上がっているとはいえ、足元の国内の厳しいとき、国内の宣伝活動の、今のことから言いますと増えておりますけれども、足元の国内の菊池の衰退がこのような厳しい状況の中において、韓国に対する宣伝事業がこうも頻繁に行われるということは、我々の市民の立場からいたしますと、あまりにも観光産業の育成について韓国一辺倒の宣伝事業に見えて仕方がない。これは、私たちのことからすれば非常に重要なことでございます。

そこで、再度質問ですが、なぜこのように菊池市が直面している問題を解決するために一番必要な対面的宣伝活動事業が、このようにおろそかになった原因は何か、再度、市当局の見解を求めます。

議長（北田 彰君） 経済部長、後藤 定君。

[登壇]

経済部長（後藤 定君） 再質問にお答えします。

宣伝隊派遣費の比較というご質問でございますが、国内への宣伝活動としましては、先ほどお答えしましたとおりでございますが、本市の観光客の大半を占める福岡市を中心に活動を行ったことから、宣伝隊の日帰りが可能になったといえますか、そういったことで宿泊料等がいらなくなりますので、そういった面で経費が減少したということでございます。

それから、韓国に対する宣伝費といたしまして、355万円を支出したとのご指摘でございますけれども、この中には友好都市であります清原郡、金堤市との友好都市協議や、市内の中学生の友好都市発見事業も含まれておりまして、すべてが宣伝費ではないこともご理解いただきたいと思います。韓国への宣伝活動の成果といたしましては、先ほども述べましたところでございますけれども、平成17年度と平成19年度の観光客数を比較しますと、3.7倍の伸びとなっております。まして十分な成果が得られているものと考えております。

議員から、観光振興の基本は、対面宣伝活動とのご意見をいただいておりますので、今後は宣伝隊派遣をより実のあるものとするため、関係機関と協議しながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 奈田臣也君。

[登壇]

13番（奈田臣也君） 今の答弁で、対面宣伝活動事業を、力を入れるということで伺いましたので期待をいたしております。

それから、今答弁ありましたように、日帰りの対面宣伝活動は、日帰りするからあまりいらぬというようなことでございますけれども、私が聞いた範囲では、そのような金額はごくわずかであると思っております。その辺はご理解をいただきたいと思っております。

それでは、第3の質問事項であります、菊池観光振興の対策の基本について申し上げます。素人の私ですから、独断、偏見があることもあるかと思っておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

私は、まず菊池市の観光産業が目指すべき方向でございますけれども、一昔か二昔かは、温泉地であれば、そこは自然と一大観光地が誕生していたように思いますけれども、現在は先ほど部長が言われましたように時代が変わっておりますので、そのようにはいかないようであります。しかしながら、観光事業の振興に、今、菊池が必要なものは、時代の流れをしっかりと見極め、その流れの中で進むべき道、方向を見極めることが、何より大事ではないかと思っております。私は、

観光事業をとりまく流れがどのように変わっているのか、これを私は私なりに考えてみました。これは、大きく分けて2つに分けることができると思います。1つは、韓国の観光事業の国際化が国レベルで推進されているということでございます。それから2つ目は観光客のニーズが大きく変化しているという事実であります。例えば、先ほど部長が申し上げられましたように、今までは団体客を中心とした宴会型の観光が主流でありましたけれども、現在は家族や女性、小集団といった観光に、観光の形態が多様化していることも事実であります。この大きな流れの国際の観光の変化につきましては、市長自らがトップセールスしておられますので問題はありませぬけれども、しかし、その国内の多様化する観光客のニーズの変化については、多くの関係者の方々も十分認識されているものと信じておりますものの、それでは、その流れに対応したところの、菊池観光の進むべき道、方向性について、しっかりと見極めることができているのかと言いますと、失礼ではございますけれども、まだまだというのが現在の菊池観光産業の実態ではないかというふうに思っております。

確かに時代は宴会型の万能時代から、家族や女性を対象にした観光客が変わっておりますけれども、しかし、私は、時代がどんなに変わろうと、観光の目的は楽しむことにあります。加藤登紀子の歌にもありますように、飲んで騒いで一夜を愉快地楽しく過ごすことが観光であります。私は、本当の観光の楽しみは、本当の観光の醍醐味は、団体で味わうもの、これが観光の根底と考えております。流れは多様化しておりますけれども、まだまだ団体で観光を楽しむ方はたくさんおられます。宴会型の観光事業を企画立案をし、お客様の満足のいくサービスを提供するならば、必ず団体のお客様は増えるはずでございます。また、これと併せまして菊池市民が忘れてはならないこと、大事なことは、菊池温泉が長年にわたって培ってきた伝統、歴史、あるいは立地条件というものを、再度、高く評価をし、これこそが菊池が誇る観光資源であると、もう一度、関係者一同が堅く自覚をすることができれば、おのずから菊池市の観光産業が目指す方向は見えてくるものと信じております。

そこで市当局に質問ですけれども、菊池市は例えば、阿蘇の黒川温泉、山鹿の平山温泉のような家族向け、女性向けの対象とした観光温泉地を目指すお考えなのか。それともツアーのお客様や企業、農協、あるいは消防団や老人会などの各種団体を対象にした健全なる宴会型の観光地を目指すお考えなのか、市当局の見解をお聞かせ下さい。

議長（北田 彰君） 経済部長、後藤 定君。

[登壇]

経済部長（後藤 定君） 1点目の観光の目指すべき方向性につきましては、社会情勢の変化により全国的に職場単位や会社関連関係先による団体旅行については、価値観の変化や企業の経費節減等によりまして、軒並み減少傾向にあると認識しております。家族あるいは友人、知人といった小グループによる個人旅行化が進行しているというところでございます。

このような状況下におきまして、いかに個人旅行、小グループの旅行者のニーズをとらえるかが重要でございまして、ニーズに対応していくためには、多種多様なメニューの開発が必要となってきます。

観光ルートとしましては、菊池市のみでなく、近隣市町村との連携による広域的な観光の広がりを持たせることはもちろんのこと、農業の盛んな土地柄を生かし、グリーンツーリズムや地域の人々がガイドやインストラクターとなって、自然、歴史、文化を生かした体験メニューの開発を進め、体験型観光による滞在時間の長期化を図りまして、宿泊につなげていくことが重要であると考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 奈田臣也君。

[登壇]

13番（奈田臣也君） あのですね、ここで1つお知らせと言いますか、したいのはよかですか。平成元年度の日帰りの客は200万人、現在は600人。それは宣伝活動も成果がありますけれども、私が言ったのは、そのような流れの中で、なぜ宿泊客が少なくなったのか、そこを問題点にしておりますので、どうかその辺はご理解いただきたいと思っております。

次に勝手なことですけれども、再質問しますけれども、菊池市の観光振興産業の原点は何かということでございますけれども、観光振興の原点は我が菊池市の先輩や先人たちが延々としてきた素晴らしい菊池温泉の歴史、観光、文化といった温泉文化を、掛け替えのない大事な観光資源として位置付け、これを守り育てることであると思っております。守り育てるとは、団体のお客様を対象にし、心のこもる健全な宴会型の企画、観光企画を立案し、お客様の満足に添えることであろうと思っております。

あと1つは、先ほど部長が言われましたように、国全体の人口の減少を含めまして、観光客の人口も当然減少することが予想されるわけでありまして。そういたしますと、今後ますます、お客様の争奪戦は厳しくなることが考えられます。そのような中で産地間競争を勝ち抜くためには、今までの反省の上に立って、倍するところの対面宣伝活動事業を注ぐことであろうと思っております。

まだ、このほかにもたくさんあると思っておりますけれども、私はまずこの2つを

基本の観光進展の原点に考えるならと思っておりますが、市当局が、菊池市の観光進展の原点は何であるとお考えですか。考えをお聞かせいただきたいと思っております。

議長（北田 彰君） 経済部長、後藤 定君。

[登壇]

経済部長（後藤 定君） 2点目の観光振興対策の原点につきましては、少子高齢化による人口が減っていく中で、交流人口を増やし、外貨を稼ぐ観光は本市にとって非常に重要な、すそ野の広い地域密着型の産業であろうと認識しております。さらに観光の中心は温泉街でございまして、その温泉街の活性化は宿泊客の増加なくしてはあり得ないと考えているところでございます。議員からは団体を対象とした宴会型が原点とのご意見でございますが、旅行者の様々なニーズに柔軟に対応できるホテル、旅館の受け皿も必要になろうかと思われまして、また、経営方針にもあろうかと思っております。

次に、対面宣伝活動事業でございますが、2010年の九州新幹線全線開通を目前に控え、中国地方や関西、あるいは近畿エリアなども視野に入れた宣伝活動が必要と考えております。宿泊につながる観光客誘致に向けまして、地元の観光関係者と行政が一体となり積極的に取り組んでいきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 奈田臣也君。

[登壇]

13番（奈田臣也君） どうも、部長、ありがとうございました。

では、再々質問に移ります。再々質問につきましては、今まで方向性、原点等々について質問しましたので、今度は観光振興計画書の作成について質問いたします。

再度、菊池市の観光客の動向についておさらいをいたしてみますと、観光客の動向ですけれども、熊本県は、平成元年は736万人から平成19年の671万8,000人と減少はしておりますけれども、この減少率は8.7%でございます。それから、山鹿温泉は驚くなかれ、元年は35万5,000人だったのが、現在は36万6,000人。1万1,000人増えております。103.1%の増加でございます。玉名市は、元年は13万5,000人でしたけれども、現在は10万9,000人ということで、2万6,000人は減っておりますけれども、それでも13%の減にとどまっております。これに対して菊池市の実態は、最初の質問で申し上げましたように、平成元年度の44万1,000人から19年度は22万6,000人と50%も減少しております。断トツに減少しております。菊池市の観

光産業が置かれている状況は、まさに危機的な状況、がけっぷちではないかという気がいたしております。先日、私は、ある方とお話しました。今度、一般質問するのに、崖っ縁という言葉を使おうと思っておりますけれども、過激な言葉ですかと言いましたところが、「それはそうですばい」と、そのようなお答えをいたしましたので、ここにあえて崖っ縁ということを言わせていただきました。

私は、今の菊池市の観光産業について最も重要なことは、もう一度観光の振興について徹底した議論と審議を重ね、関係者一同が共通の問題意識や努力目標を持つことであろうと思います。そのためには、観光振興基本計画の作成が非常に重要になってくると思いますので、その観光振興基本計画の作成について質問をいたします。菊池市は現在、観光についての振興計画書は企画部が作る菊池市総合計画書の中で作成しておりますが、商工観光課での独自の計画書は平成14年度に観光基本計画書が作成されて以来、作成されておられません。私は、菊池市総合計画書を作成するための基礎資料、あるいはこの総合計画の中で計画されております基本構想・基本計画を着実に実行達成するためにも、さらには民間の皆様方の知恵、民間の皆様方の努力を得るため、観光産業の基本理念や目標を徹底するためにも、そして関係者から提案された課題や問題点等を整理して、的確・適正な政策を着実にやっていくためには、この観光振興基本計画書を身近なものとして、商工観光課が作るべきだと信じております。

そこで質問でございますけれども、市当局はこの観光振興基本計画書の作成について、どのように考えておられるのか質問をいたします。

議長（北田 彰君） 経済部長、後藤 定君。

[登壇]

経済部長（後藤 定君） 菊池市観光振興計画につきましては、平成14年度に外部コンサルを導入し現況の整理から、観光等のニーズの把握、基本方針、基本構想についてとりまとめてありまして、それに基づいて温泉街、市民広場のリニューアル、サイン計画などを現在進めているところでございます。合併後は観光資本計画の策定は行っておられません、広域的な基本構想は菊池市総合計画に盛り込まれているところでございます。平成14年策定の観光基本計画につきましては、今なお継続中の事業もありますし、新市となりましても基本的な考えは継承できるものと考えております。今後は、より具体的な計画として、菊池市総合計画の基本計画に盛り込むべく、各観光関係団体及び民間施設等と連携したトータルな観光戦略のための事業メニューを創造していく段階にあると考えております。

以上のことなどから、観光振興計画の新規策定につきましては、社会情勢の変化等により現在作成しております市総合計画、あるいは観光基本計画の基本的な

考え方に大幅な変更が生じてまいるといえますか、必要となった場合に対応してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 奈田臣也君。

[登壇]

13番（奈田臣也君） 次の質問を伺いますけれども、私が観光振興計画書の基本について、魂を込めて申し上げましたけれども、私の魂が伝わっていないのは非常に残念でございます。基本計画書で総合計画が言われるならば、皆さん方に、関係者に全部配んになりますたい。あれは企画部が作ると、市が作るとですから、それを本当に観光業者、関係者が心を1つにするためには、周知徹底するためには、それについての再度のやつを作って全部せにゃ、とてもとても今のような状態ではできないと思います。

それでは、第4の質問事項、外郭団体に対する補助金の使途及び適正化について、質問をいたします。

まず、第1点目は補助金の使途について質問いたしますが、菊池市では外郭団体であります観光客誘致対策協議会を平成12年度に設立をされ、以来400万円以上の負担金を交付されております。この負担金の事業成果について過去3カ年間に調査してみますと、県内外に対するセールス宣伝活動事業といいますが、対面宣伝活動事業にはほとんど使われておりません。その代わり使われているのが、韓国で行われる国際観光展にかかわる事業に使われております。平成17年度は2回、釜山国際観光展、広東国際観光展ですかこれは、47万5,000円、18万3,000円、計168万5,000円。これは旅費ですね、これは旅費ですよ。平成18年度2回、ソウル国際観光展、釜山国際観光展、29万2,000円、35万7,000円、計164万9,000円。平成19年度、ソウル国際観光展、釜山国際観光展、6月は24万8,000円、9月は8万7,000円、計133万5,000円。合計の464万3,000円も使われております。この観光客誘致対策協議会の規約でございますけれども、対外的宣伝等の事業により菊池のイメージアップに努めると定めてあります。また、協議会は定期的開催し、意見等の交換を行うと定めてあります。

そこで、質問でございますけれども、この観光客誘致対策協議会での定期的開催される会議の中で、国内に対する宣伝活動事業はゼロにも等しいのに対し、韓国で行われている国際観光展に460万円にも及ぶ予算が執行されているこのことに対し、国内における対策は大丈夫かなどという問題提起の声もなく、この事業が3年間も同じように実施されてきたのか。このような規則や目的に、私

から言わせれば、違反するような予算の執行が平然と行われていることに対し、どのように考えを持っておられるのか、併せて伺います。

次に、観光客誘致対策協議会に対する負担金の適正化について質問いたします。この協議会に対する支出は負担金となっております。負担金の支出については、会計規則か何かは分かりませんが、この中で各種団体を地方公共団体が構成しているときは、その団体に必要な経費に充てるため、構成各団体が取り決めた費用を支出をしてもよいこととなっております。しかしながら、この公共の協議会の規則の中で、運営費は負担金をもって充てるとなっておりますけれども、この協議会の運営費は菊池市から支出される負担金のみで運営をされております。ほかの構成団体からは一銭の負担金もなく、100%市の全額負担で運営されているこのような協議会に負担金を支出することは、明らかに会計規則に違反しているのではないかと私は思っております。

そこで、市当局に質問ですが、このような負担金の支出に対し、市当局はどのように考えをもっておられるのか、質問をいたします。

議長（北田 彰君） 経済部長、後藤 定君

[登壇]

経済部長（後藤 定君） 菊池市観光客誘致対策協議会は、平成17年7月に観光客の思考の変化やニーズの多様化によりまして、観光客が減少する傾向にある中で、観光協会及び旅館組合、第三セクター、民間の観光施設など、13団体を構成委員としまして、各種事業を展開し観光客誘致を計ることを目的に事業に取り組んでおります。本協議会では3つの柱であります、イメージアップ戦略事業、パンフレット作成事業、観光客誘致対策宣伝事業を推進するため議論を重ねてきております。平成19年度観光客誘致対策宣伝事業の国内観光宣伝事業の主なものとして、4月に福岡菊池間高速バス運行PR、6月に熊本観光マーケット、7月に菊池アイスと観光物産展、また本年2月には菊池の観光と物産展を福岡市において開催いたしました。特に、福岡菊池間高速バス運行PR及び菊池の観光と物産展では、菊池一族武者姿でパンフレット等を配布しながら、特産品の販売等で菊池をアピールしてきたところでございます。国内向けの誘致活動といたしましては、少ない経費で最大限の効果をあげるよう各種関係団体と連携して取り組んでおります。いずれにいたしましても、観光の振興は行政のみでできるものではございませんので、各種関係団体等を網羅しております当協議会の果たす役割は大変重要なものであり、観光客誘致に貢献しているものと考えております。

次に2点目の同会に対する負担金の適正化についてお答えいたします。外郭団

体を組織した目的などは先に述べたところでございますが、その利点といたしましては、事業展開の機動性及び組織団体との連携による事業費の抑制などがございます。負担金につきましては、当協議会の事業が観光振興や国内外の観光客誘致事業の推進でありまして、会員のみが恩恵を受けるものではなく、不特定多数の対象とした観光行政の一環という観点から、一部参加者の自己負担をお願いしておりますものの、ほとんどが市の負担金により運営しております。ご指摘の負担金の適正化につきましては、財政担当課とも協議しておりますが、性質的には負担金より補助金としての支出が望ましいということでございますので、今後におきましてはそのように対応してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 奈田臣也君。

[登壇]

13番（奈田臣也君） 再質問に移りますが、ただ今、経済部長から答弁がありましたけれども、納得できないところもありますけれども、しかしながら、この協議会を今後ともこの姿で継続していくとは、私はとても無理なようでございます。しかしながら、このような組織は、今後とも菊池市の観光振興を進める上では、非常に重要な組織であります。何とかして、これに変わる新たな組織が生まれる、変わらせる必要があるというふうに、私は思っております。

さて、菊池市の観光産業が稼いでいる金額は、現在100億円でございます。宿泊関係が40億円、日帰り関係が60億円。しかしながら、菊池市の観光産業が持っている潜在的観光能力は過去の実績からいたしますと、140億円を稼ぎ出す力を所有していることは間違いないと確信をいたしております。さらに、この潜在的能力に新たな観光資源を開発していくなれば、150億円の観光産業への飛躍も決して夢物語ではないと思っております。菊池市の観光産業が、今一度大きく飛躍するためには、観光事業にかかわる組織や団体を中心に、観光に専門的な知識を有している人たちを加えた新たな組織、特別に審議会を早急に結成する時期が来ていると思っております。幸い、菊池市には目的税であります入湯税が毎年2千4～500万円入ってきます。その入湯税の全部をこれからできる審議会の運営費や対外的宣伝活動事業に充てるならば、必ず県下有数の温泉地になることは間違いなく、そのように考えております。もし、新たな組織、審議会が結成することができるならば、審議会の名称は、観光産業倍増200億円産業推進審議会、このようなものを作っていただけるならば、目指すべき方向も正確になり、大変有意義な審議会ができるものと信じております。

何とぞ、審議会の結成について、どのようにお考えなのか、最後は市長に答弁

をお願いいたします。いや、誰でもいいです。

議長（北田 彰君） 経済部長、後藤 定君。

時間がありませんので、簡潔をお願いいたします。

[登壇]

経済部長（後藤 定君） それでは、私のほうでお答えさせていただきます。

ただ今、ご提案いただきました新しい組織の結成ということでございますが、今後、協議会の中で問題提起しながら議論をしてみたいと考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 奈田臣也君。あと2分間でございます。

[登壇]

13番（奈田臣也君） あと1本ありましたけれども、これはまた、いつかに回したいと思います。これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。



休憩 午後11時01分

開議 午後11時09分



議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、隈部忠宗君。

[登壇]

12番（隈部忠宗君） 皆さん、こんにちは。

ただ今、奈田議員の気合いの入った質問にちょっと圧倒されておりますけれども、先般通告をいたしました2つの点について質問をしたいと思います。

第1番目に、本市の活性化につきまして、特に自然文化遺産をどう継承し、本市の活性化に活かされるのか、3つの点につきまして、菊池川の水源である菊池渓谷と菊池の歴史、3つ目に文教菊池の3点について質問いたします。

2つ目に、本市の農業の活性化につきまして、前回は燃料高騰、飼料高とかつてない農業危機にどう対応されるか伺いましたが、今回は戦後の農政の中で、農地改革に次ぐ改革と言われております品目的横断的経営安定対策や、農地・水・環境保全向上対策とが本格的にスタートしました、農業団体と行政が一体となって取り組んでおります菊池地域振興局の普及事業の成果と、今後の推進について質問をしたいと思います。本市の総合計画の中で、豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまちづくりの中で、豊かな自然環境や歴史を活かし、人の優しさで作り上げる、健康で活力あるまちづくりがうたわれております。その中で、菊池川の

水源であります菊池渓谷は、どのように管理され保存されているか、まずお伺いをいたします。

2番目に貴重な菊池の歴史を学び、後世に残し、伝えることは、私たちの責務であると思います。学び、残し、伝えるために、九州の中世歴史資料の収集に努めていただきたいと思います。現状をお伺いいたします。

3番目に、文教菊池という言葉を私たちはよく耳にしますし、また、よく言います。文教菊池とは一体何でしょうか。私なりに考えてみますと、南北朝から戦国時代の社会的な不安な時代に、菊池氏の支配下にあった菊池に、菊池万句等の連歌を吟じ、御松離子御能と共に文化的な武将達がいた。その後、菊池氏の滅亡の後には、家臣たちの末梢たちが隈府町の豪商となり、190年も続けられた嶋屋日記等が江戸時代を知る第一級の資料として残っている。そして江戸時代の初等教育機関であった寺子屋が林立し、中等教育を教えた私塾があり、多くの先人たちの偉大な業績が残っていたからだろうと思っております。このように文教菊池は一朝一夕に出来上がったものではありません。

3番目に、どのような古文書があり、どのように整理され、どのように活用されているかお伺いしたいと思います。

以上、第1回目の質問とさせていただきます。

議長（北田 彰君） 経済部長、後藤 定君。

[登壇]

経済部長（後藤 定君） 1点目の、菊池川水源の管理等についてお答えします。

菊池川の源を成す菊池渓谷は、森林と渓流が織り成す素晴らしい景勝地であり、現在年間35万人が訪れる本市のシンボルでございます。その管理運営につきましては、菊池渓谷を美しくする保護管理協議会が、毎年4月から11月までをシーズンオープンし、優れた景観の維持を目的に清掃業務と施設の整備を行い、行楽客に気持ちよく過ごしていただくため努力していただいております。また、行楽客が集中する夏季、紅葉時期には、最も収容台数が多い中央駐車場から菊池渓谷入り口まで、臨時シャトルバスの運行や、警備員を配置し交通事故防止や渋滞の緩和を計り、行楽客の安全確保に努められております。12月から3月までのオフシーズンにおきましては、熊本森林管理所と県の支援のもと、菊池渓谷内の森林保護、安全対策としまして落石防止、倒木撤去、遊歩道の補修等を行っておられます。また、菊池渓谷の管理運営を理解していただくために、菊池渓谷ホームページで渓谷の状況、紅葉情報及び清掃協力金の使途などを掲載し、情報公開も行われております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） 私のほうからは、菊池の歴史についてお答えしたいと思います。

ご承知のように菊池市は、中世における約500年間にわたり活躍した菊池一族の地として知られているところでございますが、中世のみならず、素晴らしい文化や遺産が先人によって残されております。このような郷土の歴史にかかわる各種の遺産は、国・県・市の指定文化財として、個人の方やまた地域の共有の宝として、大切に保存並びに保護継承が行われています。市の資料館であります、まちかど資料館におきましては、古墳時代から近代にかかわる各種の歴史資料を個人等の方々から寄託していただき、展示しておりますが、これは郷土の文化、遺産等を周知し、後世に継承するためのものでありまして、地域を含めました活性化につながっていると思っております。

また、当初、述べましたように、菊池市には菊池一族にかかわる史跡等の遺産も数多く点在しており、菊池市における中世の歴史が重要なものであることは、十分承知しているところでございます。菊池氏をはじめとして、九州における中世の歴史に関連した資料も多種多様なものがあるかと思っておりますが、中世の文書そのものが全国的にみて非常に少ないと考えられます。当時の有力者である地方支配武士や一部豪商が保有していることが多く、外部への流出がされていないことなども挙げられると思っております。中世の歴史をひもとく文書のほか、歴史書等の機関本などを含め、どのようなものがあるのか、十分な把握ができていない部分もございますので、関係資料の把握を行い、資料の収集ならびに調査に努めてまいりたいと思っております。また、中世以降の資料についても把握を行い、古里を後世に伝える文化遺産の継承につながるよう努めていきたいと思っております。

次に、文教菊池についてでございますが、文教菊池の古文書につきましては、市指定文化財になっておりますものが9件ございます。先ほど紹介のありました嶋屋日記をはじめ、深川河原手永手鏡及び菊池川全図など、どれも貴重なものでございます。市所有のものについては市で管理し整理を行っておりますが、個人で所有されているものについては、それぞれ大切に整理保管されていることと思っております。このほかにも指定ではございませんが、古い書き付けであります古文書と言われるものは、市民の皆様で保管されているものが、数多くあると存じます。市では、菊池の昔の生活や風俗などを知ることができる嶋屋日記を解読した書籍の発刊、また、菊池川全図については、資料館への複製品の展示を行うなどの活用を図っております。また、本年度は江戸時代から明治末期にいたるまで、菊池

の文教に尽くした渋江氏の功績がまとめられた肥後渋江氏伝家の文教を発刊し、文教菊池の再認識を図るため、現在その作業を進めているところでございます。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[登壇]

12番（隈部忠宗君） 再質問をいたします。

菊池水源の菊池渓谷は、菊池の宝であると思います。熊本自然休養林として、水量の豊富な滝、瀬、淵が連なり、神秘さえ漂わせる素晴らしい景観でございます。今、お聞きしますと、オフシーズンの12月から3月にかけては、地元の方々を中心に、非常にご苦労されて整備がされているようでございます。歩道には砂利が敷き詰められて、ご苦労をしのばせられました。

2010年には九州新幹線が全線開通をいたします。今、35万人の方が訪れているということでございますが、九州新幹線開通後は、なお一層お客が訪れることと思います。今後、どのように活用し、市の活性化に生かされる計画であるか、お伺いいたします。

文教菊池については、ただ今、渋江文庫も今年度の予算で解説本ができるということでございますけれども、このように貴重な資料を、今後どのようにして後世に伝え、残す考えであるか、お伺いをいたします。

議長（北田 彰君） 経済部長、後藤 定君。

[登壇]

経済部長（後藤 定君） 再質問にお答えいたします。

九州新幹線をどう生かすかというご質問でございます。開業いたしますと、博多から熊本まで35分、関西圏からは3時間程度で結ばれることにより、商圏の拡大や観光客をはじめとした交流人口の増加が期待されます。このような状況の中、平成17年度に新幹線熊本づくりプロジェクト菊池地域推進本部が設置されております。その取り組みとして、広域的な観光ルートの創設、菊池地域資源を活用した体験メニューの発掘などを行っております。本市におきましても、山鹿市、植木町、玉名市、菊池市商工会、観光協会、温泉観光旅館組合、国、県、市長で構成されました、菊池川温泉郷づくり協議会を設置しております。その中で、旅行代理店、広告業者、報道関係者を招待し、各地域の商品提供、観光地案内等の商談会で、観光ボランティアの案内による菊池渓谷散策とお菓子作り体験モニターツアーを実施して好評を得ております。

今後は、福岡、関西方面から、観光客をターゲットに、関係機関団体等と連携いたしまして、観光客の誘致と受け入れ態勢の整備を進めてまいりたいと考えて

おります。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） 文教菊池につきましては、先ほども述べましたとおり、書類につきましては資料の収集や把握を行い、収集ができましたものについては内容の解読を行い、資料的価値を見極め、郷土の歴史を垣間見る資料であれば、市民の皆様がご覧になっても分かりやすいものになるよう、新たな冊子として発刊を行うなど、後世に残せるための活用を図ってまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[登壇]

12番（隈部忠宗君） 事務局と打ち合わせの際に非常に残念だったことがございます。

私の希望は、九州の中世歴史資料館を作って欲しい、古文書館を作って欲しいという要望でしたけれども、まだ市庁舎あるいは総合支所の利用について具体的な方向が示されていないので、なかなか答えられないということでした。私は早くこういう歴史資料館、あるいは古文書館を作っていただいて、または総合支所の空いたところを利用して、早く立ち上げてほしいと思ったわけです。なぜなら、どこの市町村も、まちの活性化のために死に物狂いで活性化策を考えております。菊池こそ、九州の歴史資料館、菊池一族が栄華を極めた資料館を作ってほしいと思います。ただ、単なる正中とか純忠菊池一族でなくて、日本の歴史の中で、九州の歴史の中で、菊池一族がどういう生きざまをとってきたか、必ずしも栄華な24代ではなかったと思います。周囲を幕府の豪族に囲まれ、やはり死に物狂いで24代を生き抜いたものと思います。そういう生きざまを展示する資料館をぜひ作ってほしいと思っております。

再々質問に移ります。

私は、先日、観光ボランティアの岡本さんの案内で、菊池溪谷を散策いたしました。自然景観の優れた地理的条件のよい菊池溪谷一帯の国有林、1,180haが、熊本自然休養林に指定され、開放されているということを知りました。逢いぞめの滝、掛幕の滝など6カ所の滝、新四国八十八カ所巡りの地藏尊、水天宮の説明、また、一つ一つの草花や多種多様な樹木の説明、鳴く鳥やヤマメの生育等の説明を受け、菊池溪谷の魅力が2倍3倍になりました。こういう観光ボランティアの方々の現況と今後の取り組みについて、お伺いをしたいと思います。

2番目に、菊池にも歴史性のある市民の舞台劇が欲しいという気運がございます。先日、社団法人菊池教育会の総会で、そういう意見が出されました。ちょうどその時、その場に5月6日熊本城築城400年記念で講演がありました。西南戦争秘録、秘話舞台劇、医聖、医の聖人ですね。「医聖宗巴は立ち上がる」の菊池出身の脚本制作舞台監督の徳永さんという方も出席されて、「ぜひやりたいですね」というご意見でございました。市の活性化につながる遠野ファンタジーのような市民性、継続性のある舞台劇に育って欲しいと思いますが、行政としてどう支援する考えであるか、お伺いをしたいと思います。

議長（北田 彰君） 経済部長、後藤 定君。

[登壇]

経済部長（後藤 定君） 観光案内人の育成確保ということでございますけれども、議員さんも菊池観光案内人のメンバーといたしまして活動いただいております。ここで感謝申し上げたいと思っております。

菊池観光案内人は、菊池観光協会が平成13年度より研修や実習を行いまして、準備期間を経まして、平成14年度より活動を本格的にスタートしております。現在、案内人は13名で、菊池市隈府の史跡歴史探訪、オープンガーデンの案内、和菓子作りの体験、あるいは菊池溪谷の案内などをお客様と対話を交えながら案内を行っております。散策マップ等だけでは伝わらない地域の特色、伝統などを肌で感じることができ、対話をしながらガイドをされるので、お客様と案内人との距離が縮まり、お客様の評判は非常に良いと聞いております。

菊池溪谷の観光案内につきましては、現在研修を実施しておられますが、観光案内に加え、樹木の知識、草花の知識などが要求されるため、短期間での育成には厳しいものがありますが、さらなる人材の確保、育成に関係機関と連携しながら進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） 先ほどの中で、中世の資料館の建設のことが、少し要望がありましたけれども、新たに建てることについては、今は考えておりませんけれども、現在の施設の活用・充実を図りながら、まずは中世の歴史についての資料収集、解読等にしっかり努力してまいりたいと思っております。

次に、本市でも舞台劇など、市民の方々が、あるいは関係者が、芝居を市民活動として実施したいということについては、その熱意、あるいは活動を行うことについては、その経緯や活動を見守りながら、応援、または支援できる体制をし

っかり作っていきたいと思います。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[登壇]

12番（隈部忠宗君） よろしく願いをいたします。

次に、本市の農業の活性化について質問をいたします。

本市が、農業団体と行政一体となって進めております菊池地域振興局の普及事業の成果と、今後の推進について、お尋ねを申し上げます。

議長（北田 彰君） 経済部長、後藤 定君。

[登壇]

経済部長（後藤 定君） 普及事業の成果についてお答えいたします。

熊本県では、県の実施方針と地域農業振興アクションプランを基本とし、市、町、及びJAとの連携のもと、普及活動を展開されております。菊池地域振興局普及指導課では、平成17年から平成19年までの3カ年の普及活動の実施方針とし、意欲ある担い手の育成確保、高度な技術による個性ある産地育成、環境と調和した農業の推進、地域の合意形成等による農業の活性化を4本柱といたしまして、その実施方針に沿いながら、地域を限定し、緊急的、重点的に活動する重点普及課題とし、集落営農の推進、耕畜連携の推進、高品質園芸産地の育成とかんがい営農の確立、この3つの普及課題と、通常業務の中で広範囲に取り組む総合普及課題とし、優秀な担い手の育成確保、高度な技術による個性ある産地育成、環境に配慮した農業の推進、中山間地における地域活性化の推進、地域資源を活かした起業活動及び地産地消の推進の5つの普及課題を設定され、普及活動を進められたものであります。

ご質問の、本市における重点普及課題の取り組みの内容と成果につきましては、まず集落営農の推進では、平成19年産の米、麦、大豆から開始された品目横断的経営安定対策 現在の水田経営所得安定対策でございますが への迅速な対応が求められていた中、振興局、市、農業委員会及びJAと連携した担い手育成新プロジェクトを設置し、制度の概要や集落営農の必要性についての理解促進を図る支援が行われ、集落説明会は市及びJAを主体として推進を図ったところでございます。

また、集落営農組織設立につきましては、大きな課題であった経理の一元化に向けた取り組みを進めるため、集落営農経理システムが開発され、その研修会を進めながら、普及を図られたところでございます。平成19年度、本市におきましては、31組織の集落営農組織が設立されまして、製造、加入が行われており

ます。耕畜連携の推進では、単なる家畜排せつ物の処理ではなく、耕種農家に喜んで使ってもらえる良質堆肥生産技術の習得と品質の安定化が必要であり、耕種農家では肥料成分を分析し、肥料の効果を把握した適正施用技術の確立、栽培実証が必要なことから、堆肥の品質向上として、堆肥共励会や講習会等の実施や、堆肥生産マニュアルの作成配布により、堆肥づくりに対する認識が高まったことにより、堆肥共励会における完熟堆肥の出品割合の増がみられたものであります。また、ペレット堆肥の利用拡大といたしまして、専用機械の導入や、従来まで手散布による重労働が必要であった茶園において、展示圃の設置や、現地検討会が実施されております。その他、肥料としての堆肥利用拡大として、農地・水・環境保全向上対策における、減化学肥料に対応した栽培方法を、展示圃を設けながら、現地検討会や成績検討会が行われております。

高品質園芸産地の育成とかんがい営農の確立につきましては、県育成いちご、ひのしづくにＪＡいちご部会が従来のとよのかから本格的に移行されてきたことを背景に、夜冷短日処理による安定生産技術確立の取り組みが行われ、本市において、平成１９年度の単県補助事業によりＪＡ菊池いちご部会を事業主体としたいちご夜冷施設の導入を行い、花芽の早進化による年内終了及び反収向上を図りました。また、竜門ダムの水を活用しましたかんがい用水利用作物といたしまして、アスパラガスやネギの産地拡大、その他、オクラ、ナス、フキ、スナップエンドウ等も新規導入品目の定着のため、展示圃を設け、講習会、現地検討会の実施による技術実証や防除基準等の作成が行われております。

本市におきましては、平成１８年度の単県補助事業により、ＪＡ菊池フキ部会を事業主体としたフキ苗の導入、試験圃の設置、苗堀取り機の導入を行い、次年度栽培開始に向けた種根増殖への取り組みを行い、産地形成を図りました。このような振興局普及指導課による技術的、専門的な普及活動と連携を密にしながら、本市農業の振興を関係機関と連携し、進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[登壇]

12番（隈部忠宗君） 再質問をいたします。

本市は畜産の比重は非常に高い市でありますけれども、農業の活性化につきましては、耕畜連携等、均衡ある農業の推進が望ましいと思います。また、竜門ダムの水を活用した高度な技術による個性ある産地形成も必要ではないかと思っております。そして、環境と調和した農業の推進が必要であると思っておりますけれども、普及事業の平成２０年度の計画はどのような取り組みになっているか、お尋ねを

申し上げたいと思います。

議長（北田 彰君） 経済部長、後藤 定君。

[登壇]

経済部長（後藤 定君） 今後の普及活動についてお答えいたします。

菊池地域振興局普及指導課の平成20年度以降の普及活動の取り組みにつきましては、平成20年度から3年後の平成22年度を目標年度といたしまして、これまでの実施方針と通常業務の中で、広範囲に取り組む総合普及課題は引き継ぎながら計画的な活動を行い、地域を限定して緊急的・重点的に活動する重点普及課題を飼料の自給率向上による畜産農家の経営安定、地域資源を活かした成分調整ペレット堆肥の安定生産と利活用の推進、かんがい用水の利活用と新たな園芸産地の育成、この3課題を設定しまして普及活動を進めることとされております。

飼料の自給率向上による畜産農家の経営安定につきましては、畜産物販売価格の低迷や、飼料及び原油価格の高騰による生産費が上昇しておりまして、経営を圧迫する状況となっていることから、畜産農家へのアンケートでは、飼料価格高騰の対応は、自給飼料生産拡大を希望する農家が相当数であること、県においても飼料自給率向上を目指していること、消費者への安全・安心な畜産物の供給をさらに進めるため、国産飼料の利用推進を図る必要があることなどから、水田での粗飼料生産の推進と、未利用地等の利活用推進による自給飼料生産拡大、市内TMRセンターを活用した飼料供給体制の推進と、コントラ組織による飼料生産、受託体制の推進のほか、放牧の推進や、食品残渣を利用した食品循環飼料資源、飼料の利活用の推進のための講習会、現地検討会等計画されております。

地域資源を活かした成分調整ペレット堆肥の安定生産と利活用の推進につきましては、家畜排せつ物を資源化し、耕畜連携して環境に配慮した堆肥利活用体系の確立が課題となっていること、成分調整ペレット堆肥が開発され、肥料として堆肥の利用方法が確立されつつあること、またその施設が振興局管内で指導したこと、さらにその堆肥を利用して生産された農産物を他産地と差別化、ブランド化し、生産者の所得を安定させることが求められていることなどから、ペレット堆肥の安定生産技術指導、利用率が確立した品目における普及拡大の支援と利用のシステム化、利用品目拡大のための技術確立などの具体的な内容について展示圃設置、調査指導及び現地検討会等を実施し、さらに流通の推進のための調査指導、講習会、現地検討会等についても計画されております。

かんがい用水の利活用と新たな園芸産地の育成につきましては、ダムの水を活用した営農推進は菊池地域振興局管内の重要課題であり、新たな園芸産地育成への期待と緊急性が高まっていることなどから、新規落葉果樹産地の育成、土地利

用型路地野菜の導入推進、盛夏期の新規野菜品目の導入推進、夏季新品目の導入推進のための品目検討会、展示圃の設置、栽培講習会及び現地検討会等も計画されております。本市におきましては、放牧の推進、新規落葉果樹産地の育成への活動については、市単独事業といたしましても普及指導課と連携し取り組みを進めております。

今後、このような普及活動が展開されてまいりますので、市といたしましても積極的に振興局普及指導課と連携、また、普及活動への協力を行いながら、本市の農業振興を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[登壇]

12番（隈部忠宗君） ただ今、20年度の普及事業の事業計画が説明をされましたけれども、ぜひ積極的に振興局指導課と連携を取りながら、本市の農業の振興を図ってほしいと思います。非常に農業情勢は厳しいものがありますが、行政、農業団体、農家が一体となって、お互いに知恵を出し合いながらこの難局を切り抜けなければならないと思います。

以上で、私の質問は終わります。

議長（北田 彰君） ここで、昼食等のため暫時休憩します。

午後1時から全員協議会を開催しますので、会議室にお集まりいただきたいと思っております。

○
休憩 午前11時47分

開議 午後 1時49分

議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、木下雄二君。

[登壇]

15番（木下雄二君） 皆さん、こんにちは。全協が入りましたので、非常に時間が経過してしまいました。それでは通告をしておきました順に従いまして、質問させていただきます。

まず、水迫地区の活性化策、環境保全協力金の現況と使途目的についてお尋ねをいたします。皆様もご存じのように昭和56年、旧菊池市の柏地区に産業廃棄物の最終処分場が創業して以来、度重なる処分場の拡張増設、特に熔融キルン焼却炉の設置に対しましては、市民約1万6,500名が行政訴訟を熊本地裁に提訴

し、市民による大規模な反対運動が展開されてきましたが、平成10年11月には県が立会人となって会社と菊池市の間で環境保全協定が締結されました。しかし、その後も処分場の拡張計画等をめぐって市民の理解が得られず、会社、菊池市、県による長い協議が続いてきました。そのような中、平成16年1月から本市での埋め立て処分を一日でも早く終わってもらうために、地元水迫地区の区長会の方々の断腸の思いの決断によって、県、会社、市そして区長会の代表者を含めた4者協議や環境保全協議会での問題解決に向けて協議が始まったのであります。その後、市としても平成18年8月、県を加えた環境保全協議会で埋め立て期間を4年間短縮することで合意をし、補償総額12億600万円と算定され、埋め立て終了後の平成27年度から平成30年度まで補償する契約を結んでいます。総額の二分の一は県補助、残りは市の負担。市の財源は一般廃棄物を持ち込む他自治体から集める協力金、九州産廃の寄付を積み立てている環境整備基金、県からの立地交付金を基金に加える分であります。

財源のうち、環境保全協力金については合併前から地元、水迫地区のご理解のおかげで徴収しているものであります。現在の協力金の状況と用途目的についてお尋ねをいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

議長（北田 彰君） 市民部長、村山 隆君。

[登壇]

市民部長（村山 隆君） 菊池市環境保全協力金につきましては、議員ご案内のとおり、平成16年4月1日より旧菊池市で施行しておりました菊池市環境保全協力金要綱に基づきまして、本市にあります産業廃棄物処理施設に市外の地方公共団体等が一般廃棄物を搬入することに対しまして協力金を徴収するもので、合併後も継続しているところです。また協力金は処理施設の周辺環境整備や環境施策の財源に充てるなど本市の環境負荷の軽減を測るところに廃棄物の発生を抑制することを目的としております。協力金の額は一般廃棄物1トン当たり1,000円とし、2年目以降は1トン当たり2,000円をお願いしております。ただし、県外からの団体等は1年目から2,000円としております。

次に協力金の納付状況をご説明します。平成16年では県内の有明広域行政事務組合ほか7団体、県外の鹿児島県東市来町ほか1団体から1,525万9,000円。また、平成17年度は県内の八代市ほか7団体、県外の筑後市ほか1団体から2,348万6,000円。平成18年度は県内の八代市ほか7団体、県外の筑後市ほか7団体から2,466万4,000円。平成19年度は県内の八代市ほか7団体、県外の筑後市ほか3団体から2,529万3円の納付となっておりまして、

平成19年度末の協力金だけの合計額としましては8,870万2,000円となっております。この協力金はすべて菊池市環境整備基金へ積み立てており、平成16年度に九州産廃から環境整備基金として納付いただきました7,452万7,000円ほか利子を含めた基金総額は、約1億6,396万1,000円となっております。

次に、協力金の使途についてでございますけれども、協力金につきましては菊池市環境保全協力金要綱第13条の規定に基づき、菊池市環境整備基金へ積み立てるものとし、その使途につきましては菊池市環境保全協力金要綱及び菊池市環境整備基金運営要綱において双方に定めております。要綱に基づく協力金の使途は1つ目に地球の環境施策経費の一部の補助金、2つ目に廃棄物処理施設周辺の環境整備に対する経費、3つ目にその他環境保全の推進するために必要と認められる経費としております。また、基金の運用を適正かつ円滑に行うため菊池市環境整備基金運営要綱第8条に基づきまして、副市長を委員長とした菊池市環境整備基金運営委員会を設置することと書いていまして、この委員会におきまして、収益金いわゆる協力金の使途について審議をするとしております。協力金の使途につきましては現在まで使用されていませんけれども、今後は要綱に規定する経費や補助金に充てることを基本として、必要な事業につきましては委員会で十分審議し、環境保全や環境施策、また施設周辺環境整備に活用してまいりたいと考えております。

以上。お答えします。

失礼しました。平成19年度の協力金ですけれども、2,529万3円と言ったそうですけれども2,529万3,000円の間違いですので、訂正してお詫び申し上げます。

議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

15番（木下雄二君） はい、ありがとうございました。答弁によりますと、環境保全協力金はこれまで8,870万2,000円ということでございます。九州産廃からの積立金については、平成16年9月に7,400万円強、受け入れた後は、何かその後はないんですかね。積み立てられていないということでございます。

今回、協力金の使途目的については菊池市環境整備基金運営要綱において定められており、地域の環境施策経費の一部の補助金、廃棄物処理施設周辺の環境整備に要する経費、その他環境保全を推進するために必要と認められる経費となっております。今回は水迫地区の活性化についての質問ですが、これまで九州産廃が水迫地区、柏区にあるがゆえに長い間環境の悪化に悩まされ、大変な苦勞を地域

住民の方々は、現在もされておられる状況であります。これまで平成16年11月に、その当時の水迫地区長、橘様より、水迫地区の生活環境の整備に対する要望が出されております。また、その後も現在の水迫地区長井上様より、水源北小学校跡地のグラウンド整備等の要望も出されておりますが、ほとんど手付かずのままです。先ほどの答弁では、現在までまだ協力金を使用していないということですが、先ほど、用途の確認しましたが、水迫地区の環境整備に活用するための協力金でもあると思います。地域住民の方々が行政と一体となって産廃問題に取り組んでいただいたおかげで徴収できたのであります。市としては九州産廃の補償の財源としての考えもあると思いますが、地域の活性化のための財源でもあるわけであります。

市長としてもこれまでの経緯は誰よりもご存じでありますので、十分理解されておられると思いますが、水迫地区に対して環境保全協力金の用途についての考えをお示しいただきたいと思っております。

それと先ほど、部長の答弁で九州産廃からの積み立ては平成16年の後は受け入れがないということですが、これは協力金を使えるか使えないかの問題とも絡んでいきますので、その件についてもちょっとお答えをいただきたいと思っております。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） 産廃問題につきましては、平成19年3月に菊池市内の最終処分場におきますところの埋め立て処分の期間を、4年間短縮をする、このような環境保全協定の一部の変更を行いまして、処分期間を4年間短縮する、平成26年までの期間とすることができたわけであります。これまで、市民の皆様はじめ産廃処理施設周辺の住民の皆様には大変なご心労とご苦勞をかけてまいりました。

ご質問の環境保全協力金につきましては、先ほど部長より説明いたしましたように、菊池市環境保全協力金要綱に基づきまして、産廃施設へ各自治体から搬入する際に納付をしていただいております菊池市環境整備基金へ積み立てしているところであります。本市のまちづくりの理念であります「豊かな水と緑、光溢れる田園文化のまち」を実現し、後世にこの素晴らしさを引き継いでいくためには環境の保全は欠かせないものであります。市民生活に密着した課題であると、このように考えております。この整備基金につきましては、まちづくりのための環境施策に活用することはもちろんのことですが、産廃施設周辺の整備を実施していく上で必要な財源であると、このように思っております。具体的な基金の使い道につきましては、先ほど申し上げました菊池市環境整備基金運営要綱で定

めた菊池市環境整備基金運営委員会の中で十分審議をしていただき、それぞれの事業につきまして、どれがこの基金の目的に沿ったものであるかどうかという判断を含めながら活用を図ってまいりたいと、このように存じます。

会社側からの積立金につきましては、あれは何年だったかな。積み立ては会社内に積み立てがあって、その当時におきましては13年、4年、5年に確か3カ年分から4カ年分ぐらいが収受してなかったと記憶しております。それは、なぜなら、産業廃棄物に対する市民の大変な反対運動が起きていると、その中で会社側からそういった寄付をもらうということは、産廃の存置を認めることになるということで、その当時において行政の受け入れがなかったと記憶しております。そのことを16年に受け入れをしたわけでありまして。その16年は、それまでの会社のほうが会社内に預蓄をしておいたものを計算どおりに経常利益の約5%ということで、5%に合わせた分を、3カ年間分を収受したということに記憶いたしております。

それから先がなぜないのかということですが、それはご案内のとおり、廃棄物につきましては産廃税というのが設置をみるということになります。それからこの産廃税を菊池市で導入したいということで、随分と検討を重ねましたけれども、大変広範囲にわたる産業廃棄物の移動というものの把握、補足ができないと、あるいは各県にまたがるものであるということで、熊本県のほうに、その税設置条例の制定を求めてきたわけでありまして。それに代わるものとして一般廃棄物の各自治体から今、申しあげました各自治体からの搬入というものについて阻止しがたいものがあると、そうであれば早期に処分場の埋め立てが完了するためには、知らないところからのごみよりも、むしろ各自治体のほうが安全性が高いのではないかと。そのことによって処理場を作り得ない自治体は、この施設を持たないということで、施設を作る経費は必要でない、その分だけ私たちは非常に過剰なものを背負わなければならないということからして、それに対する協力金制度を設けさせていただきました。これも協力金を設置するときには、まさに薄氷を踏む思いでありまして、住民の方々の賛否両論が真っ二つに分かれている中でありまして、この一般廃棄物の他町村からあるいは他県から持ってくるものを受け入れるというのは、この産廃の存置をそのまま認めることになるのではないかと、大変な議論が議会でもあったことを記憶しております。そういったことも含めまして、会社側からすれば協力金のほうで、いわゆる処理料がかさ上げになる、それに加えて産廃税が導入になる等々からいたしまして、これに改めて基金造成というのはということになって、今、現在になっているというふうに記憶いたしております。

議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

15番（木下雄二君） はい、ありがとうございました。

今、協力金については、私も先ほど申しましたように、これももう地元の地域の方々のご理解と協力があって協力金を受け入れるということでございます。今回そういうことの観点から地元へ、受け入れたからにはちゃんと地元のほうに還元をしていただくということも含めて質問しているわけでございます。

それと、先ほど最初に触れましたように、補償金は12億600万円ですけれども、その財源の内訳は新聞にも載ってございましたけれども、結局県の補助が半分ですね、それと一般廃棄物を持ち込む他自治体からの、今回質問しております協力金、それと産廃の寄付を積み立てている環境整備基金というのが一つの、言うなれば、財源になるわけでございます。今、ちょっと市長からお話を聞きますと、その基金については、環境税とかそういう観点から、もう今からもらえないのではないだろうかというような意見が出ましたけれども、これは大問題でございます。それを崩してしまいますと、今、そういうものがちゃんとあるから市の持ち出しはないということになっておられますので、それが入らないということになると基本的には、この協力金も地元のほうに使えないと、そういうふうな形にもなってきますので、これはまた改めてきちんとした形で説明をしていただきたいと思いますけれども、本当に今回心配しておりますのは、九州産廃の補償総額、先ほどから申しましたように、12億600万円ですけれども、これは県に対して前川県議が、平成16年6月の県議会の代表質問において、その当時の潮谷知事の答弁によって補償総額の二分の一とする事が示されておるわけでございます。しかし、現在は県も蒲島知事となり、先般は唐突に県営荒瀬ダム撤去方針を撤回され、地元の八代市には事前に何の連絡もないとか、旧坂本村議会の決議を無視したと、知事の独断と批判されている状況であります。それと一昨日でしたか、新聞に載ってございましたように、現在、県は平成22年度にも財政再生団体に転落する恐れがあり、国の管理下に置かれる可能性が出てきているということでございます。

そういう状況でございますので、負担は平成27年度からでございますので、そういうことを考えると、しっかりと、今のうちにきちんと知事のほうにも確認をしていただかなければいけないし、また、先ほどちょっと答弁を聞いてびっくりしたのですが、産廃のほうの、言うなれば積立金がもらえないということになると本当に大変な状況になるのではないかと心配しておりますけれども、そのことをもう一度、市長のほうにお聞きしたいと思います。これは、私が今回、

質問しております協力金のほうまで全部影響しておりますので、その観点からちょっとお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） 産廃の会社側からの寄付金について見解を述べさせていただきましたのは、会社のほうが16年まで支払いをしていただきましたが、その後において、なぜこの寄付金が行われていないのかといったことにつきまして、会社のほうにその後についても何とか引き続きお願いしたいという中で、今、申し上げますように、何もそのときにおきましては産廃税はなかったし、あるいはまた、会社としては協力金としてそれぞれの持ち込む自治体に対して、県外2,000円、県内初年度1,000円、以降2,000円といったことはなかった。それは産廃業者としましては非常に競争性が激しくなってきたということで、他の産廃処分場よりも菊池市の九州産廃におきましては協力金を取らなければならない、また寄付金もやらなければならない、産廃税はお互い等しく払うわけですけども、それも重なってくるという事で、非常にコストが割高になってくるためにこの辺についてはもう勘弁を、といったお言葉を聞いておるということを申し上げました。この後については、これは、やはり何とかありませんか、ということは申し上げますけれども、これまでにしましては、会社の経常利益の5%を上限とするという形で5%の上限で計算をして本当に何百円まで支払いをいただいておりますが、このことについては上限ということですから、今の業績かれこれからして、かなり、もし払うことが可能であったとしても下回ったものになるだろうと、こういうことは予測せざるを得ないと思っております。

また産廃に対します12億円余の支払いについてはということで、木下議員のご指摘のとおり、県のほうがその二分の一については知事の答弁において負担するという事で、改めて産廃との協定を結び直しましたときに、その確認はされてさせていただいております。そしてあとの残りの6億円につきまして、これが充当できる、できないは別にいたしましても、原資といたしましては、県のほうのこの産廃設置に対する交付金、すなわち5年間にわたって1億円ずつ5億円というのがあるということで、6億円の市の負担分のうち、5億円はそれに大体匹敵するものかなと、それから今、積み立て、既に1億8,000万円ほどこの20年度でなりますので、6億円は5億円プラス1億8,000万円ということで、支払い原資はそこに備わっているというふうにも言っているのではないかなと。大変ご心配かけますが、このような形で処理をさせていただければとこのように思っております。

議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

15番（木下雄二君） この件につきましては、次の議会で再確認をしたいと思えます。

それでは次に市道整備、西迫間寺小野線、七坪小楠野線道路改良工事の進捗状況について質問させていただきます。この道路については平成12年6月の定例会より何回も要望を続けてまいりました。現在、西迫間集落内においては家屋移転も終わり、部分的には改良も進んでいるようであります。執行部としても厳しい財政の中、努力をしていただいておりますことは十分理解しておりますが、この路線は皆様もご存じのように小木地区に位置する一般廃棄物処理場の搬入路として今まで30年以上も地域住民に対して迷惑をかけてきておりますので、特別に早急な対応が必要不可欠であります。特に七坪小楠野線につきましては、西迫間地区が完了しなければ着手できないとの、前回の一般質問での答弁でもありましたので、一日も早い西迫間集落内の整備が望まれます。そこでお尋ねいたしますが、西迫間寺小野線、七坪小楠野線の現在の進捗状況を詳しくお示しいただきたいと思えます。

議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

建設部長（岡崎俊裕君） ご質問にお答え申し上げます。

西迫間寺小野線の西迫間地区、計画延長は1,200mで整備済み延長が850m、進捗率で71%でございます。残りの350mが未整備の状況でございます。本年度は集落内120mの舗装工事を実施中でありまして。また2件の用地買収を予定しております。残工事も含めまして、完了年度は平成22年度と計画をいたしております。なお、七坪小楠野線道路改良工事につきましては、七坪集落内の約360mが未改良であり、七坪集落の皆さんにはご迷惑をおかけしているところでございます。現在、整備を進めております西迫間寺小野線の工事が完了次第、着手をする計画をいたしております。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

15番（木下雄二君） はい。答弁ありがとうございました。

本当に財政、厳しい中でありましてけれども、西迫間集落内については22年度完了ということでございます。その後は、いずれにしても七坪小楠野線については一般廃棄物の処分場との関連もありますので、いち早く調査費でもつけていた

だいて、早急に対応していただきたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは次に、市の活性化、地域づくり推進補助金の現状と今後の対応について質問させていただきます。この補助金は、平成17年度より地域住民が実践する事業に対して経費の一部を市が補助し、市の活性化に努めるものであります。補助の対象は看板の設置、景観整備、修復などの地域づくり施設整備事業、さとやま整備活動、花いっぱい運動、防火訓練、交通安全教室、地域の祭り、運動会などの地域づくり活動事業、地域づくり指導者講習会への参加、地域づくり先進地研修などの人材育成事業の3つの事業となっており、各行政区やこれに準ずる団体、及び地域づくりを目的として活動するNPO法人及びこれに準ずる10人以上の団体に補助金が交付されているようであります。

そこでお尋ねいたしますが、これまでの地域づくり推進事業補助金の年度ごとの予算と交付額と申請の状況をお示しいただきたいと思ひます。

議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

企画部長（石原公久君） 地域づくり推進補助金は、地区住民の方々等が自ら考え、自ら実践する地域づくりを推進することを目的として、予算の範囲内において交付するものでございます。

補助率及び補助限度額につきましては、地域づくり施設整備事業が対象経費の三分の二以内で40万円以内、地域づくり活動事業が対象経費の三分の二以内で20万円以内、人材育成事業が対象経費の三分の二以内で10万円以内となっております。平成17年度から19年度までの各年度の当初予算額と補助金交付額につきましては、平成17年度が当初予算額、700万円。そのうち補助金の交付額が501万1,000円でございます。内訳としましては地域づくり施設整備事業が4件で136万6,000円、地域づくり活動事業24件で、354万7,000円、人材育成事業2件で9万8,000円でございます。18年度につきましては当初予算額が1,000万円、補助金交付額が516万円でございます。内訳としまして施設整備事業が5件で157万9,000円、地域づくり活動事業が27件で343万7,000円、人材育成事業2件で14万4,000円でございます。平成19年度につきましては当初予算額が900万円、補助金交付額が677万4,000円でございます。内訳としまして、施設整備事業10件で287万円、地域づくり活動事業が29件で386万6,000円、人材育成事業1件で3万8,000円でございます。平成17年度から19年度までの3カ年間で総額1,694万5,000円の補助金を交付いたしまして、地区住民の方々等の、自ら考え自ら実践する地域づくりを推進してきているところでございます。

またこの補助金交付申請の内容審査につきましては、地域づくり推進補助金審査会により行うものとしたしております。

以上お答えいたします。

議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

15番（木下雄二君） はい。答弁ありがとうございました。

答弁によりますと、対象事業につきましても、やはり3つの事業の中でも、地域の祭り、運動会などの地域住民の融和、いわば健康福祉を増進する事業、地域づくり活動事業が、申請が多いようであります。私の地元の地域でも豊間地区ふるさと祭りがこれまで16回、重味ふるさと祭りが21回水迫ふるさと祭りが23回、「水源よかばい祭」が14回と長い間、地域の活性化、地域の融和のために地域住民の努力によって継続されており、今後、限界集落が急速に増加しつつある山村の現状の中で、地域再生としての最も効果がある事業ではないでしょうか。このように地域づくり推進事業補助金の中で、地域づくり活動事業、特に地域の祭りの補助金が現在役立っておりますが、祭りイベント等の同一事業については3年で補助が打ち切られるとのことであり、地元の皆様は祭り自体を今後、継続できるか心配をしておられるのが現状であります。

そこで改めてお尋ねいたしますが、祭り等に対して3年で補助ができないようになってきていることの原因を含め、地域づくり推進事業補助金について、お示しをいただきたいと思っております。

議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

企画部長（石原公久君） 地域づくり活動事業の補助対象事業の内容といたしましては、1つ目に地域の自然、生活環境の保全、整備に関する活動、2つ目に地域の防災、安全に関する活動、3つ目には地域住民の融和、健康、福祉を増進する活動、4つ目にその他、この事業の趣旨に適合すると認められる事業ということになっております。

この中で3つ目に申しあげました地域住民の融和、健康、福祉を増進する活動で、祭りやイベント等の同一事業につきましては、3年を限度として補助するものとしたしております。祭りやイベントにつきましては、合併以前から取り組んでおられる地区、また合併後、新たに取り組まれている地区もあるかと思われま。地域づくり活動事業では、地域住民の方々の発案により自ら地域づくり事業としての同一の祭りイベントに対してその事業が地域に密着し、軌道に乗るまでの期間ということで3ヵ年という期限を定めております。補助対象期間は3ヵ年

ではありますけれども、地域住民の融和、健康、福祉を増進する活動としても、継続性ある祭り、イベントの構築をぜひともこの3年のうちに構築していただいて、今後も継続して進めていただきますようお願いしているところでございます。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

15番（木下雄二君） ありがとうございます。

市としては自ら考え自ら実践する地域づくり推進事業補助金として、祭りイベント等については3年という期間で軌道に乗せていただき、継続されるようにとのことでありますけれども、現状は大変厳しいものがあります。皆様もご存じのように各地域も少子高齢化の中で人口、戸数も激減し急速な進行で限界集落が増加しつつあるのが現状です。だからこそ、先ほど申し上げましたように山村の地域再生のためにも、豊かな自然と美しい景観を保存するためにも、地区としての祭りやイベントを残していかなければなりません。このままでは近い将来地区としての機能がなくなり、地域住民が集まる機会もなくなってしまいます。私も最近まで地元の青壮年部のメンバーとして祭りの準備をしておりましたが、毎年祭りを開催するかしないかを話し合っている状況であり、年々青壮年部の部員も減少し、部員も市外に勤務している人も多く、準備運営も大変苦労しております。また財政面も厳しくなっており、最近では景気も悪くスポンサーの協賛も難しくなっています。しかしながら地元としても各戸から祭りの負担金を集めたり、これまで青壮年部中心で主催していたものを区長会と共同で行うようにしたりと、自主努力もやりながらギリギリの状態でも地域のために頑張っておられます。祭りイベントはもちろん、地域住民の融和、健康、福祉を増進する事業であります。市の活性化、経済波及効果の面からも大変重要な事業であります。祭り当日までに何回も会議を行い、準備をしていくわけですが、その間に多くの人が集まり、そして当日は音響から抽選会の景品、夜店等の材料仕入れなどたくさんの経済活動が行われ、祭りが終われば反省会等で、さらに経済波及効果が生まれるのであります。

市としても20年度は当初予算額810万円が地域づくり推進事業補助金として計上されております。予算的には十分3年以上また申請をされても交付できると思われれます。3年を限度に補助を打ち切るのではなく、申請があればどんどん交付して地域づくりに頑張ってくださいように、逆にお願いをしなければいけないくらいであります。また、補助金交付申請の内容審査については、副市長を委

員長をする何か執行部だけの審査会というふうに聞いておりますので、もっと地域の現状が理解できている市民の代表にも参加していただき、交付事業の決定をやるべきと考えます。受け付けも年一回ではなく、夏祭りもあれば秋の祭りもあり、事業を決定する時期も地域によって様々であります。

いずれにしても、もっと臨機応変に対応をしていただくように強くお願いを申し上げて、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議長（北田 彰君） 次に、外村國敏君。

[登壇]

25番（外村國敏君） 通告しておりました順に従いまして、質問いたします。

まずはじめに、携帯電話リサイクルと小中の利用状況についてでございます。子どもに携帯電話を持たせるときの心配に、メールやインターネットサイトなどによる犯罪に巻き込まれてしまわないかということがあると思います。子どもに携帯電話を持たせる前には子どもが被害に遭うことがないように、十分にその危険性を話しておく必要があります。携帯電話を初めて持ったうれしさで、ついついいろんな人に電話番号やアドレスを教えてしまい、またインターネットサイトに自分の顔写真やプロフィール等を載せて情報を交換したり、不特定多数の人に個人情報漏らしてしまったり、とても危険なことであります。また知らない番号から電話がかかってきた場合、すぐに電話に出てしまい、また知らないアドレスへの返信などで悪質業者からの不当請求を受けるターゲットにされてしまう可能性もあります。インターネットを利用しておりますと何らかのはずみで危険なサイトにアクセスしてしまう事もあります。そのようなサイトで何らかの項目をクリックしてしまうと、いきなり「登録ありがとうございます」ということになり、子どもは動揺して言われるがままに自分の住所や名前、電話番号などを入力して、後から自宅に高額な請求書が届くといったトラブルも多々聞いております。携帯電話は便利と危険を兼ね備えておりますが、本市の小中学生の携帯の利用状況についてお答え願いたいと思います。

次に、リサイクルについてでございます。携帯電話リサイクルを推進する大きな目的は、わが国の産業競争力の要ともいわれるレアメタル、希少金属が携帯電話に含まれているからであります。レアメタルの安定確保は喫緊の課題となっており、使用済みで廃棄されるIT機器や携帯電話、電化製品の中に眠るレアメタルや貴金属を鉱山に見立て都市鉱山として注目を集めているわけであります。携帯電話をリサイクルするためには何といたっても使用済みの携帯電話回収は必要不可欠であります。今、国民一人ひとりが1台保有するほど普及している携帯電話

については、平成13年からメーカーと通信事業者による自己回収システム、モバイルリサイクルネットワークが導入されております。これは携帯電話を買い換える際に、販売店において使用済み端末を無償で回収するシステムであります。しかし、このシステムでの回収が減少しているのが現状であります。私も携帯電話を買い換える際、回収リサイクルをしていることを伝えられた記憶がなく、わが家にも使用済みの携帯電話が何台あります。このままでは貴重なレアメタルが無駄に眠ってしまうこととなります。本市としてもレアメタルリサイクルを強化するために携帯回収促進に乗り出すべきではないでしょうか。また回収によって生み出された成果については、リサイクルによせる市民の思いの結晶として環境施策の全市につながる活用を推進すべきであります。

そこで、各地域で取り組まれている各種ごみのリサイクルの点検を兼ねて、家庭ごみの分け方、出し方の裏面に小さく書いてはございます。しかし、1つ、携帯電話を捨ててはいけない物として大きくごみ分別の紙に書いていただきたい。2番目に廃棄する場合は、購入したショップで処理することを促す。この2点を市民に分かりやすく周知徹底していただきたい。このことをご回答をお願いしたいと思います。

以上が1回目の質問でございます。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） 携帯電話の利用状況についてでございますけども、昨年、小学校6年生と中学校3年生を対象に実施しました、全国学力学習状況調査の結果から見ますと、本市におきましてはメールや通話を時々している、いつもしているというものを合計しますと、小学校6年生で14.4%、中学校3年生で45.4%となっております。ちなみに全国の平均は小学校で22.3%、中学校で55.0%となっております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 市民部長、村山 隆君

[登壇]

市民部長（村山 隆君） 本市内の携帯電話販売店舗の3社に聞き取りを行いましたけども、携帯電話の回収サービスは終わっているものの、10%未満の回収率といずれも低く、なかなか回収ができていない状況でございます。また東京で2,000人を対象に調査されました結果では60%以上は手元に残っており、そのうちの2%が廃棄されているという状況が報告されています。また回収に出さない理由としましては、個人情報の漏えいが心配である、破損したときに古い携帯電

話を再利用するなどといった理由や、また、手元に残った携帯電話は家電製品としては小さいために、そのまま放置されていることが多く、回収率は議員がおっしゃるとおり、年々減少している傾向にあると報告されています。

本市としまして、基本的には販売店での回収を促していますが、携帯電話が不燃ごみとして出された場合は、旧菊池市では陣内処分場に一時保管され、民間の処分場で分別作業が行われます。また、七城町と旭志につきましても、民間の処分場で分別作業が行われております。しかしながら、ほとんど不燃ごみに混ざっていることはないようです。また、泗水町につきましては、不燃ごみとして出される場合は、乾電池と一緒に回収されまして、菊池環境保全組合において分別し、平成18年度におきましては250kgの実績がありまして、1kg30円で民間へ売却されております。また一方、国におきましても使用済み製品の回収とリサイクルを義務付ける資源の有効な利用の促進に関する法律は、現在、自動車やパソコン、家電など14種類が対象に実施されていますが、経済産業省ではこの法律の対象品目に今後、携帯電話を追加する動きがございます。この法律で携帯電話が追加されますと、事業所に改修とリサイクルが義務付けられるために、自主回収のシステムがさらに構築されていくものと思われまます。

ご指摘の、各家庭に配布しています家庭ごみの分け方、出し方のパンフレットは旧菊池市の場合、一般家庭のごみ分類表の中に記載してございます。また、七城町のごみの分類の仕方、旭志のごみ収集カレンダーには携帯電話の処理の仕方は表示してございません。泗水町のごみ収集カレンダーにつきましては、ごみの分類で表示してありますけれども、議員ご指摘のとおり、いずれも分かりにくいために、今後作成した場合は分かりやすい表示をしていきたいと、検討してまいります。また、本市としまして、販売店をはじめとしまして広報誌やホームページ等によりまして市民への周知を徹底しまして、資源の有効利用のためにも、さらに販売店の回収を促してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

25番（外村國敏君） 再質問に入ります。本市の子どもの携帯電話の利用状況は、教育長のほうからご答弁がありました。時々が14.4%ですか、中学生が45.4%。このような子どもたちが今、利用しているということではありますが、いまや私たちの生活には携帯電話は欠かすことはできないものであります。この携帯電話は自然に子どもに触れる機会が多くなり、使用年齢もどんどん低年齢化してまいりました。調査結果では使用率は全体の1割前後で、小学校の低学年から既

に持たせている家庭もありますし、高学年5、6年になると2割前後に増加し、中学生では中1で全体の48%、中3では69%になり、なんと半数以上の子どもが使用していることになっております。以前は携帯電話を持ち始めるときは、主だったのは高校生ぐらいだったのですが、現在では中学入学後が全体の40%ほどで一番多くなっていると調査では話しております。小学校低学年の場合は子どもの意思ではなく、親の希望により持たせることが多く、子どもの防犯のためや、親子間の連絡手段として携帯電話を持たせるのが多いようであります。中高校生になると子どもの要望から持たせることになるケースが多く、友達との関係づくりのために携帯電話を必要と考える子どもが多いと言っております。これが全国での携帯電話の状況であります。隣の佐賀市では、小学生に関しての携帯電話の取り組みについて、「原則携帯電話を持たせない」とあります。佐賀市PTA協議会、佐賀郡PTA連合会、佐賀市教育委員会の3者は、「出会い系サイトやネットいじめ等の問題が子どもたちの健全な成長に大きな影響を与えると考え、小・中学生には原則携帯電話を持たせないことにしました」とあります。

子どもたちの将来のことを考えての大決断でなかろうかと思いますが、佐賀市規制について教育長のお考えをお願いしたいと思います。さらに、本市にも危険に及ぶような携帯サイトの問題、なかなか報告として上がってこないのが多いと思います。調査等がもしもしてあるとするならば、何件ぐらいの方で、どのような被害、または困った問題があったか、お聞かせ願いたいと思います。

リサイクルについては、今、部長のほうからのご答弁がございましたように、今後ごみの中に、菊池は不燃物の中に入ってないということだったが、入ってないということはないと思いますので、微少だろうと思います。しかし泗水町、七城町、旭志、いろいろ周知徹底の仕方も違うと思いますので、この次のときにいろいろなごみの出し方、分別収集の仕方の中でははっきりと大きく書くということであったので、そのように期待して、そのことは終わりたいと思います。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） 佐賀市の携帯電話所持の全面禁止ということについてでございますが、本市の教育委員会として、小中学校全部に対してですが、学校への持ち込みというのは現在も全面禁止しているところです。ただ所持禁止ということに関しまして、一律に規制することは現実的には非常に難しいのではないかと考えております。昨年7月に県が少年保護育成条例の改正の中で、携帯サイト、インターネットそういった接続の規制について、保護者の努力義務というものを課したということをご存じかと思っておりますけども、やはり本市においてもこのフィル

タリングというものがどうしても保護者の同意ということがありますので、そのことについて、やはり保護者の危機意識というものをしっかり啓発していかなければならないのが現実ではなかるうかと思っています。そういう意味でフィルタリング規制の全面実施というのを徹底することが現実的であろうと思っております。

もう一つ、サイト上の問題ということで報告が上がっているかということですが、特に報告はないのですが、あったという事実は1件掌握しております。それは学校裏サイトというのがありますが、その中に悪口を書かれたというのがあって、それでトラブルになったというのは1件承知しております。

以上でございます。

議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

25番（外村國敏君） 再々質問いたします。

政府の教育再生懇談会では5月17日、子どもを有害情報から守るために、小中学生に携帯電話を持たせないとの提言を求める中間報告書を盛り込む方針を決めました。強制力はないが保護者をはじめ社会に対するメッセージとする狙いがある、懇談会は中間報告案を討議、携帯電話の有害情報対策としては小中学生に携帯電話を持たせないことを原則とした上で業界に、1つ、通話と居場所確認機能に限定した小中学生向け携帯の開発を求める。2番目に、閲覧制限の機能を付けることを法的に義務付けるとの案を了承しましたが、担当の首相補佐官は「持たせないといっても強制はできない、懇談会からの教育メッセージ」と説明しております。内閣府が昨年3月に実施した調査では小学生の31%、中学生の58%、高校生は96%は携帯電話やPHSを使っているという。福田首相は記者団に「携帯電話の必要性が子どもの場合、それほどあるとは思っていない。むしろ有害情報といったようなことを心配したほうがいい」と語っております。福田首相も子どもの携帯電話の必要性よりも有害が心配だということであります。しかし、今後携帯の利用、持ち方について子どもと親、学校の対応がさらに強く求められるのではないかと思います。事故がないよう、小中学生の将来のため学校では、今、持たせないとの話でありました。しかし、家に帰れば当然家庭での問題であります。しかし、子どもが家庭に帰ったから、しかしそうでなくて、学校としてはうちでもしもするならば親と一緒にのときにするとか、いろいろなことでそれを付記しながら、そして、もしも事故があってもはいけないよ、親と話し合っちなよ、そういうようなことをですね、どのような指導を今からされるか、そのことを教育長がどこまで踏み込むといったらあれなんですけれども、学校側に

話をしながら、そして子どもとの対応ができるか、そのようにされるならばお聞かせ願いたいと思います。

議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

教育長（田中忠彦君） 議員ご承知のとおり、未成年者が携帯電話を購入する場合は保護者の同意が必要です。当然、使用料が伴うものですから児童生徒が使っている携帯電話というのは、保護者の判断で買い与えたものだと思いますし、また使っている中で必ずしも自分の携帯でなくて、家族のものの携帯電話を使っているという場合もあるかと思いますが、この場合、保護者が安心や便利の道具としてその必要性を認めて与えているものでありますけど、半面、出会い系サイト、ご指摘のように裏サイトとか、そういうものでいじめや自殺につながる悪質な書き込みなどが、犯罪やトラブルに巻き込まれる原因となっているのも事実でございます。このようなことから、今回の政府の教育再生懇談会の提言となったと認識しております。

この問題というのは教育委員会としましては、本当に重要な課題であるとしてとらえております。取り組みといたしましては、やはり学校と家庭、地域等が連携を図りながら、それぞれの立場で子どもたちがそのような犯罪やトラブルに巻き込まれないような努力をしていくことが重要であると思います。具体的には学校におきましては、先ほどほど申しましたように、携帯電話の持ち込みを禁止しておりますけども、携帯やインターネット利用のルール、あるいはマナーの指導をさらに徹底する、また携帯利用の恐ろしさの面も児童生徒に周知徹底をしなければいけないと思いますし、そういう指導を教育委員会としていきたいと思っております。

また、家庭では先ほどもありましたように、フィルタリング、この導入を促進すること、それから議員のご指摘ありました携帯電話の使い方のルール決めなど、家庭でそれぞれの立場で取り組みが必要だろうと考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

25番（外村國敏君） ありがとうございました。次に進みます。

防犯青色回転灯についてでございます。今、全国にいたるところで、いつどこで犯罪が起こるか分からない時代であります。3日前は秋葉原で17人の死傷者を出すという大惨事があり、連日テレビで大きく報道しております。翌日は熊本で祖母を、高校生の孫が殺人未遂、同じ日に地元、菊池川で死体の一部が発見したとありました。一番身近な私たちの地域でも事件がこのように起きております。

小中学生の登下校を守ってやるのも地元の皆様であり、PTAの人たちでもあります。自主防衛として、防犯パトロールの青色回転灯の重要性がさらに必要となってくるのではないのでしょうか。

ここで質問いたしますが、現在までの青色回転灯の台数及び活動状況についてお聞かせ願いたいと思います。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 台数と活動状況ということでございますけれども、菊池でも防犯対策あるいは児童の安全対策ということで、菊池安全・安心パトロール隊を平成17年7月に結成いたしました。菊池南、北、七城、旭志、泗水の5つのパトロール隊を編成し、83名の隊員を、1班3名または4名として週1回交代により巡回を行っております。隊員は少年補導員、小中学校PTA、市職員などで構成され、すべてボランティアで活動されております。巡回時は、県の公安委員会から許可を得た市の公用車に青色回転灯を装着し、主に小中学校の下校時に合わせて実施いたしておるところでございます。

現在、許可を得た青色回転灯の装着できる車両でございますけれども、各総合支所に2台ずつと本庁に3台ありまして合計9台となっております。また、地域における犯罪及び事故などを未然に防止し、安心して暮らせる町を築いていくために、本年の3月の議会におきまして菊池市安心安全都市を宣言いただきました。これを機会といたしまして、さらなる市民の皆様への防犯意識の向上と犯罪防止のための防犯パトロールに努めてまいりたい、というふうに思っております。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

25番（外村國敏君） 今、総務部長の答弁がございましたが、83名の方がかわって、防犯車両が9台だそうであります。つい先日、5月22日、変質者出沒、午前6時50分ごろ泗水町で変質者出沒ということで、携帯電話のメールに入っ
てまいりました。自転車で登校中の女子生徒に前方から近づいてきた男が下半身を露出したとありました。本市でこういうことは頻繁にあっているようであります。何回も聞きましたが、去る5月は京都の舞鶴市で女子高校生が深夜に携帯で呼び出され殺害され、いまだに犯人は捕まっておりません。小中学生の子どもたちの事件は相次いで、今、起きております。

本市では誘拐、殺人は今まではなかったと思いますが、他の地方では当たり前のように起きている現実、いつ同じようなことが起きるか分からない、それが現

状であります。警察のパトロールと同様に、今、答弁がありましたように、この防犯青色回転灯の活動が、今後、さらに大いに期待するところではありますが、今後の活動、そして青色回転灯の車の増設があるかないか、今の9台で十分できると思われるかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

総務部長（緒方希八郎君） 今後の運営につきましては、これまでの取り組みを継続して実施することによりまして、警察との連携を図りながら市民の安全意識の高揚、犯罪事故等の被害の未然、拡大、再発防止等に必要な活動を行いたいというふうに考えております。各自治体がPTAなどによります独自の自主防犯パトロール活動に取り組んでおられるところもあるのも数カ所あります。自分の地域は自分たちで守るといった意識等の表れであり、関係者の方々に深く敬意を表するところでございます。

青色回転灯装備の車両につきましては、これは個別に車両登録が必要になりますし、しばらくは現状の体制で十分かと考えております。しかしながら、行政として活動できる分には最善を尽くして、防犯協会や関係団体とともに市民の安全のための施設整備等も行いながら、市民全員の方が安心して暮らせるまちづくりを、今後も進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

25番（外村國敏君） 次に移ります。

無料妊婦検診についてでございます。本年4月1日より県下一斉に妊婦無料検診が2回より5回に増設、実施されました。この事業は、一昨年6月の本会議で質問いたしまして、そのときは検討するとのことでしたが、半年後、昨年の1月厚生労働省は無料検診を5回以上に増やすようにと通達がありました。早速、3月議会でそのことを質問いたしました。しかし、1年間検討し、本年4月よりの実施となったのでありますが、そのときに今年4月から実施する場合の予算の組み方としてお聞きしましたら、ほぼ前年度の妊婦状況と同じぐらいで、2回を5回に増やすとして計上したのか、お答え願いたいと思います。

議長（北田 彰君） 市民部長、村山 隆君。

[登壇]

市民部長（村山 隆君） 妊婦一般健康診査にかかる公費負担回数の拡大は、平成20年の事業としまして、初回用と妊娠週数により規定されている4回分の合計5

回分を上限として交付し、このほかに精密検査用と出産時に35歳以上の方には超音波検査用を合わせて交付をいたしております。

今回の改正につきましては、届け時の妊娠週数により受診表交付枚数が異なるので、受診する時期によりまして初回検査、2回目検査、3回目検査、4回目検査、5回目検査で検査内容と金額が異なりますけれども、1人当たり最高で2万6,730円と相成ります。平成20年度に届け出をされた方でも、その届け出の時期によりまして、すべての検査が平成20年度中に終わらずに平成21年度の検査になることもございますけれども、事業の予算につきましては、平成20年度中に実施される検査費用分といたしまして約1,120万円を計上いたしております。妊娠週数と届けの時期により補助金額は異なりますけれども、平成19年度の妊婦届け出をもとに妊娠週数と届け出の時期を考慮した上で、1人当たりの費用を上限の2万6,230円として本年度として計上いたしております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

25番（外村國敏君） 再質問いたします。予算の組み方についてお尋ねいたしましたが、前年度と同じぐらいの人数で、約同じぐらいで2回を5回に増やすということでお聞きしましたが、厚労省の通達がある半年前より、それから3回の一般質問しております。今の説明では、4月より実施、4月より5回であります。実はこういうことがあったんです。私は昨年度の一般質問したときに、当然、県下では4月よりほとんど5回になるだろうという予想をしておりました。ちょうど4月25日ごろだったのですが、そのことを私は妊婦の方に話してたん。ちょうど隈府で会いましたところ、「よかったね」と。「4月より実施でよかったね」と言いましたところ、「いえ、それが私は7月ごろ子どもを産みますので私たちは該当しません」ということだったんです。それを聞いたときに、何でだと。私が3回も、厚労省がいう前に1回言って、そのあと2回言ったんだ。だから4月からすると言ったのに何だ。だから先ほど言いましたように、予算の組み方どうやったんだと、予算は5回分組んだんじゃないかと。しかし、4月に妊婦として登録した方たち、その前のこと3月にした人はないということがそこときだったんです。早速、市長のところに出向きました。市長、これ予算が間違っておりませんか。そのときが、もう4月の末であります。市長は、だから5月から、決めたのは5月に決めましたので、5月から出産する方に無料検診を増やしますということだったんです。しかし、私は納得できませんでした。なぜならば、4月からと決めたのなら、4月の人もいいじゃないかと。それを5月か

らするに当たって、4月までさかのぼっていないかということをお聞きしたのです。今日の質問はそうでありますが、4月からする場合、5月からの方はもう数が分かっていますが、妊婦で4月に出産する方たち、この方が大体何人くらいおられたのか。何人って、まあ1人大体5,000円としまして、5,000円で10人おったら5万円ですか、そういう感じですよ。わずかな金額だろうけど、平成20年度で出産した子どもたちに、同じようにそれを与えてやるのが執行部じゃないかと思います。このことでお尋ねしますが、4月出産の方に適用されるかどうか、何名の方がおられるか、お聞きしたいと思います。

議長（北田 彰君） 市民部長、村山 隆君。

[登壇]

市民部長（村山 隆君） 4月よりの出産、すべての人に適用しているかというご質問ですけれども、本市しましては議員おっしゃるとおり、平成19年9月開催の第3回定例会でお答えしましたように、平成20年の事業として実施をしたものでございます。

したがって、平成20年4月1日以降に妊娠届け出をされた方に、届け出時の、妊娠週数に応じて交付し、平成19年度に妊娠届け出された方につきましては適用していませんでした。しかしながら、市民、皆様の意見や近隣市町状況等を調査し、内部で協議しました結果、母子保護や少子化対策等を含め、できるだけ多くの方に適用することは望ましいのではないかという考えのもとに、追加交付を行うことを決定したものでございます。平成19年度に妊娠届け出をされた方の中で、まだ出産されていない方には、5月に個別通知を差し上げまして、旧制度の受診状況を確認の上、妊娠週数に合わせて新制度の受診票の追加交付を行いました。追加交付を5月に行ったために、出産予定日が平成20年度であり、新制度に該当しながら既に出産され、今回の追加交付を受けられなかった方が30名おられますのでその方々につきましても、5回の検査につきましては何かの方法で対応してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

25番（外村國敏君） はい、再々です。ありがとうございました。4月から、今年度20年度から同じように扱っていただくということで安心しました。

それでは次に進みます。障害の「しょう、がい」の字の変更についてでございます。議案第55号専決5号、菊池市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例で、障害者の「がい」の1字だけ平仮名に改めておりますが、

漢字の「障害」の2字をなぜに同じように「しょうがい」と改めなかったのか、その理由についてお答え願いたいと思います。

議長（北田 彰君） 市民部長、村山 隆君。

[登壇]

市民部長（村山 隆君） 平成17年第1回定例会一般質問におきまして、議員からのご提案をいただいていた障害の平仮名表記につきましての対応でありますけれども、お尋ねの時点では県としてもそのような動きはなく、身体障害者福祉協議会等の意見を踏まえ検討したいと答弁したところでございます。

その後、身体障害者福祉協議会と協議をいたしましたが、その時点では特段具体的なお意見やご要望等はありませんでした。しかしながら、本市としましては何らかの取り組みが必要だと考えましたので、身体障害者福祉協議会や障害児親の会など関係団体の代表の方々や、関係事業者等の皆様に障害福祉計画策定委員としてご参画をいただきまして協議した結果、平成18年度に作成した障害者計画及び障害福祉計画の文章や、本庁舎前の駐車場の看板等の「害」の漢字を平仮名の「がい」と表記したところでございます。

さらに全庁的に取り組むにはどうしたらいいか、どのように、またどの範囲まで表記を改めるかを内部で検討してまいりました。また、県が本年1月に障害の「害」の字を平仮名の「がい」と表記する取り扱いを執行したことも含めまして、市の条例等も含めて障害の「害」の字を平仮名で表記することとしまして、見直しが可能となったものから実施していくそうでございます。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

25番（外村國敏君） 再質問いたします。

障害の字の変更については、ちょうど3年になります。3年前の6月の議会で、他市の障害の字を平仮名に変更した例を紹介いたしました。障は差し支える、故障などの意味が強い、害は災いの意味を含んでおり、漢字から与える負のイメージが強く、改善する考えがないかと質問いたしました。当時の部長の答弁では「「しょうがい」と平仮名で表記するというご提案につきましては、現在、漢字の障害で一般的に通しておりますので、身体障害者協議会等のご意見を聞きながら検討してまいりたい」とありました。それから3年になりました。しかし、今の答弁の中では県のほうが「障」は残して「がい」をするから、それに準じたということであります。私はその3年間の中で、県のことではありません、菊池市の障害者の方たちの話し合いが何回持たれたのか、今回、県のほうがいったからそれ

に準じたのか、今の答弁では県のほうからのことが強いように聞こえました。3年かかって県のほうから言われたから、それを通達に漢字でしたのか、ということでお聞きしたいのですが。2字とも漢字で平仮名にするというその話は、3年間かかって一字じゃなくて、なぜ内部でもうちょっと検討せんかと思えますけど。だから、さっき説明したように、障害っていうのはやはり負のイメージが大いにあると思います。ご答弁をお願いしたいと思えます。

議長（北田 彰君） 市民部長、村山 隆君。

[登壇]

市民部長（村山 隆君） 議員のおっしゃるとおり、障害の「しょう」という言葉につきましては、差し支える、邪魔になる、また「がい」につきましては、公害などあまりいい意味では使われることはないと思います。負のイメージが強いと思います。そのようなことから、障害、すべてを「しょうがい」と平仮名にしてはどうかということにつきましても、内部では十分検討しました。ただ、障害福祉計画策定委員会での協議をいただいたところでもございます。

しかしながら、いざ報告書などの文面にした場合、非常に見づらく、また、読みづらいことなどもありまして、最終的には申し訳ないのですが、障害の「がい」を平仮名のみにしたところがございます。

以上、お答えいたします。

25番（外村國敏君） 障害者と何回検討しましたか、いつ？

[登壇]

市民部長（村山 隆君） 身体障害者福祉協議会あるいは障害者親の会等々で、年に会議のあるときに検討いたしております。回数的には把握していませんのでお答えできません。

[登壇]

25番（外村國敏君） そのときに意見は何もなかったのですか。

[登壇]

市民部長（村山 隆君） ありませんでした。今、現在の状況につきましては、障害をどのような形にするかというのを検討している状況でございます。

議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

25番（外村國敏君） 再々になりますが、分かりました。

身体障害者の方と相談しながら、そして、意見が出なかったから今までやってなかったということだと思えます。私はそういう問題じゃないと思えます。ただそのときに3年かかって、あのときは障害者の方たちと相談しながら検討します

だったから、その報告は受けてもいいと思います。今回の提案の中で、障害の「害」だけ除いたそれを提案された、ならばその前に一言、3年かかったのですから、「今度は障害の、おたくが言いよったですばってん、これだけば省きます」ぐらいその一言、言うたってよかと思えます。私は、こういうふうな執行部の中で、前任者が言ったことも、あとの後任者の方との連携がないのかと疑いたくなる。だから、あったならば、私たちは一般質問と同じように検討します。どうか検討します、検討するならいつまでやるのかとやはり大体は言いたいのですよ。そしてその検討の結果を報告して、何かの形で報告してほしい。それでないと私たちが言ったこと、みんな忘れてしまうとうとですよ。これは、今回はこういうような例を、ちょっと自分で、ちょうど3年前の6月です、質問したのが、だからもうちょっと、執行部の方たちも真剣に考えてほしいということで言いました。以上で終わります。

議長（北田 彰君） 以上で一般質問を終わります。



追加日程第1 議案第78号 平成20年度菊池市一般会計補正予算（第3号）

議長（北田 彰君） お諮りします。

ただ今、お手元に配付の追加議案日程のとおり、追加することにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。

次に、追加日程第1議案第78号、平成20年度菊池市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。提出者の提案による説明を求めます。

市長、福村三男君。

〔登壇〕

市長（福村三男君） ただ今、上程をいただきました議案についてご説明を申し上げます。

まず始めに開会後の追加議案となりました。極めて緊急性、突発性があったとは申しながら、状況の判断を限られた時間の中でご審議をいただくことになりましたことを、お許しをいただきたいとこのように思います。

追加議案の1ページをお願いいたします。議案第78号、平成20年度菊池市一般会計補正予算でございます。今回の補正予算は旧袈裟尾焼却場敷地跡に埋められています耐火れんがを取り除くため、今年度当初から撤去業務を開始していましたが、当初予定量以上の耐火れんがが埋め立てられていることを確認し、また、耐火れんがのほかに焼却灰及び不燃残渣、プラスチック等でございますが、

埋められていることが判明をいたしました。このため、これらの残渣が当該敷地周辺住民の生活環境に将来影響を及ぼす恐れのあることから、埋め立てられている廃棄物全量を撤去し、さらに周辺地域の地下水が汚染されていないかどうかを確認するため、周辺3ヵ所の地下水等を分析するための経費の補正をお願いするものです。

8ページをお願いします。8ページ上段の歳入は今回の補正財源として前年度繰越金を充てるものです。下段が歳出で不燃物ゴミ処理業務委託料、2,906万2,000円及び不燃ごみ運搬業務委託料747万4,000円並びに環境調査委託料30万円、合計3,683万6,000円の補正をお願いするものです。

2ページをお願いします。ただ今、申し上げました3,683万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を215億8,719万7,000円とするものでございます。

よろしく、お願い申し上げます。

議長（北田 彰君） 以上で、議案の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

本田憲一君。

[登壇]

19番（本田憲一君） 今、市長のほうから説明がありましたのですが、委託料の中で、9ページの委託の不燃ごみ処理委託料2,906万2,000円ですけど、この処理費、先だっの委員会でちょっとお聞きしましたが、九州産廃のほうに委託されているということで、熊本県内では1つの業者しかないということでありましたので、この2,900万円の根拠、それから隣の宮崎県のほうでそういう処理業者がおられるということですから、この比較の違いをちょっと教えていただけますか。

議長（北田 彰君） 市民部長、村山 隆君。

[登壇]

市民部長（村山 隆君） 不燃物ゴミ処理業務委託料の2,906万2,000円の内訳ですけども、処理必要量の1,318立米に単価2万2,050円を乗じまして2,906万1,900円となるものであります。

なお、宮崎県にあります処理場も本市の業者と同じ単価でございます。

以上、お答えいたします。

議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[登壇]

19番（本田憲一君） これは宮崎県も熊本県のほうも一緒ということでしたら、こ

の単価は国のほうの当たりの基準があるんですか。

議長（北田 彰君） 市民部長、村山 隆君。

[登壇]

市民部長（村山 隆君） 私のほうで把握していますのは、国の単価はないというところで把握しております。

以上です。

議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[登壇]

19番（本田憲一君） それでは、熊本県も宮崎県も単価はたまたま偶然ということですね。

議長（北田 彰君） 市民部長、村山 隆君。

[登壇]

市民部長（村山 隆君） 恐らく、業界で統一の単価だと思います。

[登壇]

19番（本田憲一君） もう3回だからですね、分かりました。

議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） ほかにありませんでしたら、これで質疑を終わります。

ただ今、議題となっております議案第78号は、文教厚生常任委員会に付託します。

以上で本日の議事日程は全部終了しました。次の会議は6月17日の午前10時から開き、議案の採決を行います。

本日はこれをもちまして散会します。

全員起立、お願いします。

（全員起立）

お疲れでした。

閉会 午後3時25分

平成20年第1回菊池市市議会定例会

議事日程 第5号

平成20年6月17日(火曜日)午前10時開議

- 第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について



追加議事日程(第5号の追加1)

- 第1 議案第79号 教育委員会の任命につき同意を求めることについて
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第2 議案第80号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第3 議案第81号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
議案第82号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
議案第83号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
議案第84号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
議案第85号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- まで一括上程・説明・質疑・討論・採決
- 第4 報告第3号 菊池市土地開発公社経営状況報告について
報告第4号 有限会社きくち観光物産館経営状況報告について
報告第5号 有限会社ファームきくち経営状況報告について
報告第6号 有限会社七城町特産品センター経営状況報告について
報告第7号 有限会社七城町振興公社経営状況報告について
報告第8号 有限会社七城町銘柄米センター経営状況報告について
報告第9号 有限会社旭志村ふれあいセンター経営状況報告について
報告第10号 有限会社四季の里旭志経営状況報告について
報告第11号 有限会社有明の里泗水経営状況報告について

まで一括上程・報告

第5 意見書案第2号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書の提出について

上程・説明・質疑・討論・採決

第6 意見書案第3号 後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書の提出について

上程・説明・質疑・討論・採決

第7 意見書案第4号 原油高騰に対して「国家備蓄の放出」を求める意見書の提出について

上程・説明・質疑・討論・採決



本日の会議に付した事件

日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決

日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

日程第3 議案第79号 教育委員会の任命につき同意を求めることについて

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第4 議案第80号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第5 議案第81号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第82号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第83号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第84号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第85号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

日程第6 報告第3号 菊池市土地開発公社経営状況報告について

報告第4号 有限会社きくち観光物産館経営状況報告について

報告第5号 有限会社ファームきくち経営状況報告について

報告第6号 有限会社七城町特産品センター経営状況報告について

報告第7号 有限会社七城町振興公社経営状況報告について

報告第8号 有限会社七城町銘柄米センター経営状況報告について

報告第 9号 有限会社旭志村ふれあいセンター経営状況報告について

報告第10号 有限会社四季の里旭志経営状況報告について

報告第11号 有限会社有明の里洒水経営状況報告について

まで一括上程・報告

日程第7 意見書案第2号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書の提出について

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第8 意見書案第3号 後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書の提出について

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第9 意見書案第4号 原油高騰に対して「国家備蓄の放出」を求める意見書の提出について

上程・説明・質疑・討論・採決

出席議員(27名)

1番	東	裕人	君
2番	泉田	栄一郎	君
3番	森	清孝	君
4番	藤野	敏昭	君
5番	樋口	正博	君
6番	二ノ文	伸元	君
7番	中山	繁雄	君
8番	水上	博司	君
9番	三池	健治	君
10番	怒留湯	健蓉	さん
11番	坂本	昭信	君
12番	隈部	忠宗	君
13番	奈田	臣也	君
14番	葛原	勇次郎	君
15番	木下	雄二	君
16番	坂井	正次	君
17番	森	隆博	君
18番	山瀬	義也	君
19番	本田	憲一	君

20番 栃原茂樹君
 21番 松本登君
 22番 工藤恭一君
 23番 境和則君
 24番 北田彰君
 25番 外村國敏君
 26番 徳永隆義君
 27番 横田輝雄君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	福村三男君
副 市 長	村上建二君
収 入 役	高本信男君
総 務 部 長	緒方希八郎君
企 画 部 長	石原公久君
市 民 部 長	村山隆君
経 済 部 長	後藤定君
建 設 部 長	岡崎俊裕君
七城総合支所長	松岡敬二君
旭志総合支所長	中村榮光君
泗水総合支所長	上林正章君
企画部首席審議員	木村靖弘君
財 政 課 長	川上憲誠君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	山田浩文君
教 育 長	田中忠彦君
教 育 次 長	山口正司君
農業委員会事務局長	五島千秋君
水 道 局 長	三牧茂君
監査委員事務局長	大塚茂幸君

事務局職員出席者

事務局 長
議事課 長
総務審議 員
議事係 長

岩木 精四郎 君
永田 哲士 君
高田 早苗 君
上田 敏雄 君

午前10時00分 開会



議長（北田 彰君） 今日、国のほうからキャリアの方が3名傍聴されております。国交省と農林水産省、厚生労働省のキャリアの方。地方をよろしく申し上げます。全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

ただいまより本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりです。



日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決

議長（北田 彰君） 日程に従いまして、日程第1、去る6月9日及び11日の会議において、各常任委員会に審査を付託しました議案第59号から議案第75号まで、及び議案第78号、並びに請願第3号請願第4号の20案件について、各常任委員長から審査結果の報告がっております。これを一括して議題としたいと思います。

ただいまから、各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長、三池健治君。

[登壇]

総務常任委員長（三池健治君） おはようございます。

今定例会で総務常任委員会に付託されました案件は、条例関係5件、予算関係1件の6議案であります。2日間にわたり慎重に審議をしましたので、その経過と結果について報告いたします。

議案第60号、菊池市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。本条例は、市政に関する市民の知る権利と市民参加による公正で開かれた市政を推進するもので、行政文書の開示時の視聴に金額が生じていたのが、今回から無料になるとの条例改正案であります。慎重に審議した決果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第61号、特別職の職員の、非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。本条例は、まちづくり交付金評価委員会委員及び学校運営協議会委員の追加、並びに学校規模適正化審議委員の項に識見委員を追加するための条例改正案であります。審議の過程で、識

見委員にはどなたがなるかとの質問に対して、大学の先生を予定しているとの答弁でした。慎重に審議した結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第62号、菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。本条例は、国民健康保険被保険者の平成19年度分の所得の低下及び医療費の増加により、税率の見直しを行うための条例改正案であります。審議の過程で、改正案を今回出さず1年間待ったらどうかの意見や、不足分は一般会計から繰入たらどうかという意見が出ました。収納率アップが先決であるとの論議に集中し、時間を費やしました。また、国民健康保険の加入者の加入率が約3割なので、一般会計からの繰入をしたら対象外の7割の人から反論があるのではとの意見も出ました。委員会として執行部に強く指摘したことは、ほかの14市の収納状況を比較してみると、本市の収納率は91%とはなはだ低く、国で定めている92%を割り込み、ペナルティとして3,000万円の補助金がカットされている状況である。このままの状況では、被保険者に転嫁することは、委員会として認めることはできないとの意見であったが、執行部より、一つ、最低92%以上の徴収率を確保すること。一つ、このままの状況が続けば一般会計からの繰入について協議を重ねていくとの決意表明の答弁を市長より得たところであります。委員会として、継続審議との強い意見が交わされましたが、執行部の強い決意が見られたため、採決により決定することとしました。採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

議案第63号、菊池市手数料条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。本条例は、戸籍法の一部を改正する法律に伴い、手数料を徴収する事項の根拠条文に変更が生じるための改正案であります。今までは何人も戸籍の請求ができたが、法改正で戸籍の請求は、本人かその配偶者、または直接尊属か直系姻族として身分を明かす証明が必要となったものです。慎重に審議した結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第64号、菊池市集会所条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。本条例は、集会所の所管の変更及び条文の整理を図るための条例改正案であります。集会所は、今まで教育委員会の生涯学習課の所管であったのが、今年度から総務部の人権啓発課に移管したために改正するものです。慎重に審議した結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第69号、平成20年度菊池市一般会計補正予算第2号の付託分について申し上げます。審議の過程で意見がありましたのは、款消防費、項消防費、目の消防施設費です。防火水槽の設置要望が出ているのであれば早急に対応すべきではないか。防火水槽は初期消火のための重要な施設でもあります。したがって、

予算は厳しいと思うが、市民の財産を守るためにも早急な対応をすべきとの意見がありました。慎重に審議した結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

各議員におかれましては、慎重審議の上、速やかにご賛同賜りますようお願い申し上げます。総務常任委員長の報告とします。

議長（北田 彰君） 次に、文教厚生常任委員長、怒留湯健蓉さん。

[登壇]

文教厚生常任委員長（怒留湯健蓉さん） おはようございます。文教厚生常任委員長報告をいたします。

本定例会で文教厚生常任委員会に付託されました議案は、補正予算が3件、条例が1件、請願1件の5案件でありました。現地調査を含め、慎重に審議をいたしましたので、その経過と結果についてご報告をいたします。

まず、議案第69号、平成20年度菊池市一般会計補正予算第2号の付託分について主なものを申し上げます。款3民生費、項1社会福祉費、目3障害者福祉費の増額補正のうち、負担金補助及び交付金530万円は条例規則に基づく3施設の改築並びに付帯設備へ補助するものです。款4衛生費、項2清掃費、目3塵芥処理施設費の166万9,000円の増額補正は、エコヴィレッジ旭職員の減による嘱託職員の報酬と共済費10ヵ月分であり、委員からは万全の体制で事故を起こさないようにと意見がされました。

次に議案第70号、平成20年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算については、一時借入金の限度変更と、レセプト点検嘱託職員が退職するため、その後を業者委託にすることにより、16万6,000円の減額補正が主なものです。これについては委員から、「レセプト点検による成果は」との意見に対し、執行部より資料による報告がありました。

次に議案第75号については、市の指定管理者に指定されているところの名称を変更することによるものです。

以上の議案に対しましては、審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に請願第4号、後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書の提出に関する請願について申し上げます。これについては、紹介議員に出席を求めて意見を聴取いたしましたが、請願の趣旨は理解するものの、現在国会で論議中であり、また、中止・撤回を求めるものであれば対案等も必要であるなどの意見が出され、審査の結果不採択でありました。しかし、後期高齢者医療制度については、問題点なども指摘されており、高齢者が安心して医療を受けることのできる制度とすべく見直しを求めるとして、委員会として意見書を提出することといたしました。

次に追加議案第78号、平成20年度菊池市一般会計補正予算第3号について申し上げます。款4衛生費、項2清掃費、目2塵芥処理費の3,683万6,000円の増額補正は、不燃物ごみ処理業務委託料2,906万2,000円と、不燃物ごみ運搬委託料747万4,000円、及び環境調査委託料30万円であり、これは、旧菊池市袈裟尾焼却場跡地の耐火れんが、焼却灰、不燃残渣等の撤去に必要な経費ということでございます。これについては、会期中に浮上した問題で、その取り扱いについてはさまざまな論議がなされてきたところですが、当委員会において現地調査を含め2日間にわたる審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告をいたします。

審査の柱となりました論点としましては、1つ、予算計上の経緯とその算定の方法。2つに、土量、土壌検査の結果について。周辺の影響はどうか。また、残渣がこれ以上出るといえることはないか。3つ目に、業者はどこで、見積もりなどは何社から取ったのか。また、ほかの自治体での実態はどうであるか。4つ目に、現状のまま覆土することはできないのか。5つ目に、再発を防ぐための具体的な対策を協議するか。などについて厳しい質疑や意見が相次ぎました。

委員からは、この予算に対して無条件で認めることはできないとして、撤去の時期の問題やその方法、特に運搬業務については、中小企業振興の立場から、市内業者数社による見積もりなどを行い直し、議会に対しての報告も随時行うようにとの指摘がございました。執行部からは、土壌検査については基準値内であること、運搬業務の見積もりはやり直す用意があること、残渣がこれ以上発見されることはないということ、再発防止のための対策を協議するということが表明されました。

また、現地は既に表土を取った状態であり、本格的な梅雨の前に全量撤去しなければ流出等の恐れがあり、問題を先送りさせないためにも、可能な限り、天候を見て早急に全量を撤去したいとの強い意志が繰り返されました。委員会としましては、熟慮を重ね、審査にも慎重を期しました。追加予算として認めるべきではないという反対討論もございましたが、焼却場跡地という特別な配慮を要する施設の処理であるので、環境面を第一に考え、市民へ不安を与えないためにも現況を放置できないとして、この機に全量を撤去させるべく、当該追加予算を認めざるを得ないという意見に集約され、採決の結果、可決すべきものと決しました。

以上が文教厚生常任委員会の審査の経過と結果でございます。議員各位におかれましては、慎重審議の上、速やかにご賛同賜りますようお願いいたしまして、文教厚生常任委員長長の報告とさせていただきます。

議長（北田 彰君） 次に、経済常任委員長、本田憲一君。

[登壇]

経済常任委員長（本田憲一君） 経済常任委員会に付託されました案件につきまして、ご報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案第69号、平成20年度菊池市一般会計補正予算と請願第3号、国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書提出の請願の2件でありました。

はじめに、補正予算の中で款5農林水産業費、項1農業費の農業振興費100万円の補正は、本年度においてJA菊池が新規飼料米の実証を行うための事業主体となるJA菊池に対して県補助金であります。また、農業振興費11万1,000円は、水迫里山の家に圧力釜の備品購入の補正でした。次に、款6商工費の中で、観光費1,299万8,000円の補正は、泗水孔子公園の修理設計及び工事費の補正であります。委員会の審査の中で現地審査も行い、孔子公園の修理については危険があり早急な対応が必要である。今後については泗水地域のまちづくり委員会と密に協議してほしいという意見で全会一致で可決いたしました。

最後に、請願3号についても全会一致で採択することにいたしました。

各議員におかれましては、本委員会の決定のほど、よろしくご賛同のほどをお願い申し上げます。経済常任委員会の報告といたします。

議長（北田 彰君） 次に、建設常任委員長、隈部忠宗君。

[登壇]

建設常任委員長（隈部忠宗君） おはようございます。

ご報告を申し上げます。本定例会において、建設常任委員会に付託されました議案は、条例案件5件、補正予算案件4件、議決案件1件の計10件でありました。2日間にわたり慎重に審議をしましたので、経過並びに結果についてご報告を申し上げます。

まず、議案第59号、菊池市まちづくり交付金評価委員会条例の制定につきましては、国が交付するまちづくり交付金事業において、土地再生整備計画の対象となる地区の事後評価の手続き、数値目標達成状況の確認、今後のまちづくり方策等についての意見を聞くために評価委員会を立ち上げるものとの説明がありました。

議案第65号、菊池市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第66号、菊池市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について、議案第67号、菊池市小集落改良住宅条例の一部を改正する条例の制定について、議案第68号、菊池市単独住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についての4案件は、市営住宅の入居者資格の見直しを行い、公営住宅から暴力団を

排除し、入居者及び周辺住民の安心安全な暮らしを確保するための条例改正との説明を受けました。

次に議案第69号、平成20年度菊池市一般会計補正予算（第2号）付託分について申し上げます。款土木費、項道路橋りょう費、目道路橋りょう新設改良費1,048万6,000円の増額の主なものは、津留尾足線の道路改良費が主なものです。

議案第71号、平成20年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。款国庫支出金、項国庫補助金、目公共下水道事業補助金、節公共下水道事業補助金3,740万円増額してありますが、公共下水道事業費の補助金が、合併より末端の流量1日20t以上が補助対象でありましたが、見直しをされて、1日3t以上から補助対象となってきたため、起債の組み換えという説明を受けました。

議案第72号、平成20年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、資本費平準化債の1億円借入による組み換えです。

議案第73号、平成20年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてですが、1億3,000万円の財源内訳の変更であります。

次に議案第74号、菊池市公共下水道菊池市浄水センターの建設工事委託に関する基本協定の締結について申し上げます。議会に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を得る必要がある建設工事委託に関する基本協定です。協定の金額、24億9,890万円。協定の相手方は日本下水道事業団。協定の期間は、締結の日から平成25年3月31日までとなっています。委員から、旧七城町が日本下水道事業団を選定しなかった経過の説明、日本下水道事業団選定の理由等の質問がございました。

以上、6月12日の現地調査を踏まえ、慎重審議しました結果、建設常任委員会に付託されましたすべての議案に対し、委員全員一致で異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。議員各位におかれましては、慎重審議の上、速やかにご賛同賜りますようお願いいたしまして、建設常任委員長報告とさせていただきます。

議長（北田 彰君） 以上で、委員長報告終わります。

ただいまの各常任委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

東裕人君。

[登壇]

1番（東 裕人君） おはようございます。総務常任委員長へ、議案第62号、国保

税条例改正についてお伺いします。

報告で、執行部の決意は聞きました。その上でお尋ねします。今回の増税が市民の家計所得、国保加入世帯の平均所得との関係で負担能力、担税力を超えているのかいないのか、払えるのか払えないのか、そこら辺の議論は委員会でありましたか。お聞きします。

議長（北田 彰君） 総務常任委員長、三池健治君。

[登壇]

総務常任委員長（三池健治君） それでは、東議員の質問にお答えしたいと思います。

今の国保加入世帯の平均所得の方が、負担能力があるかないかというお聞きでしたんですけども、負担能力というのは個人個人の問題ではないかと思えます。中にはローン払って、くっくくく言っている方もいらっしゃるかと思えば、少しずつでも貯金している方がいらっしゃるかと思えます。そういうように個人的な問題ですので、委員会としては払えるか払えないか、負担はあるかないかという話は、論議はしておりません。ただ、税金が負担かかれば負担は重くなるという話は論議しました。軽減なしの方、2割軽減の方、5割軽減の方、7割軽減の方、いろいろやはりいらっしゃいます。その中で、全体的に負担は重くなってくるといって、一般財源からの繰入はどうかという話はしたところであります。

議長（北田 彰君） 東裕人君。

[登壇]

1番（東 裕人君） それでは、増税と収納率の相関関係について、こういった議論がなされたのでしょうか。例えば、増税が収納率の悪化を加速させるのではないかなど、こういった議論があったのかないか、お聞きします。

議長（北田 彰君） 総務常任委員長、三池健治君。

[登壇]

総務常任委員長（三池健治君） 2回目の質問に答えます。確かに納税率は悪化するのではないかという話がありました。それが加速するかという論議に対しては、論議しておりません。ただ、92%を割り込めばカット率が3,000万円もあるということで、どうしても92%以上を達成するようというような、委員会では前向きな話し合いでありました。

以上、お答えします。

1番（東 裕人君） 終わります。

議長（北田 彰君） ほかにありませんか。坂井正次君。

[登壇]

16番（坂井正次君） 私は文厚委員長に質問をいたします。

現在、菊池市の財政は大変財政難であります。その中で無駄な金はなるべく省かなければなりませんけれども、追加議案で3号補正予算に出ました袈裟尾のごみ処理のことでございますけれども、私が質問したいのは、1,676万3,000円の予算が計上してありました。しかし、どれだけの面積でその土地を誰が要望したのか。また、どんな目的で要望したのか。要望したことによって、それを排除したいというような考えになったと思いますので、その点が1点です。

第2点といたしまして、600立米、1,676万3,000円計上してありました。しかし、業者は1,000立米を超える分を勝手に黙って処理したわけですね。それを市はどのように確認されたのか。その場所は組んでいないのに、業者としてはいただけるものと思ってやったのでしょうか。それが第2点。

第3点といたしまして、面積がどれくらいか。あまり大した面積ではないと思いますけれども、ダイオキシンとかの基準値以内だったと書いてありますけれども、その面積の土地を売却するにおいても追加予算を認めれば、5,359万3,000円かかるわけです。果たして、それだけの価値のある土地だったのか。それを、委員会でどう審議されたのか、質問いたします。

議長（北田 彰君） 文教厚生常任委員長、怒留湯健蓉さん。

[登壇]

文教厚生常任委員長（怒留湯健蓉さん） お答えをいたします。

ご指摘の点については、むしろ集中的に審議をいたしました。最初のお尋ねですけれども、ここの総面積は3,619㎡ございまして、約3反6畝ということです。

それから、要望は誰かということですが、この事業に携わった、工事をしたのは九州産廃ではございますけれども、これは土地の購入を要望した人という意味でしょうか。

16番（坂井正次君） そうです。

文教厚生常任委員長（怒留湯健蓉さん） 委員会の中では報告がっております。これは皆さんにお配りした経過のところにも詳しく書いてありますけれども、平成18年ごろにある方が、ある企業が買いたいということが言われているという仲介があったそうです。それによって、ここの土地の整備を始めたわけですけれども、なかなか予算の確保ができないで、本年度当初予算で1,670万余円を組んだわけです。これについては、当時の図面などの文書の資料がなかったために、現地を調査しまして、目測により600立米ぐらいが埋まっているだろうという推測の下に、1,676万3,000円を組んだということでございます。しかし、

実際工事に入ってみますと、当初の予測はるかに超えたものが埋まっていたということなんですね。業者が勝手に掘ったということではなく、工事については担当課が随時検査には行っていたようです。

それから2番目は、追加予算で認めてしまうと5,359万3,000円という多額な経費がかかるということでありますけれども、これについても厳しい意見がたくさん出ました。文厚委員会の結論としましては、この土地がどのように重要な土地であるかということについては、今後の評価に待たせようということで、文厚委員会の審議の柱は、現況を放置できないということです。ご覧になった方はわかると思いますけれども、一部表土が取ってございまして、陥没して水がたまっております。そして、かなり雨水を含んでおりますが、このまま梅雨にさらされますと決壊流出の恐れがあるという状況でございます。それらが流れ出しますと大変な事態になるということで、問題を先に送らない、拡大させないということで、大変苦慮いたしましたけれども、この委員会です、今議会で認めざるを得ないという判断でございました。

16番(坂井正次君) なるべく高く、よろしくをお願いします。

議長(北田 彰君) 奈田臣也君。

[登壇]

13番(奈田臣也君) おはようございます。文教厚生委員長に4点お聞きします。

まず第1点は、当初の計画では600m³、1,676万3,000円だったのが、仕事できたのは400m³オーバーされておるわけです。それから、再度今回の予算書には713.8m³。新たな事業費が3,683万6,000円ということですが、この713.8m³の中には、あそこが無断でした400m³が含まれているのかいないのか、お答えいただきたいと思います。

第2点には、平成14年に法改正というのがあつとるようですが、そこには適正処理の基準が明確になっているということですが、それに基づいて、重金属、ダイオキシンが調査されていると思いますが、それについては異常はないということです。しかし、安全性が必要だということですが、この安全性は地域の方々に対する安全性で、そのために仕事をなさるのか。それとも、ある企業が買って、その企業が要求したために、この事業をなさるのか。

第3点、災害とありますけれども、写真で見る限り、災害の可能性はないような感じがいたします。この災害があるかないかというのは、どのような議論をなされて災害があるというふうに決定されたのか。

まずは、その3点について。

それから、ある企業が安全な土地を求めたいということで残渣があつたら困る

と。とにかく残渣がある以上は買わんということですか。市としては、適正な処理基準がありますので、それに基づいた以上で、超えて、安全性は、適正処理はなされているけれども、そぎゃんとは残渣があるけん買わん、そのような要求が企業からあっておるのか。その辺について、どのような審議をなされたのか、お聞かせいただきたいと思います。

議長（北田 彰君） 文教厚生常任委員長、怒留湯健蓉さん。

[登壇]

文教厚生常任委員長（怒留湯健蓉さん） お答えいたします。

600立米を超えて400立米を掘ったということが無断であったかということですが、これは無断ではなかったということ、当局が立ち合っているということでございます。それで、当初の見積もりが600立米でございまして、恐らく600立米からちょっと超えたぐらいだろうと思って、もう少しもう少しいうふうに掘り進んでいったら、1,000立米掘ったところで、もっとあるということが発覚したわけです。それでいったん中断をしたということでございます。

それから、安全性は業者の求めによるということではなく、地域の安全性でございます。災害の可能性については、文教厚生委員会では災害が発生するかどうかの審議は行っておりませんが、それは専門家に待つとして、現況を見たときに、災害の発生の可能性が高いという判断でございました。

それから、ある企業が残渣をとということですが、そのあたりへの企業のかかわりはございませんことを確認しております。

議長（北田 彰君） 奈田臣也君。

13番（奈田臣也君） よかですか。委員会としてはですたい、委員会としては、しゅっちゅう市が行きよって、600mと思してしたばってん、いつの間にか1,000mしとったって、1,000立米。そぎゃんずさんな仕事の仕方がありますか。そういうのを委員会で審議せずに、何が審議ですか。

あと一つは、私は400m³してあるから、700の中にそれが入っているかどうかをお尋ねしたわけですが、お尋ねではない。それから、答えになっていない。

それから、何で残渣の処理基準の中で、明確になった中で、その中でして、基準内ということで、何で地域の方々に対する安全性の確保のために、こういう事業を5,000万円もかけてせにゃんとですか。安全であるなら、それでいいじゃないですか。

議長（北田 彰君） 文教厚生常任委員長、怒留湯健蓉さん。

[登壇]

文教厚生常任委員長（怒留湯健蓉さん） お答えいたしますが、ずさんさについては

十分指摘はしました。さかのぼって謝罪を求めるということがあって、再発をしないように十分対策をするように強い意見を付し、ずさんさについては十分指摘をいたしました。

それから、工事をやるというか、この事業についてなぜやったかというような審議はしてありません。工事が始まって途中で浮上した問題について上程されてきましたから、その問題点については、最初にご報告をしましたように、集中して5つの柱を中心に審議をしたところでございます。

700立米については、工事着工が4月9日だったと思いますけれども、それで1,000立米取ったところで、まだあるということがわかったのが21日で、そこでいったん工事を中止しております。そして、慌てて庁内協議を重ね、県の指導を仰ぐなどということがあって、残量の調査もそのときにしておりますが、その残量がわかったのが5月26日。皆さんに渡した資料に書いてあると思えますけれども、わかったのが26日ということでございます。

議長（北田 彰君） 奈田臣也君。

13番（奈田臣也君） 私の質問には、今のやつには、700の中に400mが入っているか、なんかとうとうお答えになっていない。

それから、本来はこういう多くの問題を抱えているものは、こういう議会の途中に出てくるのではなくて、最初の計画のように、9月の線でやるべきであったものが、早急にするということですが、変な理由の中で、県のほうから要請があったというような感じでございますけれども、県のほうから要請があったわけですか。その辺について、どのような審議がなされたのか。

議長（北田 彰君） 文教厚生常任委員長、怒留湯健蓉さん。

[登壇]

文教厚生常任委員長（怒留湯健蓉さん） お答えいたします。

再調査をしたときに713幾つ残っているというときには、その中には400は入っておりません。それから、県が何かという話だけ、県は指導しております。適正な処理について、県は本来あるべき処理の仕方を指導しております。

それから、9月議会を待てなかったかということですが、これも十分審議をいたしました。しかし、6月の雨期、それから9月議会前にやってまいります台風の時期を考慮しまして、時期としては今を逃したら問題を先送り、拡大するだろうということで、ご報告のとおり決したところでございます。

議長（北田 彰君） 奈田議員、3回の質問が終わりました。ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） これで質疑を終わります。

次に、請願第4号を除き、議案第59号から75号まで及び議案第78号、並びに請願第3号を含め討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

東裕人君。

[登壇]

1番(東 裕人君) 議案第62号、菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論を行います。

今回の増税は、平均所得136万円の国保加入世帯にとって大変過酷な増税、負担能力を超えた増税となります。9日の質疑でお聞きしましたが、国保運営協議会でも、「毎年上げるとパニックになる。もう限界」こういう声が上がっています。委員会でも市民の実態を踏まえ、継続審議も視野に入れた大変慎重な審議をされたとの報告がありました。

来年、再来年、近い将来のパンクは認めながら、今年は増税するというのは、私は道理がないと思います。来年、再来年に一般会計からの繰入を検討せざるを得ないのなら、なぜ今年、繰入ないのですか。昨年の増税以降、どんな検討をしてきたのですか。

それから、報道されていましたが、本市の基金残高72億円、行革効果で5億4,000万円、一体何に使うのですか。国保が崩壊の危機にあるのなら、市民の暮らしを守るために真っ先に使うべきだと、私は考えます。

また、負担能力を超えた増税をすれば、ますます払いたくても払えなくなります。増税と収納率悪化の悪循環をいつまで続けるのですか。市民が悲鳴を上げている今、繰入も含め、あらゆる手だてを講じる必要があります。それが不十分なままの今回の大増税は認めるわけにはいきませんので反対をします。

議長(北田 彰君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。ほかに討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

議長(北田 彰君) これで討論を終わります。

これより、議案第59号から議案第75号まで及び議案第78号の18議案、並びに請願第3号について採決します。ただいま討論がありました議案第62号を除き、一括採決します。

お諮りします。

議案第59号、議案第60号、議案第61号、議案第63号、議案第64号、議案第65号、議案第66号、議案第67号、議案第68号、議案第69号、議案第70号、議案第71号、議案第72号、議案第73号、議案第74号、議案

第75号、議案第78号。

[「ちょっとあります」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 請願第3号、以上の18案件について、各常任委員長の報告は、原案のとおり可決です。

各常任委員長の報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって以上の18案件については、各常任委員長の報告のとおり決定しました。

次に、討論がありました議案第62号について、起立により採決します。

お諮りします。議案第62号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方、起立を願います。

（賛成者起立）

議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、議案第62号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第4号について討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

東裕人君。

[登壇]

1番（東 裕人君） 請願第4号、後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願に賛成の立場で討論を行います。

お金を理由に75歳で差別医療を押し付けられるという、憲法25条、憲法14条を踏みにじる高齢者差別を、この制度の根本が間違っている以上、撤廃する以外にありません。制度を廃止し、3月までの制度に戻した上で、安心できる医療制度をどうつくるかについて大いに議論し、財源問題も含めて、国民的討論によって合意をつくっていくことが大事であると考えます。それが無いから今、大問題になっているわけです。

国会では、参院で廃止法案が可決されたものの、衆議院では民主党、社民党、国民新党が本会議をボイコットしたため審議入りが見送られています。廃止か見直しか、最後まで予断を許しません。国民多数の批判を背景に提出されたこの請願は採択されるべきであると考えます。議員の皆さんの判断をお願いして、賛成討論を終わります。

議長（北田 彰君） 次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。ほかに討論ありませんか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

これで討論を終わります。

これより、請願第4号を採決します。

請願第4号に対する委員長の報告は不採択です。したがって、可を図る原則により、原案について採決します。

採決は、起立によって行います。お諮りします。請願第4号は、原案のとおり採択することに賛成の方、起立を願います。

(賛成者起立)

議長(北田 彰君) 起立少数です。したがって、請願第4号は、不採択とすることに決定しました。



日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

議長(北田 彰君) 日程第2、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

総務常任委員会

- 1 一般行財政、市税、企画開発、地域振興、情報処理等に関する諸問題の調査について

文教厚生常任委員会

- 1 福祉、環境、健康管理、教育等に関する諸問題の調査について

経済常任委員会

- 1 農政、林業、商工振興、観光開発等に関する諸問題の調査について

建設常任委員会

- 1 土木、都市計画、公共下水道、水道等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

小川会館建設特別委員会

- 1 小川会館建設に関すること

新庁舎建設検討特別委員会

- 1 新庁舎建設に関すること

議会広報特別委員会

- 1 議会広報に関すること

企業誘致促進特別委員会

- 1 企業誘致に関すること

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から所管事務調査事項について、議席に配布の閉会中の継続審査申出の一覧のとおり申し出がっております。

お諮りします。議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査にすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査にすることに決定しました。



追加日程第 1 議案第 79 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
上程・説明・質疑・討論・採決

議長（北田 彰君） 次に、追加日程第 1 議案第 79 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案については、地方自治法第 117 条の規定に係る議員は除斥する必要がありますが、第 117 条に係る議員はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 関係する議員なしと、認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

〔登壇〕

市長（福村三男君） ただいま上程いただきました議案第 79 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき組織され、本市では 5 人の委員をもってその運営がなされております。その中のお一人、水上玲子委員が、同法律施行令第 20 条の規定により、合併後の特例による 3 年の任期が満了するため、その後任の委員につきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

教育委員会委員は、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者とされており、十分検討いたしました結果、菊池市旭志麓 1060 番地 17、佐藤証氏を任命いたしたく、提案を申し上げます。

よろしくお願い申し上げます。

議長（北田 彰君） 以上で、議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第79号については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託は省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第79号を採決します。採決は起立によって行います。お諮りします。議案第79号は、原案のとおり同意することに賛成の方、起立を願います。

（賛成者起立）

議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、議案第79号は同意することに決定しました。



追加日程第2 議案第80号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
上程・説明・質疑・討論・採決

議長（北田 彰君） 次に、追加日程第2 議案第80号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

本案について、地方自治法第117条の規定に係る議員は、除斥する必要がありますが、第117条に係る議員はありませんか。

関係する議員なしと、認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） 議案第80号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

公平委員会は、地方公務員法の規定に基づき、3人の委員をもって組織されております。その職務は、職員の勤務条件に関する措置の要求、及び職員に対する不利益を審査し、並びにこれらについて必要な措置を講ずる委員会でございます。今回、地方公務員法附則の経過規定により、合併後3年となっております、山

田武人委員の任期が満了するため、その後任の委員につきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

委員は、人格が高潔で、地方自治の本市及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関し識見を有する者とされており、十分検討いたしました結果、再度山田武人氏を選任いたしたく、提案申し上げます。よろしく願います。

議長（北田 彰君） 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑終わります。

議案第 80 号については、会議規則第 37 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論終わります。

これより、議案第 80 号を採決します。採決は起立によって行います。お諮りします。議案第 80 号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、議案第 80 号は、同意することに決定しました。

追加日程第 3 議案第 81 号から議案第 85 号 固定資産評価審査委員会委員の選任
につき同意を求めることについて
上程・説明・質疑・討論・採決

議長（北田 彰君） 次に、追加日程第 3、議案第 81 号から議案第 85 までの固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、5 議案を一括議題とします。

本案について、地方自治法第 117 条の規定に係る議員は、除斥する必要がありますが、第 117 条に係る議員はありますか。

関係する議員なしと、認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

市長（福村三男君） ただいま上程いただきました、議案第 8 1 号から議案第 8 5 号についてご説明申し上げます。議案書 5 ページからでございます。

この議案は、本市の固定資産評価審査委員会委員の任期が来月の 7 日をもって満了するため、後任の委員につきまして、議会の同意をお願いするものでございます。固定資産評価審査委員会委員は地方税法の規定により、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために設けられた機関で、本市では 5 名の委員で構成がなされております。

委員は市の住民、市税の納税義務がある者、または固定資産の評価について学識経験を有する者とされており、十分検討いたしました結果、議案番号順に議案第 8 1 号、菊池市旭志伊坂 2 5 8 番地、山田三男氏、議案第 8 2 号、菊池市泗水町豊水 6 2 1 番地、大島弘美さん、以上 2 人が再度の提案でございます。議案第 8 3 号、菊池市袈裟尾 1 0 6 3 番地、城直輝氏、議案第 8 4 号、菊池市七城町山崎 1 2 3 番地、石本利治氏、議案第 8 5 号、菊池市隈府 1 5 5 番地、鳥越由里子さん、以上 5 名の方を選任いたしたく、提案申し上げますのでございます。

よろしく願いいたします。

議長（北田 彰君） 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第 8 1 号から議案第 8 5 号までの 5 議案については、会議規則第 3 7 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより起立により採決します。お諮りします。議案第 8 1 号は、原案のとおり

り同意することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長(北田 彰君) 起立多数です。したがって、議案第81号は、同意することに決定しました。

次に議案第82号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長(北田 彰君) 起立多数です。したがって、議案第82号は、同意することに決定しました。

次に議案第83号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長(北田 彰君) 起立多数です。したがって、議案第83号は、同意することに決定しました。

次に議案第84号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長(北田 彰君) 起立多数です。したがって、議案第84号は、同意することに決定しました。

次に議案第85号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長(北田 彰君) 起立多数です。したがって、議案第85号は、同意することに決定しました。



追加日程第4 報告第3号から報告第11号まで一括上程・報告

議長(北田 彰君) 次に、追加日程第4、報告第3号から報告第11号までの9件について一括議題とします。

提出者の報告を求めます。

企画部長、石原公久君。

[登壇]

企画部長(石原公久君) お手元の追加議案の15ページをお開きください。

報告第3号、菊池市土地開発公社経営状況報告につきまして、地方自治法第243条の3の第2項の規定によりご報告いたします。時間がございませんので、少し早口で申し上げますことをお許しください。

18ページをお開きください。平成19年度事業報告書でございますが、(イ)用地の年間取得造成につきましては、隈府中央線代替用地等取得事業で面積が1,854.93㎡、取得金額が5,418万7,262円となっております。(ロ)用

地の年間処分原価につきましては、まず、蘇崎工業団地を玉田工業株式会社へ売却しており、その分譲面積が1万1,311平方m²、売却額が1億3,228万1,063円。また、隈府中央線の代替用地売却といたしまして、面積1,071.04m²、売却金額が3,259万1,968円となっております。

19ページをお願いいたします。平成19年度貸借対照表でございます。まず資産の部でございますが、1の流動資産といたしまして、(1)普通預金から(9)の未成土地までの合計が27億5,884万7,521円でございます。このうち、(5)公有地から(9)未成土地までの事業用地の内訳を、24ページに記載しておりますのでご覧ください。未成土地は、林原、蘇崎、田島工業団地と小野崎宅地分譲用地でございます。事業用地の期末残高の合計面積が25万3,923.89m²、金額が27億816万9,463円となっております。

19ページにお返りいただきます。2の固定資産合計は25万2,756円で、資産合計は27億5,910万277円となるものでございます。

次に20ページの負債の部でございます。1の流動負債は(3)前受金の219万2,000円となっております。2の固定負債で(1)の長期借入金は20億3,500万円です。

25ページにその内訳を記載しております。菊池地域農業協同組合から19億7,700万円。土地開発基金、5,800万円となっております。

20ページにお返りいただきまして、1流動負債と2固定負債を合計いたしました20億3,719万2,000円が負債合計でございます。

次に資本の部でございますが、1の資本金は市からの出資金で100万円です。2の準備金合計は(1)繰越準備金と(2)当期利益を合わせました7億2,090万8,277円となります。負債資本合計は27億5,910万277円となっております。

次に21ページの損益計算書でございます。1の事業収益につきましては(1)公有地取得事業収益が3,259万1,968円で、隈府中央線代替用地の売却額となります。(2)の土地造成事業収益が1億3,228万1,063円で、玉田工業株式会社へ蘇崎工業団地の一部を売却した額となります。(3)付帯等事業収益といたしまして、小島団地を雇用促進住宅菊池宿舎の駐車場として雇用振興協会に賃貸している分の収益が139万4,000円でございます。

次に2の事業原価ですが、(1)の公有地取得事業原価が3,259万1,968円で、先ほど説明いたしました隈府中央線代替用地の原価となります。(2)の土地造成事業原価が1億3,228万1,063円で、先ほど説明いたしました玉田工業株式会社へ蘇崎工業団地を売却した原価でございます。(3)の付帯等事業原

価はございませんので、事業総利益は事業収益から事業原価を差し引きました139万4,000円でございます。事業収益は事業総利益から3の一般管理費73万6,581円を差し引きました65万7,419円となるものでございます。

4の事業外収益でございますが、受取利息が6万2,177円、雑収益が20万5,500円です。合計26万7,677円が事業外収益となります。事業外費用はございません。したがって、92万5,096円が経常利益となります。

6の特別利益及び7の特別損失はございませんので、当期利益は92万5,096円となります。

23ページは当社の財産目録でございます。

次に26ページに監査報告書を添付いたしております。

次に29ページをお願いいたします。平成20年度菊池市土地開発公社の事業計画予算資金計画をご説明申し上げます。平成20年度の事業計画でございますが、1の土地取得造成事業の計画といたしまして、林原工業団地で60万円、蘇崎工業団地で1,740万3,000円、田島工業団地で1,888万円、小野崎住宅用地で10万円、隈府中央線代替用地取得事業といたしまして4件で381万9,000円を計上いたしております。

2の土地売却は、隈府中央線の代替用地の売却につきまして4名で5件の2,606万1,000円を計画いたしております。

次に30ページになりますが、平成20年度の予算でございます。予算につきましては、第2条の収益的収入及び支出で、事業収入として所有土地の売却、公有所有地に係る賃貸料、受取利息等の収入を計上しております。支出では、工業団地の草刈り経費、車両2台のガソリン代等の支出を計上しております。

次に、31ページの第3条資本的収入及び支出でございます。まず資本的収入につきましては、長期借入金といたしまして20億を計上いたしており、同額が収入合計となっております。資本的支出につきましては、土地造成事業費で3,698万3,000円、公有地取得事業費に381万9,000円、長期借入金償還金につきましては20億3,500万円を計上いたしております。また、第4条の借入金の限度額は21億円と定めております。

次に、32ページが平成20年度の資金計画となっております。

以上が、菊池市土地開発公社の経営状況報告でございます。

終わります。

議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

経済部長（後藤 定君） それでは33ページをお開きください。報告第4号の有限

会社きくち観光物産館経営状況報告から、報告第11号、有限会社有朋の里泗水経営状況報告まで、以上8件についてご報告申し上げます。早口になるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

経営状況の報告につきましては、地方自治法第221条第3項に規定する法人に該当いたしますので、同法243条の3第2項の規定によりましてご報告するものでございます。

まず、報告第4号、有限会社きくち観光物産館経営状況報告について、平成19年度の営業報告からご説明申し上げます。35ページをお開きください。平成19年度は人件費のオーバー、レジ等の設備の状況、退職金の発生等による経費の増加によりまして赤字経営となりました。下期において、人件費の削減等通常経費は前年度対比80%程度まで圧縮いたしました。異常気象の影響による野菜等の商品不足、ピーク時の人手不足やヤーコンの大口契約のキャンセル等による売上減があり、業績の回復までは至らなかったところでございます。36ページから37ページまでは、取締役会の内容となっておりますので、ご確認いただきたいと思ひます。

38ページでございます。前年度との売上実績及び売上客数の比較となっております。平成19年度の販売実績は、合計の欄で前年度対比94%の2億3,345万7,000円となっており、販売客数は前年度対比93%の20万399人となっております。

次に、39ページからは決算報告書でございます。まず40ページは、平成20年3月31日現在の貸借対照表でございます。左側の資産の部では、流動資産、固定資産の資産合計で3,800万9,208円、右側の負債の部合計で2,468万9,907円、純資産の部で利益剰余金371万9,301円を含み、純資産合計が1,331万9,301円となっております。

次に、41ページの損益計算書でございますが、売上高6,866万7,190円でありまして、売上総利益から販売費及び一般管理費を差し引きますと、営業損失が805万3,207円となり、下段の当期純損失がいわゆる赤字といたしまして548万1,563円となっております。42ページから44ページまでは明細等となっておりますので、説明を省略させていただきます。

次に、45ページは平成20年度の営業計画でございます。社会を取り巻く厳しい経済状況の中で400名以上の生産者、地元の業者の方々の協力を得ながら、地域の物産、商品の販売を通じて地域活性化の役割を果たしております。安心・安全・おいしい農産物の販売拠点としてステビア農産物、菊池特産のヤーコンの普及に努めるとともに、改革と改善を行いながら業績の回復を進めてまいります。

次に、46ページは平成20年度予算でございます。収入の部で営業収入7,092万8,000円など、収入合計7,324万8,000円を見込んでおります。

次に支出の部であります。販売費及び一般管理費の支出合計6,973万8,000円を見込み、差引利益351万円を見込んでおります。

47ページは、平成20年度の売上計画表でございます。対前年度比101.9%の2億3,800万円を計画しております。

最後に、48ページは、オープン当初からの売上実績等の推移表となっております。

以上概略を説明申し上げまして、有限会社きくち観光物産館の経営状況報告に代えさせていただきます。

49ページをお願いいたします。報告第5号、有限会社ファームきくちの経営状況についてご説明いたします。51ページの平成19年度事業報告からご説明いたします。平成19年は中期5ヵ年計画において重点事業に位置づけた有色米の産地化と新規就農者支援の2年目の年にあたり、有色米の産地化については、菊池市古代米部会等との連携の下、中山間事業を中心に約15haの産地化を達成し一定の成果を得ることができました。また、鞠智城国営公園化に向け、山鹿市と共に連携しながら、古代米による景観づくりや収穫体験イベントなどにも取り組みました。販売面においては、(1)有色米部門で県北部を中心に取引販売店52業者と契約を結び、12月末現在の売上が2,257万7,000円となりました。加工開発においても、古代米の粉末を利用した商品づくりを加工業者等と連携して取り組んでいるところでございます。(3)の新規就農者支援についても継続的に実施し、4名の対象者に対し直接指導を行いました。また、県立農業大学校や、NPO法人きりり水源村等と連携しながら、体系的な就農支援システムづくりに取り組んでおります。

次に、52ページから決算報告書でございます。平成19年12月31日現在の貸借対照表で、左側の資産の部では、流動資産、固定資産の合計が6,430万794円、右側の負債の部合計で1,300万5,816円、純資産の部で利益剰余金19万4,978円を含み、純資産合計5,129万4,978円となっております。

次に、53ページは損益計算書でございます。売上高は3,955万1,458円でありまして、売上総利益から販売費及び一般管理費を差し引きますと営業利益がマイナス123万5,170円となり、下段の当期純利益が15万9,539円となっております。

次に、54ページから58ページまでは明細等でございますので、ご覧いただ

きたいと思います。

次に、59ページでございます。今回、古代米取扱数量の増大に伴い、12月に大量の古代米仕入れに多額の経費を要する状況があるため、通常の経営状態が明確となるよう、決算期を12月末締めから3月締めに変更を行っておりますので、平成20年1月1日から3月31日までの3ヵ月間の決算状況についてご説明いたします。まず、事業報告でございますが、古代米販売においては、県北部を中心に51事業所と12企業と販売契約を結び、1月から3月の売上656万円となりました。新規就農支援においても、3名の対象者に対し直接指導を行ったところでございます。

次に、60ページは平成20年3月31日現在の貸借対照表でございます。左側の資産の部では、流動資産、固定資産の資産合計で5,893万3,904円、右側の負債の部合計で1,152万2,453円、純資産の部で4,741万1,451円となっております。

次に、61ページは1月から3月までの3ヵ月間の損益計算書でございますが、売上高880万133円であり、下段の当期純利益がマイナス393万3,527円となっております。要因といたしましては、古代米の3ヵ月間の販売額の減少と、カスミソウの市場価格の低迷、及び原油高騰による暖房燃料節約のため作付け時期をずらしたことから、収穫時期が通常より遅れまして売上高が減少したことによるものです。古代米におきましては、1月から3月の間に県北の事業所など販売先の確保ができましたので、今後さらに営業展開を進め売上確保に積極的に取り組んでまいります。

62ページから64ページまでは明細等でございますので、説明を省略させていただきます。

次に、65ページは平成20年度の事業計画でございます。ハウス及び露地物の計画的な栽培に合わせ、有色米の産地化については、各物産館、販売所、外食産業、米卸業者等への販売促進活動を積極的に進めてまいります。新規就農者支援につきましても、県立農業大学校をはじめ農業関係者団体との連携を図りながら、就農希望者の自立に向けた支援を積極的に行ってまいります。

次に、66ページは平成20年度の収支予算でございます。まず、売上高5,150万円で、中段の売上総利益1,156万2,000円を見込んでおります。販売費及び一般管理費が859万円でありまして、下段の当期純利益を307万2,000円と見込んでおります。

67ページから68ページまでは、その明細でございますので、説明を省略させていただきます。

以上、概略をご説明申し上げまして、有限会社ファームきくちの経営状況報告に代えさせていただきます。

次に、69ページをお開きください。報告第6号、有限会社七城町特産品センターメロンドームでございますが、経営状況についてご説明いたします。71ページの平成19年度事業経過報告からご説明いたします。平成19年度は、売上高が前年度対比100.2%の13億3,513万6,274円となっており、入店客数は、前年度対比99.3%の136万7,980人となっております。また、以前七城町で実施されていた収穫体験をメロンドーム、温泉ドーム及び地元生産者との連携により復活し、メロン、ブルーベリー、イチゴなど、県内外の消費者の方々へ農産物のPRを図りました。また、ギフト商品の拡大について、市内各物産館との連携により、各物産館の商品をメロンドームでまとめて取り扱う等の取り組みも行ったところです。

次に、72ページからは決算報告書でございます。まず、73ページは平成20年3月31日現在の貸借対照表でございます。左側の資産の部では流動資産、固定資産の資産合計が2億5,894万1,842円、右側の負債の部合計1億5,059万8,650円、純資産の部で利益剰余金3,334万3,192円を含み、下段の純資産の部合計1億834万3,192円となっております。

次に、74ページの損益計算書でございますが、売上高13億3,513万6,274円でありまして、売上総利益から販売費及び一般管理費を差し引きますと営業利益が423万9,755円となり、下段の当期純利益としまして1,043万9,770円となっております。

75ページからは明細等でございますので、説明を省略させていただきます。

次に、79ページをお開きください。平成20年度の事業計画でございます。本年度は特産品開発の分野で、七城産の米を利用したどぶろくの販売を進めております。また、その他農産物を利用した新商品の開発も併せて進めてまいります。収穫体験については、昨年に引き続き実施するとともに、栗、梨、及び柿など品目の拡大を図りながら市内農産物のPRをさらに進めてまいります。

次に80ページをお開きください。平成20年度収支予算書でございます。平成20年度の総売り上げを前年度対比103.1%の13億5,860万円など、歳入総額13億7,688万5,000円を見込んでおります。また、歳出につきましては、合計13億4,707万9,000円を見込み、平成20年度の利益見込み額2,980万6,000円を見込んでおります。

81ページからは明細等でございますので、説明を省略させていただきます。

以上、概略を説明申し上げまして、有限会社七城町特産品センターの経営状況報

告に代えさせていただきます。

次に、85ページをお願いします。報告第7号、有限会社七城町振興公社経営状況について説明いたします。87ページをお開きください。平成19年度の事業報告でございます。七城町振興公社温泉ドームは、燃料、食材費の値上げによる経費負担の増加とレジオネラ菌検出による影響に伴い、売上高の対前年比が96.1%と減少しましたが、後半の宴会部門及びおせちの売り上げが順調に推移してまいりました。

次に、88ページは月別事業経過報告でございます。ご覧いただきたいと思いますが、イベントにおいては年間を通してグランドゴルフ大会、各種スポーツ大会、またコスモス祭り、秋祭り、メロンドームと合同で初めてのゴルフコンペを積極的に展開しました。

次に、89ページから93ページまでは平成19年度決算報告書でございます。90ページは平成20年3月31日現在の貸借対照表でございます。左側の資産の部では、流動資産、固定資産の資産合計が1億816万6,387円、右側の負債の部で流動負債として3,588万4,664円、純資産の部では7,228万1,723円となっており、内、繰越利益剰余金が1,026万8,277円の減、赤字決算となっております。

次に、91ページは損益計算書でございます。売上高は4億9,557万3,524円でございます。中段の売上原価につきましては2億1,078万4,083円でございます。売上総利益から販売費及び一般経費を差し引きますと、4,824万5,702円の営業損失でございます。営業損失に営業外収益3,600万7,787円と、営業外費用及び法人税等を加減しますと、1,347万5,532円の当期損失、いわゆる赤字決算となったところでございます。

次に、92、93ページは明細等でございますので、ご覧いただきたいと思えます。

次に、94ページをお願いします。平成20年度事業計画でございます。本年度も好評を得た奄美物産フェアをはじめ、年間を通じてゴルフコンペを盛り込み、そのほかにも夏祭りや秋祭りなどのイベントを計画しております。

次に96ページをお開きください。平成20年度損益予算書でございます。まず、収益の部で、営業収益合計5億1,151万円を見込んでおります。

次に、97ページは費用の部でございますが、販売費及び一般管理費の中で主な項目についてご説明申し上げます。まず、売上原価につきましては、仕入れ原価合計1億9,573万5,000円、一般管理費で給与手当1億1,970万円、賞与1,200万円、法定福利費1,560万円、水道光熱費4,840万円、衛生

管理費2,710万円等でございます。費用合計は4億9,102万2,000円となっており、98ページの当期利益としまして2,048万8,000円を見込んでおります。

最後に、99ページは地域別ドーム会員でございます。現在2万1,591名の方が会員として登録して、広く温泉ドームを活用いただいております。

以上、概略をご説明申し上げまして、有限会社七城町振興公社経営状況報告に代えさせていただきます。

次に、101ページをお開きください。報告第8号、有限会社七城町銘柄米センターの経営状況についてご説明いたします。103ページは平成19年度事業報告でございます。七城町銘柄米センターでは、七城の米、安全安心銘柄米と位置づけて、七城米の生産、集荷、販売等について取り組んでいるところでございます。無人ヘリコプターによる地域一斉防除による農薬使用量の適正化と適期防除効果を図るとともに、堆肥散布機による土づくりに取り組み、銘柄米センターのトレーサビリティ・システムと連携を強化し、米の販売促進商談会、広告宣伝活動を実施し、七城の米の販売促進に努めているところでございます。なお、平成18年産米の集荷、販売実績につきましては1万9,794俵、平成19年産米の集荷実績につきましては2万5,663俵となっております。

次に、104ページからは決算報告書でございます。

105ページは平成19年12月31日現在の貸借対照表でございます。左側の資産の部では、流動資産及び固定資産の資産合計が8,421万2,634円、右側の負債の部合計91万5,916円、純資産の部が、利益剰余金のマイナス70万3,282円を含み、純資産合計8,329万6,718円となっております。

次に、106ページの損益計算書でございますが、純売上高1億2,937万8,767円でありまして、売上総利益から販売費及び一般管理費を差し引き、中段の営業利益が1,582万9,725円であり、下段の当期利益が1,979万957円となっております。

107ページから114ページまでは明細等でございますので、ご覧いただきたいと思っております。

次に、115ページは平成20年度の事業計画でございます。平成20年度産米の集荷については、2万5,000俵を計画しております。今年度七城地域では、農地・水・環境保全向上対策により、地域全体で水稲作における化学肥料と農薬の使用を減らす環境負荷低減への取り組みが進められております。地域農業者の方々と一体となり、安心安全の米づくりによる七城の米のさらなるブランド化に努めてまいりたいと思っております。

次に、116ページは平成20年度の収支計画でございます。収入の部につきましては、米販売収入1億1,870万円、機械利用収入1,201万円等で、収入合計1億3,079万3,000円を見込んでおります。次に、販売費及び一般管理費の支出の部につきましては、出荷奨励金1億円、機械利用費用1,099万8,000円等ございまして、支出合計が1億2,850万1,000円を見込み、当期利益といたしまして208万3,500円を見込んでおります。

117ページから118ページまでは、米販売と機械利用の明細でございますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上、概略を申し上げまして、有限会社七城町銘柄米センターの経営状況報告に代えさせていただきます。

次に、119ページをお開きください。報告第9号、有限会社旭志村ふれあいセンター経営状況報告についてご説明いたします。121ページの平成19年度営業報告からご説明いたします。1月までの累計売上高は、前期比104.8%で推移し、2月から3月にかけて改装工事のため、物産館は24日間、食彩館は60日間休館いたしました。最終売上高は前月比102%の4億6,360万2,000円となっております。全国的な天候不順の中、露地栽培中心の旭志野菜は、長雨、台風及び猛暑の影響を受け、品不足等の厳しい状況を強いられたところです。このような中で、精肉コーナーの売上高は前期比119.1%の1億3,977万8,000円と、今期も順調に推移いたしました。また、店内改装により、明るくゆっくりと買い物や食事をしていただける店舗づくりが図られたところでございます。

次に、124ページからは決算報告書でございます。125ページは平成20年3月31日現在の貸借対照表でございます。左側の資産の部では、流動資産、固定資産の資産の合計が8,187万8,776円、右側の負債の部合計が4,162万4,168円、純資産の部で、利益剰余金1,590万4,608円を含み、純資産合計が4,025万4,608円となっております。

次に、126ページの損益計算書でございます。売上高4億6,360万2,383円でありまして、売上総利益から販売費及び一般管理費を差し引きますと、中段の営業利益が16万3,959円でありまして、下段の当期純利益73万4,130円となっております。

127ページから131ページは明細等でございますので、ご覧いただきたいと思っております。

次に、132ページからは平成20年度の営業計画でございます。お客さまの高い評価を得るために、野菜生産者の生産履歴の徹底指導により、産地直送の顔

の見える採れたて、新鮮、安全・安心な旭志産野菜の提供と、生産履歴が明確に表示できる旭志牛や手作りの加工品等をクローズアップしながら固定顧客の拡大を図ってまいります。また、店舗の改装に伴い、商品構成の充実はもとより、売り場レイアウトの大幅な変更を行い、お客さまが見やすく買やすい売り場展開を構築してまいります。

次に、134ページは平成20年度収支予算であります。物産館売上2億6,500万円、食彩館売上7,000万円、精肉売上1億4,500万円等で、前年度対比104.3%の純売上高4億8,350万円を見込んでおります。中段の売上総利益1億4,110万円から、販売費及び一般管理費を差し引き、営業利益としまして979万5,000円を見込んでおります。

135ページからは販促計画でございますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、概略をご説明申し上げまして、有限会社旭志村ふれあいセンターの経営状況報告に代えさせていただきます。

次に137ページでございます。報告第10号、株式会社四季の里旭志の経営状況について報告いたします。まず、139ページをお開きください。平成19年度第14期の営業報告からご説明を申し上げます。売上高の合計が1億3,753万2,000円で、対前期売上高と比較しますと1,493万7,000円の減額で、対前年比90.2%となっています。なお、年末の忘年会及びおせちについては販売促進に努めまして、対前年比376万5,000円増と順調に推移しております。また、鞍岳健康登山、ゴルフコンペ、グランドゴルフ大会などのイベントを実施し、積極的にPRを展開しております。

次に、140ページから144ページまでは決算報告書でございます。まず、141ページは平成20年3月31日現在の貸借対照表でございます。左側の資産の部では、流動資産、固定資産の資産合計が2,915万7,651円、右側の負債の部で2,279万6,232円、純資産の部で636万1,419円となっており、うち繰越利益剰余金が9,436万3,581円の減となっております。

142ページの損益計算書では、売上高は1億3,753万1,702円でありまして、売上原価につきましては4,626万7,531円でございます。売上総利益から販売費及び一般管理費を差し引きますと、中段の1,902万2,027円が営業損失になります。また、営業損失に営業外収益1,789万4,324円と営業外費用及び法人税等を加減しますと、下段の1,755万3,143円の当期損失となっております。

次に、143ページは販売費及び一般管理費の明細、144ページは監査報告

でございますので、ご覧いただきたいと思ます。

次に、145ページは第15期の営業計画でございます。今後、経営の再建を図るために、ログハウスを中心とした各種プランの販売強化、特に好評でございました、鍋・おせちプランの展開を図り、閑散期である冬場の集客に努めることになっております。また、効率的な広報活動の下、年間を通したイベントの展開と、全職員の対応の営業活動を推進しながら、経費についても燃料費の抑制、給与、レストラン原価の見直し等によるコスト削減と売上確保による収益増を見込まれております。

次に、146ページは第15期損益予算書でございます。まず収益の部でございますが、本年度は合計で1億7,995万円を見込んでおります。

次に、147ページの費用の部でございます。まず、売上原価につきましては、仕入れ原価としまして5,248万円、給料手当4,130万円、水道光熱費1,620万円、燃料費1,430万円等でございます。費用合計は1億7,946万1,000円となっております。次ページの当期利益につきましては48万9,000円を見込んでおります。

以上、概略をご説明申し上げまして、株式会社四季の里旭志第14期の経営状況報告に代えさせていただきます。

次に、149ページをご覧いただきたいと思ます。最後になりますが、報告第11号、有限会社有朋の里泗水の経営状況についてご説明いたします。151ページの平成19年度営業報告としましては、売上が対前年度比111.4%の5億18万7,000円となっており、入店客数は前年度対比107.8%の43万1,456人となりました。会館以来初の売上5億円を達成し、入店客数と共に順調な伸びを示しております。下段は部門別売上数値の上位のものでありまして、特に道の駅弁として営業展開を図っている弁当の部門では、売上が対前年度比124.8%の7,152万7,000円という伸びを示しております。

152ページをお開きください。野菜のブランド開発といたしまして、生産者に対し特産野菜の種子代補助や、減農薬、減化学肥料、生産指導への補助を行うとともに、店舗においても生産現場のビデオ放映を行いながら、安全・安心に対する生産者の取り組みをアピールいたしております。孔子公園では各種イベント時での積極的な支援を行うほか、年3回のスケッチ大会の実施や、各種スポーツ大会を行いながら、孔子公園の四季折々の素晴らしさをPRしているところでございます。

次に、154ページからが決算報告でございます。155ページは平成20年3月31日現在の貸借対照表でございます。左側の資産の部では、流動資産、固

定資産の、資産の合計が8,518万5,035円、右側の負債の部合計4,271万4,872円、純資産の部で利益剰余金2,647万163円を含み、資産合計が4,247万163円となっております。

次に、156ページの損益計算書でございますが、売上高は1億788万7,857円でありまして、売上総利益から販売費及び一般管理費を差し引きますと、中段の営業利益が633万8,955円となり、下段の当期純利益が644万5,262円となっております。

157ページからは明細等でございますので、説明は省略させていただきます。

次に、161ページをお願いします。平成20年度の営業計画でございます。経営方針を「心豊かなふるさとづくりの実現」と銘打ち、地域の活動に積極的に参加し、地域住民の笑顔の輪を広げる活動の新たな取り組みを目指すこととしております。これまでの生産販売の取り組みはもとより、第3セクターの役割として各種イベント、美化、清掃活動、及び都市・農村交流活動など、孔子公園、養生市場を中心に、地域に密着した活動を計画いたしております。

163ページは平成20年度の収支計画でございます。上段の総売上高を対前年度比100.6%の5億300万円を見込んでおります。中段付近の営業収益としまして販売手数料収入の6,650万円等で、純売上高としまして1億180万円を見込み、支出の部としまして、販売費及び一般管理費6,628万円を見込んでおります。165ページに明細を添付しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。税引き前当期純利益といたしまして1,110万円を見込んでおります。

以上、概略をご説明申し上げまして、有限会社有朋の里・泗水の経営状況報告に代えさせていただきます。

以上、経済部に係る第3セクター8件についての経営状況を報告させていただきました。

議長（北田 彰君） 以上で報告を終わります。報告第3号から報告第11号までは地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告にとどめます。

ここで暫時休憩します。

○
休憩 午前11時47分

開議 午前11時54分

○
議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○
追加日程第5 意見書案第2号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める

意見書の提出について

議長（北田 彰君） 次に、追加日程第5、意見書案第2号、森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書の提出についてを議題とします。提出者の提案理由の説明を求めます。

経済常任委員長、本田憲一君。

[登壇]

経済常任委員長（本田憲一君） 意見書案第2号、森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書の提出について、上記の意見書案を別紙のとおり、菊池市議会会議規則第14条第2項の規定により、経済委員会として提出いたします。

提案の理由としまして、森林整備を推進していくためには、森林所有者の森林経営意欲を創出するための施策はもとより、民間により整備が困難な水源林と公益森林の整備に対する公的機関の役割の強化、さらには過疎化、高齢化が進む中で、森林・林業の担い手である山村の再生に向けた積極的な取り組みが極めて重要なためであります。提出及び意見書の案文につきましては、追加日程時に参照していますので、お読みください。

各議員におかれましては、意見書の趣旨にご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長（北田 彰君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑終わります。

意見書案第2号については、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論終わります。

これより採決します。お諮りします。意見書案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。



追加日程第6 意見書案第3号 後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書の提出について

議長（北田 彰君） 次に、追加日程第6、意見書案第3号、後期高齢者医療制度の

見直しを求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

文教厚生常任委員長、怒留湯健蓉さん。

[登壇]

文教厚生常任委員長（怒留湯健蓉さん） 申し上げます。意見書案第3号、後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書の提出について申し上げます。

この意見書案を別紙のとおり、菊池市議会会議規則第14条第2項の規定により、文教厚生常任委員会として提出いたします。

提案の理由としましては、導入から約2ヵ月の間に、制度の周知不足や準備の遅れなどにより、全国各地で保険証の未到達や保険料の徴収ミス等のトラブルが相次いでおり、混乱がこれ以上広がれば、制度は信頼を失い、医療崩壊につながる恐れもあるため、国においては、保険料負担の増減を含め、実態を十分に把握検証し、問題点を明らかにした上で、高齢者に過度な負担を求めることなく、すべての高齢者が安心して医療を受けることのできる医療制度とするためのものです。

提出先及び意見書の案文につきましては、議員提出議案の5ページをご参照ください。

議員各位におかれましては、意見書の趣旨にご賛同いただきますようお願いして、提案理由といたします。

議長（北田 彰君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見書案第3号については、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論終わります。

これより採決します。お諮りします。意見書案第3号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。



追加日程第7 意見書案第4号 原油高騰に対して「国家備蓄の放出」を求める意見

書の提出について

議長（北田 彰君） 次に、追加日程第7、意見書案第4号、原油高騰に対して「国家備蓄の放出」を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

経済常任委員長、本田憲一君。

[登壇]

経済常任委員長（本田憲一君） 意見書案第4号です。原油高騰に対して「国家備蓄の放出」を求める意見書の提出について。上記の意見書案を別紙のとおり、菊池市議会規則第14条第2項の規定により、経済委員会として提出します。

提案の理由としまして、急激な原油価格の高騰は、本市の農業、運送関連業、建設業、観光産業など、燃灯油を使用する事業に与える影響は多大なものがあります。沈静化をさせるために、国民生活安定緊急時措置法などを検討され、石油備蓄法に基づき、国家備蓄の放出などの対策を緊急に行い、市民の暮らし、農業、各種産業の営みを守るためであります。

提出及び意見書の案文につきましては、議員提出議案7ページをご参照ください。

議員各位におかれましては、意見書の趣旨をご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（北田 彰君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑終わります。

意見書案第4号については、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論終わります。

これより採決します。お諮りします。意見書案第4号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

以上を持って本日の議事日程は全部終了し、今定例会に付議されました事件はすべて議了しました。

これをもちまして、平成20年第2回菊池市議会定例会を閉会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れでした。

閉会 午後 零時02分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議長 北 田 彰

菊池市議会議員 松 本 登

菊池市議会議員 工 藤 恭 一

平成20年第2回定例会付議事件一覧および審議結果表

(6月3日・6月17日議決)

議案番号	議案名	結果
議案第53号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (平成19年度菊池市一般会計補正予算-第12号)	原案承認
議案第54号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (平成19年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算-第4号)	原案承認
議案第55号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (菊池市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例)	原案承認
議案第56号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (菊池市税賦課徴収条例の一部を改正する条例)	原案承認
議案第57号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	原案承認
議案第58号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (平成20年度菊池市一般会計補正予算 第1号)	原案承認
議案第59号	菊池市まちづくり交付金評価委員会条例の制定について	原案可決
議案第60号	菊池市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第61号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第62号	菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に ついて	原案可決
議案第63号	菊池市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第64号	菊池市集会所条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第65号	菊池市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第66号	菊池市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の 制定について	原案可決
議案第67号	菊池市小集落改良住宅条例の一部を改正する条例の 制定について	原案可決
議案第68号	菊池市単独住宅管理条例の一部を改正する条例の 制定について	原案可決

議案第69号	平成20年度菊池市一般会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第70号	平成20年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第71号	平成20年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第72号	平成20年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第73号	平成20年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第74号	菊池市公共下水道菊池市浄水センターの建設工事委託に関する基本協定の締結について	原案可決
議案第75号	指定管理者の名称変更に伴う再指定について	原案可決
議案第78号	平成20年度菊池市一般会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第79号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	原案同意
議案第80号	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	原案同意
議案第81号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	原案同意
議案第82号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	原案同意
議案第83号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	原案同意
議案第84号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	原案同意
議案第85号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	原案同意
報 告		
議案第76号	熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について	原案報告
議案第77号	熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について	原案報告

報告第 1号	繰越明許費繰越計算書について	原案報告
報告第 2号	専決処分の報告について	原案報告
報告第 3号	菊池市土地開発公社経営状況報告について	原案報告
報告第 4号	有限会社きくち観光物産館経営状況報告について	原案報告
報告第 5号	有限会社ファームきくち経営状況報告について	原案報告
報告第 6号	有限会社七城町特産品センター経営状況報告について	原案報告
報告第 7号	有限会社七城町振興公社経営状況報告について	原案報告
報告第 9号	有限会社旭志村ふれあいセンター経営状況報告について	原案報告
報告第 10号	株式会社四季の里旭志経営状況報告について	原案報告
報告第 11号	有限会社有朋の里泗水経営状況報告について	原案報告
請 願		
請願第 3号	国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書提出を求める請願	採 択
請願第 4号	後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書の提出に関する請願書	不採択
意 見 書 案		
意見書案 2号	森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書の提出について	原案可決
意見書案 3号	後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書の提出について	原案可決
意見書案 4号	原油高騰に対して「国家備蓄の放出」を求める意見書の提出について	原案可決

菊池市議会会議録

平成20年第2回6月定例会

発行年月 平成20年8月

発行人 菊池市議会議長 北田 彰
編集人 菊池市議会事務局長 岩木 精四郎
作成 株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所

菊池市議会事務局

〒861-1392 熊本県菊池市隈府 888

電話 : (0968) 25-2325

